

JILPT 資料シリーズ

No.119 2013年5月

# 雇用保険業務統計分析



独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
The Japan Institute for Labour Policy and Training

# 雇用保険業務統計分析

## ま え が き

本報告書は、失業等給付に関する雇用保険業務統計を分析したものである。まず、保険料収入、被保険者数、基本手当や雇用継続給付等の各種給付の受給者数や支給額などについて、現行制度発足の1975年度以降の動きを中長期的にみた。

次いで、収支差と積立金の動きをみた上で、積立金の果たす役割の整理を試みた。給付のうち基本手当は、雇用失業情勢の影響で、年によっては倍近く変動する。そのため、単年度の収支が均衡することが稀である。積立金は、経済変動をはじめとして様々な要因によって発生する収支差を長期的に均すという重要な機能を持つものである。また、民間の保険では、支払い余力を示す基準としてソルベンシー・マージン比率が用いられる。ソルベンシー・マージン比率の考え方を雇用保険の積立金に当てはめたとして、どのような計算が考えられるか、考察も行った。

さらに、リスク管理の手法に、モンテカルロ・シミュレーションがある。モンテカルロ・シミュレーションは、前提の一部を変えつつシミュレーションを繰り返すことで、起こり得る可能性を検証する手法である。これを雇用保険で行うとしたらどのようなものが考えられるか、可能性を探る一環として、試算を試みた。

本報告書が、関係者の参考となれば幸いである。

2013年5月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 菅野和夫

## 執筆担当者

氏名	所属	執筆担当
いしはらのりあき 石原典明	労働政策研究・研修機構	調査・解析部情報統計担当部長
はやみ ひとし 早見 均	慶應義塾大学商学部教授	第1章、第2章 第3章

本研究は、早見均慶應義塾大学教授を座長とする研究会を設けて行った。

研究会 (あいうえお順、敬称略)

石原 典明 労働政策研究・研修機構 情報統計担当部長

中野 諭 労働政策研究・研修機構 研究員

早見 均 慶應義塾大学商学部 教授 (座長)

原 弘章 三井住友海上火災保険株式会社金融ソリューション部課長※ (アクチュアリ)

(※役職は研究会当時のもの)

事務局

労働政策研究・研修機構調査・解析部

吉田 和央 主任調査員

上村 聡子 主任調査員補佐

研究会開催

第1回 平成24年7月5日

第2回 平成24年7月27日

第3回 平成24年9月18日

第4回 平成24年10月15日

第5回 平成24年11月20日

## 目 次

第1章	業務統計分析	1
1	収入の動き	1
2	一般被保険者数の動き	7
3	支出の動き	16
4	基本手当の動き	19
5	各変動要素の動き	22
6	初回受給者数の動き	26
7	被保険者資格喪失から受給に至る流れ	32
8	就職促進給付	39
9	育児休業給付金	41
10	高年齢雇用継続給付	45
第2章	積立金	49
1	雇用保険の積立金の役割	50
2	模式図による説明	52
3	積立金の評価	55
4	ソルベンシー・マージン比率	56
第3章	Monte Carlo Simulation による試算結果	63
1	はじめに	63
2	雇用保険に関するリスク	64
3	シミュレーションの対象	67
4	人口推計・将来推計人口の利用について	69
5	労働力人口の推計	70
6	雇用者数の推定	73
7	被保険者数の推定	74
8	被保険者資格喪失者(離職者)の決定プロセス	77
9	初回受給者の決定プロセス	80
10	雇用保険受給者の状態遷移の定式化	84
11	状態遷移確率 $p_{ij}$ の推定	86
12	貸金率の設定	91
13	雇用保険支給額の決定プロセス	94
14	一般求職者給付以外の給付について	96

15	その他の支出	107
16	雇用保険料収入額の決定プロセス	107
17	積立金残高の計算	112
18	シミュレーションの設定	113
19	モンテ・カルロ・シミュレーションの結果	116
20	おわりに	133
21	参考文献	134

## 附属資料

○用語の説明	139
○雇用保険制度 主な改正	147
○海外の失業保険制度	151
○附属統計表	163
・第1章 図の基礎データ	165
・雇用保険各種データ	198

## 注意

- 1 対象とする収入と支出は、雇用保険二事業分を除くものである。雇用保険二事業とは、雇用安定事業と能力開発事業（雇用保険法第63条に規定されるものに限る。）のことで、本報告書では単に「二事業」と呼ぶ。
- 2 給付の仕組、内容などは、本文では必要最小限しか説明していない。詳しくは、巻末の附属資料「用語の説明」を参照されたい。
- 3 図の基データは、巻末にまとめた。
- 4 統計の出所は、断りがなければ厚生労働省「雇用保険事業年報」である。

## 第1章 業務統計分析

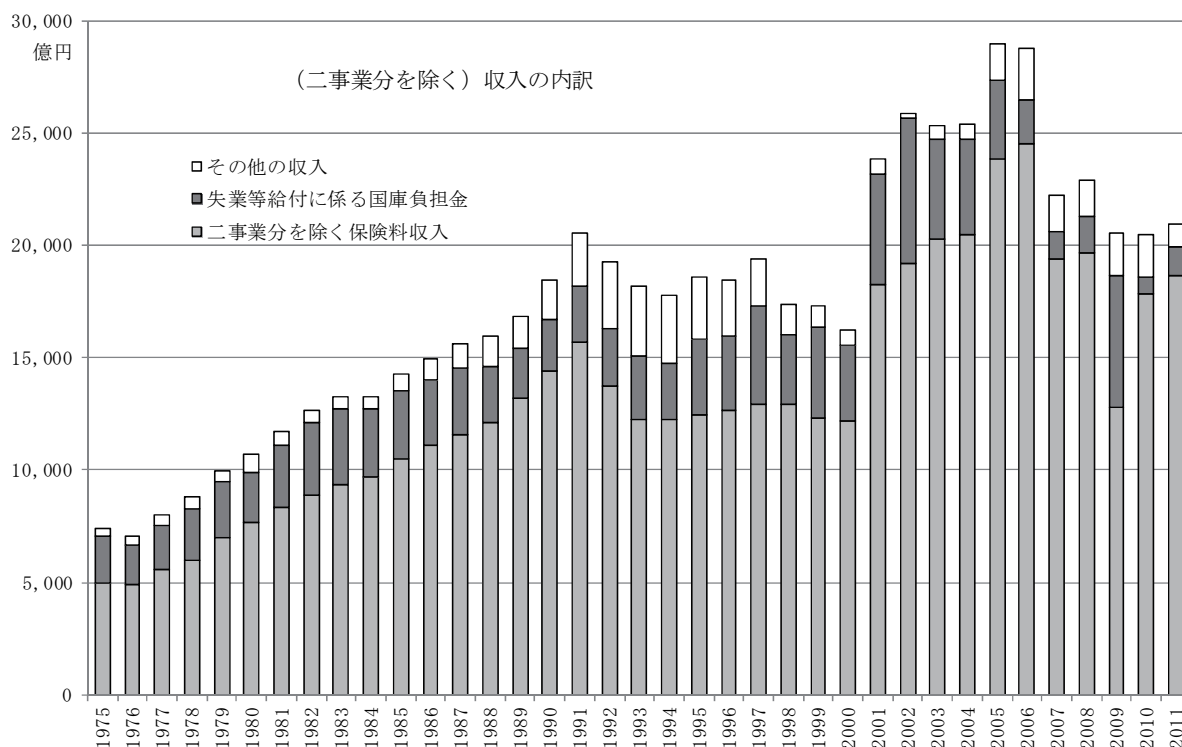
雇用保険の2011年度における二事業分を除く収入は2兆919億円、支出は1兆7,946億円であった。収支残の2,973億円が積立金に積み増され、積立金はこれを含めると5兆8,719億円となった。

### 1 収入の動き

この二事業分を除く収入は、二事業分を除く保険料収入1兆8,658億円、失業等給付に係る国庫負担1,281億円、その他980億円から成る。その他は、預託金利子収入などである<sup>1</sup>。

この二事業分を除く収入の推移を、その内訳とともに現行制度発足の1975年度からみると、図1-1のとおりである。

【図1-1】二事業分を除く収入の推移



収入の多くは二事業分を除く保険料収入である。これは年度によって、例えば2001年度や2009年度のように大きく変動する。2001年度は前年度の1兆2,164億円から1兆8,251億円に増加し、2009年度は前年度の1兆9,664億円から1兆2,790億円に減少した。保険料収入は、

<sup>1</sup>2011年10月に始まった就職支援法事業に係る国庫負担の額は、ここでは、その他収入に含めている。

## 第1章

事業主が年間に納付する保険料の総額である。事業主が納付する保険料は、基本的には、年間に労働者に支払った賃金の総額に雇用保険率（雇用保険の料率）を乗じた額である。

### （雇用保険率）

この雇用保険率は、現在、次のように定められている。事業の種類別に定められているが、一般の事業のウェイトが大きいので、以下、一般の事業に適用される料率で考える。二事業分の料率とは、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てる分である。現在、1000分の3.5とされる。

（平成24年4月1日改正）

事業の種類	雇用保険率	うち 二事業分を除く料率	うち 二事業分の料率
一般の事業（下記以外の事業）	1000分の13.5	1000分の10	1000分の3.5
農林水産 <sup>注1</sup> 、清酒製造の事業 <sup>注1</sup>	1000分の15.5	1000分の12	1000分の3.5
建設の事業 <sup>注2</sup>	1000分の16.5	1000分の12	1000分の4.5

注1 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業、動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業及び清酒の製造の事業（牛馬育成、酪農、養鶏又は養豚の事業、園芸サービスの事業、内水面養殖の事業など、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業は除く）

注2 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

### （二事業分を除く保険料収入）

二事業分を除く保険料収入は、各事業の高年齢者分を除く賃金総額<sup>2</sup>に雇用保険率を乗じて得た額の総額から、二事業率を乗じて得た額を除き、印紙保険料の総額を加えたものである。二事業率とは、二事業分の料率を雇用保険率で除して得た率のことである。印紙保険料は日雇労働被保険者に係るもので、その総額は、現在は4億円程度の水準でしかない。二事業分を除く保険料収入は、二事業分を除く料率に対応するものと考えことにする。

### （雇用保険率の改定と保険料収入）

保険料収入は、雇用保険率の改定があれば大きく左右されると考えられる。雇用保険率は、過去、何度も改定されている。先に2001年度と2009年度の急増、急減について言及したが、両年度とも、料率改定のあった年である。

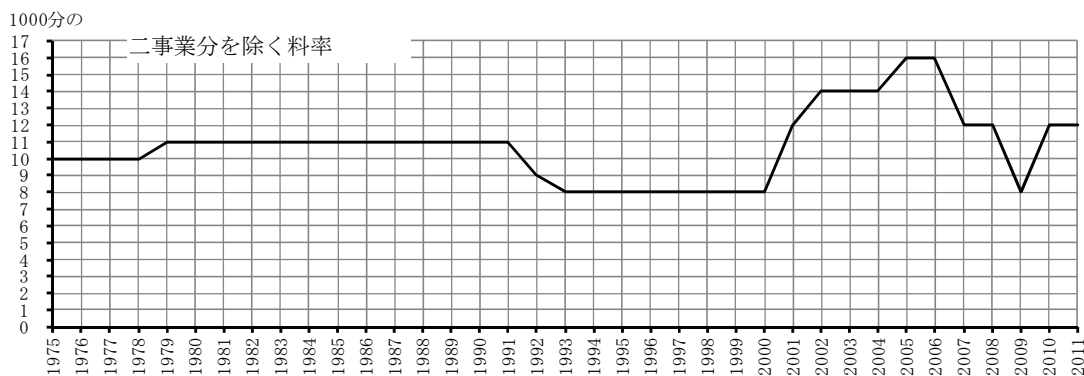
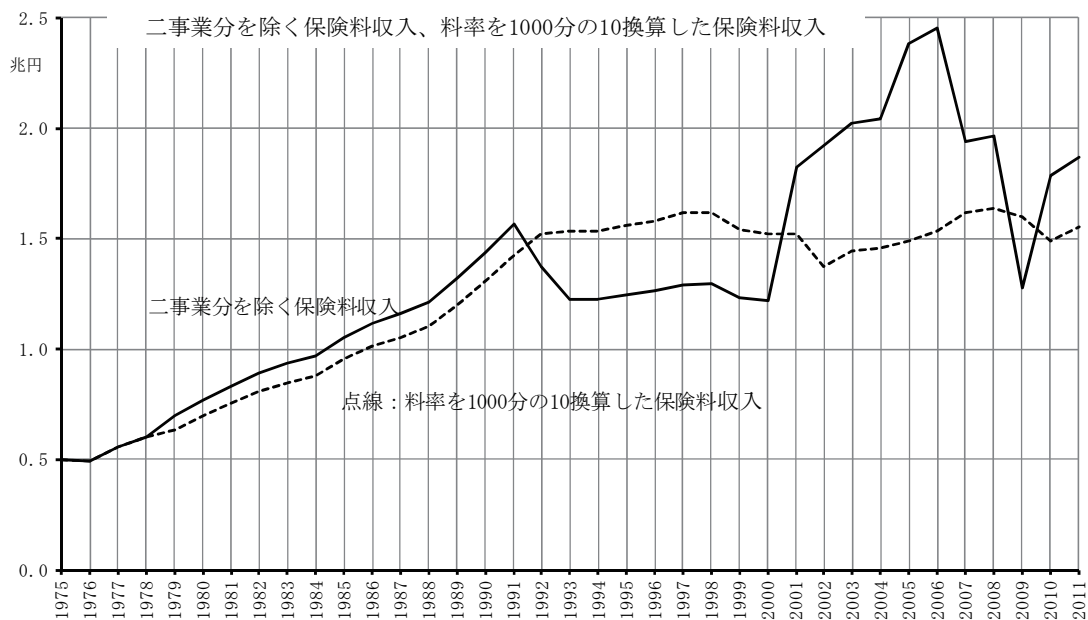
そこで、二事業分を除く保険料収入と、一般の事業に適用される二事業分を除く料率の推移を併せてみたものが図1-2である。両者には密接な相関があることがわかる。例えば、保険料収入は1992年度と1993年度に減少しているが、この2か年で二事業分を除く料率が1000分の11から1000分の8まで引き下げられている。また、2001年度から2006年度にかけて増加しているが、二事業分を除く料率は2001年度、2002年度、2005年度と引き上げられ、1000分の16となった。そして、2007年度と2009年度に減少を示すが、二事業分を除く料率はそれぞれ1000

<sup>2</sup>4月1日時点で64歳以上の労働者で、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者ではない労働者に支払う賃金の総額（高年齢者賃金総額）は除かれる。



分の12、1000分の8に引き下げられている。二事業分を除く料率は、2010年度と2011年度は1000分の12であったが、2012年度に1000分の10とされたところである。

【図1-2】二事業分を除く保険料収入と保険料率の推移



注 2002年度の1000分の14は10月以降に適用

(保険料収入は料率の改定がなければ滑らかに推移)

この1-2図には、二事業分を除く料率を1000分の10とした場合の推計保険料収入額<sup>3</sup>も点線で示した。料率の改定がなければ、比較的滑らかに推移することがわかる。1993年度以降、

<sup>3</sup>ここでいう1000分の10とした場合の保険料収入とは、二事業分を除く保険料収入に、1000分の10と当該年度において一般の事業に適用される二事業分を除く料率の比率を乗じて得た値で、推計値である。次の点に留意しなければならない。まず、二事業分を除く料率が、一般の事業に適用されるものと異なる事業（農林水産、清酒製造の事業、建設の事業）があるにもかかわらず、一律に行っている点である。また、事業主の納付する年間の保険料は、前年度に納付した保険料と前年度の確定保険料の額の差額が調整される（確定保険料の額が上回る場合は追加納付、不足する場合は当該年度の納付額に充当（又は還付））から、全額が当該年度の料率で計算されるわけではないのに、当該年度の料率で計算している点である。

## 第1章

それまでの上昇トレンドから水平に近い動きになっているが、これは、後に述べるように、一般被保険者数がやはり1993年度以降、増加トレンドが緩くなったことと符合する。

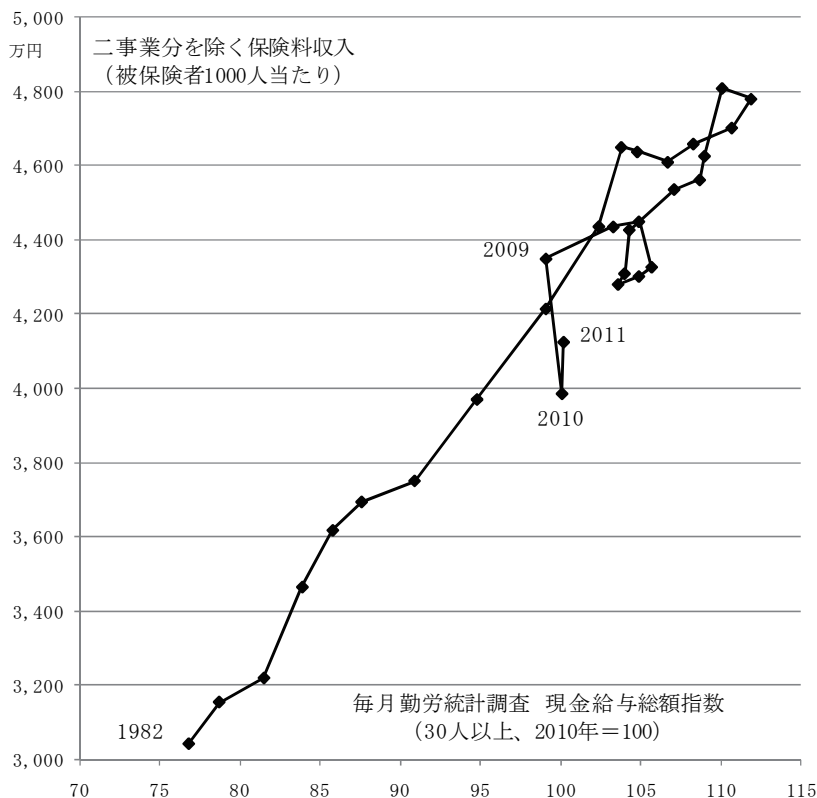
### （保険料収入の変動要素）

保険料収入は、基本的には、各事業の労働者の賃金の総額に料率を乗じて得た額の合計であるから、保険料収入は料率に加え、労働者数（雇用保険の場合は被保険者数）と労働者一人当たり賃金の動きに左右されることになる。

### （被保険者1000人当たりの保険料収入）

そこで、料率1000分の10に換算した保険料収入をさらに被保険者数<sup>4</sup>で除することで、被保険者1000人当たりの保険料収入を得れば、その額は、一人当たり賃金の動きに連動するはずである。実際、毎月勤労統計調査による一人当たり賃金と比較すると図1-3のとおりで、一人当たり賃金が増加すれば、被保険者千人当たりの保険料収入も増加するというように、おおむね連動していることがわかる<sup>5</sup>。

【図1-3】被保険者1000人当たり保険料収入（料率1000分の10換算）と現金給与総額



<sup>4</sup>一般被保険者数、短期雇用特例被保険者数及び日雇労働被保険者数の合計

<sup>5</sup>ちなみに、賃金が1%増加したときの被保険者千人当たり保険料収入の増加率である弾性値を計算すると、1.17である。

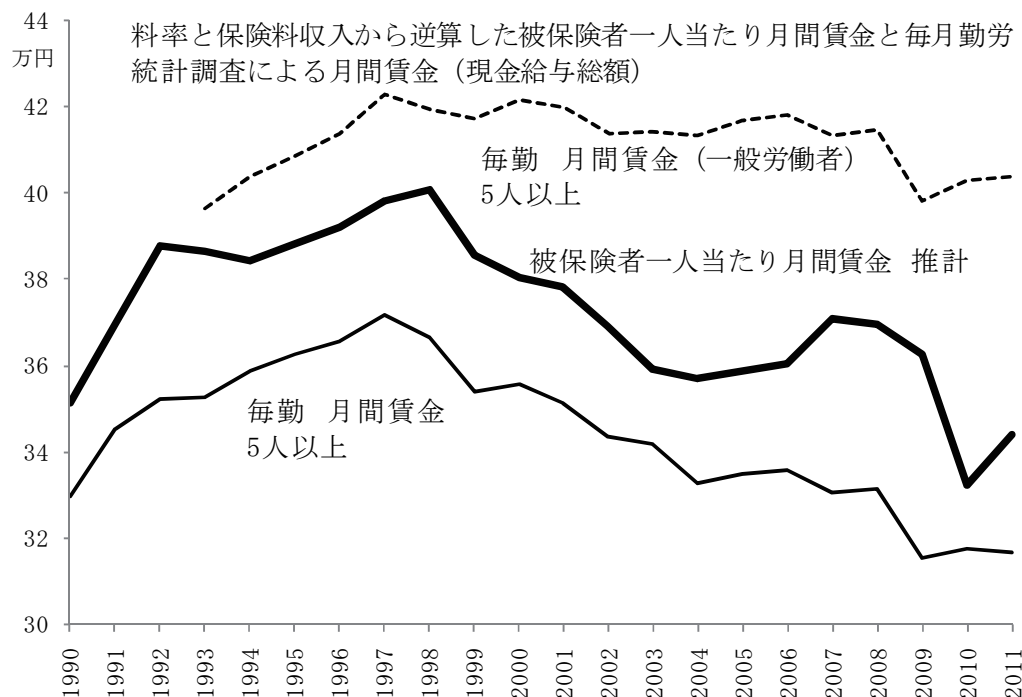
### （被保険者一人当たり賃金の推計）

また、二事業分を除く保険料収入と二事業分を除く料率を使って、被保険者一人当たり賃金に相当する額を以下の算式で推計できる<sup>6</sup>。

$$\text{二事業分を除く保険料収入} \div \text{二事業分を除く料率} \div \text{被保険者数}$$

図 1-4 は、こうして求めた被保険者一人当たり賃金の推計額と毎月勤労統計調査による一人当たり賃金を比較してみたものである。被保険者の方が一貫して高い。これは毎月勤労統計調査の調査対象である「常用労働者」の範囲が、雇用保険の被保険者の範囲よりも広く<sup>7</sup>、例えば、所定労働時間が週 20 時間未満の労働者は被保険者とはならないが、毎月勤労統計調査の常用労働者には該当する場合があるためと思われる。図には、毎月勤労統計調査による一般労働者（フルタイム）の賃金も併せて掲げた。被保険者の推計賃金は、一般労働者の賃金に比べれば低い。被保険者には、所定労働時間が週 20 時間以上である短時間労働者も含まれるためと思われる。一般労働者の賃金との格差は、1990 年代の終わりのころから 2000 年代前半にかけて広がってきている。後述するが、短時間被保険者数の増加が 2000 年代に入って顕著になったことと符合する動きである。

【図 1-4】被保険者の推計賃金



（補足）雇用保険率の弾力条項による改定

雇用保険率の改定には、法定料率の改定といわゆる弾力条項による改定とがある。法定料率は、労働保険の保

<sup>6</sup>分母の被保険者数は、脚注 4 と同じ。

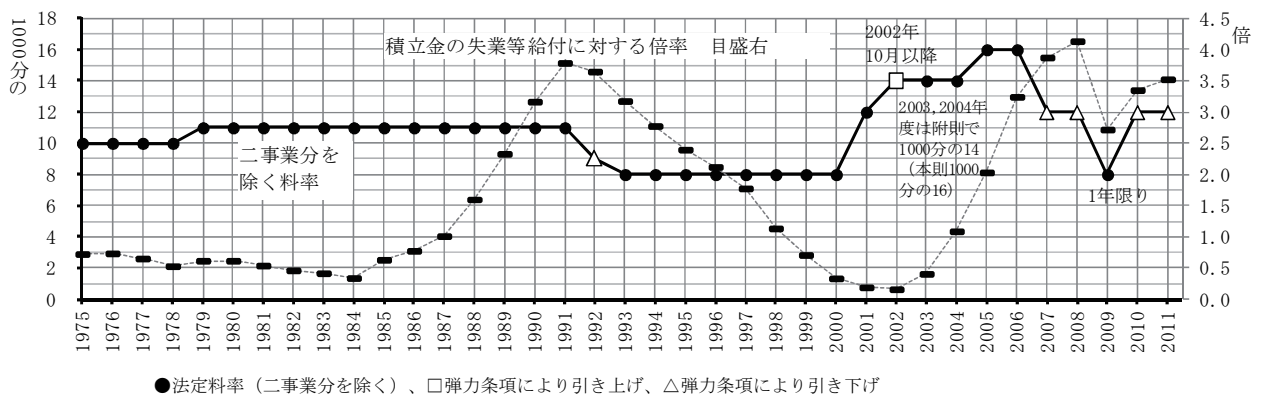
<sup>7</sup>ただし、毎月勤労統計調査は、産業の範囲が農林水産業を調査の対象外とする点、事業所の範囲が事業所規模 5 人未満を調査の対象外とする点では、雇用保険よりも範囲が狭い。

# 第1章

保険料の徴収等に関する法律の第12条4項に定められている率で、一般の事業の場合、現在、1000分の17.5である。次の第12条第5項に、厚生労働大臣は、毎年度末の積立金の額が、当該年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を1000分の13.5から1000分の21.5（一般の事業の場合）の範囲内において変更することができる旨規定されている。積立金が年間の失業等給付額等の何倍か、言い換えると、何年分あるかによって、法定料率をプラスマイナス1000分の4（2006年度までは1000分の2）の範囲内で変更できる。これを弾力条項による改定という。弾力条項による改定は、二事業分の料率は変更しない。二事業分を除く料率が1000分の10から1000分の18（一般の事業の場合）の範囲で変わり得ることになる。積立金の倍率を算出する際の分母の失業等給付額等は、失業等給付の額に2011年10月に始まった就職支援法事業に係る支出額も含め、「失業等給付額等」と総称されるものである。

下図は、積立金の失業等給付額に対する倍率と二事業分を除く料率の推移を併せてみたものである。この分母の失業等給付額は、2011年10月に始まった就職支援法事業に係る支出は含めていない。年度末の積立金の失業等給付額に対する倍率が判明するのは夏である。弾力条項による改定を行うとしても、早くてその次の年度ということになる。

積立金の失業等給付額に対する倍率（以下「積立金の倍率」という。）は1989年度に初めて2倍を超え、1991年度まで上昇を続けた。1992年度に弾力条項に基づく引き下げがあり、1993年度には法定料率（二事業分を除く）が1000分の8とされた。積立金の倍率は1992年度から低下し始め、1999年度には1を切る事態となった。2001年度は弾力条項ではなく、法定料率が1000分の12まで引き上げられ、翌2002年度（10月以降）は弾力条項適用で1000分の14とされた。2003年度からは法定料率がさらに引き上げられ1000分の16（ただし2003年度と2004年度は附則で1000分の14とされた）となった。積立金の倍率は2002年度を底に再び上昇し始め2005年度に2を上回るところとなり、2007年度には弾力条項適用で1000分の12に引き下げられた。2009年度は1年限りの措置で1000分の8とされた。



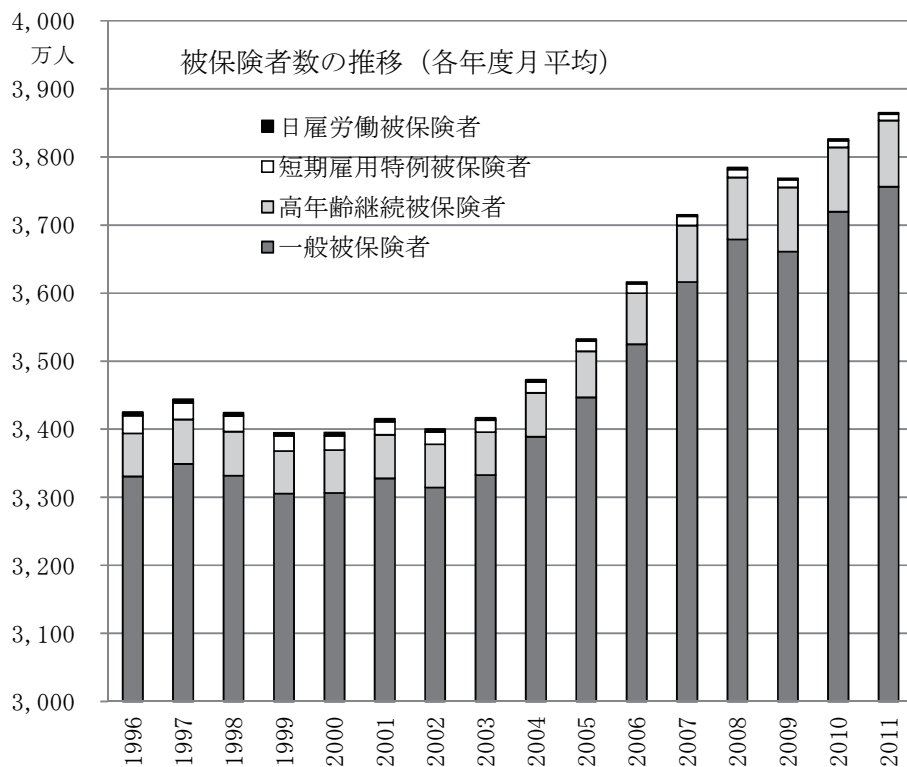
## 2 一般被保険者数の動き

ここで、料率、賃金、被保険者数という保険料収入の変動要因のうち被保険者数について、項を改めてみることにする。

### （被保険者の種類別にみた増減状況）

雇用保険の被保険者は、一般被保険者、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者から成る。それぞれの人数は2011年度の月平均で、一般被保険者3,756万人、高年齢継続被保険者97万人、短期雇用特例被保険者9.4万人、日雇労働被保険者2.0万人である。過去の推移は図1-5のとおりである。

【図1-5】被保険者数の推移



ここ10年間でみると、

一般被保険者数の増	2001年度3,328万人から2011年度は3,756万人に
高年齢継続被保険者数の増	同64万人から97万人に
短期雇用特例被保険者の減	同19.6万人から9.4万人に
日雇労働被保険者の減	同4.3万人から2.0万人に

となっている。

一般被保険者はこの10年間でおよそ400万人増えた<sup>8</sup>。動きをより長期にわたってみると、

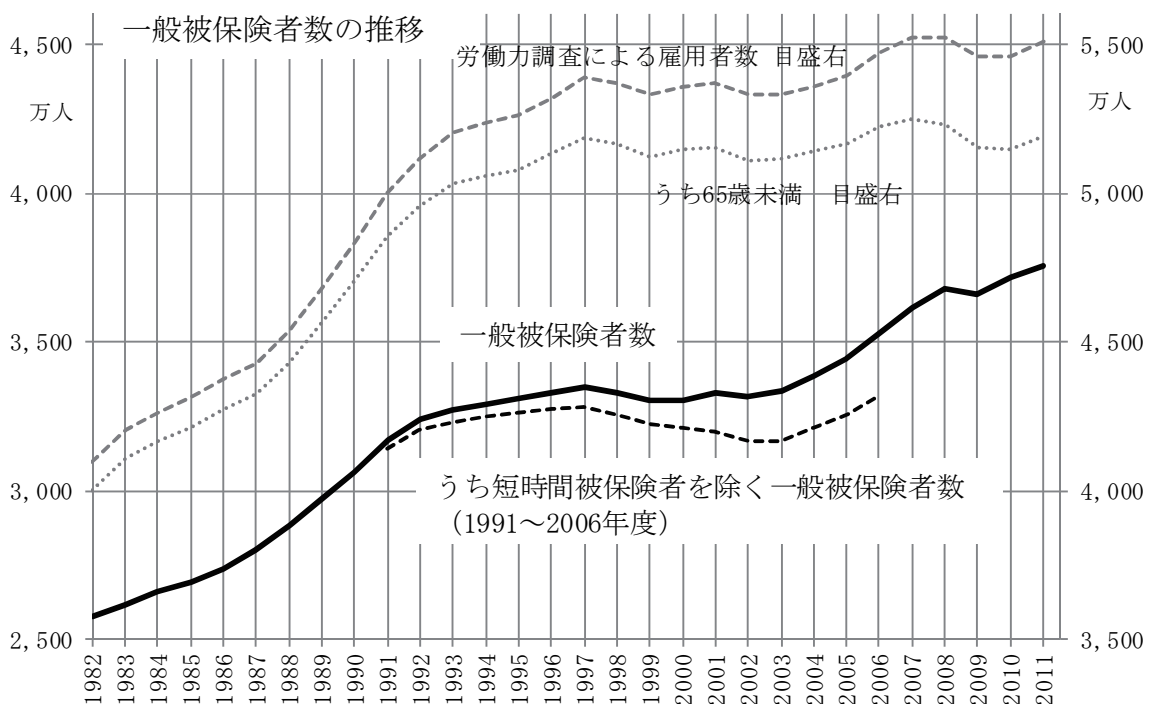
<sup>8</sup>被保険者数が増加しているにもかかわらず、図1-2の料率を1000分の10に換算した場合の保険料収入は、横ばいにとどまっている。これは、その間、一人当たり賃金が減少傾向にあったためと思われる。毎月勤労統計調査の賃金

図1-6のとおりである。1990年代に入って、それまでの増加のスピードが緩くなり、1998年度、1999年度は減少を示した。その後、おおむね横ばいで推移したが、2003年度以降は、リーマンショック（2008年9月）後の2009年度を除き、増加を示しているところである。

（一般被保険者の増加……雇用者全体と違う動き）

この2003年度以降の増加は、雇用者全体には見られない動きである。同図には、灰色の点線で、労働力調査による雇用者数を併せて示してある。縦軸の目盛が右側であることに注意されたい。両者は水準に違いはあるものの<sup>9</sup>、1990年代に入って増加が緩やかになった点など、似た動きを示している。しかし、2000年代に入ってからは動きに乖離が見られるようになった。一般被保険者数の増加が見られる2003年度以降、労働力調査の雇用者数でも増加がみられるもののがかなり緩やかで、特に一般被保険者の対象となる65歳未満の雇用者数では、2001年5157万人、2011年5190万人<sup>10</sup>と、ほとんど横這いでしかない。

【図1-6】一般被保険者数の推移



指数は2001年度から2011年度にかけて6.4%減少している。

<sup>9</sup>労働者の全員が一般被保険者になるわけではない。第一に、農林水産業の5人未満の労働者を使用する個人経営の事業は任意適用である。第二に、適用事業に雇用される労働者であっても、一部は適用除外とされる。すなわち、65歳に達した日以後に雇用される者、1週間の所定労働時間が20時間未満である者、継続して31日以上雇用されることが見込まれない者、季節的に雇用される者であって4か月以内の期間を定めて雇用される者、昼間学生のアルバイト、また、いわゆる一般の公務員などである。一般被保険者は、被保険者からさらに、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者に該当する者が除かれる。

<sup>10</sup>労働力調査の2011年の数値は全国値の補完推計値である（公表値は岩手、宮城及び福島を除く分しかない。）。年齢階級別雇用者数は補完推計値がないので、公表されている岩手、宮城及び福島を除く分の対前年比で、2010年の65歳未満雇用者数を増減させて得た値を、2011年の全国値とした。また、年度ではなく、暦年の数字である。

### （短時間被保険者……短時間被保険者以外も増加）

図には短時間被保険者を除く被保険者数を、統計の得られる1991年度から2006年度までの間<sup>11</sup>、点線で示してある。短時間被保険者数の増加に加え、短時間被保険者以外の人数も2004、5、6年度と増加していることがわかる。一般被保険者数の2004年頃からの増加は、短時間被保険者の増もあるものの、それ以外の増加も要因であることがわかる。短時間労働者（パートタイム労働者）の増加は近年の傾向であるが、この一般被保険者の増加は、短時間労働者が被保険者に入ってきたためとは言い切れないことになる。

### （性別、年齢階級別……女性、30代、40代中心）

この一般被保険者の増には、女性30歳代の被保険者数が減らなくなったことが大きく影響している。

表1-1は、2001年度からの5年間と、2006年度からの5年間に分けて、一般被保険者の動きを性別、年齢階級別にみたものである。

【表1-1】 性、年齢階級別にみた一般被保険者数の増減

年齢階級	2001年度から2006年度 1,970,333 人増		2006年度から2011年度 2,316,205 人増	
	男	女	男	女
年齢計	391,832	1,578,500	673,300	1,642,905
19歳以下	△ 16,698	△ 22,267	△ 12,669	△ 15,146
20歳～24歳	△ 152,031	△ 166,509	△ 129,089	△ 164,030
25歳～29歳	△ 472,026	△ 81,578	△ 140,812	△ 21,597
30歳～34歳	216,158	484,767	△ 399,116	11,476
35歳～39歳	502,619	492,967	305,815	436,564
40歳～44歳	210,183	303,081	563,022	490,754
45歳～49歳	△ 93,179	120,831	261,085	315,271
50歳～54歳	△ 609,427	△ 156,734	△ 26,595	155,347
55歳～59歳	600,768	501,342	△ 484,230	△ 86,226
60歳～64歳	205,466	102,600	735,891	520,492

注 内訳の合計が計欄と一致しない場合がある。

一般被保険者は前半の5年間で197万人、後半の5年間で232万人、それぞれ増えたが、男女別にみると、女性が前半158万人増、後半164万人増と、増加の多くを女性の増によっていた。年齢階級別にみて増加が目につくのは30歳代、40歳代の増加と、2006年度から2011年度

<sup>11</sup>1989年10月から、一般被保険者と高年齢継続被保険者のそれぞれに短時間被保険者という被保険者の種類が設けられ、業務統計も1991年度から作成されるようになったが、この区分は、2007年10月からなくなった。

なお、短時間労働者は、現行制度発足の1975年当時も、運用上、週当たりの所定労働時間が通常の労働者のおおむね4分の3以上かつ22時間以上で年収52万円以上、反復継続して就労する者であることを要件として、被保険者とされている。現在は、一週間の所定労働時間が20時間未満である者（日雇労働被保険者に該当する者は除く。）が適用除外とされている。2000年代に入ってから、2001年度に年収要件が撤廃されたが、一般被保険者の増が顕著であった2003～2007年度に資格要件の変更があったわけではない。

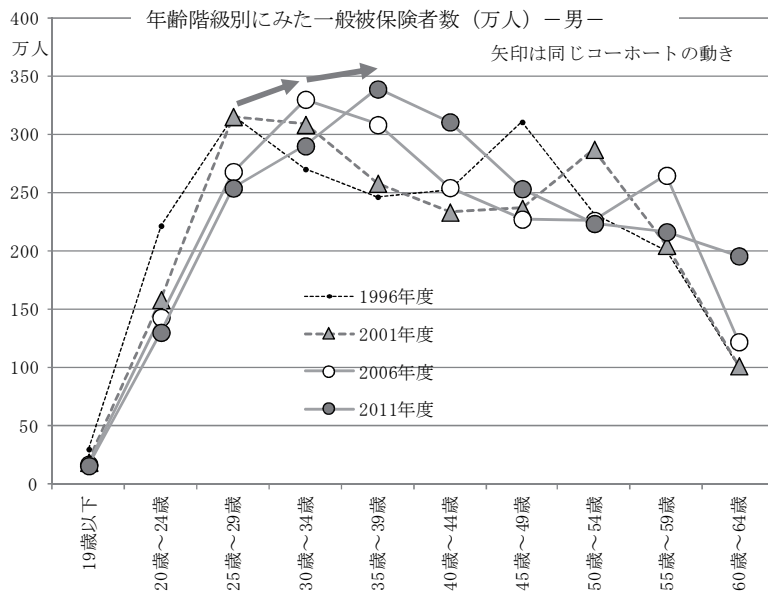
第1章

間の60～64歳である。

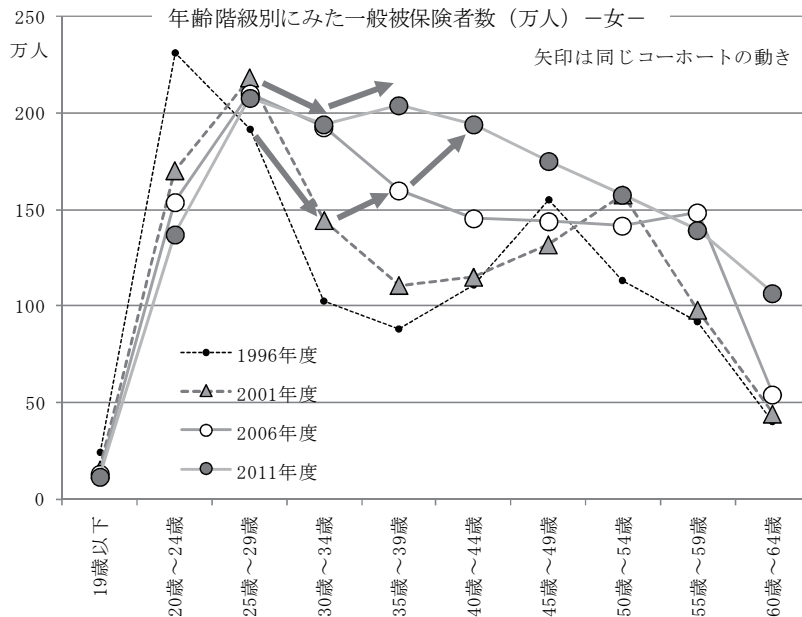
(30歳代でも被保険者数が減らなくなった女性 ⇒ 一般被保険者増)

この30歳代、40歳代の増加の結果、特に女性では、30～44歳で見られた落ち込みがなくなった。図1-7は、男女それぞれの年齢階級別一般被保険者数を1996年度から5年間隔で描いたものである。

【図1-7 男】 年齢階級別一般被保険者数 —男性—



【図1-7 女】 年齢階級別一般被保険者数 —女性—



女性の1996年度の状況を見ると、20～24歳231万人に対し、25～29歳192万人、30～34歳



103万人と、年齢間で100万人を超える差がある。35～39歳では89万人とさらに減る。次の40～44歳でやや増え、45～49歳ではさらに増え、156万人となる。年齢階級ごとの被保険者数は、M字型のカーブとなっている。

これが、2001年度になると、20～24歳170万人に対し、25～29歳218万人と25～29歳の方が多くなり、30～34歳144万人と、落ち込みが少なくなる。2011年度には、20～24歳137万人に対し、25～29歳208万人、30～34歳194万人、そして35～39歳204万人と、落ち込みはほとんど見られなくなる。M字型のカーブの消失である。

男性の場合も1996年度には30～44歳層で落ち込みがあり、M字型が見られた。ただ、2001年度、2006年度と、時間が経つに連れ、25～29歳と45～49歳に見られた山が5歳ずつ、右にずれて行く。つまり、M字型が年齢の高い方にずれて行く。M字型が消える女性の場合とは状況が異なる。1996年当時、45～49歳層に団塊の世代が属し、また、30歳未満層にいわゆる団塊の第二世代が属するために、30～44歳層で落ち込むM字型が見られたものである。

#### （コーホートの別に年齢による変化をみる…世代による違い）

この状況をコーホート（同一出生集団）の観点から見てみよう。図1-8は、1991年度から5年ごとに、その年度に20～24歳であったコーホートのその後の人数を年齢階級ごとにみたものである。1991年コーホート、1996年コーホートというように、20～24歳であった年度で、コーホートを参照することとする。

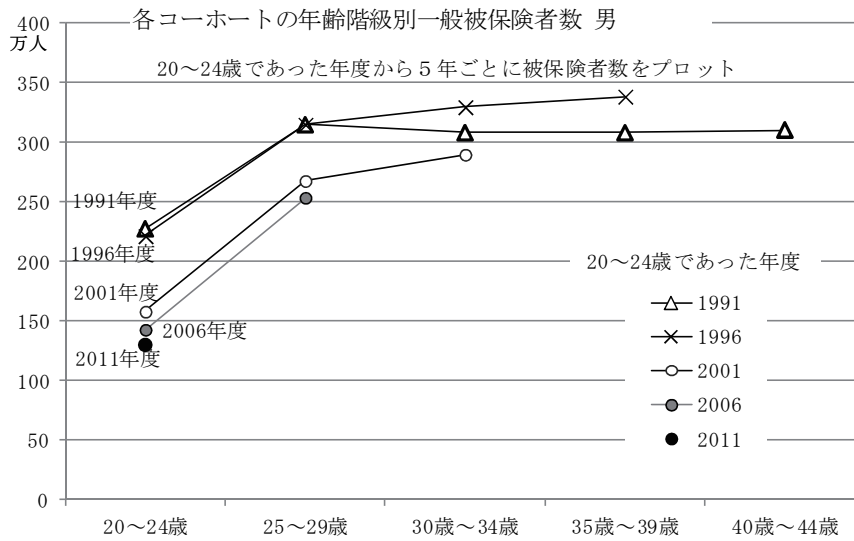
まず、男性に比べて女性は、コーホート間で動きの違いが著しい。男性の場合、1991年、1996年の各コーホートと、2001年、2006年、2011年の各コーホートとで、20～24歳時点の被保険者数に50万人程度の断層がある。これは、団塊の第2世代が、2001年度になって25歳以上の層に移ったためと考えられる。ただ、水準に違いがあるにせよ、25歳以降はおおむね横ばいの動きである点に変わりはない<sup>12</sup>。

---

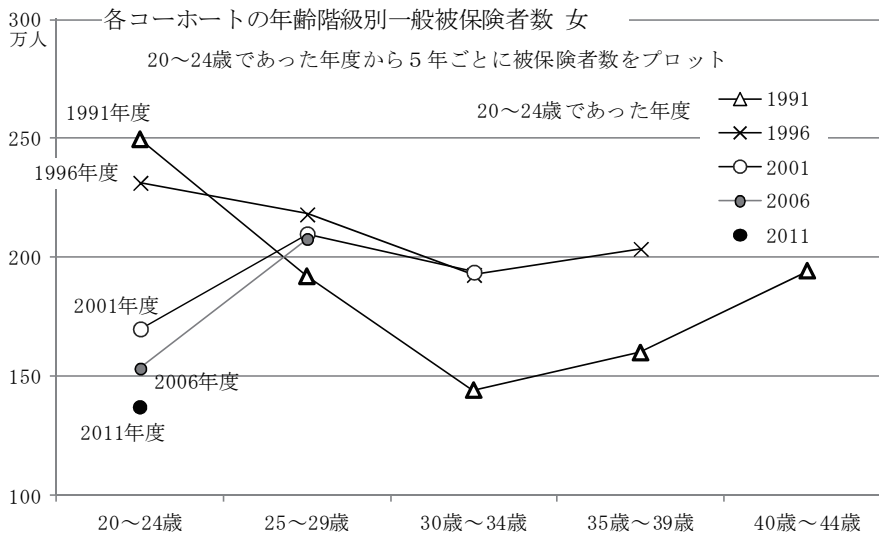
<sup>12</sup>ただし、1991年コーホートが25歳以降、ほとんど水平に動くのに対し、若年ニート、フリータが話題となった1996年コーホート、2001年コーホートは、25～29歳から30～34歳に移る際に15万人、22万人の増加があった。

【図1-8】 コーホートの別にみた被保険者数の推移

(男性)



(女性)



これに対し女性の場合、1991年コーホートは20～24歳をピークに30～34歳までの間に100万人程度減った後、35～39歳、40～44歳で人数を増やす。これが1996年コーホートでは、25～29歳、30～34歳の減少が少なくなる。そして2001年と2006年コーホートは、逆に25～29歳で人数を増やし、30～34歳は人数を減らすものの、前を行く1996年コーホートに比べれば、減少がさらに少なくなる。年齢階級別被保険者数のパターンは、男性型に近づいたと言える。

このパターンの変化——被保険者数の減少がなくなったこと——が、被保険者数の増加要因になったもの<sup>13</sup>と思われる。

<sup>13</sup>このコーホートによって年齢階級別就業パターンが異なることの影響は、新しいパターンを示す2001年コーホートが、古いパターンでは減少の大きかった30～34歳層を抜けたので、今後は徐々に小さくなると思われる。パター

(補足)

雇用者数の動きとの関係のみをみる。一般被保険者数の動きは、雇用者数の動きと、雇用者数に対する一般被保険者数の比率の動きに分けられる。コーホートの別に雇用者数と一般被保険者数比率の推移をみた。男性も併せて示してある。2001年コーホートは、雇用者数は30～34歳になる際に減少しているが、一般被保険者比率が上昇し<sup>14</sup>、一般被保険者数の減少が抑えられていることが分かる（網掛け部分）。

	20～24歳の年度	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
男性	雇用者数	万人	万人	万人	万人	万人
	1991	315	413	398	391	387
	1996	340	427	422	415	
	2001	264	356	349		
	2006	232	315			
	2011	202				
	一般被保険者比率	%	%	%	%	%
	1991	72.3	76.3	77.5	78.8	80.3
	1996	65.2	73.8	78.2	81.7	
	2001	60.0	75.3	83.2		
2006	61.7	80.6				
2011	64.5					
女性	雇用者数	万人	万人	万人	万人	万人
	1991	319	272	228	251	284
	1996	323	305	268	281	
	2001	262	280	241		
	2006	233	253			
	2011	204				
	一般被保険者比率	%	%	%	%	%
	1991	78.3	70.6	63.3	63.8	68.6
	1996	71.7	71.6	72.0	72.5	
	2001	65.0	75.0	80.6		
2006	65.9	82.2				
2011	67.3					

### (2011年度に60～64歳の被保険者数が多くなったのは団塊の世代の影響)

男女とも2011年度は60～64歳の被保険者数が2006年度に比べて多くなったが、これは1947～1949年度生まれの団塊の世代が、2007～2009年度に60歳に到達した影響である。団塊の世代は、1996年度は45～49歳層に、2001年度は50～54歳層に、2006年度は55～59歳層に属する。いずれも前後の年齢階級に比べて被保険者数が多くなっている。

これら団塊の世代、そして団塊の第二世代の属する年齢階級は、前後の年齢階級に比べて人数が多い。特にライフサイクルによる就業不就業のない男性でははっきりとしており、図7では峰のようになっている。この年齢階級が、時間の経過とともに年齢の高い方にずれていく。

なお、この動きそのものは、一般被保険者数の増には寄与しない。ただし、団塊の世代が65歳以上に移行していくと、一般被保険者数の減少要因となる。

ンの変化が連続的であれば、影響は徐々に小さくなる。上図はコーホートを5年間隔でみているので、パターンの変化が連続的かどうかまでは定かでない。なお、2010年度から被保険者の資格要件が緩くなったが、影響がはっきりとはつかめられなかった。

<sup>14</sup>厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、雇用保険適用ありとする非正社員の割合は1999年調査50.1%、2003年調査63.0%、2010年調査65.2%である。非正社員のうちパートタイム労働者に限ると、1999年調査34.2%（短時間のパート）、2003年調査56.4%、2010年調査55.3%である。1999年調査の「短時間のパート」は、2003年以降の調査の「パートタイム労働者」と定義は同じである。

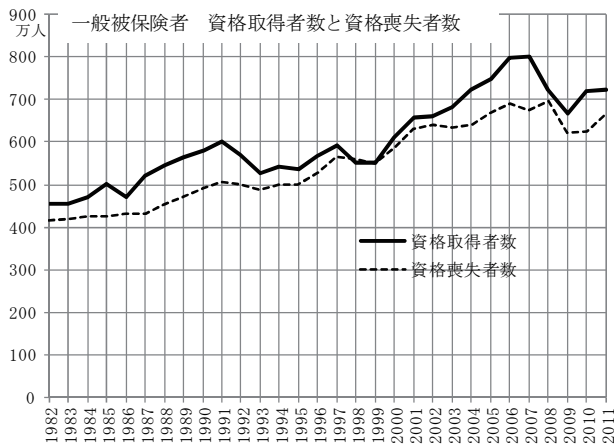
第1章

(資格取得、資格喪失、共に増加)

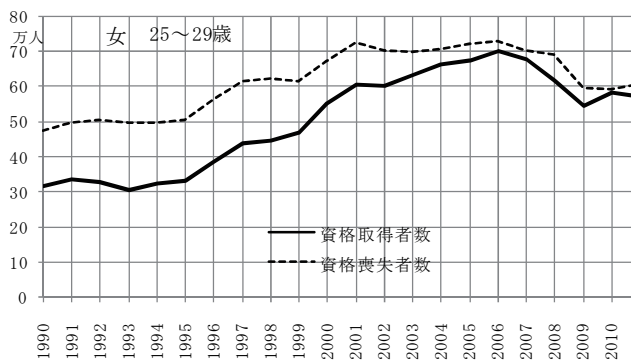
女性が30歳を超えても被保険者であり続けるようになったが、同じ事業主の元で勤務を続けているかどうかは別である。被保険者数の動きは、被保険者資格の取得と喪失に分解される。一般被保険者数の増加が、資格取得の増によるものか、資格喪失の減によるものか、はっきりさせるため、資格取得者数と資格喪失者数の推移をみる(図1-9)。

【図1-9】資格取得と喪失の推移

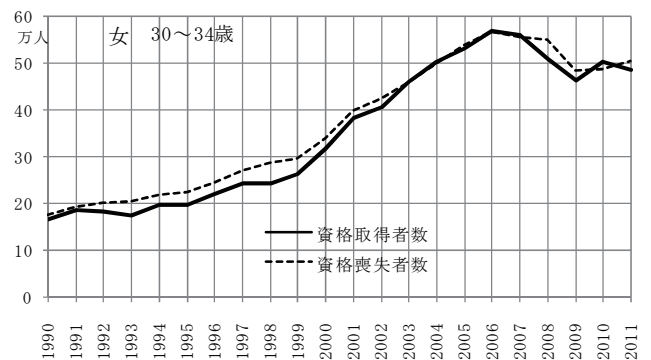
(男女計、年齢階級計)



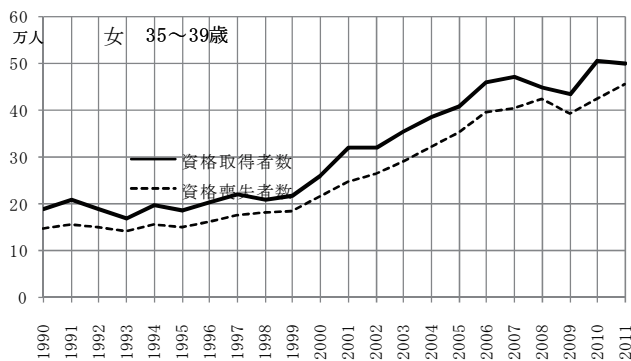
(女性 25~29歳)



(女性 30~34歳)



(女性 35~39歳)



まず、全体で見ると、総じて資格取得が喪失を上回り、かつ両者とも増加の基調にある。ただ、資格取得は1990年代、増加減少を繰り返し、おおむね横ばいで、1998、1999年度には喪失と同じかやや下回った。これが2000年代にはいって、再び喪失を上回る増加を示し始めた。これが、被保険者数の増加に結びついたことがわかる。

次に、先に問題とした女性の25～29歳から35～39歳にかけての動きである。女性の25～29歳、30～34歳、35～39歳における資格取得、喪失の動きをみってみる。25～29歳については、喪失が取得を上回る状態が続いているが、2000年代に入ってから2008年度まで、喪失数がおおむね一定の中、取得数が増加し、2006、2007年度は取得が喪失に接近した。30～34歳層は、2000年まではやはり喪失が取得を上回っていたが、2000年代に入ってから2008年度まで両者ともに増加し始め、2003年度から2007年度は取得と喪失がほぼ同じ水準となった。35～39歳は取得が喪失を上回り続けている。

20歳代後半は、喪失が変わらない中、取得が増し、30歳代前半、後半は喪失、取得双方が増加してきたことがわかる。被保険者であり続けるというのは、同一事業主のもとで継続するというよりも、転職しても継続するというパターンが多いようである。

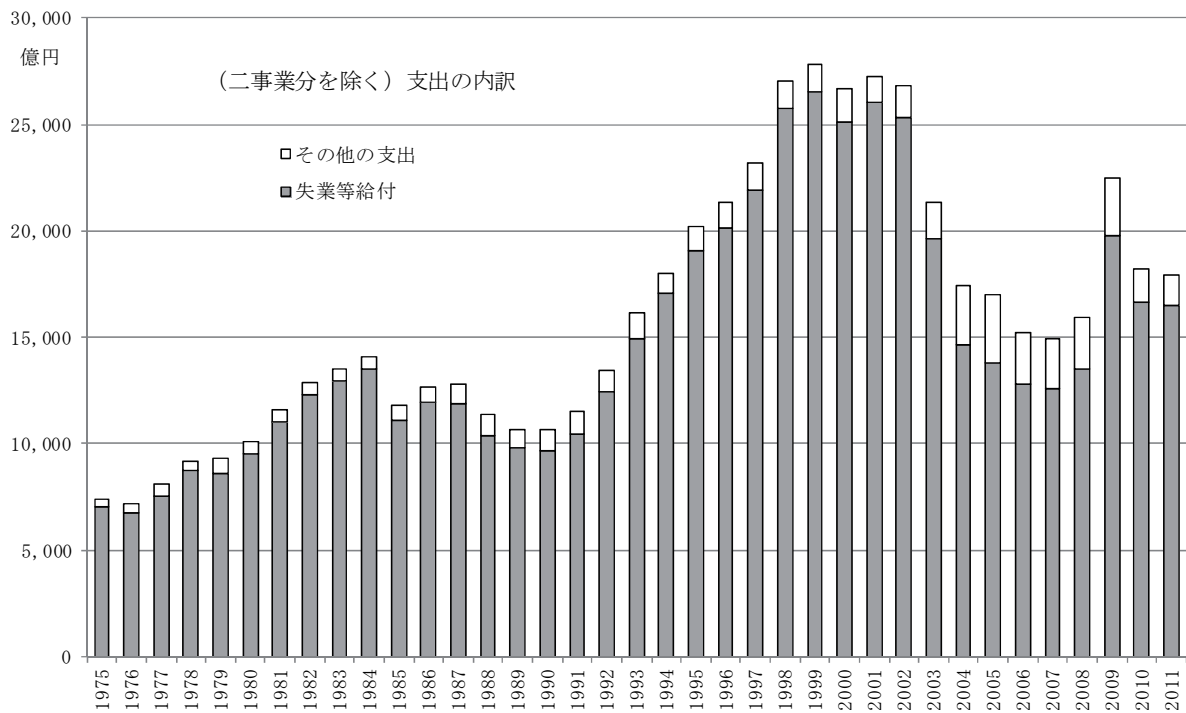
### 3 支出の動き

2011年度における二事業分を除く支出1兆7,946億円は、失業等給付1兆6,543億円とその他の支出1,403億円に分かれる。その他の支出とは、業務取扱費などである<sup>15</sup>。

#### (年によって大きく変動)

二事業分を除く支出の推移を内訳とともにみると、図1-10のとおりである。図からわかるとおり、失業等給付の支給額が数年のタームで、2倍から3倍近い変動を示す。例えば1990年度は9,687億円であったが、その後増加し始め、1999年度には2兆6,550億円に達した。それが、2003年度からは急減し、2007年度には1兆2,598億円と、半分程度の額となった。しかし、2年後の2009年度には、1兆9,805億円まで増加した。

【図1-10】二事業分を除く支出の推移



#### (給付の種類)

失業等給付は、基本手当をはじめ、次の表1-2に掲げる給付から成る。同表には、2011年度の支給額も記してある。給付の内容については、巻末の附属資料を参照されたい。失業等給付1兆6,543億円のうち1兆265億円が、失業している日について支給される基本手当である。そのほか、支給額の大きい給付は、育児休業給付金2,632億円、高年齢雇用継続給付1,711億円、再就職手当1,016億円、高年齢求職者給付金329億円などである。

<sup>15</sup> 2011年10月に始まった就職支援法事業に係る額は、ここではその他に含めている。

【表 1-2】 給付の種類別 2011 年度支給額……失業等給付の内訳

単位：千円

失業等給付		1,654,323,884
求職者給付	一般求職者給付	1,040,219,140
	基本手当（延長分等含む） 基本手当基本分（所定給付日数分）、個別延長給付及び広域延長給付、特例訓練手当	1,026,501,173
	うち基本手当（所定給付日数分）	901,669,522
	基本手当以外 技能習得手当（受講手当、通所手当等）、寄宿手当、傷病手当	13,717,967
	高年齢求職者給付金	32,879,235
	特例一時金	26,820,148
	日雇労働求職者給付金	8,987,815
就職促進給付		104,857,369
	うち再就職手当	101,623,123
教育訓練給付		4,528,524
雇用継続給付	高年齢雇用継続給付	171,089,142
	育児休業給付金	263,160,697
	介護休業給付金	1,781,814

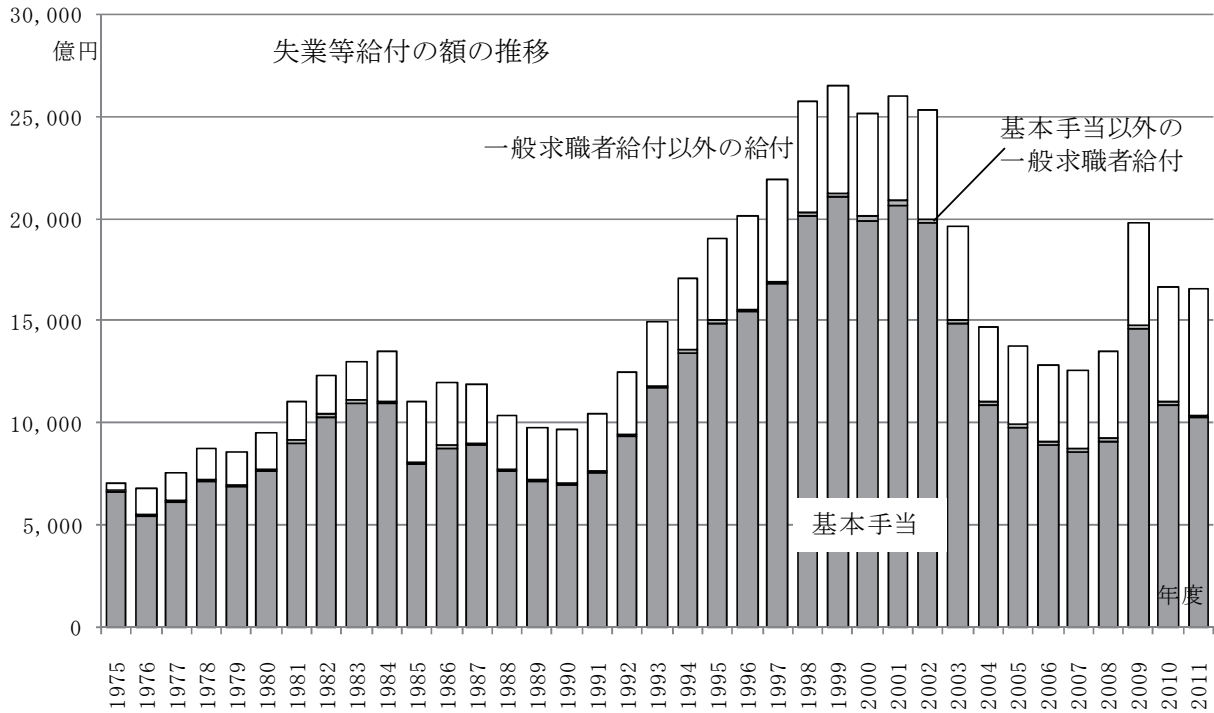
## （変動はもっぱら基本手当の変動による）

失業等給付の支給額の推移を基本手当と基本手当以外の内訳とともにみると、図 1-11 のとおりである。失業等給付の支給額の変動が、もっぱら基本手当の変動によるものであることがわかる。先に失業等給付の支給額が 2001 年度から 2007 年度にかけて 1 兆 3 千億円余り減少したと述べたが、その間、基本手当は 2 兆 672 億円から 8587 億円の、1 兆 2 千億円ほどの減少となっている。

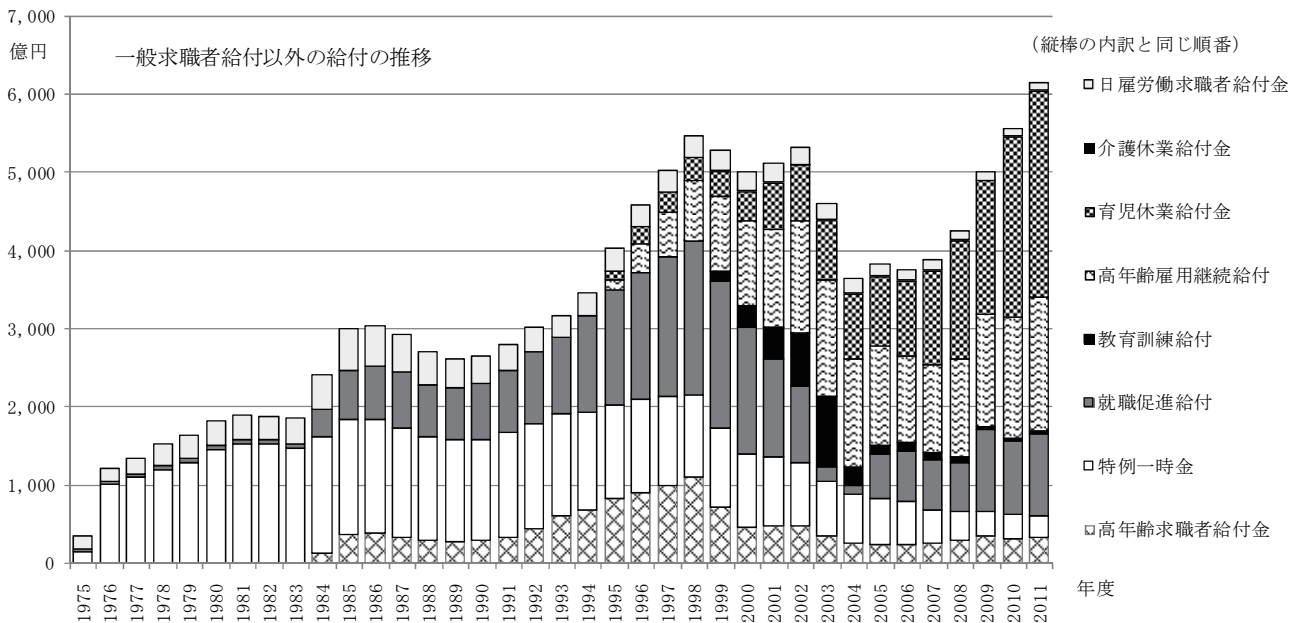
## （高年齢雇用継続給付と育児休業給付の増加）

この基本手当の動きについては項を改めてみることにし、次に一般求職者給付以外の各給付の年間支給額の推移をみてみよう。図 1-12 のとおりである。1995 年度に設けられた高年齢雇用継続給付と育児休業給付が、額、ウェイトともに増して来ていることがわかる。高年齢雇用継続給付と育児休業給付、そしてウェイトの大きい就職促進給付については、項を改めて動きをみることにする。

【図1-11】失業等給付の推移



【図1-12】一般求職者給付以外の給付の推移



その他の給付の動きをみると、65歳以上である高年齢継続被保険者が失業し、所定の要件を満たす場合に一時金で支払われる高年齢求職者給付金（図の一番下）は、制度発足の1984年度以降増加を続け、1998年度には1,105億円に達したが、その後は減少し、2011年度は329億円となっている。季節労働者である短期雇用特例被保険者が離職した際に支払われる特例一時金

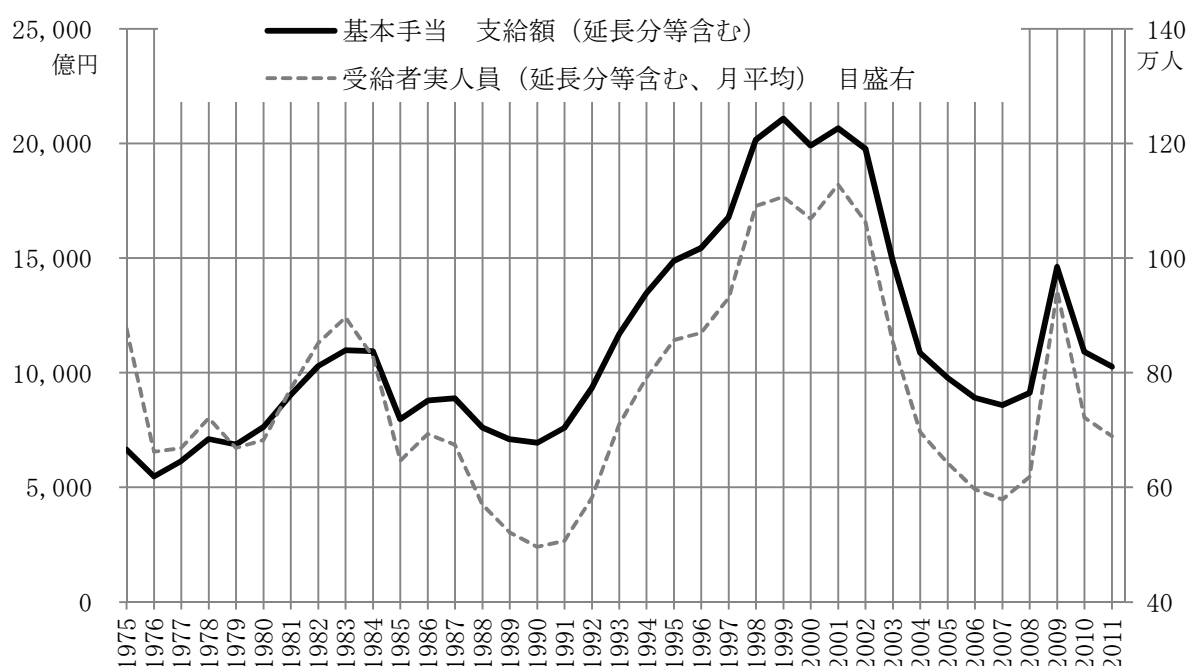


は、1987年度の1,522億円をピークにその後は減少し、2011年度は268億円である。1998年度に設けられた教育訓練給付は2003年度に899億円まで増加したが、その後は少なくなっている。介護休業給付金は2011年度でも18億円にとどまる。また、日雇求職者給付金は1985年度の541億円をピークにその後減少し、2011年度は90億円となっている。

#### 4 基本手当の動き

基本手当の支給額は、年によって倍近く異なる。図1-13に、基本手当の支給額の推移を示す。

【図1-13】基本手当、受給者実人員の推移



基本手当の支給額は、現行制度発足の1975年度以降、1976年度、1979年度を除き増加し、1982年度から1984年度の間は1兆円を超えた。その後、1986、1987年度にやや増加したものの、1990年度の6,952億円まで減少した。翌1991年度は増加に転じ、1999年度には2兆1,095億円となり、2002年度まではおおむね2兆円前後で推移した。2003年度からは減少に転じ、2007年度の8,587億円まで減少した。しかし、2008年度にはやや増加した後、2009年度は2004年度以来5年ぶりに1兆円を超える1兆4,621億円まで増加した。2010年度は再び減少し1兆905億円となり、2011年度は1兆265億円となっている。

図には、基本手当の受給者実人員も併せて点線で示した。この受給者実人員は、基本手当の支給回数の月平均値に相当する。基本手当の受給者は、初回受給後28日ごとに、直前28日間における失業の認定を受け、認定を受けた日数分の基本手当の支給を受けるのが原則である。受給者実人員は、額の動きとほぼ連動した動きとなっている。例えば、支給額が2兆円を超えた2001年度は113万人、8,587億円にとどまった2007年度は58万人であった。また、支給額

## 第1章

が5年ぶりに1兆円を上回った2009年度は94万人であった。2011年度は69万人である。

### (基本手当の支給額の分解)

基本手当の支給額は、初回受給者数、基本手当日額、給付日数に分けて考えることができる。

$$\text{基本手当の支給額} = \text{初回受給者数} \times \text{基本手当日額} \times \text{給付日数}$$

初回受給者数については、離職などにより被保険者資格を喪失した数である資格喪失者数との関係をみるため、初回受給者数の資格喪失者数に対する比率を資格喪失初回比率と置き、

$$\text{初回受給者数} = \text{資格喪失者数} \times \text{資格喪失初回比率}$$

と分けて考えることにする。基本手当日額については、基本手当の支給額が、延長等の分を含む支給総額と、所定給付日数分に限った支給額の2通り得られるのに対し、給付延日数は所定給付日数分に限った分しか得られない。そこでまず、金額ベースで、延長分等を含む支給総額と延長分等を含まない所定給付日数分の支給額の比率

$$\text{延長分等含む基本手当支給総額} \div \text{基本手当所定給付日数分支給額} - 1$$

を延長比率と置く。これで延長等の分の寄与をみる。そして所定給付日数分に限った

$$\text{基本手当所定給付日数分支給額} \div \text{年間給付延日数}$$

を基本手当日額とし、

$$\text{延長分等を含まない年間給付延日数} \div \text{初回受給者数}$$

を初回受給一人当給付日数とする。これは延長分等を含まない。そして、

$$\text{初回受給一人当給付日数} \times (1 + \text{延長比率})$$

$$= \text{年間給付延日数} \div \text{初回受給者数} \times (1 + \text{延長比率})$$

を延長分等を含む初回受給一人当給付日数と考えることにする。

すると、基本手当の支給額は、

$$\text{資格喪失者数} \times \text{資格喪失初回比率} \times \text{基本手当平均日額}$$

$$\times \text{初回受給一人当給付日数} \times (1 + \text{延長等比率})$$

となる。各項の定義を改めて書くと、

$$\text{資格喪失初回比率} = \text{初回受給者数} \div \text{資格喪失者数}$$

$$\text{初回受給一人当給付日数} = \text{年間給付延日数} \div \text{初回受給者数}$$

$$\text{基本手当平均日額} = \text{基本手当所定給付日数分支給額} \div \text{年間給付延日数}$$

$$\text{延長等比率} = \text{延長分等含む基本手当支給総額} \div \text{基本手当所定給付日数分支給額} - 1$$

である。

基本手当の支給額をこのように表すことで、その増減率を、各項の増減率の和に分解することができる。いわゆる要因分解である。

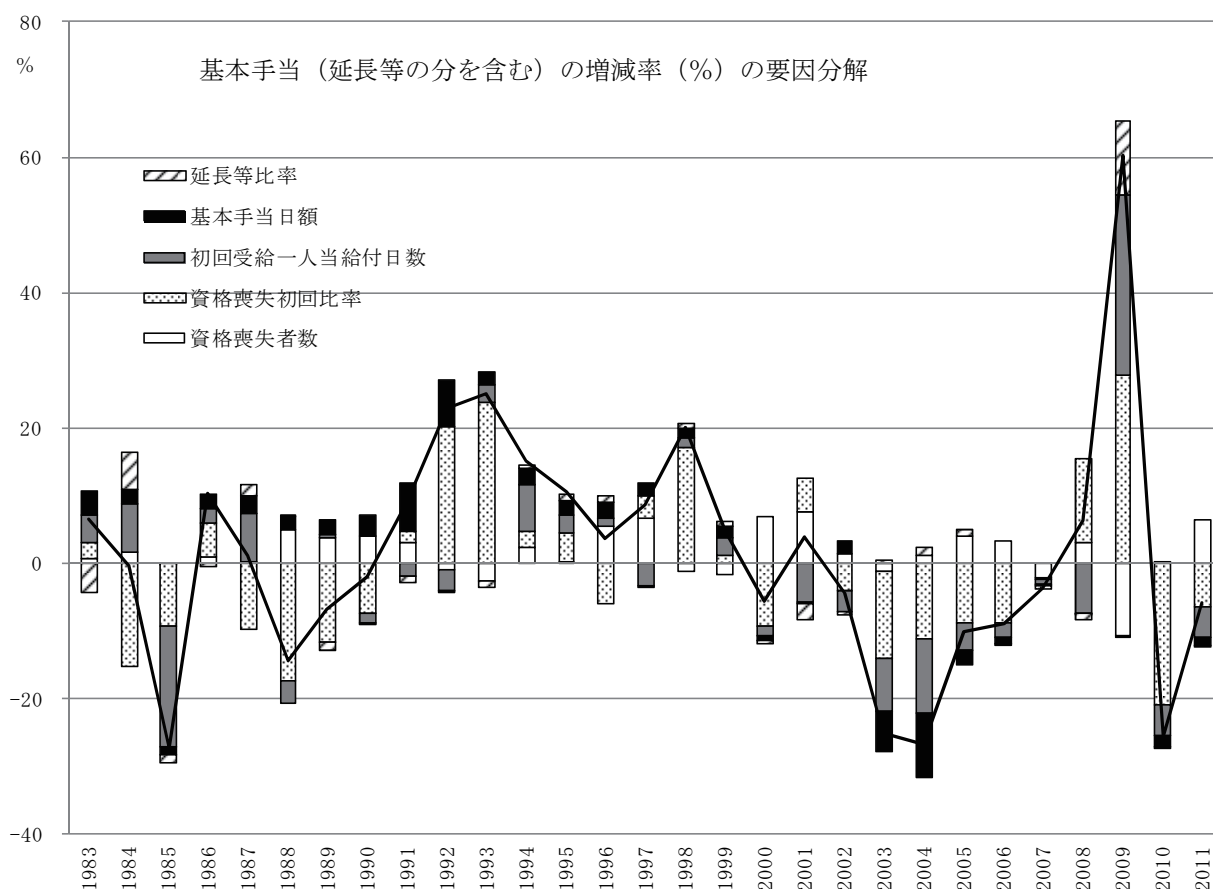
### (基本手当の変動の要因分解)

図1-14は、基本手当の支給額の増減率を、上記の式の各項の増減率に要因分解したものである。2009年度は延長等の分を含む基本手当が前年度に比べて実に60.3%も増加したが、これには資格喪失初回比率と初回受給一人当給付日数がそれぞれ27.8%ポイント、26.7%ポイント、

さらに延長等比率が10.9%ポイント、プラスに寄与している。2009年度は、個別延長給付が導入された年で、延長等比率の寄与が大きい。資格喪失者数は、2009年度は減ったため、10.7ポイント低下の方に寄与した。

2010年度になると、基本手当が25.4%減少したが、これには資格喪失初回比率が20.8%ポイントマイナスに寄与した。初回受給一人当給付日数は4.5%ポイントのマイナス寄与にとどまっている。

【図1-14】基本手当の変動の要因分解



図から、次のことがわかる。各要素の動きは、項を改めてみることにする。

- ① 総じて、資格喪失初回比率と初回受給一人当給付日数の変動が大きく寄与する。
- ② 資格喪失者数は、おおむね一貫して増加に寄与している。ただ、寄与度は相対的に小さい。資格喪失者数は先に図1-7でみたように、2008年度まで増加トレンドがある。2009年度で比較的大きく減少したが、2010年度にほぼ横ばいの後、2011年度は再び増加した。基本手当の額が減少するような局面、例えば1988、89年度、2004年度から2007年度にかけても、増加に寄与している。
- ③ 基本手当の額が1990年代に増加を続けたのは、その間、総じて各要素がプラスに寄与を

## 第1章

続けていたためである。基本手当は、2000年度にようやく10年ぶりに減少となったが、これには資格喪失初回比率が大きくマイナスに寄与している。

- ④ 基本手当平均日額は、1985年度を除き1999年度までは増加に寄与していたが、2000年度以降は2002年度を除き、減少に寄与した。特に給付率の改正のあった2003年度とその翌2004年度の減少への寄与が比較的大きい。

### 5 各変動要素の動き（資格喪失初回比率、初回受給一人当給付日数など）

基本手当の動きに影響する資格喪失初回比率、初回受給一人当給付日数、基本手当日額の動きをそれぞれみることにする。

#### (1) 資格喪失初回比率（初回受給者数の資格喪失者数に対する比率）

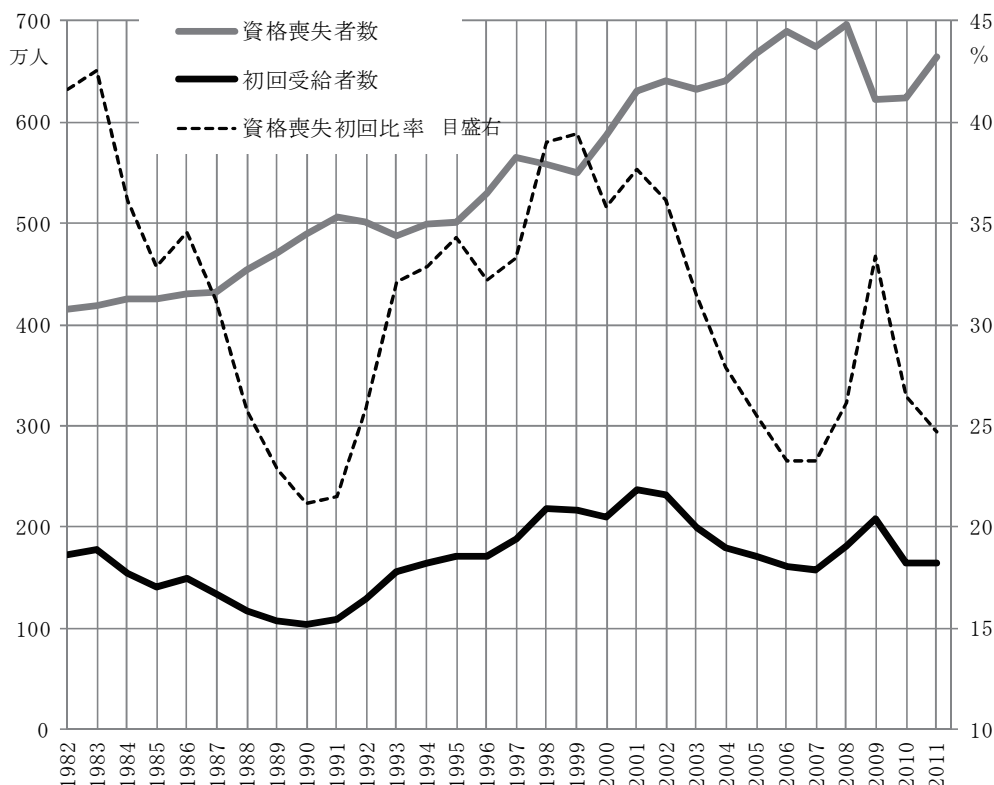
資格喪失初回比率の動きは、図1-15のとおりである。分子の初回受給者数、分母の資格喪失者数を併せて示してある。資格喪失初回比率は、おおむね20～40%の範囲で変動している。1990年度と2007年度を谷、1999年度、2009年度を山とする波を描いている。円高不況と当時言われた1987年度からいわゆるバブル景気の頂点であった1990年度にかけて低下し、バブル崩壊後は上昇に転じている。景気は1993年度で底を打ったとされるが、1994年度以降も上昇のピッチが弱くなったものの、低下することは特になかった。消費税率引き上げのあった1997年度からの景気後退に伴い再び上昇し始め、1998年度は39.0%に達した。2002年度からの景気回復中、低下し始め、2007年度には23.2%までさがった。リーマンショック（2008年9月）に伴う景気悪化の2009年度に急上昇し33.4%になったが、2010年度は低下、2011年度は24.7%となっている。

#### （分子の初回受給者数と分母の資格喪失者数 ……景気に伴う動きが逆）

分母の資格喪失者数の動きをみると、2008年度まで増加トレンドがあるものの、景気の悪いときに減少する傾向がある。1992～3年度、1998～9年度、2009年度などである。これは、自発的な離職が減るためと思われる。逆に、景気の良いとき、例えば、1989～91年度、2001年度、2005～6年度などに増加が大きくなる傾向がある。転職のための自発的な離職が増えるためと思われる。ただ、当てはまらない年度もある。1997年度は景気後退とされるが、資格喪失者数は増加している。

総じて、景気の悪いときは自発的な離職が減り、資格喪失者が減る一方、分子の初回受給者数が多くなるため、資格喪失初回比率は上昇する。また、景気の良いときは自発的な離職が増え、資格喪失者が増える一方、受給に至らず転職する者が多くなるため、分子の初回受給者数が減る結果、資格喪失初回比率は低下する。分子の初回受給者数と分母の資格喪失者数の景気に伴う動きが逆方向であるため、資格喪失初回比率は比較的大きく変動する。

【図1-15】 資格喪失者数、初回受給者数、資格喪失初回比率の推移



### (雇用動向調査による離職と比較)

資格喪失者数の動きを、雇用動向調査による離職の動きと比較をしてみる。一般被保険者の資格喪失は、雇用動向調査の「離職」に相当する。資格喪失者数の一般被保険者数に対する比率と、雇用動向調査による年間の離職者数の年初の常用労働者数に対する比率である離職率を比べてみる。図1-16のとおりである。資格喪失者の比率の方が一貫して高いが、雇用動向調査の離職率は規模5人以上の事業所のものであることが一因と思われる。

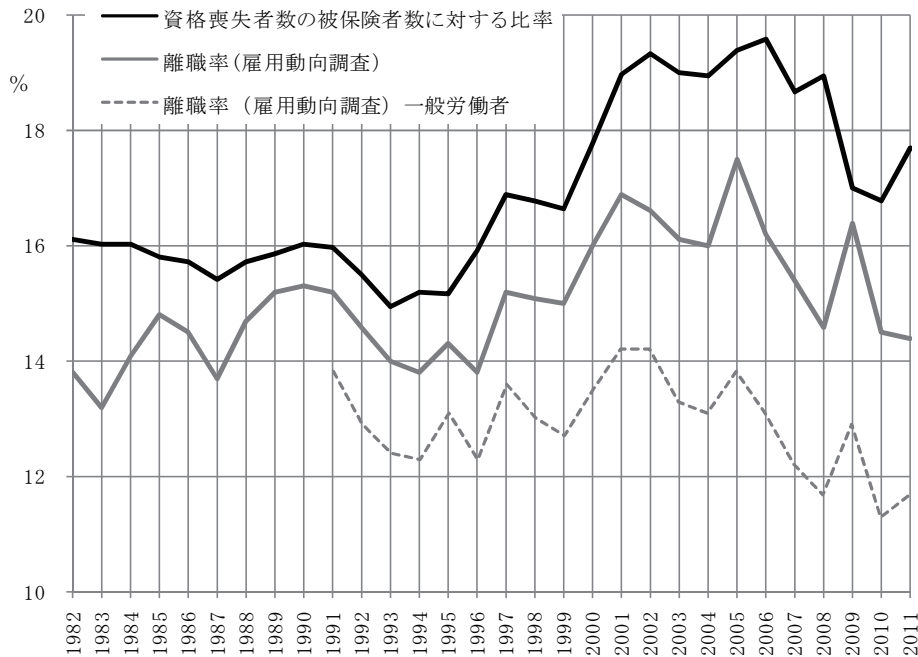
動きをみると、ある程度の類似性が認められる。それでも次のとおり、特徴的な違いがある。

一つは、2000年代に入ってから動きの違いである。両者とも高まっているが、資格喪失者の比率の方が雇用動向調査の離職率よりも、高まりの度合いが大きい。また、2007年、2008年は、雇用動向調査の離職率は低下しているが、資格喪失者の比率の方はそれが認められない。雇用動向調査の離職率には、パートタイム労働者の離職分も含まれる。パートタイム労働者を除いた一般労働者の離職率を併せて示したが、こちらは2000年代に入ってからそれほどの高まりは認められない。雇用動向調査の離職率の高まりは、離職の頻度が高いパートタイム労働者が増えてきたことによるものと思われる。一般被保険者の資格喪失にもそれが現れているものと思われる。

二つ目は、短期的な動きに違いがある場合があることである。その一つは、1984年から1985年にかけての景気回復局面での動きである。雇用動向調査の離職率は高まったが、資格喪失の

方は横ばいのままである。もう一つは、2009年のリーマンショック後の景気後退期の動きである。資格喪失の方は低下したが、雇用動向調査による離職率は、一般労働者に限ってみても上昇を示した。

【図1-16】 資格喪失者数の一般被保険者数に対する比率と雇用動向調査による離職率



### (3) 初回受給一人当給付日数

初回受給一人当給付日数は、年間給付延日数を初回受給者数で除して得た日数である<sup>16</sup>。年間給付延日数は所定給付日数の範囲のもので、個別延長等の延長分は含まない。一人当給付日数は、景気後退期で雇用失業情勢が悪ければ再就職が進まず増加し、逆に回復・上昇局面で雇用失業情勢が良く再就職が進めば減少すると考えられる。特に、2001年度以降は受給資格を特定受給資格とそれ以外とに分け、整理解雇等の非自発的離職による特定受給資格者には、所定給付日数を多く与えるようにしたので、2001年度以降は、この関係がよりはっきりとなるはずである。

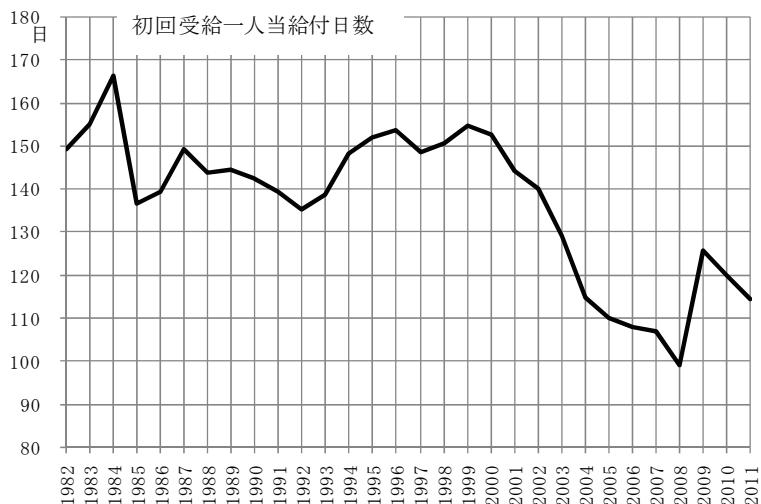
図1-17は、初回受給一人当給付日数の推移である。1991年度から1993年度にかけてのバブル崩壊後の不況期の増加、2001年度から2007年度にかけての景気回復期の減少、2009年度のリーマンショック後の増加と2010年度と2011年度の減少などに、こうした関係が認められる。

なお、1985年度の低下は1984年度の、また、2000年代前半の低下には2000年度と2003年

<sup>16</sup>初回受給者に与えられた所定給付日数の平均ではない。

度の、それぞれ所定給付日数の改定の影響があると思われる。

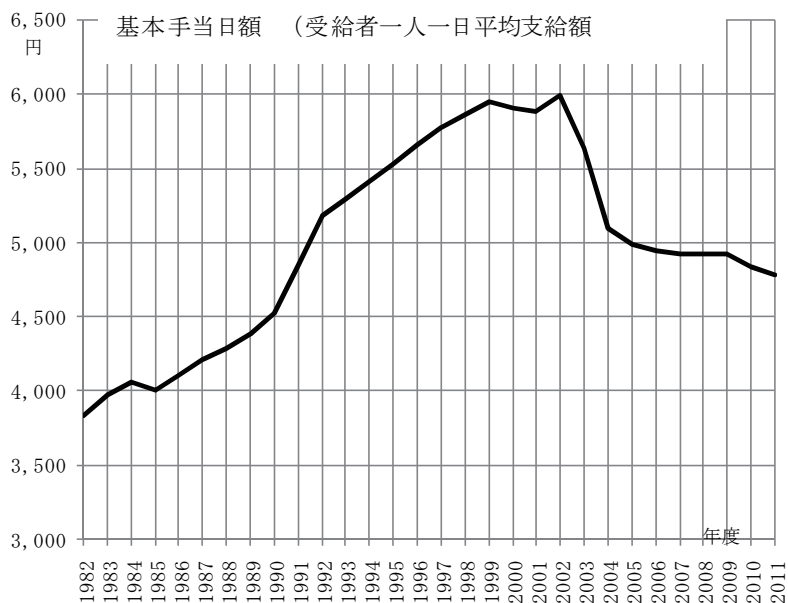
【図1-17】 初回受給一人当給付日数



(4) 基本手当平均日額

基本手当平均日額は、所定給付日数分の基本手当支給金額を年間給付延日数で除して得た値である。その推移は、図1-18のとおりである。2002年度に5988円に達したが、給付率の改定があった2003年度から2004年にかけて減少し、2005年度以降は5000円をやや下回る水準で推移している。2010年度と2011年度はそれぞれ4,835円、4,783円と2年連続して減少した。

【図1-18】 基本手当日額の推移



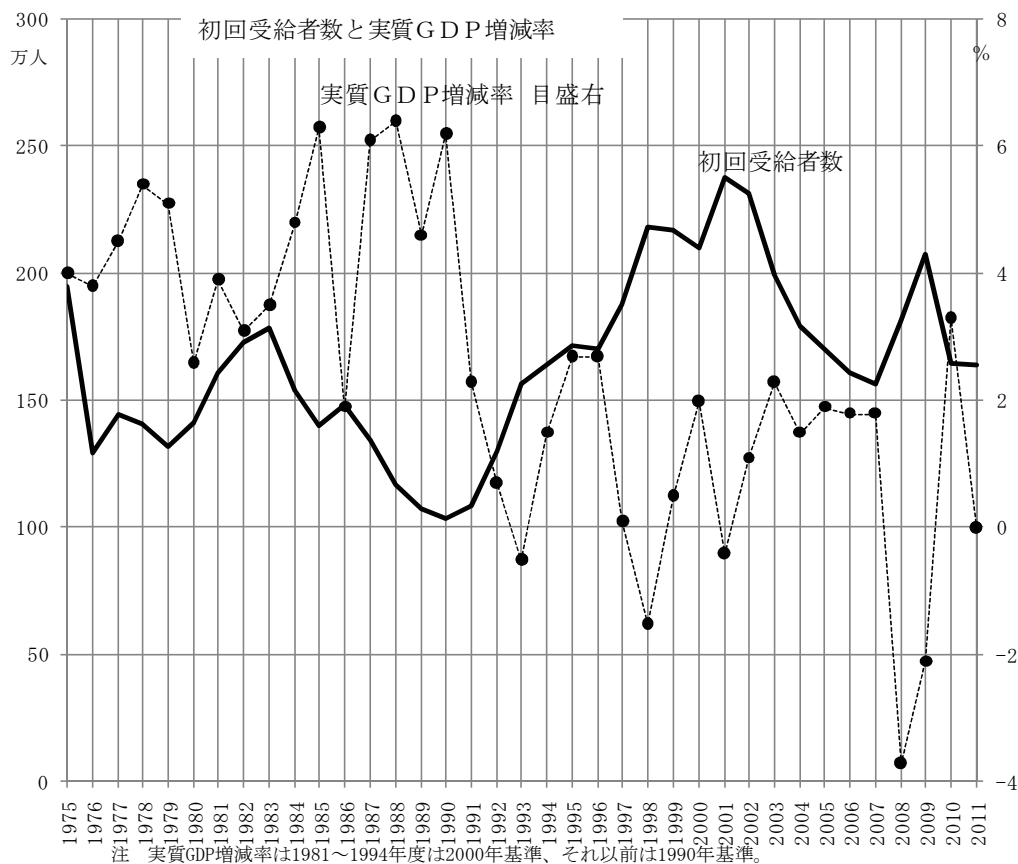
## 6 初回受給者数の動き

ここでは、初回受給者数の動きをみる。初回受給者数は経済から直截的に影響を受け、受給者実人員に比べて、所定給付日数の改正などの制度改正の影響を受けにくいものと思われる。

### (1) 実質 GDP の動きとの関係

経済の動きを表す指標に実質 GDP がある。図 1-19 は、実質 GDP 増減率と初回受給者数の推移を併せてみたものである。

【図 1-19】 初回受給者数と実質 GDP 増減率の推移



### (実質 GDP 増減率と関係するのは初回受給者数の増減)

両者を比較すると、実質 GDP 増減率の大きさと初回受給者数の増減との関係が認められる。

実質 GDP 増加率が比較的大きい間は、初回受給者数が減り続ける。1987～1990、2003～2007 年度などにみられる。ただし、1977～1979 年度は、実質 GDP が 4% を超える伸びであったのに、初回受給者数に減少が認められない。

また、実質 GDP 増減率が 1% を切り 0% 前後、或いはマイナスとなるときは、初回受給者数が増加する。1992～1993 年度、1997～1998 年度、2001 年度、2008～2009 年度にみられる。なお、1994～1996 年度は、実質 GDP がそれぞれ 1.5% 増、2.7% 増、2.7% 増であったが、初回受給者

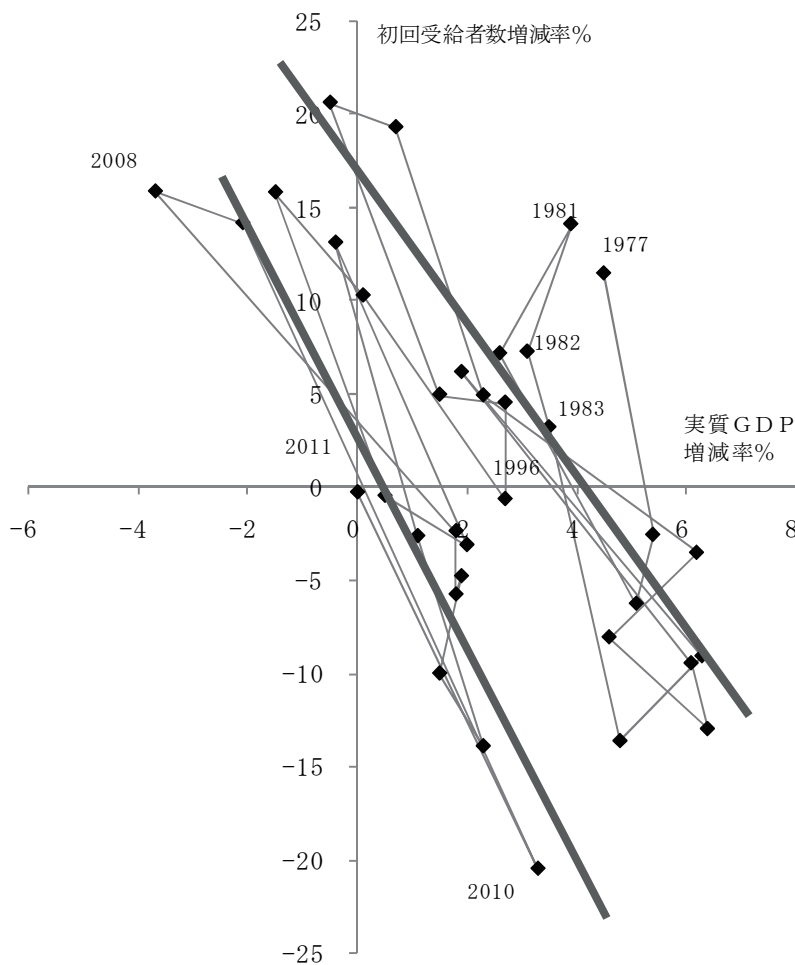


数は減らなかった。

そこで、実質 GDP の増減率と初回受給者数の増減率の相関をみたものが図 1-20 である。横軸に実質 GDP の増減率を、縦軸に初回受給者数の増減率をそれぞれとり、各年度の実質 GDP と初回受給者数の増減率をプロットした。

【図 1-20】

初回受給者数増減率と実質 GDP 増減率 1977～2011年度



総じて、実質 GDP の増加率が大きければ初回受給者数の増加率は小さくなるか、減少となり、逆に、実質 GDP の増加率が小さいか減少であると、初回受給者数の増加率が大きくなる。両者は負の関係にあるが、図中の右下がりの直線で表しているように、1996 年度のあたりを境に、両者の関係が変わっているようである。すなわち、1990 年代前半までは、実質 GDP 増加率が 4% を超えると初回受給者数が減るという関係にあったが、1990 年代後半からは、実質 GDP 増加率が 1% 程度以上あれば、初回受給者数が減るという関係に変化している。

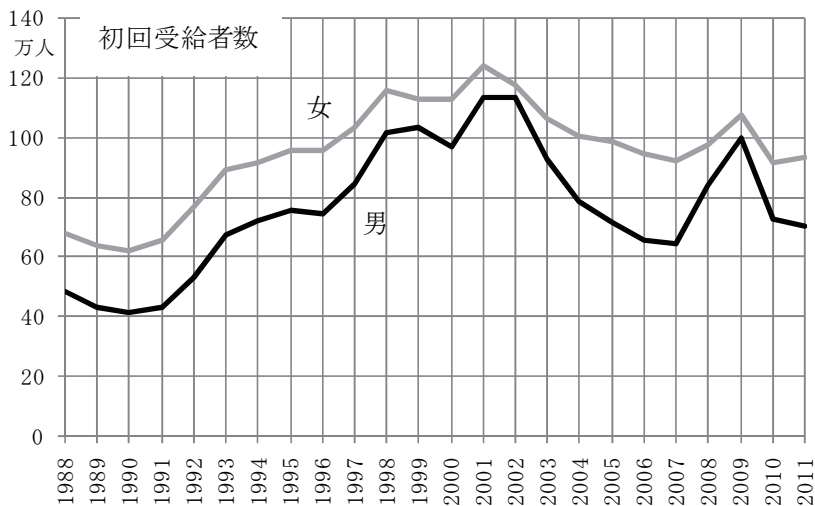
(2) 性別、受給資格の種類別

2001年度から受給資格が「特定受給資格」、「特定以外」の2種類に、さらに2009年度から特定以外から「特定理由」が分離した。特定受給資格者は、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者で、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者が特定以外である。このうち、有期労働契約が希望したにもかかわらず更新されなかったこと等による離職者が特定理由である。特定受給資格と特定理由は、特定以外に比べて、所定給付日数が多い。

(性別…女性の方が多い。)

初回受給者数は、2011年度は年間164万人で、男女の内訳は男性71万人、女性94万人と、女性の方が多い。男女別の推移は図1-21のとおりで、女性の方が一貫して多い、また、年度による変動は男性の方が大きいこともわかる。

【図1-21】初回受給者数 男女別

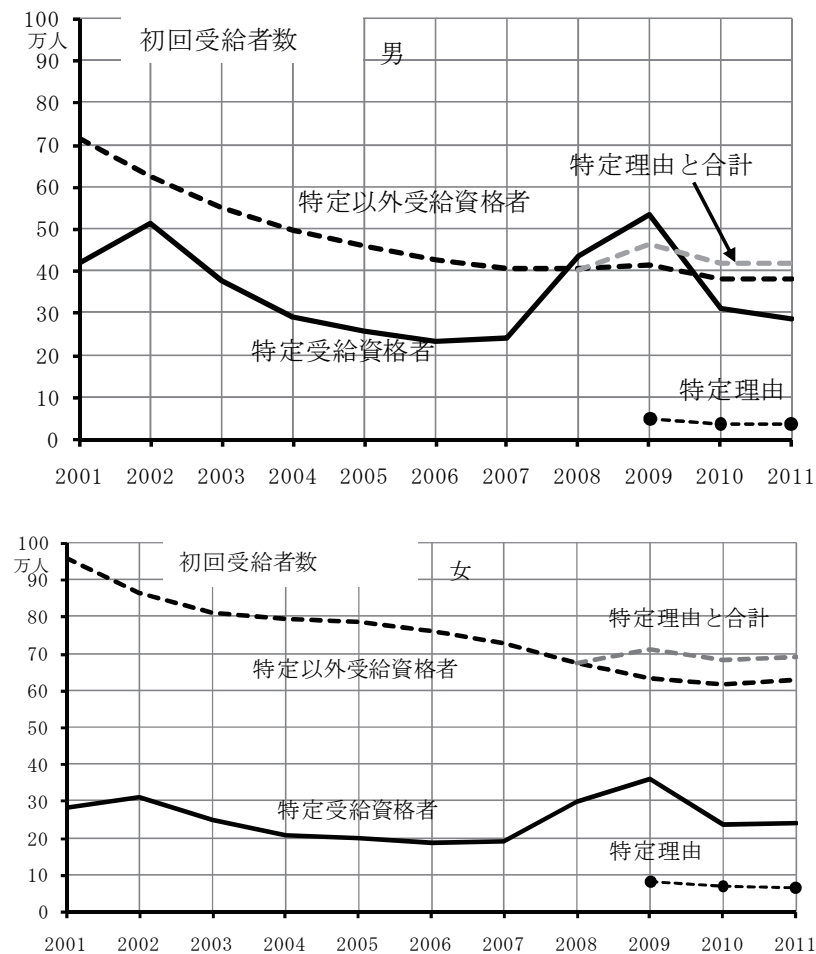


(受給資格の種類別にみると……特定以外の受給者の減少)

次に、男女それぞれについて、受給資格の種類別に、初回受給者数の推移をみる。図1-22のとおりである。次の3点がわかる。

第一に、男女で、特定受給資格者数と特定以外の数の関係が違うことである。女性の方が、特定以外が特定受給資格者に比べて多い。2011年度でみて男性は71万人の初回受給者のうち41%の29万人が特定受給資格者、42万人が特定以外（特定理由を含む）であるが、女性は94万人中26%の24万人が特定受給資格者、69万人が特定以外である。

【図 1-22】 初回受給者数 受給資格の種類別



第二に、特定受給資格者でみれば、男女とも、2002年度と2009年度にピークがあり、そのピークの水準がほぼ同じであることである。前者はいわゆる IT バブル崩壊といわれる景気後退局面、後者はリーマンショック後の景気後退局面に対応する。

第三に、特定以外の受給資格者数が、男女とも、特に女性で減少していることである。男女とも統計のある最初の年度である 2001 年度の水準から徐々に減少し、2008 年度を底に、2009 年度に若干増加があるものの、その後は概ね横這いとなっている。初回受給者数は、2001 年度に 238 万人あったのが、2011 年度は 164 万人と、73 万人少ない水準にあるが、これは、もっぱら特定以外の受給者がある間、168 万人から 111 万人(特定理由を含む)に、56 万人減ったことによる。

#### (初回受給者数の水準の違い)

初回受給者数はリーマンショック後の 2009 年度は 207 万人であったのに対し、IT バブル崩壊後の 2001 年度、2002 年度は 230 万人を超える水準にあった (2001 年度 238 万人、2002 年度 231 万人)。実質 GDP は、2001 年度と 2002 年度はそれぞれ 0.4% 減、1.1% 増であるのに対し、2009 年度は 2.1% 減、その前の 2008 年度は 3.7% 減であったから、GDP でみる限り、経済情勢は 2009 年度の方が悪い。にも関わらず、初回受給者数でみると、2009 年度の方が少ない。

## 第1章

この違いは、もっぱら特定以外の受給資格者の数による。特定受給資格者でみれば、2001年度70万人（2002年度82万人）、2009年度90万人であるから、2009年度の方がかえって多い。特定以外でみれば2001年度168万人、2009年度118万人<sup>17</sup>で、2009年度の方が50万人ほど少ない。差し引き30万人ほど<sup>18</sup>、初回受給者数は2009年度の方が2001年度より少ない。

### （特定以外の初回受給者数が減った年齢…女性29歳以下）

特定以外の初回受給者数が2000年代、減ったわけであるが、性別、年齢別にみて、どの層で減ったのであろうか。各年度の数字を男女別、年齢階級別にみたものが表1-3である。2009年度以降は、特定理由の者を含む。

【表1-3】受給資格が特定受給資格以外の初回受給者数 単位：人

年度	年齢計	29歳以下	30～44歳	45～59歳	60～64歳
男性					
2001	715,525	166,971	162,362	186,683	199,509
2002	623,798	146,436	145,717	147,838	183,807
2003	551,176	131,915	139,160	134,360	145,741
2004	495,110	120,766	132,640	124,296	117,408
2005	459,452	113,924	132,182	118,704	94,642
2006	424,040	105,215	127,736	114,263	76,826
2007	404,866	93,844	119,470	104,690	86,862
2008	403,486	86,002	119,441	98,908	99,135
2009	463,169	95,851	137,960	113,148	116,210
2010	418,251	83,801	124,987	102,981	106,482
2011	418,035	82,408	129,484	102,351	103,792
2001～2009 の増減	△ 252,356	△ 71,120	△ 24,402	△ 73,535	△ 83,299
2001～2011 の増減	△ 297,490	△ 84,563	△ 32,878	△ 84,332	△ 95,717
女性					
2001	959,487	415,565	246,443	198,858	98,621
2002	864,699	379,369	239,448	160,989	84,893
2003	811,677	330,407	239,601	160,475	81,194
2004	792,621	308,686	249,916	160,160	73,859
2005	783,624	297,328	265,234	159,831	61,231
2006	759,593	275,320	269,787	160,898	53,588
2007	727,997	253,202	262,646	152,514	59,635
2008	674,241	222,637	247,102	139,182	65,320
2009	713,158	224,169	269,943	146,192	72,854
2010	682,522	206,249	255,112	145,316	75,845
2011	692,091	199,452	263,313	149,886	79,440
2001～2009 の増減	△ 246,329	△ 191,396	23,500	△ 52,666	△ 25,767
2001～2011 の増減	△ 267,396	△ 216,113	16,870	△ 48,972	△ 19,181

表には、男女それぞれ、2009年度の2001年度に対する増減数を表示してある。2001年度か

<sup>17</sup>特定理由による受給者も含む。

<sup>18</sup>万人未満を四捨五入しているので、端数が合わない。

ら2009年度にかけて減少した特定以外の受給資格者50万人のうち19万人が女性29歳以下によるものであることがわかる。先に、女性25～29歳の被保険者数と5年後の30～34歳の被保険者数について、2000年代に入ると、それまでみられた減少が見られなくなったと述べた。このことと、この年齢層の初回受給者数の減少とは整合する動きである<sup>19</sup>。

その他、男性の60～64歳層の8万人減、45～59歳層の7万人減も比較的減少幅が大きい。

(補足) 29歳以下の女性の初回受給者数の減少は、そもそも当該年齢層の被保険者数が減っていたならばそのためかもしれない。また、被保険資格を喪失する者が減っていればそのためかもしれない。初回受給者数は、

$$\text{初回受給者数} = \text{一般被保険者数} \times \frac{\text{資格喪失者数}}{\text{一般被保険者数}} \times \frac{\text{初回受給者数}}{\text{資格喪失者数}}$$

であるから、その増減を、一般被保険者数、資格喪失率(資格喪失者数÷一般被保険者数)、資格喪失初回受給率の増減に分解してみる。資格喪失のデータが受給資格の種類別にないので、初回受給者数を受給資格計でみることにする。

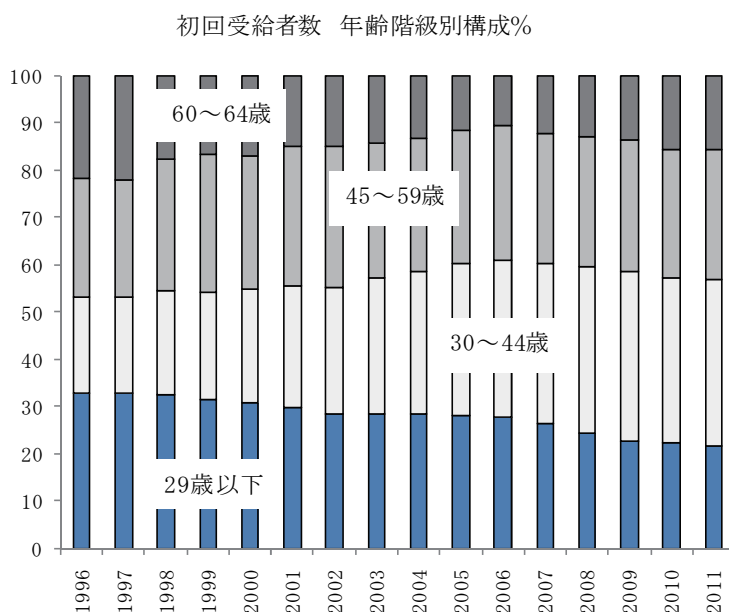
29歳以下の女性の初回受給者数は、2001年度の47万人に対し、2009年度は29万人と、人数で18万人減、率で38.2%減少した。この38.2%の減少を分解する。

一般被保険者数も同じ間、404万人から366万人に、資格喪失者数は137万人から106万人に、それぞれ減っている。減り方は、資格喪失者数の方が大きく、資格喪失率は34.0%から29.0%に低下した。また、資格喪失者数の減少以上に、初回受給者数が減っており、資格喪失初回受給率は34.4%から27.5%に低下した。

上の式に従って、初回受給者数の減少率38.2%を分解すると、被保険者数の減による分、資格喪失率の低下による分、資格喪失初回受給率の低下による分がそれぞれ9.4ポイント、14.8ポイント、19.9ポイントとなる。

### (3) 年齢構成 —30～44歳層の増加—

【図1-23】初回受給者数 年齢階級別構成



<sup>19</sup>資格取得者数と喪失者数が増加しているから、離職せずに継続就業しているばかりでなく、離職しても受給せず、すぐに再就職する動きもあると思われる。

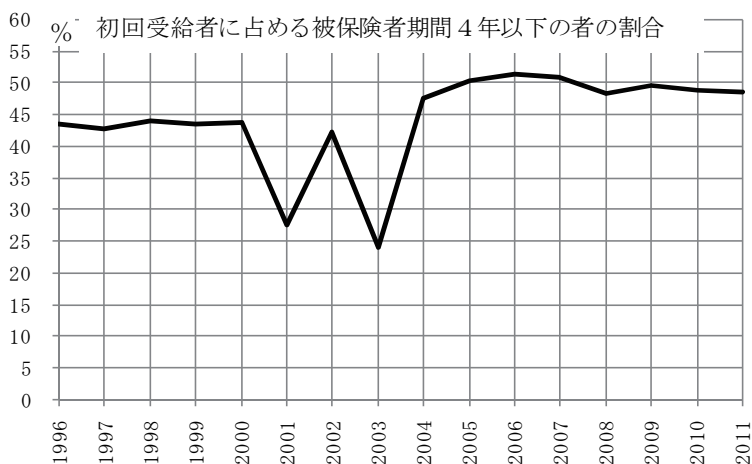
## 第1章

初回受給者数の年齢構成をみると（図 1-23）、先にみたように 29 歳以下層の減少から、29 歳以下層の割合が低下し、かわって 30～44 歳層の割合が、特に 2000 年代前半に高まった。また、2007 年度以降は 60～64 歳層の割合も上昇している。

### (4) 被保険者期間 —被保険者期間 4 年以下の割合が上にシフト—

被保険者期間別初回受給者構成をみると、被保険者期間が 4 年以下の者が 2011 年度は初回受給者 164 万人中 80 万人で、48.5%と約半分を占める。被保険者期間が 4 年以下の割合の推移をみると図 1-24 のとおりで、2004 年度以降は 2000 年度前と比べて、被保険者期間が 4 年以下の割合がおおよそ 5%ポイント程度、高まっている。

【図 1-24】 初回受給者数 被保険者期間 4 年以下の者の割合



## 7 被保険者資格喪失から受給に至る流れ

### (1) 受給に至る流れ

一般被保険者が離職その他の理由で被保険者資格を喪失してから基本手当を初めて受給する間には、離職票交付、離職票提出、受給資格決定、待期、受給制限（自己都合退職などの場合）、初回受給という流れがある。

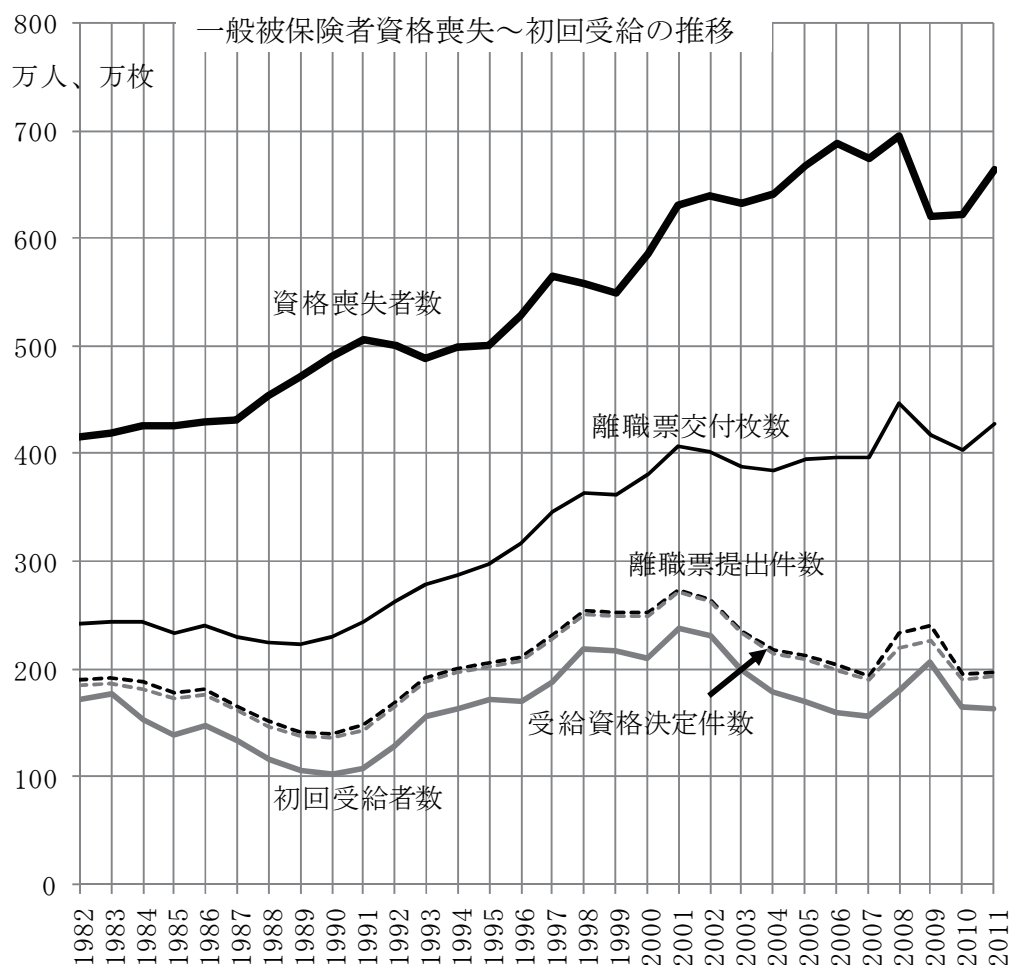
事業主はその雇用する労働者に関し、離職その他の理由で適用事業に係る被保険者でなくなったときは、公共職業安定所に「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出する。離職の場合には、離職した本人から後述の離職票の交付を希望しない旨の申出がない限り、賃金支払状況など記載した「雇用保険被保険者離職証明書」を添付する。提出を受けた公共職業安定所は、離職票の交付を希望しない場合を除き離職票（「雇用保険被保険者離職票」）を、事業主を通じて交付する。基本手当の支給を受けようという離職者は、公共職業安定所で求職の申込みをした上で離職票を提出し、受給資格の決定を受ける。受給資格の決定とは、離職の日以前 2 年間に被保険者期間が通算して 12 か月以上（離職の事由によっては 6 か月）あるなどの要件を満たす場合

に、基本手当の支給を受けることができる資格を有する者であると、公共職業安定所が行う認定である。受給資格の決定を受けた離職者は、指定された失業の認定日に公共職業安定所に向き、当該認定に係る期間における「失業している日」の認定を受け、認定を受けた日数分（ただし、累計が所定給付日数を超えない範囲で）の基本手当の支給を受けることとなる。なお、最初の7日間の失業している日については支給されない（待期）。また、自己都合で退職した場合などは、待期満了後3か月間は基本手当は支給されないという給付制限がある。

業務統計としては、既述の資格喪失者数と初回受給者数に加え、離職票交付枚数、離職票提出件数、受給資格決定件数がある。2011年度は、資格喪失者数664万人、離職票交付枚数428万枚、離職票提出件数198万件、受給資格決定件数193万件、初回受給者数164万人であった。

これらの推移をみると、図25のとおりである。資格喪失から初回受給に至るまで、段階を踏むたびに数が少なくなる。

【図1-25】資格喪失から初回受給に至る各段階



(一つ前の段階に対する比率)

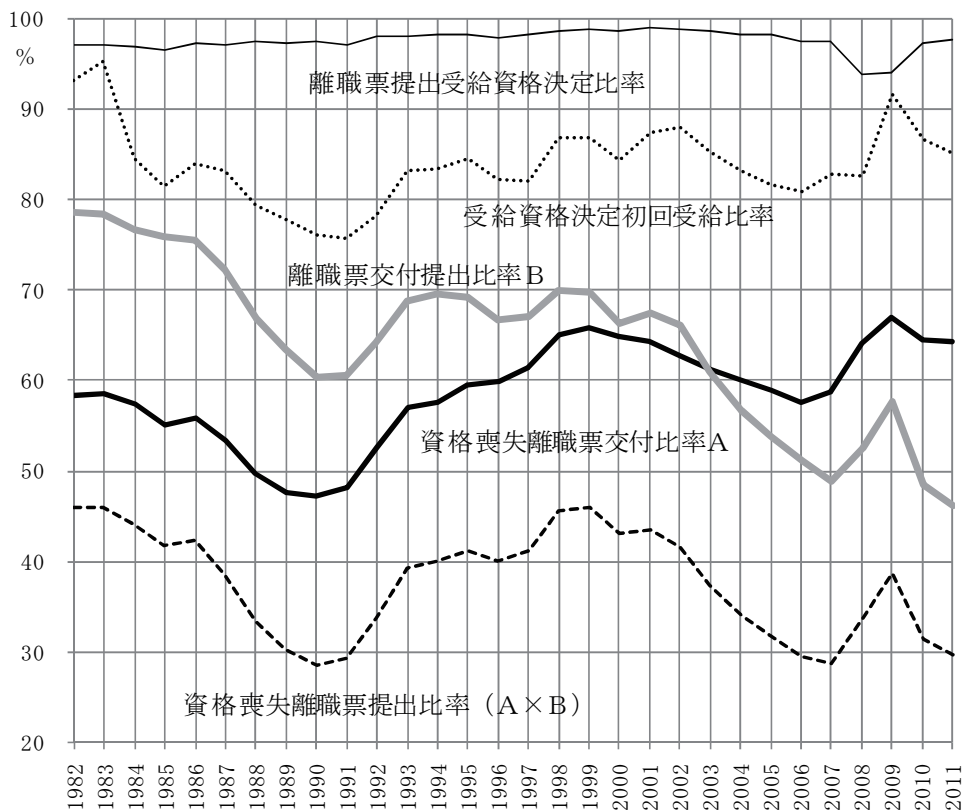
そこで、一つ前の段階に対する比率をとってみる<sup>20</sup>。

		2011年度
資格喪失離職票交付比率＝離職票交付枚数÷資格喪失者数	A	64.4%
離職票交付提出比率＝離職票提出件数÷離職票交付枚数	B	46.2%
離職票提出受給資格決定比率＝受給資格決定件数÷離職票提出件数		97.6%
受給資格決定初期受給比率＝初回受給者数÷受給資格決定件数		85.1%

A×Bは、資格喪失者数に対する離職票提出件数の比率（2011年度 29.8%）となる。

これらの比率の推移をみると、次の図 1-26 のとおりである。

【図 1-26】 資格喪失から初回受給に至る各段階 前の段階に対する比率



図中の中ほどにある資格喪失離職票交付比率A（黒い太線）、離職票交付提出比率B（灰色の太線）は共に同じように変動しているが、長期的にはやや異なっているように思われる。

しかし、AとBを掛け合わせると、資格喪失者数に対する離職票提出件数の比率（一番下の太い点線）となるが、これはおおむね 30%から 45%の間を変動している。資格を喪失した者の

<sup>20</sup>同じ年度の資格喪失者数、離職票交付枚数、離職票提出件数等で比をとっている。資格喪失者数に計上された資格喪失に係る離職票交付、離職票提出等の数で比をとっているわけではない。



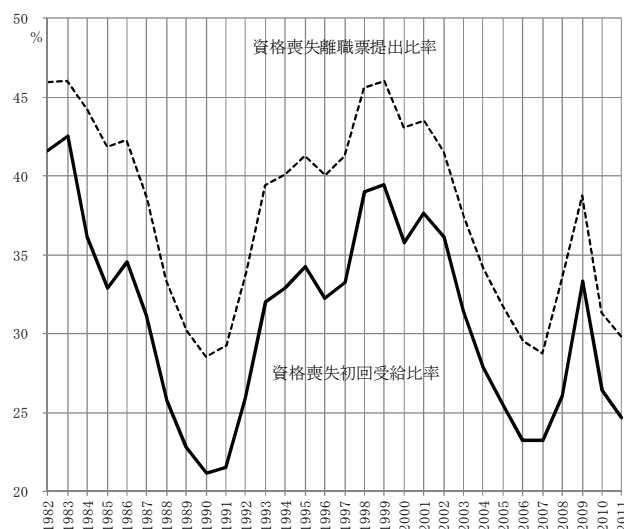
うち、基本手当の支給を受けようとして離職票を提出する者は、年度によって変動するが、およそ3割、4割程度であることになる。景気が上向いている1986年から1990年、2002年度から2007年度は低下し、景気が下降局面であった1992年度や1998年度の前後、2009年度などにおいては上昇している。景気が上向き、雇用失業情勢のよいときは、離職票の提出をせずに就職するケースが多く、景気下降局面は逆に考えると考えられる。

また、図の一番上の細線である離職票提出受給資格決定比率は、おおむね100%近くを推移している。離職票を提出した場合は、100%近くが受給資格の決定を受けることになる。

その下の線である受給資格決定初回受給比率は、75%から90%の間を変動している。受給資格の認定を受けても、全員が受給に至るわけではない。先の資格喪失者数に対する離職票提出件数の比率と同様、景気が上向いている時期は低下し、景気が下降局面である時期は上昇している。雇用失業情勢のよいときは自発的離職が多く、3か月の受給制限中に就職する者が多いので、この初回受給に至る比率が低下し、雇用失業情勢が悪く、非自発的離職が多いときは受給制限のない者が多く、初回受給に至る比率が上昇するものと思われる。

(補足) 資格喪失離職票提出比率のリーマンショック後の2009年度の水準が、2000年前後の頃に比べて低いことについて

資格喪失者数に対する離職票提出件数の比率の推移は、資格喪失者数に対する初回受給者数の比率(資格喪失初回受給比率)の推移とほぼ並行である(右図)。離職票を提出した場合は、ほぼ全数が受給資格の決定に至り、多少の変動はあるものの、多くは初回受給に至るからである。2009年度の資格喪失離職票提出比率が、2000年前後に比べて低いのは、初回受給者数がそうであるのと同じ事情によると思われる。2009年度の初回受給者数が2000年前後に比べて少ないことについては、先に細かくみたところである。



## (2) 資格喪失者数と離職票提出件数の差

年間の資格喪失者数は図1-25のとおり、このところ例年600万人を超える。これに対し、離職票の提出件数は例年200万件程度の水準で、資格喪失者数の3~4割の水準である。この差は何によるのであろうか。雇用保険の被保険者の中には、雇用保険が失業中の生活のセーフティネットの機能が期待されていないため、離職後、給付を受ける意思のない者が多数存在するのであろうか。この項では、受給に至る各段階相互の関係をより詳しくみてみる。

### (資格喪失原因別資格喪失者数、離職以外の資格喪失)

被保険者資格の喪失は、事業主との雇用関係が終了する離職以外に、出向などによっても生じる。2011年度の一般被保険者の資格喪失者664万人を資格喪失原因別にみると(表1-4)、「①

第1章

在籍出向、出向元への復帰、その他離職以外の理由」30万、「②任意、契約期間満了等」568万、「③解雇、勧奨退職等」65万、「④その他」2万である。

離職による資格喪失は、2011年度は635万人であったと考えられる。

【表1-4】一般被保険者資格喪失者数、離職票交付枚数（2011年度）

被保険者期間	被保険者資格喪失者数					離職票 交付枚数	交付枚数 ÷ 喪失者数
	計	死亡、在 籍出向等 離職以外 の理由	任意、契約 期間満了等	解雇、勧 奨退職等	その他		
計	6,644,052	298,282	5,677,479	647,527	20,764	4,277,847	64.4%
1か月未満	126,671	2,572	120,338	3,710	51	31,709	25.0%
1か月以上2か月未満	218,964	3,543	209,731	5,639	51	76,831	35.1%
2か月以上3か月未満	217,930	3,845	206,565	7,467	53	93,885	43.1%
3か月以上4か月未満	195,326	3,897	183,645	7,730	54	92,563	47.4%
4か月以上5か月未満	169,189	3,265	158,907	6,966	51	83,340	49.3%
5か月以上6か月未満	155,802	3,282	145,869	6,563	88	82,233	52.8%
6か月以上7か月未満	168,785	5,965	151,225	11,262	333	97,609	57.8%
7か月以上8か月未満	131,612	2,911	119,099	9,374	228	77,263	58.7%
8か月以上9か月未満	124,727	2,849	112,861	8,738	279	75,394	60.4%
9か月以上10か月未満	119,557	3,079	107,680	8,533	265	73,370	61.4%
10か月以上11か月未満	115,941	2,786	104,674	8,217	264	70,539	60.8%
11か月以上1年未満	120,706	2,961	109,201	7,872	672	75,098	62.2%
1年以上2年未満	1,043,230	31,097	925,899	83,524	2,710	692,307	66.4%
2年以上3年未満	624,924	22,815	546,785	53,485	1,839	428,979	68.6%
3年以上4年未満	500,283	20,233	431,285	47,251	1,514	359,893	71.9%
4年以上5年未満	391,519	16,807	332,999	40,304	1,409	283,892	72.5%
5年以上10年未満	1,047,270	53,553	864,049	125,257	4,411	754,861	72.1%
10年以上20年未満	589,278	47,789	437,805	99,942	3,742	420,449	71.3%
20年以上	582,338	65,033	408,862	105,693	2,750	407,632	70.0%

（受給資格要件を満たすと思われる者）

表1-4は、被保険者期間別となっている。離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上あること、ただし倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職の場合は離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あることが、受給資格の必要条件である。そこで、資格喪失原因が「③解雇、勧奨退職等」の場合は被保険者期間6月以上の資格喪失が、「②任意、契約期間満了等」と「④その他」の場合は被保険者期間1年以上の資格喪失が、それぞれ受給資格要件を満たす資格喪失者と考え<sup>21</sup>。表において網かけをした部分である。これに該当する資格喪失者数を合計すると458万人となる。離職を理由とする資格喪失者635万のうち、受給資格を得ることのできる者は458万人で、残り177万人は、被保険者期間が短いために受給資格を得られない者と推計される。

なお、表1-4の右端の蘭に、資格喪失者数に対する離職票交付枚数の比率が被保険者期間別

<sup>21</sup>有期契約の労働者で、希望したにもかかわらず更新されなかった等による（特定理由）離職の場合も、資格要件は6か月であるから、原因が②の資格喪失の中には被保険者期間6か月以上を要件とするものが含まれ、ここで求めた受給資格要件を満たすと思われる数は過小の可能性がある。

にある。これをみると、被保険者期間5か月以上6か月未満の比率と6か月以上7か月未満の比率の差、被保険者期間11か月以上1年未満と1年以上2年未満の比率の差が、それぞれ5%ポイント、4.2%ポイントと断層が大きい。基本手当の受給に必要な期間は、離職理由に依るが、6か月又は12か月である。被保険者はこの必要とされる期間を意識した行動を取っていることがうかがえる。

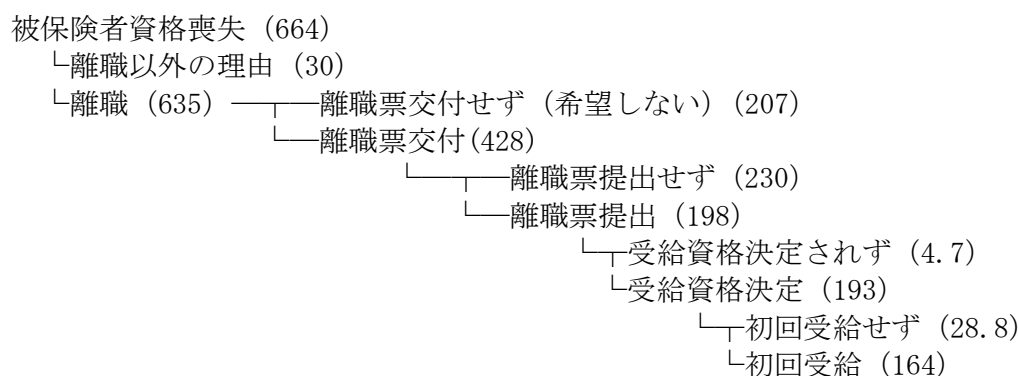
#### （離職票の交付を受けない者）

この被保険者資格喪失届には、被保険者でなくなった者の離職票交付の希望の有無をチェックする欄があり、ここが「無」でない限り、離職票の交付がなされる。2011年度の交付枚数は428万であった。差の237万人は希望しなかった者ということになる<sup>22</sup>。「①在籍出向、出向元への復帰、その他離職以外の理由」の30万人は希望しないとして差し支えないであろうから、離職したにもかかわらず希望しない者が207万人いたことになる。

#### （交付を受けた後）

2011年度は、離職票の交付を受けた後、基本手当の支給を受けようとして離職票を提出した件数が198万件、受給資格決定件数は193万件であった。このうち基本手当受給に至った者（初回受給者数）は164万人であった。

資格喪失からの流れを図示すると次のとおりである<sup>23</sup>。



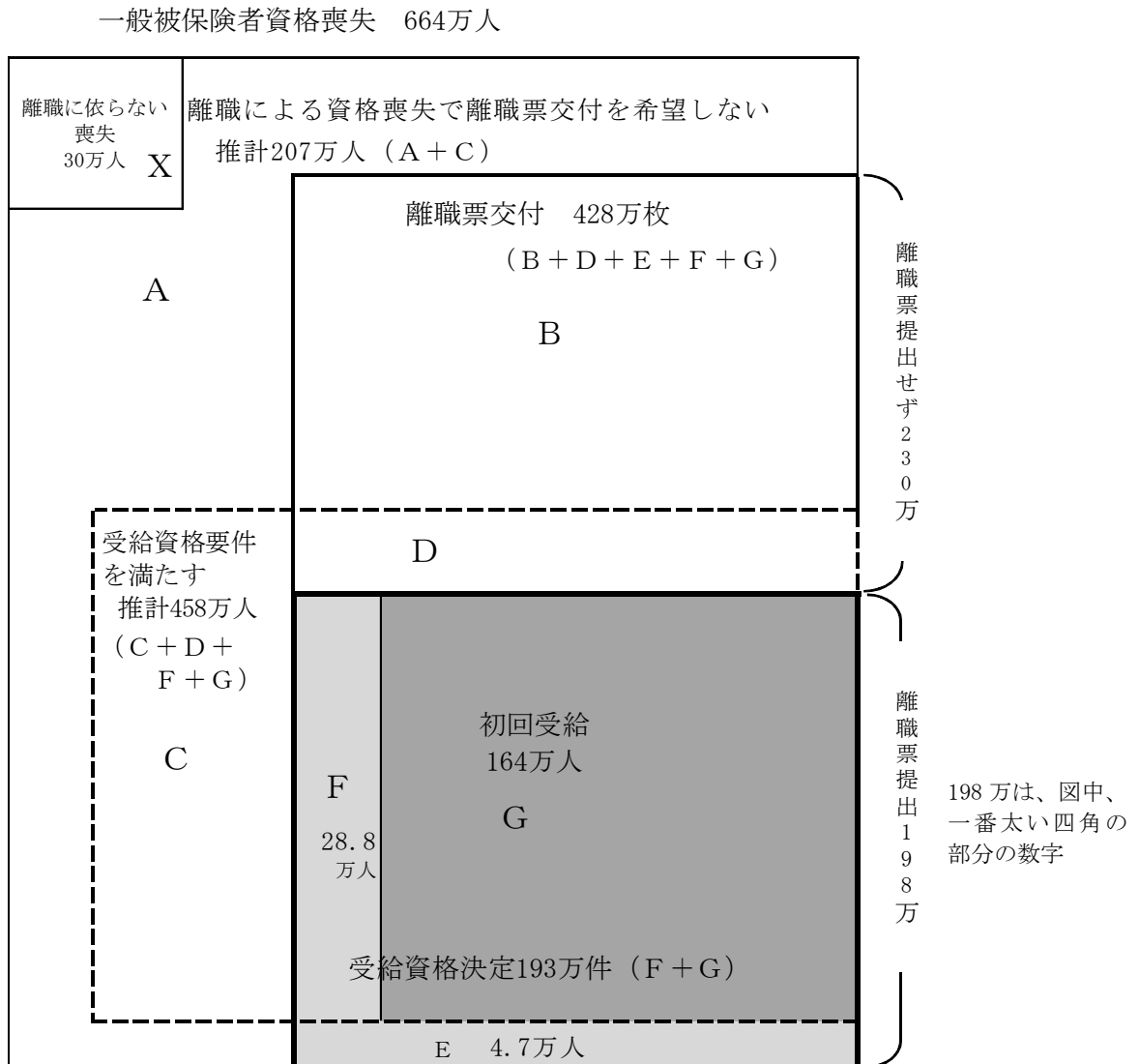
#### （各段階の相互関係）

また、受給資格要件を満たすと推計される資格喪失者458万人、離職票交付枚数428万、離職票提出件数、受給資格決定件数、初回受給などの相互の関係を図示すると、図1-27のとおりである。

<sup>22</sup>統計は2011年度中にあった資格喪失届の件数、2011年度中の離職票交付枚数である。2011年度中にあった資格喪失届に対して交付した枚数というわけではない。しかし、ここではその差は捨象して考える。

<sup>23</sup>数字は各項目の2011年度のもの（又はそれらの差）であって、一つ上の段階の内数ではない。

【図 1-27】 (数字は 2011 年度)



一番外側の大きな四角が資格喪失者全体664万人を表す。その中の大きく太線で囲った四角、点線で囲った四角がそれぞれ、離職票交付を受けた者428万人（交付枚数）と受給資格要件を満たす者推計458万人を表す。

図の中の四角のそれぞれにA～GとXを入れてある。

A：離職したが、受給資格要件を満たさず、交付を受けない者

B：交付を受けたが、被保険者期間が短いなどで受給資格を満たさない者

C：受給資格要件は満たすものの離職票の交付を受けない者。再就職の意思がないか、離職時点で再就職先が決まっている者、あるいは早期に再就職が見込めている者が考えられる<sup>24</sup>。

<sup>24</sup>受給資格を得ずに再就職すれば、将来、再び離職して基本手当の支給を受けるとき、基本手当の所定給付日数を決めるときの被保険者期間（算定基礎期間）に、それまでの被保険期間が通算される（ただし、再就職までの間が1年以内でなくてはならない）。

D：離職票の交付を受け、受給資格要件を満たしているが、基本手当の支給を受けようとせず、離職票を提出しない者。

E：離職票を提出したが、受給資格要件を満たさない者。

F：離職票を提出し、受給資格の決定を受けたが、受給に至らない者。自己都合で退職した場合などは、待期満了後、3か月間は基本手当の支給がない（給付制限）。その間で就職した場合などが該当する<sup>25</sup>。

G：離職票を提出し、受給資格の決定を受け、受給に至った者。

## 8 就職促進給付（再就職手当）

就職促進給付は、常用就職支度手当、再就職手当、就業手当、移転費、広域求職活動費から成る。最初の三種類の給付が、就業促進手当と総称される。

常用就職支度手当は、障害者等が安定的な職業に再就職した場合であって、基本手当の支給残日数が所定の要件を満たすときに支給される一時金である。現行制度発足の1975年度当時から設けられていた。2011年度の支給人員と支給額はそれぞれ9,894人、10.5億円であった。

再就職手当は、安定した職業に就いた場合であって、基本手当の支給残日数が所定の要件を満たすときに支給される一時金である。1984年度に設けられた（8月施行）。2011年度の支給人員、支給額はそれぞれ359,848人、1,016億円であった。

就業手当は、2003年度に設けられた仕組である（施行は5月）。再就職手当の対象となる就職を除く場合で、基本手当の支給残日数が所定の要件を満たすときに、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額（上限あり）が支給される。2011年度の月平均支給人員数と支給額はそれぞれ4,185人、21億円であった。

移転費と広域求職活動費は、2011年度における支給人員と支給金額は次のとおりで、他に比べれば僅少である。

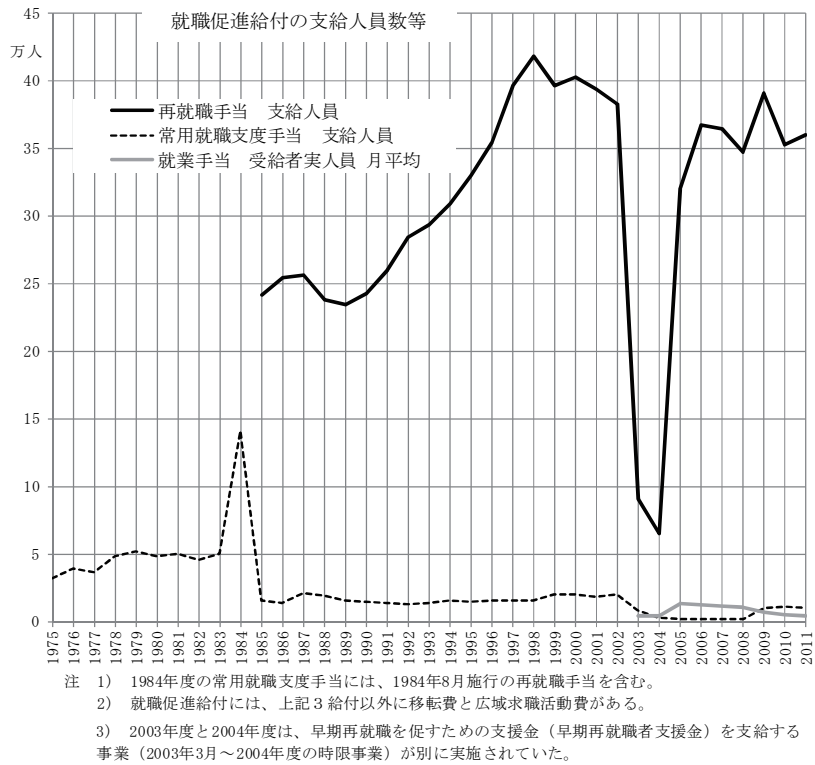
移転費 492人、59,778千円、広域求職活動費 166人、6,484千円

### （推移）

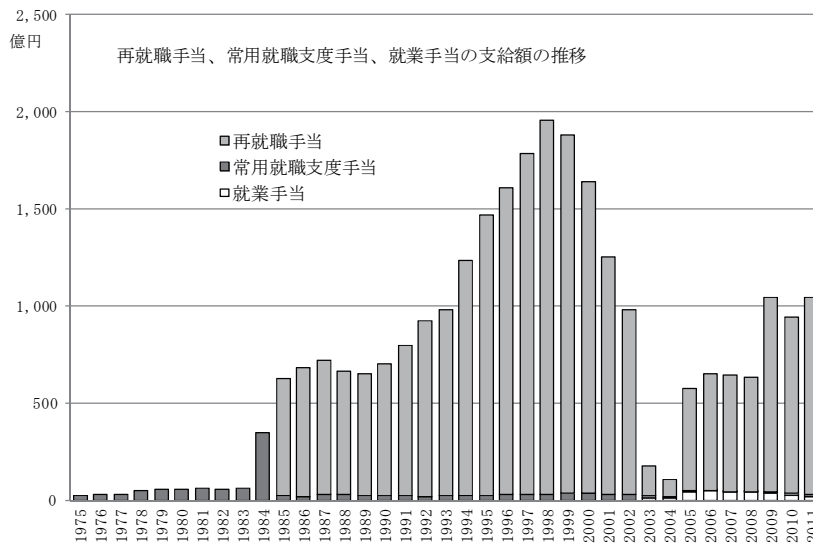
再就職手当、常用就職支度手当、就業手当の支給人員と支給額の推移は、それぞれ図1-28と図1-29のとおりである。再就職手当が、人数、額とも圧倒的である。再就職手当と就業手当はそれぞれ1984年度（8月施行）、2003年度（5月施行）に設けられた給付である。2003年度と2004年度は、早期再就職を促すための支援金（早期再就職者支援金）を支給する事業（2003年3月～2004年度の時限事業）が別に実施されていたことから、再就職手当の額が他の年度に比べて少なくなっている。

<sup>25</sup>受給せずに就職する、或いは残日数が所定よりも多く就職すると、通常、就職促進給付の支給を受ける。

【図1-28】 就職促進給付の推移 支給人員



【図1-29】 就職促進給付の推移 支給額

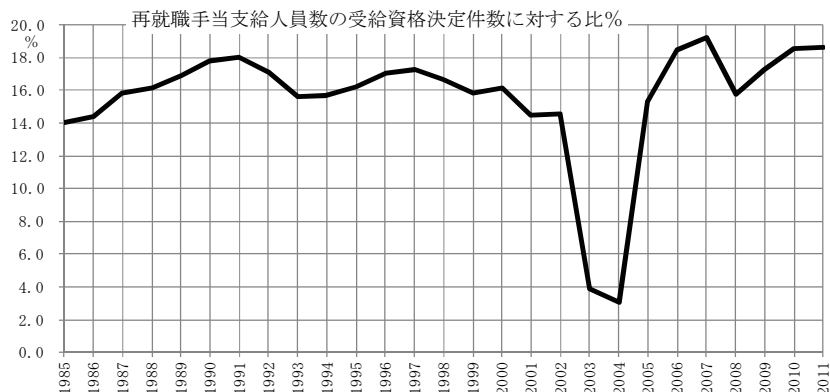


（再就職手当の支給を受ける割合）

支給資格の決定を受けた者のうち、再就職手当の支給を受ける者はどれくらいであろうか。初回支給前に就職し、再就職手当の支給を受ける者もいるので、支給資格決定件数に対する比

率<sup>26</sup>を考えることになる。その推移をみたものが、図1-30である。

【図1-30】再就職手当支給人員数の受給資格決定件数に対する比



早期再就職者支援金事業が行われた2003年度と2004年度を除き、おおむね16%前後で推移している。詳しくみると、経済情勢との相関もある程度認められる。経済情勢が悪く、再就職が困難な時期は支給人員が減ると考えられる。1990年までのいわゆるバブル景気の時期に上昇しており、その後の1993年度にかけた低下、1998年度、1999年度の低下、2008年度の低下などは、景気後退局面における低下と考えられる。

## 9 育児休業給付金

育児休業給付金は、雇用継続給付と呼ばれる一連の失業等給付の一つである。育児休業法<sup>27</sup>に基づく育児休業制度が全ての事業者に対して適用された1995年度に、育児休業取得者に対する経済的援助制度として創設された。1歳（所定の要件を満たす場合は1歳半）未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前2年間について所定の要件を満たす者が対象である。休業前賃金の50%相当額（賃金と給付の合計額が休業前賃金の80%を超える場合は超える額を減額）が支給される。本給付金の創設時には、休業前賃金の25%相当額の支給（うち20%相当分が育児休業基本給付金として原則2か月ごとに支給され、職場復帰時に残りの5%相当分の合計が育児休業者職場復帰給付金として一時金で支給）であったが、2001年1月1日からは休業前賃金の40%相当額の支給（うち育児休業基本給付金30%、育児休業者職場復帰給付金10%）、2007年3月31日から2010年3月31日の期間においては休業前賃金の

<sup>26</sup>特定の期間（例えば年度）に受給資格の決定を受けた者のうち再就職手当の支給を受けた者の割合を求めたいところであるが、同じ年度になされた受給資格決定件数と再就職手当の支給件数の比率である。

<sup>27</sup>育児休業法（育児休業等に関する法律）は1991年5月8日に成立し、1992年4月1日に施行されているが、常用労働者30人以下の事業所については1995年3月31日まで適用猶予されていた。また、介護休業制度の法制化（努力義務化）等を内容とする改正法が1995年10月1日に施行され、名称が「育児休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり、更に、1999年4月1日施行の介護休業制度等の義務化により、名称が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（略称「育児・介護休業法」）」となっている。

50%相当額の支給（うち育児休業給付金 30%、育児休業者職場復帰給付金 20%）であった。現行となったのは2010年4月1日以降であり、当分の間の措置とされている。

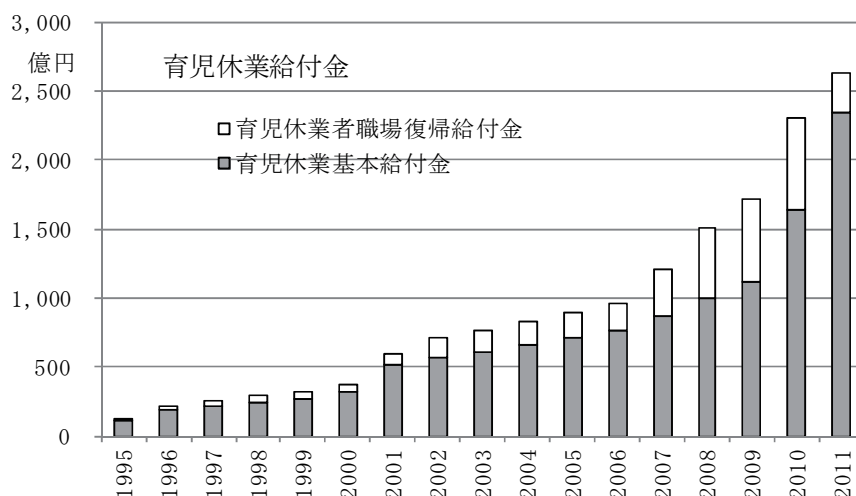
（支給額の推移…増加する支給額）

2011年度の育児休業給付金は2,632億円で、その推移を内訳とともにみると図1-31のとおりである。2007年に給付率を40%から50%に引き上げる改正があったが、支給額はこのところ、それ以上に増加しており、2006年度の1,000億円弱から5年後の2011年度には2,600億円を超えるまでに至っている。なお、育児休業者職場復帰給付金の額が2011年度に減っているのは、開始日が2010年4月1日以降の育児休業については、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金が統合され育児休業給付金となったが、図ではこの育児休業給付金を育児休業基本給付金の方に計上しているためである。

（受給者数の推移、出生数との比較）

受給者数は、2011年度、初回受給者数が224,834人、受給者数が1,050,472人であった。支給は、原則として2か月に一度、2か月分である。支給対象月数の延数に相当する受給者実人員は2,114,645人（月、受給者数のおおむね2倍）であった。

【図1-31】 育児休業給付金支給額の推移



育児休業給付の初回受給者数の推移は図1-32のとおりである。一貫して増加を続けており、しかも最近の方が増加のピッチが速い。この5年間では、2006年度の13万人から2011年度は22万人と、10万人近く増加した。図の初回受給者数には、男女の内訳がある。男性の初回受給者数は増加を示しており、2006年度の978人から2011年度は4067人と、およそ4倍となった。

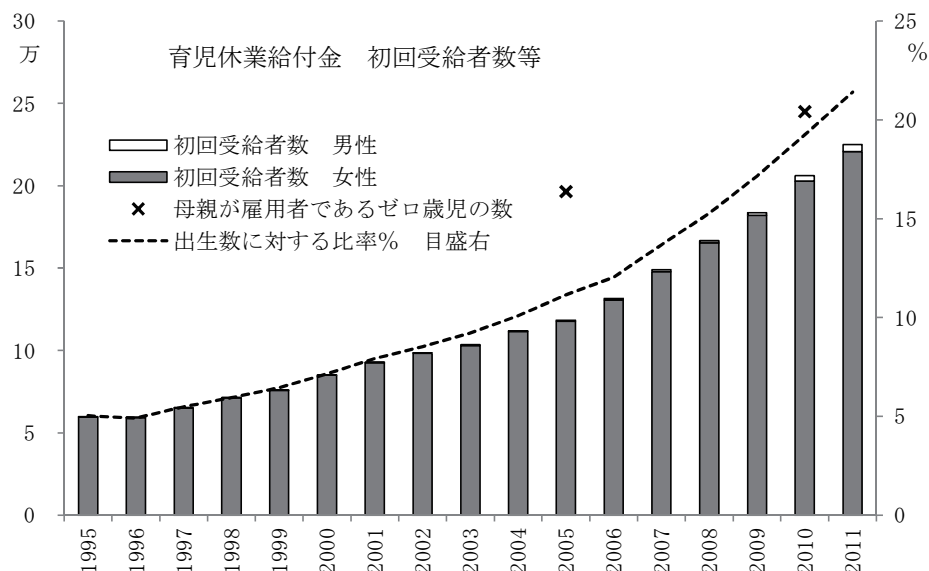
図にはさらに、厚生労働省「人口動態調査」による同じ年<sup>28</sup>の出生数に対する初回受給者数の比率を点線で示してある。これも上昇している。この間、出生数は年間105～120万人であるか

<sup>28</sup>出生数は暦年の数字である。



ら、育児休業給付の対象となるような継続就業をする者の増加がうかがえる。

【図1-32】育児休業給付金 初回受給者数等の推移



注 出生数は厚生労働省「人口動態調査」による暦年の統計。母親が雇用者であるゼロ歳児の数は総務省「国勢調査」による。

また、図には2005年と2010年の国勢調査による母親が雇用者であるゼロ歳児の数を×印でプロットした。2010年は244,937人で、2005年の196,459人から5万人近く、率にして25%の増加である。ゼロ歳児の母親で雇用者であっても、出産前から同一事業主に継続就業しているとは必ずしも限らないが、現状では、育児休業の初回受給者数の上限はこのあたりと思われる<sup>29</sup>。

(もとより母親が雇用者で継続就業する者がどれくらいとなるか<sup>30</sup>、また、男性の育児休業取得の動向<sup>31</sup>等が、今後の育児休業給付の動きを考える上でのポイントであろう<sup>32</sup>)。2010年度の年

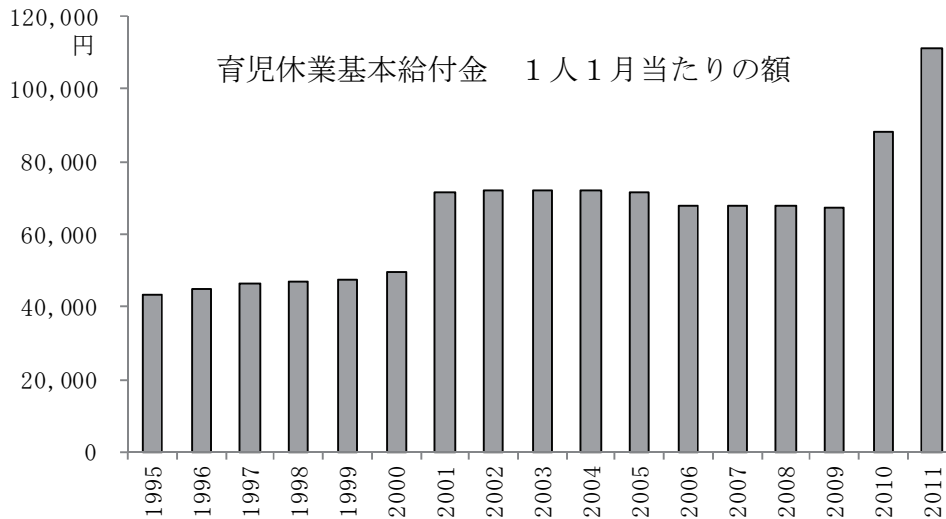
<sup>29</sup> 出産した女性労働者或いはその配偶者の全員が育児休業を取得しているわけではない。厚生労働省「2011年度雇用均等基本調査」によると、育児休業の取得割合は出産した女性労働者の87.8%、配偶者が出産した男性労働者の2.63%である(岩手、宮城及び福島の3県を除く数字)。

<sup>30</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2011年)により、第1子出産前後の妻の就業変化をみると、育休を利用した就業継続の割合は2000~2004年の14.8%から2005~2009年には17.1%に上昇している。また、厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)」(2012年)により、きょうだい数1人(本人のみ)の母の出産半年後の就業状況をみると、出産半年後も有職(育児休業中等の休業含む)の割合は、2001年の24.6%から2010年には36.6%に上昇している。

<sup>31</sup> 育児休業給付の男性の初回受給者数が近年増加していることは図32のとおりであるが、これは男性の育児休業取得率の推移と概ね一致しており、育児休業を取得する男性労働者が、この間、急速に増加していることを示す。厚生労働省「雇用均等基本調査」によると、男性の育児休業取得率の推移は下図のとおりである(2011年度は岩手、宮城及び福島の3県を除く数字)。

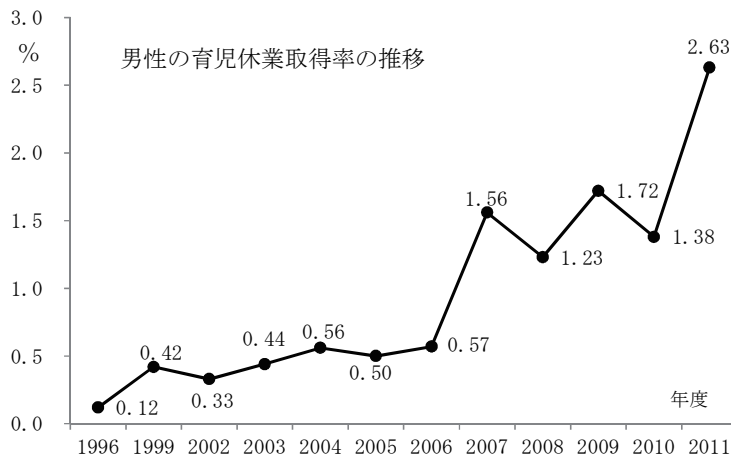
間初回受給者 206,036 人は、母親が雇用者であるゼロ歳児の数の 84% の水準である。母親が雇用者であるゼロ歳児の数が増加している中、育児休業給付の受給者はそれ以上に増加しているところである。

【図 1-33】 育児休業給付金 1 人 1 月当たり平均支給額



(1 人 1 月当たり平均支給額)

育児休業基本給付金の支給金額を受給者実人員（延べ支給対象月数）で除することで、1 人 1 月当たりの基本給付金の平均支給額を得る。推移は、上の図 1-33 のとおりである。2011 年度で 11.1 万円である。2010 年度、2011 年度と 2 段階で高くなっているのは、開始日が 2010 年 4 月 1 日以降の育児休業については、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金が統合され育児休業給付金となり、図では育児休業基本給付金に計上しているためである。2010 年 4 月 1 日



出所 厚生労働省「雇用均等基本調査」(2006年度以前「女性雇用管理基本調査」)

<sup>32</sup>出生数は 2010 年で年間 107 万人であったが、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計 (2012 年、中位推計) によると、2020 年 83.6 万人、2030 年 74.9 万人と、今後は減少の見込みである。

前に開始日のある育児休業に係る職場復帰給付金は、2011年度はまだ支給があるが、2012年度以降はほぼ現れないものと思われる。

なお、増加が目立つ年度として、ほかに2001年度があるが、2001年度は、給付率を25%から40%に引き上げる改正があった年度である。

## 10 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付も、雇用継続給付と呼ばれる一連の失業等給付の一つである。1995年度に創設された。基本手当を受給せずに雇用を継続する者に対して支給する高年齢雇用継続基本給付金と、基本手当を受給した後再就職した者に対して支給する高年齢再就職給付金の二つの給付金からなる。

高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者について、60歳以後の各月の賃金の15%（賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%を超え75%未満の場合は逡減した率）が支給される。

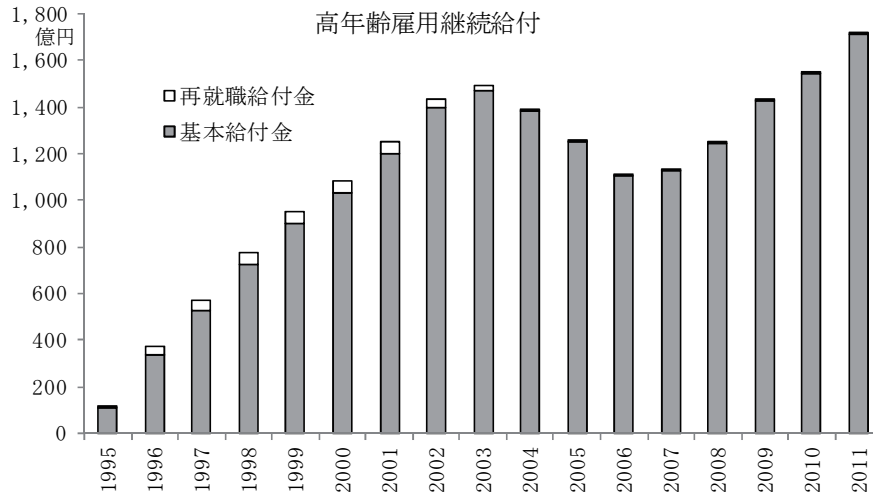
高年齢再就職給付金は、基本手当受給後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で、基本手当についての算定基礎期間が5年以上で基本手当の支給残日数が100日以上、かつ、安定した職業に就くことにより被保険者となった場合に、各月の賃金の15%（賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%を超え75%未満の場合は逡減した率）が支給される。ただし、賃金との合計が月額344,209円（平成23年8月1日以降）を超える場合は、超える額が減額される。

### （支給額の推移…増加する支給額）

2011年度の高年齢雇用継続給付の支給額は1,711億円で、うち基本給付金が1,710億円とほとんどを占める。これまでの推移は図1-34のとおりである。制度発足の1995年度以降、年々増加し2003年度には1,489億円に達した。

2003年度は、支給要件と支給水準の改定があった年度である。支給要件の一つである60歳時点の賃金額に対する比率の上限が、85%から現行の75%となり、また、基本的な給付率が25%から現行の15%となった。改定は、2003年5月1日以降に60歳に到達した被保険者について行われるので、影響は2003年度から徐々に現れてくる。支給額は2004年度から減少を示し、2006年度には1,105億円となった。その後、2007年度はほぼ横ばいで、2008年度からは再び増加を始め、2011年度は1,711億円となった。

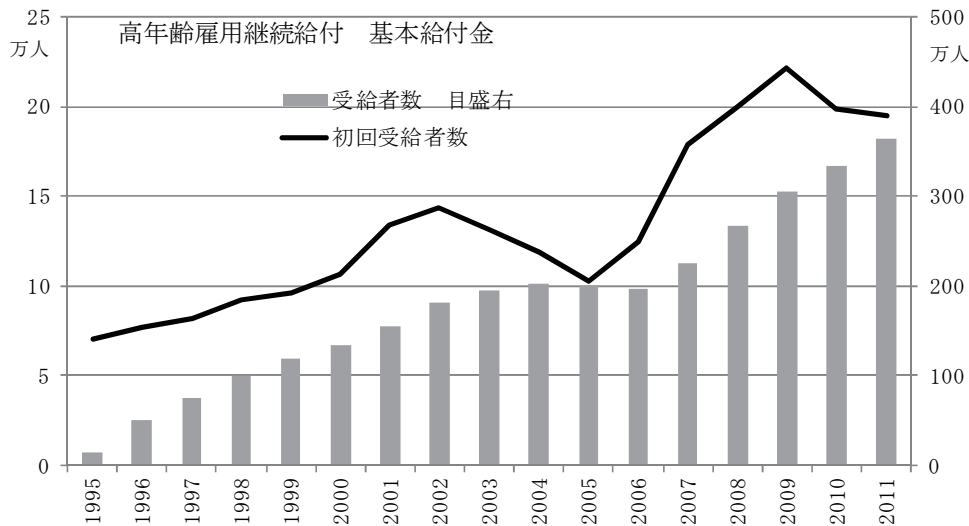
【図1-34】 高年齢雇用継続給付 支給額の推移



(受給者数の推移)

基本給付金の初回受給者数と受給者数は、2011年度、それぞれ195,142人、3,645,339人であった。推移は図1-35のとおりである。

【図1-35】 高年齢雇用継続給付基本給付金 初回受給者数、受給者数の推移



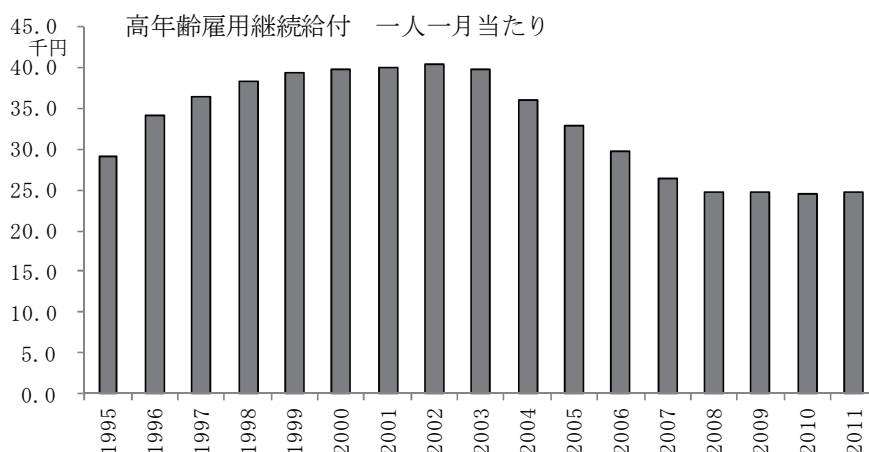
初回受給者数は支給額と同様、制度発足の1995年度から毎年増加し、2002年度には14万人に到達したが、支給要件に変更のあった2003年度から減少に転じ、2005年度に10万人となった。その後、再び増加に転じ、特に団塊の世代(1947~1949年度生まれ)が60歳に到達する2007年度は5万人余り増加し17万人となった。2008~2009年度も、さらに2万人ずつ増加し、2009年度は過去最高の22万人である。2010年度、2011年度は増加が止まり、20万人弱となっている。2010年度は1949年度生まれの者も61歳になる年度で、初回受給者数の増加が一段落した可能性はある。

なお、図の受給者数は、年間の受給延べ数に相当する。支給は原則として2か月に一度、2か月分である。支給対象月数の延数に相当する受給者実人員は6,909,537人（再就職給付金も含めると6,913,710人）であった。この受給者実人員は、各受給者は原則として2か月分の支給を受けるから、受給者数のおおむね2倍ということになる。

#### （1人1月当たりの平均支給額）

高年齢雇用継続給付の支給額を受給者実人員で除することで、1人1月当たりの平均額を得ることができる。推移は図1-36のとおりで、給付率引き下げのあった2003年度から5年後の2008年度まで減少した後は、おおむね横ばいで推移しており、2011年度は24.7千円となっている。

【図1-36】高年齢雇用継続給付 1人1月当たりの平均支給額の推移



注 基本給付金と再就職給付金の計である。

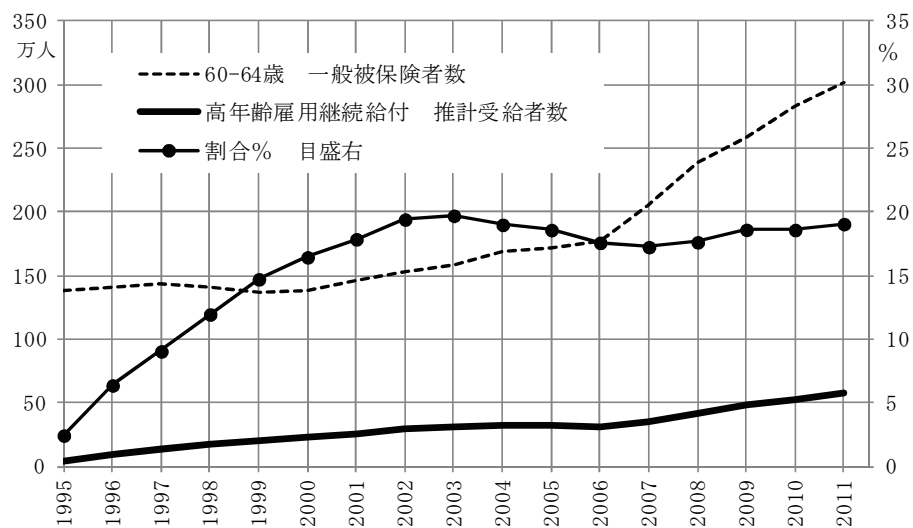
#### （受給者の60～64歳被保険者に占める割合）

高年齢雇用継続給付の支給を受ける者の被保険者に占める割合をみてみる。以下は、基本給付金と再就職給付金の合計で考える。ただし、再就職給付金は僅少である。

図1-37は、高年齢雇用継続給付の推計受給者数を太線で、60～64歳の一般被保険者数を点線で、そして前者の割合を●で示したものである。ここでいう高年齢雇用継続給付の推計受給者数とは、受給者実人員（支給対象月数の延べ数）を12で割ったものである。60～64歳の一般被保険者数をみると、団塊の世代（1947～1949年度生まれ）が60歳に到達する2007年度から増加のピッチを速めている。推計受給者数も同じように増加を示し始めた。ただし、一般被保険者数に対する比率は、2000年度以降、波はあるもののおおむね20%弱で推移している<sup>33</sup>。

<sup>33</sup>厚生年金保険の男性の場合、2001年度から特別支給の厚生年金保険の定額部分（いわゆる1階部分）の支給開始年齢が3年（生年でみた場合は2年）で1歳ずつ遅れていく（女性は5年遅れ）が、それと連動するようにはっきりとした動きは認められない。（生誕日が1941年4月2日から1943年4月1日に属する者は、報酬比例部分は60歳

【図1-37】 高年齢雇用継続給付の推計受給者数と60～64歳の一般被保険者数の推移



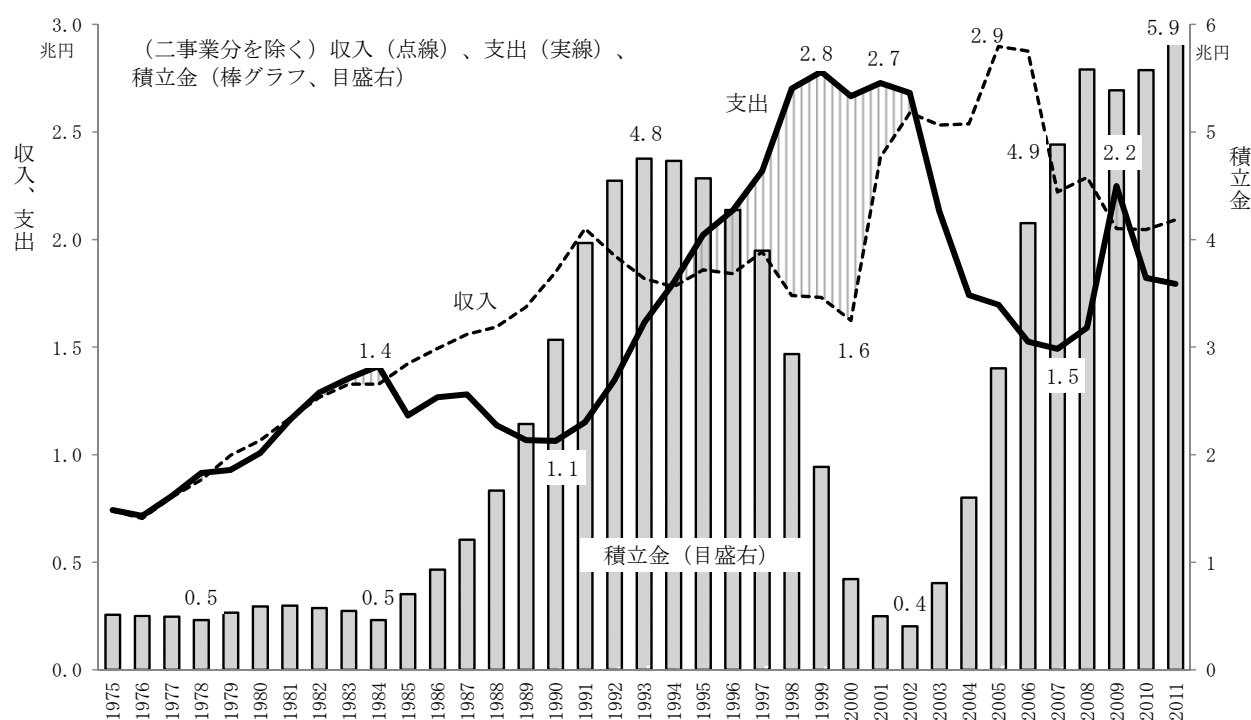
から支給されるが、定額部分は61歳からとなる。1943年4月2日から1945年4月1日に属する者は、定額部分は62歳からとなる。このように支給開始年齢が引き上げられるため、2001年度から2003年度の間は60歳で定額部分を受ける者はいない。2004年度から2006年度の間は60～61歳で1階部分の年金を受ける者はいない（繰り上げ支給を選択した場合は除く。）。

## 第2章 積立金

雇用保険の積立金は、二事業分を除く収入と支出の差の累積である。収支差が黒字のときはその額が積み立てられ、赤字のときは積立金はその額だけ取り崩され、赤字の補てんに充てられる。積立金は2011年度末で5.9兆円であるが、2002年度末は0.4兆円であった。その後、年々増加し、2008年度末に5.6兆円と、概ね現在の水準となった。

積立金の変動には、収入と支出双方の変化が集約されて現れる。下図は、現行雇用保険制度が発足した1975年度以降の収入、支出の推移を、積立金と併せてみたものである。

【図2-1】二事業分を除く収入、支出、積立金の推移



2002年度から2008年度に至る積立金の増は、支出（実線）がその間、2.7兆円から1.5兆円まで凡そ半減する一方、収入（点線）が支出に比べればおおむね一定であった結果であることがわかる。2002年度の積立金0.4兆円は遡れば、1993年度に4.8兆円あったのが、0.4兆円まで減少したものである。その差は、1994年度から2002年度の間、支出が収入を上回っていた分、つまり赤字の充当に充てられた。（図では赤字部分に薄い縦線を入れてある。）

さらに1993年度の積立金4.8兆円は、1985年度以降1993年度まで、収入が支出を上回っていた分、つまり黒字分が累積したものであることもわかる。

収入が支出を上回る時期は、1985年度から1993年度、2003年度から2008年度、そして2010年度以降である。いずれも景気回復、上昇の局面で、雇用失業情勢が比較的よかった時期を含

## 第2章

む期間である<sup>34</sup>。逆に支出が収入を上回る時期は、1994年度から2002年度で、いわゆるバブル崩壊後の景気停滞、下降局面で、雇用失業情勢がよくなかった時期を含む期間である。

総じて言えば、経済の景気回復、上昇局面では収入が支出を上回り、積立金が増大する。一方、景気停滞、下降局面では支出が収入を上回り、その分を積立金の取り崩しで賄う。支出は、雇用失業情勢の違いで、極めて大きくなる年もあれば、比較的少額で済む年もある。雇用保険財政はこれの繰り返しである。

### 1 雇用保険の積立金の役割

収入に比べて支出が大きく変動するのは、支出の大きな構成要素である基本手当の受給者数が、月平均で100万人を超える年もあれば60万人を下回る年もあるというように倍近い変動を示すからである（図1-13参照）。収入の方は、料率改定があった2001年度や2007年度などの動きを除けば、その変動は支出ほど大きくない。保険料収入は料率以外に雇用者数と賃金にも連動するが、共に変動は、通常は年数%程度のものである。

その結果、収支差の赤字が続く期間、黒字が続く期間が交互に現れる。雇用失業情勢は予測が難しく、あらかじめ支出に見合う収入となるように料率を定めるのは困難である。雇用保険は、単年度ではなく、中長期的に収支のバランスを図る保険なのである。

このような収支の変動がある雇用保険において、積立金は、雇用失業情勢が悪化した際にも失業者に対し安定した給付を担保する役割を担う。支出が相対的に少ない好況期に支出が減り、保険料収入の一部が積み立てられ、支出が相対的に多い不況期に、積立金を給付財源として取り崩す。このように積立金は、将来、雇用情勢が悪化し、収入が不足する事態になった場合に、雇用保険の安定した給付を維持するための財源となる。経済変動をはじめとして様々な要因によって発生する収支差を長期的に均す機能ともいえる。

これは、失業の保険である雇用保険の特徴である。この積立金の役割を、保険の機能という観点からみてみよう。

#### （一般の保険）

一般に保険とは、多数の経済単位が1つの集団を構成し、各自が拠出した保険料によって構成員の一部が被った損害をてん補する、いわゆる危険分散の制度である。そして、大数の法則の上に成立する制度である。大数の法則とは、一見偶然と思われる事象も、大量観測すれば、一定の法則がみられるという原理である。個々の保険の対象にとっては偶然の事故であっても、保険が成立するためには、全体としては事故の件数を予測できる確率事象でなくてはならない。事故の件数を予測できなければ、集団構成員の保険料負担の大きさを決めることができず、保険が成立しない。大量観察できるほどの多数であることと、多数であって、大数の法則から危

---

<sup>34</sup>1991年2月から1993年10月までのような景気後退とされる時期も含む。



險発生の確率を導き出せることが保険成立の前提とされる<sup>35</sup>。

### （雇用保険）

しかし雇用保険の場合、雇用労働者の失業に関しては、過去の実績が将来も続くものとして保険料負担を課しても、多くは収支が合わない結果となる。これは失業の確率が、経済情勢等に応じて刻々と変わり、また、予測も困難であるからである。さらに、雇用労働者の失業は、景気が悪化すれば、保険加入者全員の失業リスクが上昇する<sup>36</sup>という特徴を持つ<sup>37</sup>。失業には、景気循環による同時多発性という特徴がある<sup>38</sup>。これらの点は、交通事故、火災など、民間の保険が一般に扱う事象と異なる点である<sup>39</sup>。

しかし、保険料を徴収しつつ、労働者が失業した場合に、生活安定のための必要な給付は維持しなくてはならない。このため、積立金が極めて重要な役割を果たすことになる。

これを危険分散という保険の機能の観点からみると、将来の危険（失業）に備えて、今、負担した保険料の一部を積立金に回す、或いは、今の失業に、積立金となっている過去の保険料の一部を充てる、ということである。換言すれば、危険を同一時点の集団の構成員だけに分散するのではなく、時間軸方向にも分散することである<sup>40</sup>。ただ、将来の失業の確率の特定が難しく、分散の程度（積立金の大きさ）の特定が困難である。将来の失業変動を予測し、分散の程度（積立金の大きさ）を特定することは困難であることから、常に経済情勢や収支の動き、積立金の水準を踏まえて保険料率の管理を行うことが求められる。

（補足）一般に保険は、大数の法則の成立を前提に、収支均等の原則と給付・反対給付の原則（個別的収支均等の原則）で支えられるものとされる。収支均等の原則とは、危険集団の構成員が支払う保険料の総額は支払われる保険金の総額に等しくなければならないということであり、給付・反対給付の原則（個別的収支均等の原則）とは、危険集団の構成員各自が負担する保険料は、支払い保険金に事故発生確率を乗じた額、すなわち受け取る保険金の期待値に等しいということである。雇用保険の場合、1年でみれば収支均等の法則は必ずしも成り立たないことになる。さらに、失業の危険の高い雇用者は保険料率を高くするという仕組にはしておらず、この点、給付・反対給付の原則に立っているわけでもない（保険料率を建設業等一部の業種で高くしているほかは一律である。）。

<sup>35</sup> 民間の保険は、これらを考え方の前提とし、保険契約の可否を判断し、引き受ける場合は事故発生のリスクの高い人には高い料率を適用する、免責事項を設定するなど、いろいろな工夫をする。

<sup>36</sup> 各人の失業は、お互いに独立した事象である、という前提が適用できないことになる。

<sup>37</sup> また、失業には、さらに、履歴（ヒステリシス）効果も指摘（『労働経済白書---平成14年版労働経済の分析』第6章 2002年）されている。失業の長期化が求職活動の低下を招き、失業をより長期化させるという効果である。これも失業確率の特定を難しくさせる。

<sup>38</sup> 失業と似た特徴を持つ経済変動によるリスクとして、最近では、企業の債務不履行のリスク（default risk）に関する研究が数多くなされている。

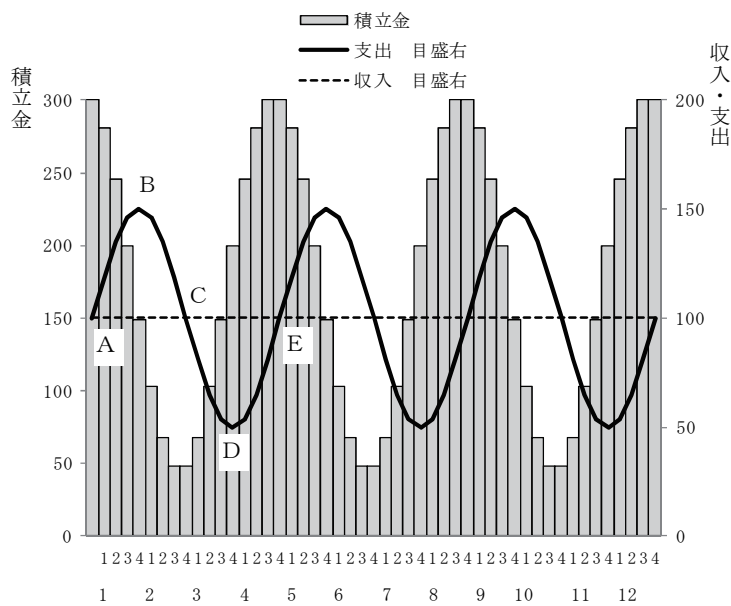
<sup>39</sup> 保険の定義にもよるが、相互扶助という点では保険である。雇われている企業の人員整理の可能性や属人的な失業の可能性の高低に関わりなく、賃金の一定割合の保険料を徴収する保険である。

<sup>40</sup> この結果、保険料を負担する集団と給付を受ける集団が必ずしも一致しなくなる。

2 模式図による説明

収入と支出、収支差を累積した積立金の三者の動きを模式図でみて、積立金の果たす役割を確認してみよう。今、各時点（四半期）の収入は100で一定、支出は100を中心にプラスマイナス50、50～150の範囲で、4年周期（16四半期）で変動するものとする。また、1年目の第1四半期から支出が収入を上回り始めるものとする。図のA～Cの間が、支出が収入を上回る赤字の期間で、次のC～Eの間は支出が収入を下回る黒字の期間となる。

【図 2-2】

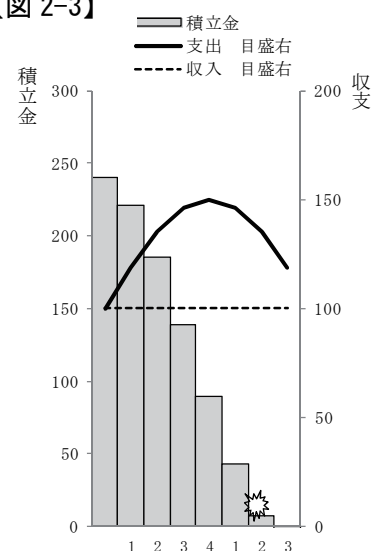


積立金は最初の時点（1年目の第1四半期の期首時点）300あるとすると、各四半期末時点の額は図2-2のように変動する。300あった積立金はCの時点（2年目の第3四半期末）には50を下回る水準にまで減少する。差額は、その間の支出が収入を上回る分、つまり赤字分の補てんに充てられる。図のABCで囲まれる部分の額に相当する。Cを過ぎると、支出が収入を下回る黒字の局面に入り、積み立てが始まる。Eの時点（4年目の第3四半期）では300の水準まで戻る。その後は、A～Eの繰り返しである。

（積立金が少ないと）

もし、当初の積立金が300よりも少ない水準、例えば240であれば、次の図3のとおり、積立金は2年目の第2四半期末にかろうじて残っている状態となり、第3四半期には当該期の収入と併せても支出を賄えない状態となる（積立金が枯渇する）。

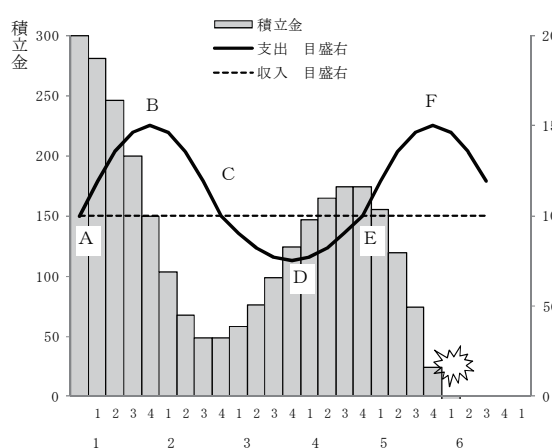
【図 2-3】



(黒字幅が小さいと)

このような積立金が不十分な事態は、たとえば下図 2-4 のように、D時点の黒字幅が小さいか、図 2-5 のように黒字の期間が短いと生じる。

【図 2-4】



【図 2-5】

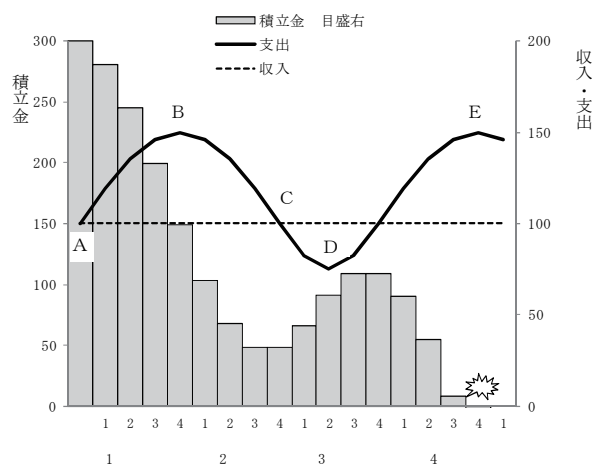
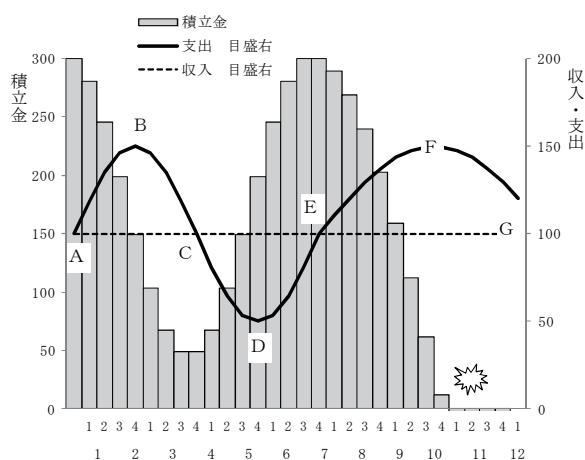


図 2-4 ではD時点の黒字幅がB時点の赤字幅の 0.5 倍程度である。この場合、Eの時点で 170 程度までしか積み上がらず、次の景気後退期の赤字が A~C と同じであると、積立金が枯渇してしまう。図 2-5 は黒字の期間が 2 年続かず、1 年で再び赤字になった場合である。やはり、次の景気後退期の赤字が A~C と同じであると、積立金が枯渇してしまう。

(赤字が長期化すると)

また、Eの時点で 300 まで積み上がったとしても、下図 2-6 のように次の景気後退の赤字局面 E~G が長期化すると、やはり途中で積立金が枯渇する事態となる。

【図 2-6】



以上は単純な模式図である。保険料収入は一定としたが、実際は賃金や雇用者数の動きに連動するし、料率改定もあるから一定でない。現実には、図 2-1 のとおりで複雑である。

(模式図からわかること)

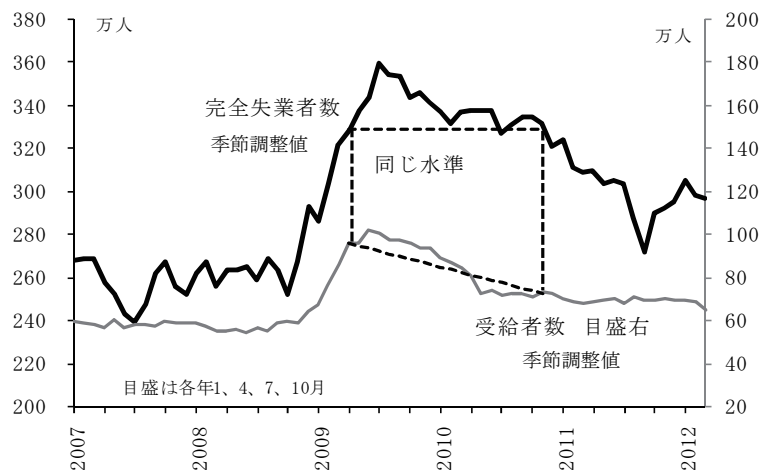
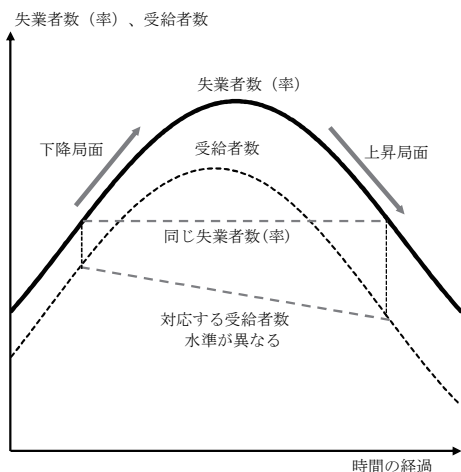
それでも、この単純な模式図から、改めて次のことがわかる。

一つは、**積立金は赤字補てんの財源**であるということである。将来、経済変動に伴い支出が収入を上回る間、その赤字の補てんに充てられる。収支残の累積である積立金は余剰金のイメージを持たれるかもしれないが、雇用保険の場合は、経済変動に伴う収支差の赤字を埋めるという重要な機能を担うものである。

二つ目は、しかしながら次のとおり、その水準の評価が困難であることである。

- ① 収支変動（景気変動）の局面によって積立金の水準が違う。
  - ② 特に、支出の水準が同じでも、支出が増える局面と減る局面で積立金の水準が違う。
  - ③ 支出の変動の幅、周期の長さの特定が困難である。
  - ④ 収入の動きも予測困難である。
- ① まず、収支変動（景気変動）の局面によって、積立金の水準に違いがある。図2でいえば、現時点をA～C～Eの間のどこと考えるかで、積立金の水準が異なる。今がAの時点であって積立金が少なければ、図2-3のとおり枯渇し、給付できない事態となる。しかし、Bの時点（支出額が極大となる景気底入れ時期）であれば、積立金は100あればよい。もし300もあり、図2のような収支の動きであれば、積立金は過大と言わざるを得ない。
- ② 特に、支出額の水準が同じであっても、支出が増える局面と減る局面で、積立金の水準に違いがある。図2-2でいえば、減る局面である時点Cと増える局面である時点Eでは、支出の水準は同じであるが、積立金の水準はまったく異なる。支出額は概ね受給者数に応じて定まる。同じ受給者数でも、景気の上昇局面か下降局面かで、必要な積立金の水準が異なるということになる。

(補足) 受給者数を失業者数(率)に言い換え、同じ失業者数(率)で必要な積立金の水準が異なる、とも言える。この場合、本文の理由に加え、さらに、対応する受給者数が異なるということも併せて考える必要がある。景気の上昇局面は非自発的な離職が相対的に少なく、所定給付日数が短い者が相対的に多いのに対し、下降局面は非自発的な離職が多く、所定給付日数の長い者が多い。その結果、失業者数(率)が同じでも、局面によって、対応する受給者数が異なると考えられる(下左の模式図参照。右はいわゆるリーマンショック前後の実績)。



注 受給者数の季節調整は執筆者が行った。

- ③ さらに、支出の変動の幅、周期の長さの特定が困難である。図 2-2 は支出の振幅を 50、周期を 4 年などとしているが、実際の変動についてそのような値の特定はできない。実際の変動幅や期間は、経済情勢により刻々と変わっていくものである。図 2-4 や図 2-5 でみたとおり、同じ積立金の水準であっても、その後の支出変動の振幅や期間がどうなるかによって、過不足の状況が変わる。
- ④ 収入の動きも予測困難である。模式図は収入を一定と置いているが、これも被保険者数と賃金の動向によって変化し、さらには保険料率に左右される。保険料率は、積立金と失業等給付額の関係で、法定基準料率（現在 1000 分の 14）のプラスマイナス 1000 分の 4 の範囲で変更することができる。実際、何回も改定されてきており、その都度、保険料収入が増減する。保険料率の改定が、保険料収入に影響を与える道筋は単純ではない。保険料負担の変化は労働需要、労働供給に影響を与えられ、被保険者数や賃金の水準も左右する可能性もある。

（補足） 雇用保険の場合、支出の‘現価’と収入の‘現価’の差額を、積立金として適当な水準と考えることは適当でない。積立金は将来の収入と合わせて、将来の支出を賄う財源となる。

将来の収入＋現在の積立金——>将来の支出

そこで、将来の収入の現価＋減殺の積立金と、将来の支出の現価の大小、或いは、将来の収入の現価と将来の支出の現価の差額と積立金を比べることが多い。現価とは、将来各時点の収入、支出を現時点に割り戻して合計した額のことである。厚生年金保険でいえば、「平成 21 年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」報告書 80 頁の図「厚生年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）」等はこの考え方に立った図である。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001kr28-att/2r9852000001kwum.pdf>)

しかし、雇用保険の積立金は、黒字の累積を赤字のときに費消するためのものである。赤字、黒字を繰り返さざるを得ない雇用保険財政において、収支差を均す、言わばバッファ機能を果たす。そのため、将来全期間にわたって、支出と収入の現価を足し上げ、その差額と積立金を比べるのは、適当とは言えない。仮に現時点で積立金が収入現価と支出現価の差に相当したとしても、将来、常に収支差の赤字を賄えるとは限らない。

### 3 積立金の評価

このように、積立金のあるべき水準について、将来予測を行って定量的に評価することは困難を伴う。

そこで、モンテカルロ・シミュレーションの手法で、将来の積立金の分布を確率的にとらえることを試みた。モンテカルロ・シミュレーションとは、前提の一部をある確率分布に沿って変えつつ、シミュレーションを何回も繰り返し、生じる可能性のある結果をみる手法である。リスク管理の手法として用いられることが多い。人為的にコントロールできず、確率的にしかわからない前提を変化させる。雇用保険の場合、積立金の今後は、収支の今後の変動いかんによる。収支の今後の変動は、収入であれば被保険者数や賃金、支出であれば被保険者資格喪失（離職）や資格喪失から受給に至るまでの状況など、様々な要素の将来値について、どのような前提を置くかによって変わる。前提の一部を変えれば、積立金の将来像も異なるものとなる。

## 第2章

いずれも人為的なコントロールの難しい要素である<sup>41</sup>。今回は、被保険者資格喪失から受給に至るまでの状況と、初回受給から受給終了にいたるまでの状況<sup>42</sup>について、実績から得られた理論分布に沿って変化させつつ1000回繰り返すモンテカルロ・シミュレーションを行った。詳細は章を改め、次章で述べる。

また、貿易再保険、農業共済再保険<sup>43</sup>などの一部の公的保険の特別会計では、積立金についてソルベンシー・マージン比率が計算されている。民間保険会社の経営健全性を判断するための基準としている「再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の前測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成8年大蔵省告示第50号）を参考に試算（「平成22年度農業共済再保険特別会計 決算に関する情報」等）したものである。会計検査院の「会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書 特別会計改革の実施状況等に関する会計検査の結果について」（平成24年1月）においてもソルベンシー・マージン比率が言及されている。

保険の性格（積立金の果たす役割）の違いに留意しなくてはならないが、雇用保険の積立金についても求めてみることは、他の公的保険との比較の観点からも一定の意義はあろう。そこで次項で、雇用保険の積立金について求める場合の考え方を整理してみた。

（補足） 積立金の趣旨は、支出が増え収入が不足する時期に、収支差の赤字を埋める財源となることにあるから、過去、連続して支出が収入を上回った期間の上回った部分（つまり赤字分）の総額を求めてみれば、積立金の大きさを考える上で参考になると思われる。図2-2で言えば、ABCで囲まれた部分を金額で評価することに相当する。最近では、1994年度から2002年度まで9年連続して赤字で、この間の赤字を単純に合計すると4.3兆円となる。

しかし、赤字を単純に合計することには注意が必要である。まず、過去の金額を現在価値に直す必要がある。次に、この間にあった2001年度、2002年度の料率改定や2000年改正による所定給付日数の見直しの影響も考慮しなくてはならない。さらに、支出には、景気変動よりも人口構成や女性の職場進出など別の要因による変動も大きいと考えられる高齢者や育児休業者の雇用継続給付などの支給額も含まれる。景気変動に伴う赤字補てん財源としての積立金の大きさを考えるわけであるから、このような給付の支給額の取扱いを検討しておく必要がある。

### 4 ソルベンシー・マージン比率

民間保険会社の経営の健全性を判断する基準の一つに「ソルベンシー・マージン比率」があ

---

<sup>41</sup>給付日数や給付率などの制度そのものの変更はここでは含めない。ただし保険料率については、複数のケースを置いて計算した（第3章）。

<sup>42</sup>他の要素、例えば被保険者数や賃金、資格喪失の割合（離職率）などは、基本的に、時系列モデルの考え方で将来値を置いた。離職率についてのみ、時系列モデルで得られる将来値の信頼区間の上限、下限で推移とした場合の計算も行った（第3章）。

<sup>43</sup>いずれも再保険である。例えば、農業共済再保険は、風水害、病虫害などによる損失補てんを目的に、全国各地域にある農業共済組合又は市町村が行っている農業共済事業に係る再保険である。この再保険は二段階から成る。まず、各農業共済組合等は、‘通常標準被害率’を超える異常災害分を全国に41ある農業共済組合連合会が負担するように、農業共済組合連合会に再保険を付す。さらに、各農業共済組合連合会は、‘異常標準負担率’を超える分を政府の農業共済再保険特別会計から負担するように、政府に再保険を付す。再保険を引き受ける側にとっては、事故の発生率が異なるものの、保険を引き受けるのと変わりはない。（再保険に付する側にとっては、責任準備金の算定の仕方が変わるなどの違いが出てくる。）

る。保険会社のソルベンシー・マージン比率についてみた後、これにならって雇用保険の積立金のソルベンシー・マージン比率を求めるとすれば、どのような計算が考えられるか、考え方を整理してみた。

## ア 保険会社のソルベンシー・マージン比率

民間保険会社のソルベンシー・マージン比率は、財務省「平成23年版特別会計ガイドブック」によれば、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率であって、

「民間保険会社が、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化など「通常の予測を超えるリスク」に対して、どの程度自己資本・準備金などの「支払余力（マージン）」を有するかを示す経営健全性の指標」

である。この比率が200%以上であることが、民間保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準とされている。

### （法令の規定）

保険業法及び保険業法に基づく規則、告示に、保険会社のソルベンシー・マージン比率に関する規定がある。平成4年保険審議会答申「新しい保険事業のあり方」において、金融自由化の進展等を背景に、保険会社が直面する諸リスクが増大する中、リスク管理体制整備の一環として諸外国で受け入れられているソルベンシー・マージン基準の考え方を導入し、早期警戒システムの一環として行政監督上活用するため、法令上の根拠を設けることが適当とされたことを受けて、平成7年保険業法（施行は平成8年）に設けられた。現在の規定振りは次のとおりである。

第130条（健全性の基準） 内閣総理大臣は、保険会社又は保険会社及びその子会社等に係る次に掲げる額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

- 一 資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額
- 二 引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額として内閣府令で定めるところにより計算した額

（他に外国保険会社等、免許特定法人、保険持株会社の子会社である保険会社に関しそれぞれ202条、228条、271条の28の2に同様の規定がある。）。

内閣総理大臣の定める基準は、「保険業法第130条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等（平成11年1月13日金融監督庁大蔵省告示第3号）」にある。次のとおりである。

保険業法（平成7年法律第105号）第130条、第202条、第228条及び第271条の28の2の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を次のように定め、平成11年3月31日から適用する。

## 第2章

- 一 保険業法（以下「法」という。）第130条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、200パーセント以上とする。

法第130条第1号に掲げる額

$$(1/2) \times (\text{法第130条第2号に掲げる額})$$

（二号以下略）

法第130条第1号に掲げる額の計算方法は、保険業法施行規則86条（健全性の基準に用いる単体の資本金、基金、準備金等）と86条の2（健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等）に、第2号に掲げる額の計算は同87条（通常の予測を超える危険に対応する額）に、さらにこれらを受けた平成8年大蔵省告示50号「保険業法施行規則第86条等の規定に基づく保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等」において規定されている。

（趣旨）

このように、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を設ける趣旨は次のとおりである。

- ① 保険会社は従来、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならないとされている（保険業法116条）。責任準備金については、保険業施行規則にさらに詳しい規定がなされている。生命保険会社は保険業法施行規則69条に、損害保険会社については同70条である。
- ② しかし、予測を超える保険事故の発生や資産運用成績の悪化で、責任準備金だけでは保険金等の支払いに対応できなくなった場合は、支払い責任履行のため、保険会社は自己資本や準備金等を取り崩す。自己資本等は責任準備金を超える保険金支払いの最終的な担保である。これをソルベンシー・マージン（支払い余力）と呼ぶ。ソルベンシー・マージンが通常の予測を超えるリスク相当額に比して大きければ、保険会社は支払能力が充実していることになる。
- ③ 金融の自由化の進展、保険事業の規制緩和、競争の促進に伴いリスクが増加する中で、保険会社の経営の健全性を判断するための指標として、ソルベンシー・マージンをみる必要性が増してきた。
- ④ そこで次の比率を、保険会社が、通常の予測を超えるリスクに対して、どの程度「自己資本」等の支払余力を有するかを示す指標——ソルベンシー・マージン比率とすることにする。

$$\frac{\text{支払い余力}}{1/2 \times \text{通常の予測を超える危険に対応する額}} \times 100$$



- ⑤ 行政は、保険会社の経営の健全性を確保していくための手法として、保険業法第132条第2項に基づき、ソルベンシー・マージン比率による早期是正措置を行い、保険会社の経営について早期事前チェックを期する（ソルベンシー・マージン比率が100%以上200%未満、同0%以上100%未満、同0%未満の区分に応じて、命令の内容が変わる（保険業法第132条、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令（平成12年6月29日総理府・大蔵省令第45号））。

## イ 雇用保険の積立金のソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率を規定する保険業法においては、雇用保険は適用除外であるが<sup>44</sup>、雇用保険の積立金に、保険会社について使われる手法を当てはめ、

$$\frac{\text{積立金}}{1/2 \times \text{通常の予測を超える危険に対応する額}} \times 100$$

を積立金のソルベンシー・マージン比率とする。

分母の通常の予測を超える危険に対応する額については、雇用保険の場合、保険会社に関する規定である保険業法施行規則87条に挙げられている<sup>45</sup>第三分野保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクは無関係であり、資産運用は財政融資資金法及び特別会計法に従って財政融資資金に預託しているので、資産運用リスクはゼロと置く。

そこで、通常の予測を超える危険に対応する額は、保険リスクと経営管理リスクの2つに對

<sup>44</sup>保険業法第2条（定義） この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 他の法律に特別の規定のあるもの

<sup>45</sup>保険業法施行規則87条では、次の額を基礎として計算するものとされている。

- ・ 保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険）
- ・ 第三分野<sup>準</sup>保険の保険リスク 注 主に医療・介護分野
- ・ 予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険）
- ・ 最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険）
- ・ 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険）
- ・ 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、上期に掲げる各危険に該当しないもの）

具体的には、それぞれ、平成8年大蔵省告示50号「保険業法施行規則第86条等の規定に基づく保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等」に規定がある。いずれも保険年度という1年間を期間とするリスクに対応する額である。

また、損害保険会社については、最初の「保険リスク」が、一般保険リスクと巨大災害リスクに分けられている。

## 第2章

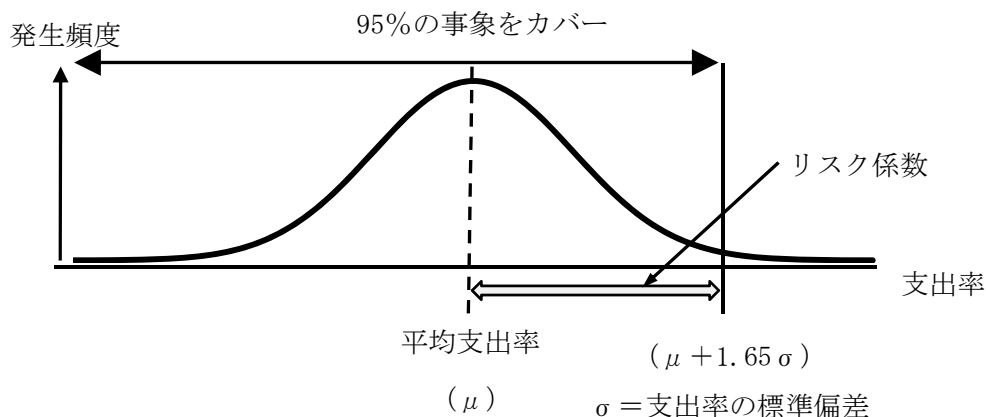
応する額の合計と考えることにする。

さらに、雇用保険は、損害保険事業免許が対象とする事業の一つである「一定の偶発の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険」（保険業法第3条第5項第1号）<sup>46</sup>に該当すると考えられる。損害保険会社の保険リスクが、一般保険リスクと巨大災害リスクに分けられていることになり、保険リスクを一般保険リスクと巨大災害リスクの二つに分けて考える。

### (i) 一般保険リスク

収入よりも支出が上回ると、上回った分だけ積立金を取り崩される。支出が収入を上回るリスク、つまり赤字のリスクのうち一般保険リスクに対応する額は、保険会社の場合にならない、赤字がそれを上回る確率が5%未満となるような額とする<sup>47</sup>。‘リスク係数’に収入額または3年間の平均支出額を乗じ、大きい方の額とする<sup>48</sup>。リスク係数は、支出率（＝支出／収入）の分布が正規分布になると仮定して、95%の事象をカバーする最大支出率と平均支出率の差に相当するもので、過去20年間の各年度の支出率の標準偏差を1.65倍したものをとる<sup>49</sup>。

額を得るのに過去の収支の差額を直接使わずに支出率を使うのは、過去の収入、支出の水準がその時々賃金水準、被保険者数の水準などによって異なるためである。



<sup>46</sup>人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険を対象とする生命保険事業では扱わない保険である。

<sup>47</sup>「平成8年大蔵省告示50号」に定められているリスク係数の考え方は従来90%であったが、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（平成19年4月3日、金融庁ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム）「Ⅱ 具体的な見直しの実施に向けての考え方 2. リスクについての考え方に」において「例えば95%程度を信頼水準引き上げの目標とするのであれば、保険会社に対する財務上の影響や、健全性評価に対する信頼性の向上の両面からみて適当」とされ、平成22年4月にリスク係数信頼水準の引き上げ（90%→95%）の改定がなされた（金融庁「金融庁の1年（平成21事務年度版）」）。

<sup>48</sup>「平成8年大蔵省告示50号」別表第三に、保険金基準について、「正味発生保険金については巨大災害に係るものの額を除くこととし直近の三事業年度の平均値を使用することとする」とあることになり、支出額を用いるときは、直近3年度の平均をとる。保険金の額は、年による変動が大きいための措置と思われる。収入額にリスク係数を乗じるのが保険料基準、支出額にリスク係数を乗じるのが保険金基準である。別表第4に「別表第三のリスク係数を使用して計算した保険料基準のリスク相当額と保険金基準のリスク相当額のいずれか大きい額とする」とある。

<sup>49</sup>収支差の赤字と黒字が一巡する期間が最近では概ね20年であった（図2-1）ことから20年で計算した。収入額と支出額は長期的には均衡すると考えられることから、リスク係数は保険料基準、保険金基準で共通と考える（民間保険会社の場合、保険料の一部が保険事業を営むための費用に充てられ、その分、保険料収入と保険給付額に差があることから、「平成8年大蔵省告示50号」にあるリスク係数は保険料基準と保険金基準とで異なる。）

支出率＝支出額／収入額

支出額：失業等給付と業務取扱費の計

収入額：二事業分を除く保険料収入、失業等給付に係る国庫負担、運用収入等の計

リスク係数＝1.65×支出率の標準偏差（過去20年の支出率の実績から算定）

1.65：標準正規分布で95%の事象が収まる値

リスク額＝収入額×リスク係数または3年間平均支出額×リスク係数の大きい方

## （ii） 巨大災害リスク

損害保険会社の場合、関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払保険金と、昭和34年の台風第15号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払保険金のいずれか大きい額とされている（平成8年大蔵省告示第50号）。

これにならい、首都圏に関東大震災に相当する規模の地震が発生したときに想定される基本手当等の支給額の増分を、巨大災害リスクに対応する額とする。雇用保険の場合、伊勢湾台風に相当する台風が首都圏を通過した時に比べ、はるかに大きな影響を受けると考えられる。

まず、東日本大震災の被災県における離職票交付件数、受給資格決定件数等のデータを参考として、首都圏における震災に伴い離職を余儀なくされた初回受給者数を特定する。

首都圏以外の道府県も、首都圏に関東大震災並みの地震が発生することで影響が全国に及ぶことから、雇用保険基本受給率が、当該道府県の過去最高の水準になるまで悪化するとする。この過去最高の雇用保険基本受給率となるのに必要な受給者実人員の増分を求め、受給者の平均受給月数の実績などから、初回受給者数の増分——震災に伴い離職を余儀なくされた初回受給者数を求める。

こうして人数を求めた震災に伴い離職を余儀なくされた初回受給者は、倒産、解雇等による特定受給資格者とみなし、所定給付日数の分布は、特定受給資格者の実績によることにする。また、その月別の分布は、東日本大震災の際の受給資格決定件数増加の月別の状況にならう。

震災に伴い離職を余儀なくされた初回受給者も、初回受給後、再就職や元の職場に復帰すると考え、基本手当（所定給付日数分）の支給に要する費用は給付実績を踏まえて算定する。

所定給付日数の3分の2以上（又は3分の1以上）などの要件を満たして再就職をした場合に支給される再就職手当に要する費用についても、特定受給資格者に係る再就職手当の実績を踏まえて算定し、計上する。

所定給付日数を終了した者（再就職等しない者）は、特定受給資格者の扱いであるから、60日（被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には30日）分の個別延長給付を受けるものとする。個別延長給付に要する費用も、給付実績を踏まえて算定する。

首都圏については、個別延長給付が終了した時点で、特例延長給付の適用を受けるものとする。特例延長給付は、東日本大震災の際の特例措置にならい、60日間の特例延長がなされるとするものである。

## 第2章

また、震災後、基本受給率が4%を超える月が4月以上となることを確認のうえ、指定期間を1年6か月とする全国延長給付が発令されるものとする（首都圏の所定給付日数330日の受給者は、330日（基本分）+30日（個別延長）+60日（特例延長）+90日（全国延長）=510日≒1年6月にわたり、雇用保険を受給することを踏まえ、全国延長の指定期間を1年6月の期間とする）。全国延長給付に要する費用については、震災に伴い離職を余儀なくされた者以外の受給者にも適用されるので、その費用も含める。全国延長給付に要する費用の算出は、個別延長の場合の給付実績を踏まえ、全国延長中に再就職等で支給を受けなくなる者もいることを反映させる。

なお、全国延長は、個別延長、特例延長がある場合は、これらの後に適用されるものである。

### (iii) 経営管理リスク

雇用保険業務の運営上、通常の予測を超えて発生しうる危険であって、システム停止等他の危険に属しないリスクである。保険会社の場合、各リスク相当額の合計額に2%（繰越利益剰余金が零を下回る会社でない場合）を乗じた額とされていることにならない、一般保険リスクと巨大災害リスクの合計額に2%を乗じて得た額とする。

## ウ 留意点

- ① この雇用保険の積立金のソルベンシー・マージン比率は、基本的には、積立金の大きさを、年間収支の赤字額の最大値と一度の巨大災害による支出増の合計に対する比率をみたものである。1年という期間でみた、積立金が有する保険金等の支払能力の充実の状況と言える。
- ② 分母の通常の予測を超えるリスクに対応する額は、その内容からして大きくは変動しないが、分子の積立金は、過去の実績によれば大きく変動する。このソルベンシー・マージン比率も大きく変動することになる。

比率が低く推移する場合（積立金が少ない状態で推移する場合）、財政健全性維持の観点から慎重を期さなくてはならない。経済情勢の成り行きいかんでは、1年間で大きな赤字額が発生し、積立金の枯渇もあり得るからである。

## 第2章参考文献

- ・「損害保険論」木村栄一、野村修也、平澤敦 2006年有斐閣
- ・「はじめて学ぶリスクと保険[第3版]」下和田功編 2011年有斐閣
- ・「新版雇用保険法（コンメンタール）」財団法人労務行政研究所編 2004年労務行政研究所
- ・「最新保険業法の解説[改訂版]」安居孝啓編著 2010年大成出版社
- ・「保険業法逐条解説（XVIII）第128条～第134条」北村雅史大阪市立大学教授（関西保険業法研究会）生命保険論集第143号 2003年6月公益財団法人生命保険文化センター

## 第3章 Monte Carlo Simulation による試算結果

### ——業務統計を利用した雇用保険についての risk management 手法の検討——

#### 1. はじめに

この章ではこれまでの章で扱ってきた雇用保険業務統計データにもとづく retrospective な検討に加えて、将来展望するために必要なシミュレーション方法の検討を行う。その際に非常に単純なモデルを想定することになるが、これらについても分析手法としての妥当性や限界などについても検討したい。

日本経済は、失われた何十年といわれている長期経済停滞、米国の大手投資銀行 Lehman Brothers で拡大した米国の金融危機、それに次ぐ欧州経済危機 (Eurozone Crisis) といった経済危機ばかりか、東日本大震災などの巨大自然災害、政治の不安定、国際情勢など、多方面の危機に直面せざるを得ない状況にある。こうした予測しにくい大きな変動の影響を受けつつ、いかに経済活動を運営・管理をし続けていくかという問題は、多かれ少なかれ現代社会共通の課題でもある。そして結局のところ、直面してはじめて解決策を講じていかなければならない性質のものである。将来を展望する場合に、いつ・どこで・どの程度の大きな危機が起きることを想定することはできないからである。とはいっても、これまでの経験が示すところで予測可能な事態に対して準備しておくことは重要である。ここでおこなうモンテ・カルロ・シミュレーション (Monte Carlo Simulation) は、確率的には過去頻繁に発生した状況を将来にも反映させるが、かなりはずれた状況もまれであるが再現することができる。シミュレーションの手法として経験分布 (empirical distribution) にもとづくならば、過去に起きなかった状況は発生しないが、パラメトリックに分布を推定すれば、確率分布のすそ野の方で起きる事象も含めて疑似的に再現 (simulate) するからである。

経験分布にせよ関数形を特定したパラメトリックな確率分布を推定するにせよ、いずれにしても取り扱う状態が確率変数で表現されれば、その発生確率の分布にもとづいて、リスクのありようが再現できることになる。一般に用いられているリスクという用語は非常に曖昧である。モデルとして定式化される場合には、分布は特定できるが実現値が予測できない確率変数のばらつきが大きさがリスクの尺度である。たとえば、リスクは「収益」あるいは「収入－損失」の分散 (variance) ないしは標準偏差 (standard deviation) をその指標として把握されることが多い。この標準偏差をファイナンスでは volatility とよんでいることが多く、その指標がまた市場取引の対象にもなっている。もちろん、現実の経済活動における一般的な呼び方の「リスク」が、モデルで定式化されるリスクによって表現されているかどうかはまた別の問題である。

## 2. 雇用保険に関するリスク

雇用保険に関するリスク管理をどのように扱うのが最も適当か。公的ではない私的な保険制度や信用リスク管理の手法で、モデルを作成しモンテ・カルロ・シミュレーションをすることが果たして妥当かどうか、議論の余地があるばかりではなく、雇用保険の料率は政策変数であり、市場で決定されるものではないという制限がかかる。ただし、雇用労働者の労働市場での評価を基準として失業発生のプロセスをモデルにすることはできる<sup>50</sup>。

信用リスク管理で扱う貸し倒れや保険で扱う生命保険などのリスクは、顧客単位ベースの契約ごとにリスクを設定し、さらに同一の契約であればそれらを集計、さもなくば異なる契約・金融資産のポートフォリオのリスクを計算する。

顧客に対して貸出を行っている場合には、一定期間内で貸し倒れ、つまり顧客が債務不履行となる確率をもちいて、期待損失とその分散すなわち予期しない損失を求める。さらに、損失の分散分析を行うが、その際、他の経済変数と相関をしている部分で条件付き予測可能なシステムティック・リスク(他の変数の分散と比例)と予期しない変動のスペシフィック・リスク(誤差の分散)に分解するのが一般的である。

Moody's KMV によるモデルでは、顧客のリスクのうちシステムティック・リスクに関する部分を産業や国、最終的にはグローバルなリスクへと分解する階層的なモデルを構築している (Bluhm, Overbeck, and Wagner, 2010, Crosbie and Bohn, 2003)。当然ながらリスク評価のもとになる社債の利回りの決定に関しては市場での評価を利用している。つまり、企業の資産価値(asset value)の変動 (KMV) や、株価の変動(equity, RiskMetrics グループの CreditMetrics) を原資産として確率過程で表現している。これらは Merton (1974) のモデルにもとづいた社債の利回りの方程式からリスクを計算している。

Merton (1974) のモデルでは社債は企業の資産(原資産)の派生商品(derivative)として定式化される。そして原資産の市場価値が幾何ブラウン運動をする Black and Scholes (1973) や Merton (1974) らのモデルでは、企業の(条件付き)債務不履行となる確率(a firm's conditional default probability)は債務不履行との距離(the distance to default)で決定される (Leland, 1994)<sup>51</sup>。

<sup>50</sup> Job search や job matching のモデルでは、雇用労働者の人的資本の価値と技術に要求される熟練のレベルのマッチング (Mortensen and Pissarides, 1994, 1999) などさまざまな定式化が行われている (Ljungqvist and Sargent, 2008)。本章の離職率の定式化の項を参照。

<sup>51</sup>  $t$  期の債務不履行との距離 (the distance to default)  $\delta_t$  は、つぎの式で定義される。企業の資産価値を  $A_t$ 、負債の額面価値を  $L_t$ 、資産の平均成長率を  $\mu_A$ 、資産の成長率のボラティリティを  $\sigma_A$  とすると、 $T$  期先の値は

$$\delta_t = \frac{\ln\left(\frac{A_t}{L_t}\right) + \left(\mu_A - \frac{1}{2}\sigma_A^2\right)T}{\sigma_A\sqrt{T}}$$

である (Hull, 2007, p. 280, p. 252, Bluhm et al. 2010, p. 252 あるいは Duffie, 2011, p. 28)。これはよく知られた Black-Scholes (1973) のオプション価格の決定式に表れる正規分布の端点  $d_2$  と全く同じ式である。

Black-Scholes の定式化では、 $T$  は満期までの時間、 $A$  は株価、 $L$  は権利行使価格である。債務不履行確率  $PD$  は、累積標準正規分布関数を  $N$  とすると  $PD=N(-\delta_t)$  である。 $\mu_A$  の代わりにリスクレス・レート  $r$  を使うとリスク中立債務不履行確率となる。

Credit Suisse の CreditRisk<sup>+</sup>モデルでは、債務不履行の確率をもとめる際のポアソン分布の強度(intensity)パラメーターをガンマ分布で表した、混合ポアソン分布で定式化している。その確率生成関数を導出・推定してモデルを完成している。強度パラメーターの推定には倒産頻度や滞納と倒産の関係を利用している (Credit Suisse, 1997)。

Duffie (2011)でも債務不履行となる確率を求める際の債務不履行強度(the default intensity)はポアソン分布の強度(intensity)パラメーターに対応している。その値は一定値ではなく確率変数で、しかも多数の企業が同時に債務不履行となる可能性が増加するような相関性を取り入れた他の変数(covariates)で説明されるモデルを構築している。

損失の分布の推定には、Moody's KMV や CreditMetrics のようなベルヌイ分布であれば、未知パラメーターは債務不履行の確率であり、これは構成比から推定できる。債務不履行となるのはある期間内に資産の収益の変動率が閾値よりも下がる場合であるという隠れた関係(正規分布する)を想定している。CreditRisk<sup>+</sup>のようなポアソン分布ならば平均が強度パラメーターに等しいので推計できるし、sector 別に強度パラメーターの平均と分散を計算するとガンマ分布のパラメーターが推定できる (Franke, Härdle and Hafner, 2008)。

損失の分布については、多変量の分布を扱う場合、コピュラ(copula)が利用されることが多い。コピュラは一般的な分布をもつ確率変数のベクトルを、いたるところ一致する累積分布(たとえば多変量正規分布)を持つ確率変数で表現することができるという事実を利用する (Hull, 2007, Franke, Härdle and Hafner, 2008)。ただし、Duffie (2011)はコピュラでは原理的に時間で変化する条件付き債務不履行確率を推定することはできないと批判している。その代わりに、上に述べた債務不履行の強度パラメーターを確率変数として表現しているモデルを採用している。コピュラを利用する場合でも、債務不履行が企業間で独立して起きるというよりも相関して発生することをモデルに取り込むように定式化されている。このような経済主体間での相関関係をより直にモデルに入れられるのはコピュラである。

損失の分布形がわかれば、リスクの尺度としてよく利用されているのが、(99%や95%)分位数そのものである Value at Risk である。あるいは Value at Risk 以上の損失額から計算される Expected Shortfall や平均値(期待損失額)と Value at Risk の差額である Economic Capital という概念がある。これらの分布の積分をモンテ・カルロ・シミュレーションによって求めて、リスクの程度を評価することができる。以上は債務不履行などの信用リスクについてのモデルで、債務不履行になるかどうかや収益率が基本的な確率変数となる。

一方、保険会社にとっての保険リスクのモデルでは、一定期間内に受け取る保険金請求の件数と、請求額の大きさが基本的な確率変数となる。請求額の大きな保険金請求の件数が多発すれば、保険会社が保険金を支払えなくなるリスクが発生する。一定期間についてのモデルを作成する短期リスクモデルでは、集団リスクモデル(collective risk model)あるいは集計リスクモデル(aggregate risk model)と個別リスクモデルがある (Gray and Pitts 2012)。Gray and Pitts (2012) Chapter 6 “Ruin theory for the classical risk model”にしたがうと、典型的

### 第3章

にはつぎのようなモデルとなる。集団リスクモデルでは、一定期間までの請求件数を $N$ とすると $N$ は確率変数である。同様に、各保険金請求 $i$ について請求金額を $X_i$ とすると、一定期間までの全請求金額 $S = X_1 + X_2 + \dots + X_N$ も確率変数となる。古典的なリスクモデルでは、 $X_i$ は独立で同一の分布にしたがう確率分布を仮定する。さらにある時点 $t$ までに発生した請求件数 $N(t)$ はレート $\lambda$ のポアソン過程にしたがい、保険料収入は時間 $t$ に比例して得られるものとする。初期の資産を $u$ とすると、時点 $t$ までのリスク準備金の確率過程 $U(t)$ はつぎのようになる。 $c$ は単位期間の保険料収入で一定値とする。

$$U(t) = u + ct - \sum_{i=1}^{N(t)} X_i \quad (1)$$

最後の項のみが確率変数である。 $X_i$ は平均が $\mu$ である独立で同一の分布にしたがうこと、 $N(t)$ がポアソン過程にしたがう確率変数であることに注意すると、 $E[S] = E[E[S|N]] = E[N\mu] = \mu\lambda t$ となる。つまり、リスク準備金の期待値は $E[U(t)] = u + ct - \mu\lambda t$ となる。Pollaczek - Khinchineの公式とよばれている破綻する確率は、つぎの式で計算できる(Gray and Pitts 2012, p. 292)。

$$P[U(t) < 0] = \sum_{n=1}^{\infty} \left(1 - \frac{\lambda\mu}{c}\right) \left(\frac{\lambda\mu}{c}\right)^n (1 - F_I^{*n}(u)) = 1 - \sum_{n=0}^{\infty} \left(1 - \frac{\lambda\mu}{c}\right) \left(\frac{\lambda\mu}{c}\right)^n F_I^{*n}(u) \quad (2)$$

ただし、 $F_I^{*n}$ は $F_I$ の $n$ の重ね合わせである。 $F_I$ は $X$ の累積分布 $F_X$ についての均衡分布の累積分布であり、つぎの式で定義される。

$$F_I(x) = \int_0^x \frac{(1 - F_X(y))}{\mu} dy, \quad x \geq 0 \quad (3)$$

$n$ 個の互いに独立で同一の分布にしたがう確率変数 $X$ の和が $x$ 以下である確率が $F_I^{*n}$ である。

$$F_I^{*n}(x) = P[X_1 + X_2 + \dots + X_n \leq x] \quad (4)$$

初期の資産額 $u$ が大きい時には、Cramér-Lundberg 近似とよばれるつぎの公式が成立する。

$$P[U(t) \leq 0] \approx A e^{-Ru} \quad (5)$$

$R$ は調整係数あるいはLundberg exponent とよばれる係数である。

$$\mu = E[X], \mu_2 = E[X^2] = \sigma^2 + \mu^2, \theta = \frac{c - \lambda\mu}{\lambda\mu} \quad (6)$$

とすると、古典的リスクモデルでは、

$$R \leq \frac{2\mu\theta}{\mu_2} \quad (7)$$

となることが知られている。特に、 $X$ が平均 $\mu$ の指数分布をする場合には、

$$R = \frac{\theta}{(1+\theta)\mu}, \quad A = \frac{1}{1+\theta} \quad (8)$$

である。指数分布の場合には、Cramér-Lundberg 近似は厳密に破綻確率を与える。

雇用保険に関するリスクでも $U(t)$ と同様の定式化が考えられる。時間間隔として1カ月を考えると、 $N(t)$ は $t$ カ月後までの失業保険受給者実人員であり、 $X_i$ は各 $i$ 番目の失業者への給付額で



ある。雇用保険の場合 $ct$ に相当する部分は、 $t$ 月までの保険料徴収額の総計ということになる。雇用保険では、保険料率は賃金総額に対する比率で決められている。つまり、毎月の保険料徴収額は被保険者数と賃金総額に依存するので、確率変数となる。ちなみに、過去の観察値を使って、 $\lambda$ と $\mu$ および $c$ を推定して Cramér-Lundberg 近似で破綻確率を求めてみる。その結果は、観察した月によって破綻確率は0か1に二分されてしまう。 $\lambda$ は1か月の失業保険受給者実人員の移動平均(前後6カ月)、 $\mu$ には受給者1人あたり失業保険給付総額(前後6カ月の移動平均)を取る。 $c$ については1か月の保険料徴収額(前後6カ月の移動平均)で計算してみると、1996年10月から2011年9月までの180か月間で、83か月が破綻確率1となった。つまり、 $83/180 = 0.46111$ というのがこの期間の破綻確率の標本平均となる。本来のリスクモデルとしては、0か1という確率を得ることをねらっているのではなく、あるサンプル期間での破綻確率が0と1の間に計算されるということである。このモデルを失業保険に応用した場合には、指数部分の値が絶対値で大きくなるため $\theta$ がプラスになると確率はゼロに、マイナスになると1とみなされるケースしか現れない。これでは、現実的な利用方法とはいえないであろう。ここでは、もう少し複雑にはなるがより雇用保険制度の実態にあったモデルを構築してシミュレーションを行うことにする。破綻確率などの積分の計算は、古典リスクモデルのように近似計算はできないため、モンテ・カルロ法による。

### 3. シミュレーションの対象

#### 除外した項目

雇用保険業務統計で得られるデータを対象としているが、ここでは雇用保険2事業といわれている雇用安定事業と能力開発事業については除外することにし、失業保険に関するものを取りあげている。雇用保険2事業については、予算規模としては3000億円程度(厚生労働省雇用保険サイト「雇用保険2事業について」平成20年度予算による)であるが、保険料徴収も事業者のみから賃金総額の3.5/1000(2012年度、建設業を除く)と定められており、国庫負担もなく、そもそも助成金や訓練の支援が用途で保険事業ではないためである。

#### ここで新たに推定していない外生変数

失業保険にかかわる変数で、シミュレーションを行う上で、システムの内部では決定されない外生的な変数がある。最も基本的な外生変数は、人口である。失業保険は15歳以上65歳未満の人を対象にしているので、15歳以上65歳未満の人口の系列が必要である。しかし、雇用保険では、失業保険以外にも育児休業給付、介護休業給付、さらには60歳以上65歳未満で一定の条件を満たして雇用されている人を対象とした高齢雇用継続給付などがある。このため育児休業の対象となる1歳未満とみなされる幼児の人口、60歳から65歳未満の人口、さらには介護が必要となる高齢人口の将来推計値がこれらの給付の給付額に影響を与える変数である。

これらの人口の過去の値(2012年10月まで)については、総務省「人口推計」(月別、確報値

### 第3章

および速報値)を利用している。将来の値については、国立社会保障人口問題研究所の日本の将来人口の年別・年齢別人口をもとに、月別の値は spline 補間で計算している。

#### 失業保険等の給付にかんするシミュレーションの対象

対象とした給付は、(i) 一般求職者給付、(ii) 高年齢者求職者給付、(iii) 短期雇用特例求職者給付、(iv) 就職促進給付、(v) 教育訓練給付、(vi) 高年齢雇用継続給付、(vii) 育児休業給付、(viii) 介護休業給付、(ix) 日雇労働求職者給付である。このほかに広域延長給付、職業訓練受講給付、その他があるが月別データなどがそろわないなどの理由で除外している。この他に雇用保険事業の事務経費があるが、これについては過去の値を利用してそのまま延長する方法をとっている。

(i)一般求職者給付については大きな構成比を占めるのでより詳細に検討している。1人あたりの給付額を決めてくる変数としては、(i-a)きまって支給される給与額が必要である。このきまって支給される給与額に給付率を乗じて給付額が決められる仕組みになっているからである。この給与額の将来推計値はシミュレーションの際に与えなければならない変数である。(i-b)1人あたり給付額ときまって支給される給与額の比率(支給比率)も推定が必要である。

給付額の規模を決めるのは、15歳から65歳未満の人口のうち、過去に雇用されていて雇用保険料を一定期間支払った人が対象となる。そのため将来人口から(i-c)受給者実人員を計算するためには、つぎのステップを経なければならない。

- (1) 15歳から65歳未満人口に労働力率を乗じて、15歳から65歳未満の労働力人口を計算する。
- (2) 労働力人口に雇用就業率を乗じて、15歳から65歳未満の雇用者数を計算する。
- (3) 15歳から65歳未満の雇用者数から雇用保険の被保険者数を求める。この場合、被保険者比率を15歳から65歳未満の雇用者数に乗じて計算する。
- (4) 被保険者数のうち、当該月に被保険者の資格を喪失する資格喪失者数を計算する。この被保険者に占める資格喪失者の割合は、離職率に相当する数値である。実際には、離職率を推定し、これに被保険者数を乗じて資格喪失者数を求める。

以下は離職者についての状態が推移する割合について考えている。

- (5) 資格喪失者のうち離職票が発行される割合
- (6) 発行された離職票が職業安定所に提出される割合
- (7) 提出された離職票が雇用保険の受給資格として認められる割合
- (8) 受給資格を得た離職者が初回受給者となる割合
- (9) 初回受給者が1か月以内に就業できる割合。雇用保険の一般求職者の所定期間内で継続して受給している割合。
- (10) 受給継続中の失業保険受給者が当該月に就職するか、求職活動をやめてしまう割合。
- (11) 所定期間内で引き続き継続して受給している割合。
- (12) 所定期間が終了して個別延長の期間として受給する失業者に推移する割合。ただし、延長

には個別延長と全国延長があるが、観察期間内で全国延長が発動されることがないため、全国延長された場合に、全体としてどれだけ失業期間が延びるのかという経験値がない。そのためこのシミュレーションでは基本受給率＝受給者実人員÷(受給者実人員+被保険者数)で定義される基本受給率が4%を超える際に行われる全国延長のケースは扱っていないことになる。

(13) 延長期間で引き続き受給する割合。これは延長期間で、当該月に就職するか、求職活動をやめる割合とは補集合の関係にある。

以上の手続きから当該月の受給者実人員が計算されることになる。(5)から(13)の割合は、観察データをその確率の推定値として解釈して、コンピュータを推定し、モンテ・カルロ法でリ・サンプリングをおこなってシミュレーションする。

#### 失業保険の収入にかんするシミュレーションの対象

他方、収入面での定式化については、(x)保険料収入と(xi)国庫負担、(xii)運用収入を推定する必要がある。

(x-a) 保険料収入の推定については、先に計算された(i-3)被保険者数と(x-b)1人あたり保険料が必要である。(x-c)1人あたり保険料率は、(x-d)現金給与総額に対する比率で決められている。保険料率は政策変数であるが、現金給与総額は労働市場で決定されるものと考えてよい。

(xi) 国庫負担の推定については、給付の種類に応じて国庫負担割合が決められている。したがって、給付等のところで推定した(i)～(ix)の給付に応じて国庫負担比率を乗じて計算している。

(xii) 運用収入は積立金残高に対して一定の利率を乗じて計算している。

以下では、これらの項目のそれぞれについてどのように定式化し、推定しているかを解説することにする。

#### 4. 人口推計・将来推計人口の利用について

過去の人口データについては、総務省「人口推計」の各月1日の年齢5歳階級別の総人口の値を利用している。最新の5ヶ月である2012年6月～10月については概算値を利用しているが、そのほかは確定値を利用している。概算値は単位が万人、確定値は千人である。ただし、月次データは1999年9月1日の確定値からのみ利用可能である。それ以前の年齢階級別データは、年次データで10月1日の値となる。年齢階級別ではなく、総人口は毎月入手可能である。そのため、1996年4月から1999年8月までの年齢階級別人口データは、月別の総人口データと年次別の年齢階級別データを使って、第一に必要な年齢階級の総人口に対する比率をもとめ、この比率をspline補間している。さらに総人口に月別年齢階級別の人口比率を乗じて、月別年齢階級別人口データを計算している。実際には、たとえば1999年9月1日のデータが2000年より前の総人口の月次データの系列と、2000年以降の月別年齢階級別データの系列の2種類存在す

### 第3章

るが、総人口のずれが発生している。これについては、データ系列が重なる期間最終的には月別年齢階級別データに一致するように補間しつつ連結している。2012年10月までの年齢階級別人口データはこのようにして得ている。実際に利用する年齢階級は、15歳以上64歳のデータ、0歳から1歳のデータ、65歳以上のデータ、および60歳から64歳のデータである。この過去のデータで2011年5月から12月までの人口データが増加するという結果になっている。

将来推計人口については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（2012年1月）で、2010年10月1日（「国勢調査による基準人口」）から2060年10月1日までの「男女年齢各歳別人口」の男女計の各年齢別推定値（15歳以上64歳、0歳から1歳、65歳以上、および60歳から64歳）を利用している。ただし、総務省の月別年齢別人口推計が、2012年10月まで得られるので、ここまでは、総務省の人口推計を利用し、2012年11月以降の値を「日本の将来推計人口」を利用している。月別データは年次データをspline補間して計算している。さらに、2061年から2110年の参考推計も利用し、最終的には2110年12月までの月別年齢階級別データを作成している。ここで示したシミュレーションでは「日本の将来推計人口」のうち、出生率中位と死亡率中位の予測値を利用しているが、実際には、出生率低位で死亡率高位のもっとも人口が少なくなる場合と、出生率高位で死亡率低位のもっとも人口が多くなる場合についても、推計値を準備している。図3-1の黒い線が中位予測であり、赤い2本の線でそれ以外の予測を示している。

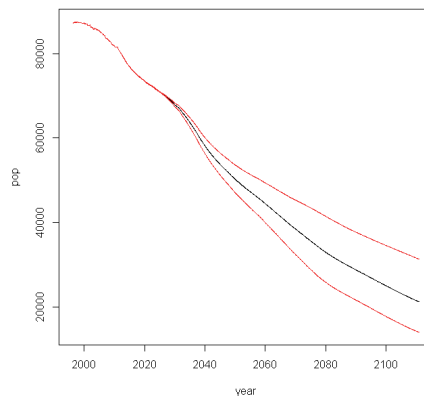


図 3-1 : 生産年齢人口の予測

注：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」平成24年1月よりスプライン補間

#### 5. 労働力人口の推計

労働力人口は、生産年齢人口（15歳から64歳まで）に労働力率を乗じて計算している。過去の値は、総務省「労働力調査」の労働力率を利用している。生産年齢人口は、第4節で推計した総務省「人口推計」の値を使っているので、「労働力調査」の生産年齢人口と値が一致するとは限らない。ここでは、総務省「人口推計」の値に、総務省「労働力調査」の労働力率を乗じて労働力人口を推計している。

働力人口を計算している。総務省「労働力調査」の2011年の値には、「東日本大震災に伴う補完推計」が公表されているので、これを利用している。

将来の推計値は、2段階に分けて行っている。第1に労働力率の時系列分析を行って将来値を予測している。第2に2020年、2030年の労働力率の値は、JILPT(2013)「労働力需給の推計」と一定の整合性をとる作業である。

推計作業を行う前に、労働力率の時系列データに単位根(unit root)検定を行っておく必要がある。Phillips-Perron検定の結果は、Dickey-Fuller統計量 $-6.70$ 。Truncation lag parameter=6, p-value=0.01で、単位根は含まれていないと考えてよい。しかし、AICであてはまりの良いモデルを選択すると、1階の和分をとるモデルが選ばれる。ARIMA(12, 1, 1)で季節項については1階の自己相関モデル seasonal(1, 0, 0)が採択された<sup>52</sup>。結果は、表3-1のとおりである。ただし、残差が正規分布するかどうかについては、否定的な結果となっている。正規QQ-plotを示したのが図3-2である。正規分布よりはt分布に近い形をしていることがわかる。ほぼ対称であるが、すそ野が厚い分布といえる<sup>53</sup>。シミュレーションでは正規分布を前提にして信頼区間を計算しているため、予測された95%信頼区間についてシミュレーションの値より、観察値は極端な値を取る確率が高いという注意をしてこの結果を利用することにする。ただし、シミュレーション結果で示しているケースは推定結果の平均値の値であるため、分布の問題は結果に影響しない。

表3-1: 労働力率の推計：推計期間1970年1月～2012年7月

	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6	ar7	ar8
	0.5108	-0.4067	0.0779	-0.1624	0.1105	-0.2525	0.125	-0.227
s. e.	0.2364	0.2723	0.2481	0.1565	0.1215	0.1031	0.1254	0.1124
	ar9	ar10	ar11	ar12	ma1	sar1		
	0.0363	-0.1337	0.1764	0.3859	-0.061	-0.4371		
s. e.	0.1212	0.0892	0.0939	0.1158	0.1641	0.3428		
$\sigma^2$	1.13E-05		AIC	-4323.57		log-likelihood		2176.78
残差の正規性検定：JB-test, Shapiro-Wilk-test などの p-value= $2.20 \times 10^{-16}$ , Skewness=-12.5789, Kurtosis=14.007								

JILPT(2013)「労働力需給の推計」には2020年と2030年の年齢階層別労働力人口と労働力率、

<sup>52</sup> ARIMA(12, 1, 1) (1, 0, 0)の場合、季節的なARIMAと通常のARIMAのラグの次数が重なる部分があるが、以下の分析もすべて統一的にAIC基準で判断してラグの次数を決定している。外生変数が増えるので過剰識別検定が必要となるが、季節的sar1, ar12の有無で対数尤度の差に統計的に有意な差はなく過剰識別性は見られなかった。

<sup>53</sup> 誤差の分布で正規分布よりもすそ野が厚い分布を想定したモデルにはGARCHモデルがある。以下のモデルでも同様の傾向がみられ、GARCHモデルを試みているが、そちらの前提も成立するようには推定されていない。

### 第3章

就業者人口が含まれている。この推計<sup>54</sup>にはシナリオが3パターン示されているが、そのなかの「慎重Bシナリオ」とここでの時系列推計の15歳から64歳の労働力率の中位予測が最も近い値を示している(図3-3の黒い折れ線と黒の滑らかな線)。そのため便宜的に「慎重シナリオB」に即してシミュレーションを行っておくことが、先入観の少ない将来推計値の設定となるものと考えた。シミュレーションでは、この時系列予測の値が「慎重シナリオB」で与えられた2時点、2020年と2030年の値を通過するように、スプライン・補間を行った予測値を、このシミュレーションでの中位推定としている。さらに念のためここで推計した予測の標準誤差を使って上下に値を振って区間推定を行った。その結果は図3-3の将来に広がる放物線状の値である。JILPT(2013)「労働力需給の推計」の「成長Cシナリオ」は上方で途切れている線で、ゼロ成長Aシナリオは下方で途切れている線で表している。どちらのシナリオもこの推計の95%信頼区間の中に含まれており、ここでのシミュレーションはより大きな不確実性・将来についての分散(リスク)を前提にしたものとなっている<sup>55</sup>。実際には、労働力率の信頼区間の上下限を用いた高位・低位の想定でシミュレーションを計算している。しかし、このような労働力率の上下による違いは、全体を比例的に拡大・縮小するだけなのでシミュレーションの結果の傾向にはそれほど大きな差は見いだせなかった。労働力率が90%を超える想定は、人口が安定した状態で15歳から65歳未満の50年間で全員が7年間の教育を受けその後65歳まで働き続ける想定すると86%となることからわかるようにあり得る最大限の値といえる。逆に、最低の57%は、人口の安定状態では、全員が大学を卒業した場合、全員が50.5歳で非労働力化するような想定である。いずれにしても2100年すぎの状態であるので、大きな技術革新や天然資源が発見されれば可能であるかもしれない。Risk management という視点からは、できる限り多様な想定を考慮することが必要であるが、この場合のようにたとえ状況が大きく変わったとしても結果にあまり影響のでない場合もある。

---

<sup>54</sup> JILPT(2013)「労働力需給の推計」は、「日本再生戦略」(2012年7月31日閣議決定)などに示される経済・雇用政策が適切に実施され、経済成長率目標が達成され、労働市場への参加が促進される場合(成長戦略Cシナリオ)の2030年までの労働力需給の将来像を描くものである。比較のため、成長率目標の半分程度である実質1%程度の成長率が実現し、労働市場参加が一定程度進む場合(慎重Bシナリオ)、実質ゼロ成長に近い経済状況を想定し、労働市場への参加が現状(2010年)から進まない場合(ゼロ成長Aシナリオ)も計算されている。

<sup>55</sup> ここで外生変数に設定した労働力率の値はJILPTの値を参照しているが、そのほかの雇用者数・失業率・経済成長率・賃金率など他のすべての変数はこのシミュレーションでは利用していない。

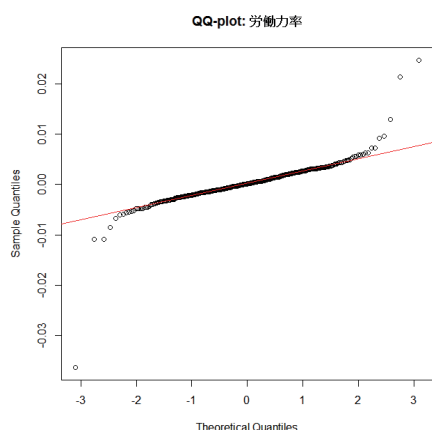


図 3-2 : 労働力率の推計式の残差の正規 QQ-plot

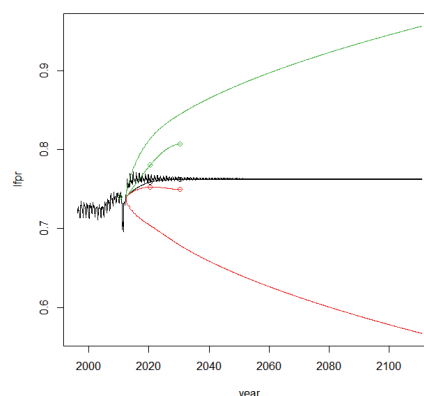


図 3-3:労働力率の設定

注：○は JILPT(2013)「労働力需給の推計」の値。直線はこのシミュレーションで使う値。ARIMA での予測の標準偏差を使って 95%信頼区間を求めている。

## 6. 雇用者数の推定

つぎに労働力人口に雇用者比率を乗じて、雇用者数を決定する仕組みを考える。「労働力調査」で得られる雇用者数と労働力人口の比には、自営業比率と完全失業率が含まれる。この双方の合計の比率を計算することになる。被保険者数の推定には必要な手続きであるが、多くの経済モデルが失業率の決定に時間を費やしており、議論の残るところである。ここでは非常に単純に、労働力率と同様に雇用者比率も時系列モデルで推定している。

雇用者比率の単位根 (unit root) 検定の結果は、つぎのとおりである。

Dickey-Fuller=-5.2278, Truncation lag parameter=6, p-value=0.01

このため、単位根は含まれていないと考えてよい。雇用者比率の推定は、比率そのものを従属変数とすると、予測誤差の信頼限界の上限が 1 を超える場合が発生する。そこで雇用者比率をロジット変換してかならず 0 と 1 の間に来るような変数とした。すなわち、

$$y_t = \ln\left(\frac{emp_t}{1-emp_t}\right), \quad emp_t = \frac{\text{雇用者数}}{\text{労働力人口}}, \quad emp_t = \frac{\exp(y_t)}{1+\exp(y_t)} \quad (9)$$

と変換して  $y_t$  を推計に用いた。この  $y_t$  についても単位根検定をおこなったが、単位根は検出されなかった。ただし、実際あてはまりのもっともよいモデルでは 1 次の和分をとるものである ARIMA(12, 1, 3)。季節項は労働力率と同様 1 次の自己回帰モデルである seasonal(1, 0, 0)。残差の正規性について検定は否定的である。労働力率と同様に正規 QQ-plot で確かめてみたのが図 3-4 である。いくつかのはずれ値があるために、すそ野が厚く推定されているようである。その他は正規分布に非常に近い分布であるといえる。 $y_t$  で予測したものを、逆変換して雇用者比率になおし、これに労働力人口を乗じて雇用者数を得ている。

表 3-2: 雇用者比率のロジット変換した値の推定：推定期間 1970年1月～2012年7月

ARIMA(12, 1, 3)	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6	ar7	ar8
	0.8161	-0.7161	-0.3214	0.099	-0.076	-0.3291	0.0875	-0.1987
s. e.	0.2818	0.4237	0.4944	0.2571	0.1603	0.1058	0.1608	0.141
Seasonal	ar9	ar10	ar11	ar12	ma1	ma2	ma3	sar1
AR(1)	-0.1818	0.0124	-0.0406	0.0275	-0.113	0.0766	0.9061	-0.6981
s. e.	0.1529	0.0838	0.0667	0.0478	0.0396	0.0402	0.0399	0.2869
$\sigma^2$	0.0009927		AIC	-2033.77		log-likelihood		1033.9
残差の正規性検定：JB-test, Shapiro-Wilk-test などの p-value= $5.33 \times 10^{-18}$ , Skewness=18.8377, Kurtosis=14.85								

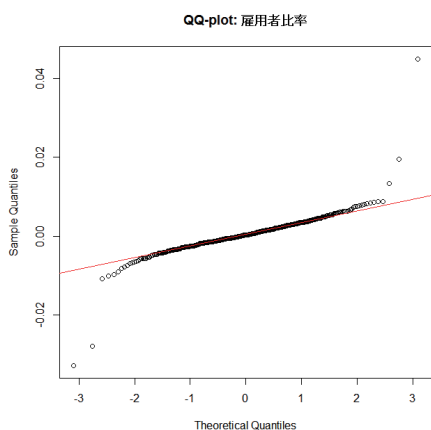


図 3-4: 正規 QQ-plot: 雇用者比率の logit 変換した値を推定したときの残差

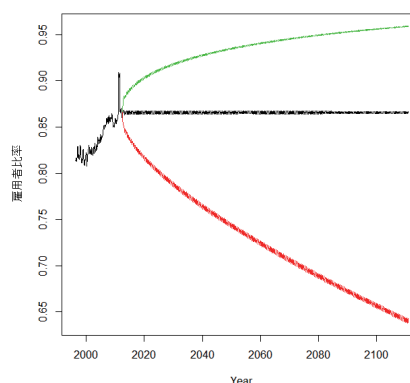


図 3-5: 雇用者比率の予測

注：人口推計の影響で 2011 年の観察値が高い値を示している。ロジット推定したものを比率に逆変換している。

## 7. 被保険者数の推定

被保険者数は企業に雇用された段階で雇用保険に加入することで決まる（雇用保険法第 6 条の条件で決められている）。雇用者が雇用保険に加入するかどうかは、労働条件によって決まる。1 週間の所定労働時間が 20 時間未満であることや、同一の事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない雇用者、季節的に雇用される者、日雇労働者、国、都道府県、市区町村等に雇用されるもの、昼間学生が増加すると雇用保険に加入資格がない比率が上昇することになる。これらの条件は突発的な状況で大きく変動するとは考えにくいので、安定した関係であろうと予想できる。



このように被保険者になるかどうかの決定は、雇用保険法の条件で機械的に決定されるはずであるが、ここでは雇用者を属性別に詳細に推定していないので、経験式を推定して処理している。第1章で検討しているが、現状の雇用者数と被保険者数の動きをみると、被保険者数が雇用者数と無関係に増加していることがわかる。このトレンドはいつか収束する可能性が高いが、ここではタイム・トレンドを入れて処理することにする。雇用者の属性を代理するものとしてきまって支給される給与の対数 $\ln wr_t$ を使っている。雇用保険料率が上がれば、加入したいと考える人は少なくなるはずであるということで、雇用保険料のうち失業保険料率 $r_{UI,t}$ を説明変数に使っている。その他は、制度変更のあった年についてダミー変数で形式的に処理している。被保険者数が雇用者数を超えないようにする点と、最近の被保険者数の増加傾向をよりよく説明するために、被保険者数と雇用者数の比で考えたモデルを推定した。この比は $[0, 1]$ の間を変動するため logit 変換したものを推計することにした。つぎのような統計式を考える。

$$y_{NI,t} = \ln\left(\frac{NI_t/N_t}{1-NI_t/N_t}\right) \quad (10)$$

$$y_{NI,t} = \alpha_0 + \alpha_1 time + \alpha_2 r_{UI,t} + \alpha_3 \ln wr_t + \alpha_4 Dummy_t + \varepsilon_t \quad (11)$$

この推定式は線形回帰分析で統計的な性質を明らかにしておく必要がある。第一に従属変数の被保険者比率の logit 変換値について、単位根検定をしておく必要がある。

Dickey-Fuller = -1.4644, Truncation lag parameter =4, p-value = 0.8003

という結果であるので、単位根はないということは否定できない。説明変数である $r_{UI,t}$ についての単位根検定はつぎのようになる。

Dickey-Fuller = -1.6491, Truncation lag parameter =4, p-value = 0.723

これも単位根が存在することが示唆される。これに対して、 $\ln wr_t$ についての単位根検定の結果はつぎのとおりである。

Dickey-Fuller = -6.8452, Truncation lag parameter =4, p-value = 0.01

これには単位根が含まれていないことがわかる。

したがって、残差 $\varepsilon_t$ の単位根検定をおこなって、これに単位根が含まれなければ、 $r_{UI,t}$ と $y_{NI,t}$ の間は共和分の関係にあることが推定される。

結果は表 3-3 に掲載したとおりである。RESET と Rainbow 検定、自己相関に問題が残るが、その他は比較的良好である。残差の正規分布の検定も Anderson-Darling 検定を除いてはほぼ正規分布で近似できることを示している。自己相関については、これを修正するために Generalized Least Squares を行った結果の HAC 推定量で、これに対する p-Value が表に掲載されている。図 3-6 の正規 QQ-plot を見ると全体的に直線状にならんでいるが、波を打っているのが、自己相関があることがわかる。さらに、残差 $\varepsilon_t$ の単位根検定は、表 3-3 の PP の項を見ると、p-Value=0.01 であるので、単位根は存在しないことが支持されている。このため、 $r_{UI,t}$ と $y_{NI,t}$ は共和分の関係にあると考えられ、回帰分析は成功しているといえる。

被保険者数は、保険料率によって水準が異なるのでシミュレーションによって水準が異なる。

### 第3章

予測期間(2013年4月以降)の保険料率が0.014と置いた場合の典型的な傾向は図3-7のようになる。被保険者比率は非常に高くなる予想をしているが、この傾向は保険料収入について楽観的な予測をすることになる。

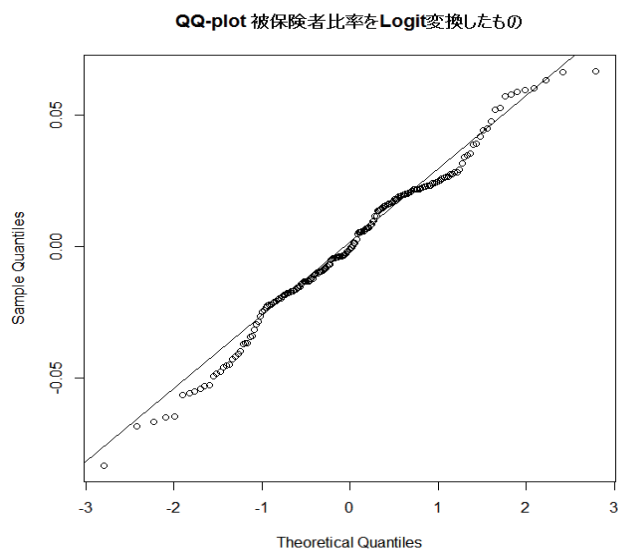


図 3-6: 被保険者比率のロジット推計式の残差の正規 QQ-plot

表 3-3: 被保険者比率をロジット変換した変数の推定

$y_{NI,t}$	Estimate	Std. Error	HAC	p-Value	
(Intercept)	11.23	3.41	3.75	0.00	
Time	0.03380	0.00146	0.00169	0.00	
$r_{UI}$	-15.35	1.23	1.25	0.00	
$\ln wr$	-0.8386	0.2715	0.2984	0.01	
D1999b	0.1017	0.0086	0.0103	0.00	
D2009	-0.0868	0.0119	0.0081	0.00	
D2009a	0.0437	0.0105	0.0103	0.00	
SE	0.0292	自由度	185		
$R^2$	0.9630	Adjusted $R^2$	0.9617		
F	801.38	自由度	6/185		
RESET	109.98	(0.00)	Rainbow	1.77	(0.00)
HM	0.6692	(1.00)	BP	39.67	(0.00)
GQ	1.4199	(0.05)	BG	116.1596	(0.00)
DW	0.4379	(0.00)	PP	-5.0772	(0.01)
Shapiro-Wilk	0.9867	(0.07)	Lilliefors	0.0568	(0.14)
AD	0.8655	(0.03)	SF	0.9879	(0.09)
CM	0.1314	(0.04)	注( ) 内は p-Value		
HM:Harrison-McCabe, BP: Breusch-Pagan, GQ: Goldfeld-Quandt, BG: Breusch-Godfrey, DW: Durbin-Watson, PP: Phillips-Perron, AD: Anderson-Darling, SF: Shapiro-Francia, CM: Cramer-von Mises					

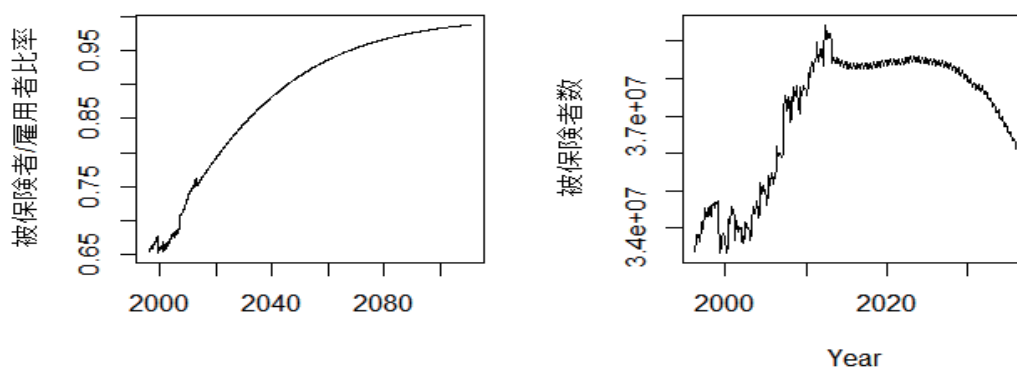


図 3-7: 被保険者比率と被保険者数

## 8. 被保険者資格喪失者(離職者)の決定プロセス

被保険者数 $NI_t$ から資格喪失者数 $NQ_{1,t}$ を推定するモデルを経済学的に考えると非常に複雑な変数が関係してくることがわかる。そこには、単純な労働需要の低下では説明しにくい現象として知られている離職と入職が同時に行われることが指摘されている (Davis et al., 1996)。最近ではさらに、被保険者であり続け、仕事につきながら職探しをして転職する労働者も同時に多数存在していることが強調されるようになってきている (Blanchard, Diamond, Hall, and Yellen, 1989, Fallick and Fleischman, 2001, Bjelland et al., 2007)。理論的なモデルでは, Jovanovic 1984, Pissarides 1994, Kiyotaki and Lagos 2007 ほか多数)。このような現象はジョブ・サーチ理論では説明しにくいことは以前から指摘されていたが (Tobin, 1972), 米国で詳細なデータが構築され, より実証的研究で注目される現象となった。

この雇用保険業務統計を利用したシミュレーションでは、被保険者としての資格を喪失するプロセスと、資格を喪失してから失業に至るプロセスについても変数として取り込んでいる。しかし、多くの理論的モデルではジョブ・サーチ理論を基準とし、サーチ理論に変更を加えて説明することが行われている。不確実性を考慮した理論であるため、直接的に実証分析に利用できるような基準となる便利な標準的理論がなかなか存在しない。

一般には経済的理由から、離職行動は市場賃金率と被保険者が受け取っている賃金率の関数であると想定される。市場賃金率が相対的に高くなれば、転職して職探しをはじめの動機が生まれるからである。離職率は失業保険給付が高いと高くなるというのが欧米の研究で得られているが、失業保険給付は在職時の賃金に比例する。失業保険給付の効果とは逆に在職時の賃金が高ければ離職は少ない。失業保険給付の給付期間も離職行動に影響するかもしれない。安心して長期間所得が補償されていれば、離職して職探しをすることができるだろう。マクロ経済的な動きはまた別の角度からの影響がある。労働需要が減退した場合、市場賃金率が低下すると

### 第3章

同時に解雇が発生する。これも離職に含まれ、制度上、失業保険の給付期間も長く設定されている。市場賃金率よりも被保険者の賃金が割高であれば、雇い主は解雇する。このように同じ変数でも、両方向の効果が考えられるため実際のモデルにするためには、より複雑な構造を考えなければ成功しない。そのためには追跡調査をおこなった個票のパネルデータをもちいて得られる理論モデルにもとづいた構造方程式の推定が必要である。マクロ的な動きのデータしか得られないため、ここでは離職率の推定は時系列分析に頼らざるを得なかった。

$$p_{Quit,t} = \ln \left( \frac{NQ_{1,t}/NI_t}{1 - NQ_{1,t}/NI_t} \right) \quad (12)$$

$$p_{Quit,t} = \sum_{i=1}^{N\_AR} \alpha_i p_{Quit,t-i} + \sum_{i=0}^{N\_MA} \beta_i \varepsilon_{t-i} \quad (13)$$

パラメータ $\alpha_i$ ,  $\beta_i$ は一般的には時間的に変化するものとして考えておく。誤差項 $\varepsilon_t$ については統計的に処理される。仮に災害や予測できない経済的ショックがある場合には、誤差項が異常な値をとると考えられる。雇用保険の被保険者が資格を喪失する率、離職率は季節性の高い変数である。 $p_{Quit,t}$ の単位根検定の結果はつぎのとおりである。

Dickey-Fuller=-12.7225, Truncation lag parameter =4, p-value = 0.01

この結果から、離職率を logit 変換した $p_{Quit,t}$ には単位根は含まれていないということが出来る。AIC の値が最小になる自己相関と移動平均のラグの大きさを決めると、AR(8), MA(1)となることがわかった。さらに季節性に関する ARIMA は和分が 1 次、自己相関が 2 次、移動平均が 1 次ということになった。

残差の正規性の検定もほかのケースよりはかなり正規分布に近い形をしていることがわかる。これについては、残差の正規 QQ-plot を見ればわかる。

この ARIMA 推計を利用して離職率の予測値をもとめたものが図 3-9 である。初期には変動が非常に大きい、長期的には中位推定では 0.015 程度で収束している。離職率が高い上限 95% 信頼限界でも、0.03 まで行く程度の上昇にとどまっている。離職率が低い場合は、ほとんどゼロになるが、さすがにこれはあり得ない状況である。右は 1000 回のシミュレーションを行ったグラフである。左よりもより高い離職率が実現するケースが見られる。平均すれば 25 回程度になるはずである。最終的なシミュレーションで、1.5%程度の離職率の上昇が大きな影響をもつので、右の図のようなケースも準備している。

表 3-4: 離職率の logit 変換した変数についての時系列分析 1996 年 4 月～2012 年 3 月

ARIMA(8, 0, 1)	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6	ar7
Coefficients	-0.052	0.3122	-0.3263	-0.559	-0.3517	0.4236	-0.3077
s. e.	0.0523	0.0437	0.036	0.037	0.036	0.0377	0.0429
	ar8	ma1	seasonal(2, 1, 1)		sar1	sar2	sma1
Coefficients	-0.7356	-0.4039	Coefficients		-0.0257	-0.9241	-0.4039
s. e.	0.049	0.0686	s. e.		0.0292	0.0272	0.0686
$\sigma^2$	0.01664	AIC	-201.81	log-likelihood		113.9	
残差の正規性検定: JB-test, Shapiro-Wilk-test などの p-value=0.003, 0.008, 0.1182, Skewness=0.0218, Kurtosis=0.0071							

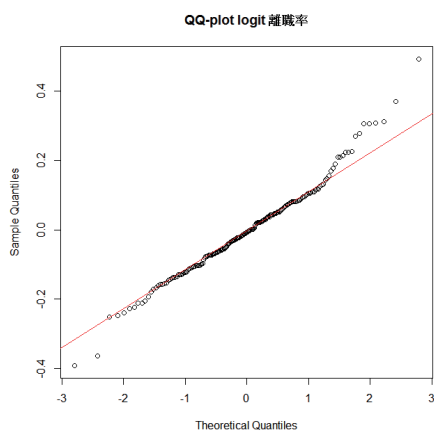


図 3-8: 離職率を logit 変換した値の時系列モデルの残差の正規 QQ-plot

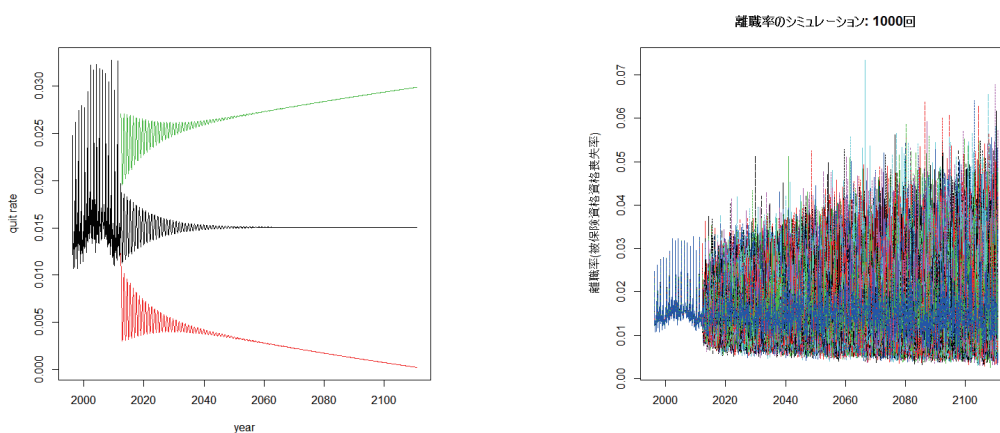


図 3-9: 離職率の将来推定値

注: 右の図は 1000 回のシミュレーション値である。

### 9. 初回受給者の決定プロセス

初回受給者 $NB_1(t)$ は、被保険者が離職して被保険者としての資格を喪失し、一定の手続きの後に受給することになる。このプロセスに関するデータは詳細に報告されている。

被保険者資格喪失者数には、一般被保険者、高年齢継続、短期雇用特例などの別があるが、人数的にも大半を占める一般被保険者を考える。つぎのデータが利用可能である。

被保険者資格喪失者数 $NQ_1(t)$ 、離職票交付件数 $NQ_2(t)$ 、離職票提出件数 $NQ_3(t)$ 、受給資格決定件数 $NQ_4(t)$ 、初回受給者 $NB_1(t)$ のほかに被保険者資格喪失者数のうちの事業主都合離職者数 $NQ_{10}(t)$ も利用することができる。

これらのデータから一定期間の間(データは1か月)にそれぞれの状態に推移する際の比率を与えておくと、被保険者資格喪失者数(離職者数)と初回受給者 $NB_1(t)$ をつなげることができる。

$$NB_1(t) = \frac{NB_1}{NQ_4} \frac{NQ_4}{NQ_3} \frac{NQ_3}{NQ_2} \frac{NQ_2}{NQ_1} NQ_1 = p_{B4} \cdot p_{Q,43} \cdot p_{Q,32} \cdot p_{Q,21} \cdot NQ_1(t) \quad (14)$$

ここで、 $p_{B4}$ 等はそれぞれ上の式の左辺の比率に対応している。

$$NB_1(t) = p_{BQ} \cdot NQ_1(t) \quad (15)$$

ここで $p_{BQ} = p_{B4} \cdot p_{Q,43} \cdot p_{Q,32} \cdot p_{Q,21}$ である。離職から受給者に至るプロセスの確率はシミュレーションの対象となる。離職者を今期の値 $NQ_1(t)$ としているが、これは便宜的なもので、実際には離職した月から受給する場合がすべてとは限らない。最初のシミュレーションでは簡単化のために離職した月から受給しはじめるものとしてデータを扱うことにする。上記のプロセスのどの段階で時間的な遅れがでるかがわかれば、その時点の確率を変更すればよい。より詳細には被保険者資格喪失者についての追跡調査の結果が必要である。

ここではそれぞれの確率の相関関係を推定し、これによってコピュラを推定する。

コピュラで発生させた確率変数を利用して、モンテ・カルロ・シミュレーションを行う。観測期間は、1996年4月から2012年3月のものである。この状況は、図3-10に描かれている。より詳細には相関係数を参照(表3-6)。

被保険者が離職票を交付されて、それを提出し、受給資格を得、初回受給者に至るプロセスを、それぞれの確率をシミュレーションすることで、資格喪失した人が初回受給を得る確率を推計している。それぞれのプロセスの確率は必ずしも独立ではないので、多変量分布に従った確率が計算されている。

表3-5および図3-14からも明らかのように、ある段階では1を超える値が観察されている。これは統計的な問題であって、前段階に留まっている人が1ヶ月以上になるなど流れが滞った場合に発生する。表3-6と7は、コピュラから確率変数を10000回発生して、それらの記述統計を示したものである。観察値の表3-5と比較可能である。

表 3-5: 雇用者・被保険者・資格喪失者から初回受給者にいたる遷移確率の観察値

	標本平均	標本標準偏差	メディアン	最小値	最大値	標本サイズ
$NI/N$	0.6879	0.0311	0.6701	0.653206	0.7543	192
$p_{Quit}$	0.0158	0.0047	0.0146	0.010681	0.0328	192
$p_{Q,21}$	0.5787	0.0468	0.5818	0.38479	0.6915	192
$p_{Q,32}$	0.5972	0.0988	0.6040	0.389272	0.9806	192
$p_{Q,43}$	0.9800	0.0379	0.9824	0.648257	1.0998	192
$p_{Q,B4}$	0.8767	0.1621	0.9214	0.454265	1.2283	192
$p_{BQ(t,t)}$	0.298412	0.0852	0.292002	0.107587	0.537593	192
$p_{BQ(t,t-1)}$	0.293948	0.068436	0.290519	0.157692	0.485273	191

表 3-6: 遷移確率の推定値の標本相関係数,  $n=192$ 

Kendall's tau	Estimate	Std. Error	z-Value	Pr(> z )
$\hat{\rho}(p_{Q,21}, p_{Q,32})$	0.02895151	0.1661407	0.174259	0.861661909
$\hat{\rho}(p_{Q,21}, p_{Q,43})$	-0.0683093	0.1686045	-0.4051452	0.685370812
$\hat{\rho}(p_{Q,21}, p_{Q,B4})$	-0.16576856	0.1533	-1.0813343	0.279548449
$\hat{\rho}(p_{Q,32}, p_{Q,43})$	0.47516999	0.1747359	2.7193618	0.006540802
$\hat{\rho}(p_{Q,32}, p_{Q,B4})$	0.21236743	0.1399028	1.5179639	0.129023488
$\hat{\rho}(p_{Q,43}, p_{Q,B4})$	0.45865564	0.1491576	3.0749733	0.002105214

表 3-7: 正規コピュラを使って推定した多変量分布によるモンテ・カルロ・シミュレーション

シミュレーションの(再)サンプルサイズ: 10,000

変数名	標本平均	標本標準偏差	メディアン	最小値	最大値
$p_{Q,21}$	0.5792	0.0463	0.5792	0.3957	0.7351
$p_{Q,32}$	0.5980	0.0978	0.5997	0.2510	0.8827
$p_{Q,43}$	0.9800	0.0381	0.9802	0.8428	1.1392
$p_{Q,B4}$	0.8781	0.1615	0.8795	0.2817	1.5181

### 第3章

表 3-8: t-コピュラを使って推定した多変量分布によるモンテ・カルロ・シミュレーション

シミュレーションの(再)サンプルサイズ: 10,000

変数名	標本平均	標本標準偏差	メディアン	最小値	最大値
$p_{Q,21}$	0.5787	0.0468	0.5818	0.3848	0.6915
$p_{Q,32}$	0.5972	0.0988	0.6040	0.3893	0.9806
$p_{Q,43}$	0.9800	0.0379	0.9824	0.6483	1.0998
0.1621	0.8767		0.9214	0.4543	1.2283

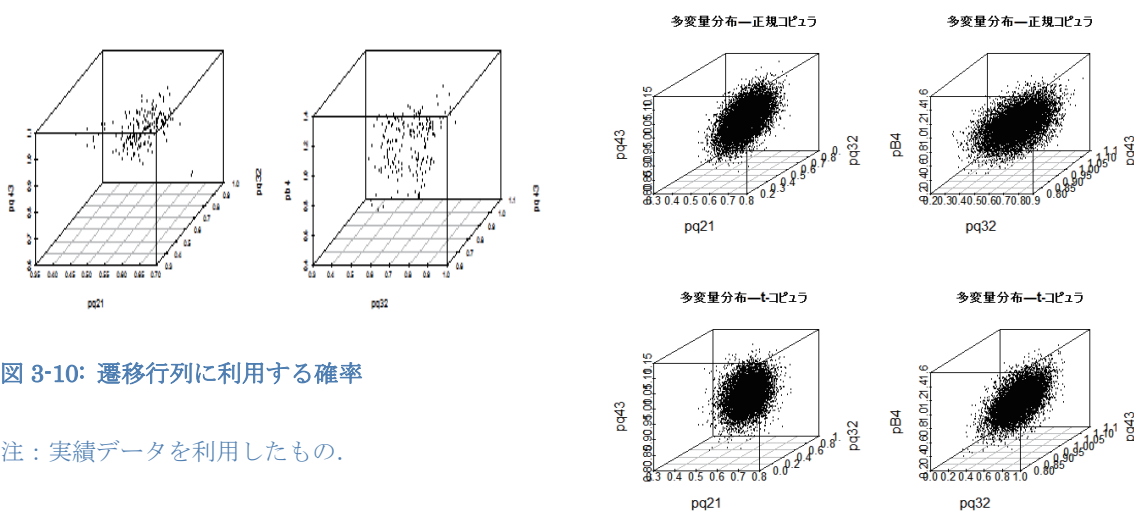


図 3-10: 遷移行列に利用する確率

注: 実績データを利用したもの。

図 3-11: モンテ・カルロ・シミュレーション, コピュラからの受給/離職確率の分布



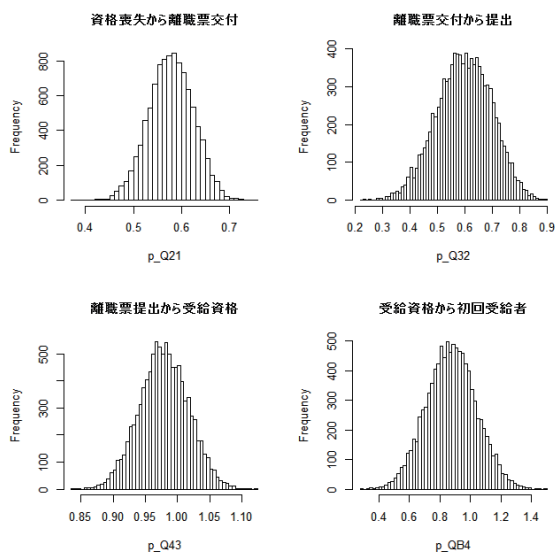


図 3-12: 受給/離職確率の周辺確率分布  
(正規コピュラと  $\beta$  分布, 正規分布)

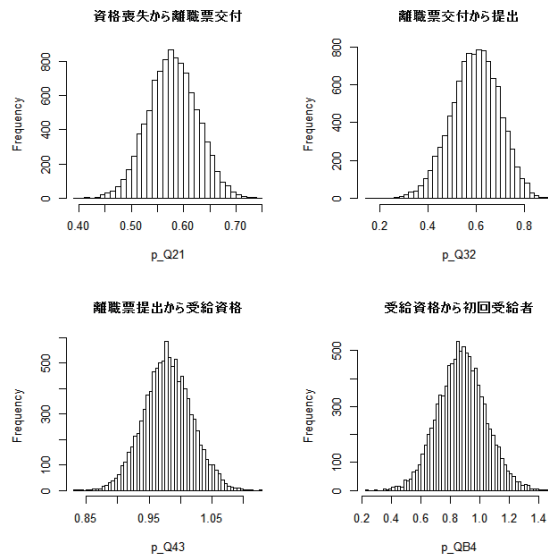


図 3-13: 受給/離職確率の周辺確率分布  
( $t$  コピュラと  $\beta$  分布, 正規分布)

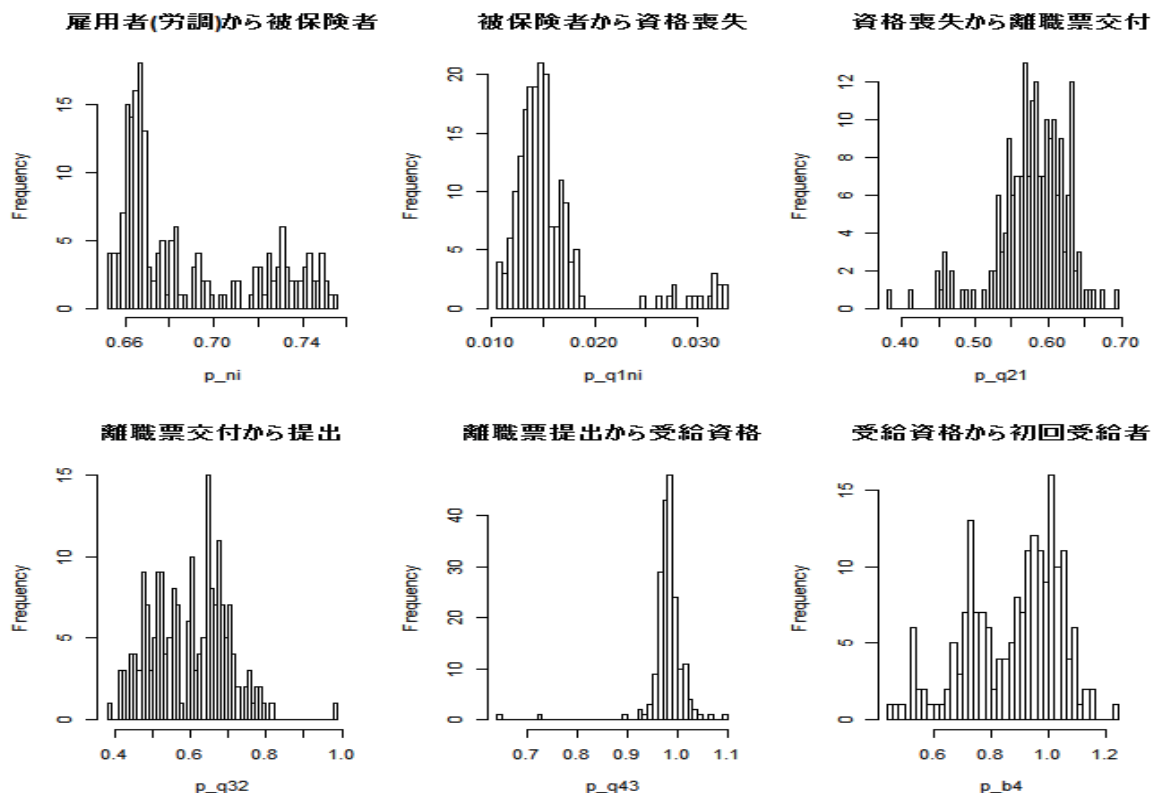


図 3-14: 観察データから得られた各段階での割合のヒストグラム

## 10. 雇用保険受給者の状態遷移の定式化

雇用保険受給者の状態の変化を、実際のデータとの対応で考えると、受給者実人員には、基本手当所定日数分、個別延長給付分などが含まれる値が報告されている。受給終了者としては、基本手当所定日数分の受給終了者のデータが入手できる。この受給終了者(基本手当所定日数分)  $NBE(t)$ には、再就職者と満期受給後も就職できない者が含まれ、そのうち一部は個別延長給付に移行するものと考えられる。再就職者は、再就職手当を受給する場合に人数として統計に現れるが、受給していないケースもある可能性が高い。シミュレーションに都合のよいデータが完全にそろえられるわけではないが、状態遷移をなるべく統計と対応させつつ作成するとつぎのようになる。

受給者実人員として得られるデータには、基本手当所定日数分の受給者とそれ以外の延長等の受給者が含まれる。これらそれぞれについて、終了者が発生している。この状況を定式化するとつぎのようになる。

雇用保険基本手当所定日数の受給者実人員  $NBs(t)$ は初回受給者  $NB_1(t)$ 、継続受給者  $NB_2(t)$ に分類される。

$$NBs(t) = NB_1(t) + NB_2(t) \quad (16)$$

初回受給者  $NB_1(t)$ は、被保険者、資格喪失者(離職者)の流れで決まるので、他の状態から遷移してこない。

基本手当所定日数分の受給終了者  $NBsE(t)$ について構成内容を見てみると、延長者(特例の給付日数としては、訓練延長、広域延長、全国延長、個別延長がある)  $NB_3(t)$ と再就職者  $NBE_1(t)$ 、その他  $NBE_2(t)$ が考えられる。その他  $NBE_2(t)$ は受給終了後雇用保険のスキームに入ってこなかった人である。したがって、次の定義式が成り立つ。

$$NBsE(t) = NB_3(t) + NBE_1(t) + NBE_2(t) \quad (17)$$

直接的には統計データは得られないが、基本手当の所定日数以外の延長等の受給実人員も差引することで計算できる。ただし、延長等の受給終了者の人数はわからない。延長等の受給実人員には、基本手当所定日数分の終了者から移行した新規の延長者  $NB_3(t)$ と継続受給者  $NB_4(t)$ からなると考えられる。この構成内容は直接には得られない。

$$NBe(t) = NB_3(t) + NB_4(t) \quad (18)$$

延長等の受給終了者数は、再就職したものの  $NBE_3(t)$ とその他  $NBE_4(t)$ からなるものと考えられる。

$$NBeE(t) = NBE_3(t) + NBE_4(t) \quad (19)$$

統計で得られる延長等を含む受給者実人員は所定日数内の受給者実人員と延長者の受給者実人員の和であると考えれば、つぎの定義式が成立する。

$$NB(t) = NB_1(t) + NB_2(t) + NB_3(t) + NB_4(t) \quad (20)$$

定義からすると今期の  $NB(t)$ は、前期の延長等を含む受給者実人員  $NB(t-1)$ と初回受給者と

受給終了者の差を加えると得られるはずである。すなわち、次式が成立する。

$$NB(t) = NB(t-1) + NB_1(t) - NBE(t) \quad (21)$$

$$NBE(t) = NBsE(t) + NBeE(t) = \sum_{i=1}^4 NBE_i(t) \quad (22)$$

このようにして、今期と前期の受給者実人員と初回受給者のデータから、終了者数の値は計算できるはずである。

以上の説明で現れた関連する人員数を行列で表す。通常は0の列は省略して記述するが、ここではシステム全体の特徴を見るために正方行列に表現するために残してある。

$$\begin{pmatrix} NB_1(t) \\ NB_2(t) \\ NBE_1(t) \\ NBE_2(t) \\ NB_3(t) \\ NB_4(t) \\ NBE_3(t) \\ NBE_4(t) \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 \\ p_{21} & p_{22} & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 \\ p_{31} & p_{32} & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 \\ p_{41} & p_{42} & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 \\ 0 & p_{52} & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & 0 & p_{65} & p_{66} & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & 0 & p_{75} & p_{76} & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & 0 & p_{85} & p_{86} & 0 & 0 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} NB_1(t-1) \\ NB_2(t-1) \\ NBE_1(t-1) \\ NBE_2(t-1) \\ NB_3(t-1) \\ NB_4(t-1) \\ NBE_3(t-1) \\ NBE_4(t-1) \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} NB_1(t) \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{pmatrix} \quad (23)$$

$$\begin{aligned} p_{21} + p_{31} + p_{41} &= 1 \\ p_{22} + p_{32} + p_{42} + p_{52} &= 1 \\ p_{65} + p_{75} + p_{85} &= 1 \\ p_{66} + p_{76} + p_{86} &= 1 \end{aligned} \quad (24)$$

所定日数内の受給者と延長等の受給者ではブロックがわかれていることがわかる。接点は所定日数の終了者に含まれる延長者の割合 $p_{52}$ である。そのほかの特徴としては、その期の内に再就職することは可能性として否定できないので $p_{31}$ を設定していることや、延長者が所定日数の継続受給者になることはない、同様に延長者がつぎの期に所定日数の受給終了者としてカウントされることはない、などの定義からゼロの列が発生することがあげられる。

統計で得られない値は、つぎの構成比である。ただし、受給終了者の合計はわかる。

$$NB_3(t), NB_4(t), NBE_i(t) \quad i=1,2,3,4 \quad (25)$$

延長者の新規・継続の比率がわかれば、 $NB_3(t)$ がわかり、これと所定日数の終了者数から、所定日数内の再就職者とその他の合計がわかる。

$$NBE_1(t) + NBE_2(t) = NBsE(t) - NB_3(t) \quad (26)$$

この合計から、延長等の終了者数の合計が計算できる。

$$NBeE(t) = NBE(t) - (NBE_1(t) + NBE_2(t)) \quad (27)$$

再就職者数は、再就職手当を受給した人数はわかるが、これを受給しない再就職者の人数が

不明である。

通常の教科書的なマルコフ連鎖では遷移確率を一定として計算するが、ここでは遷移確率は一定とは限らないであろう。しかも外部からの因子 $NB_1(t)$ が存在するので、閉じたプロセスでもない。しかも、つぎの状態に遷移するのに1か月かかるような定式化は制約が大きい。同じ月内で移行することも考えられるからである。

関連する変数のみを推計用に表すとつぎのようになる。

$$\begin{pmatrix} NB_2(t) \\ NBE_1(t) \\ NBE_2(t) \\ NB_3(t) \\ NB_4(t) \\ NBE_3(t) \\ NBE_4(t) \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} p_{21} & p_{22} & 0 & 0 \\ p_{31} & p_{32} & 0 & 0 \\ p_{41} & p_{42} & 0 & 0 \\ 0 & p_{52} & 0 & 0 \\ 0 & 0 & p_{65} & p_{66} \\ 0 & 0 & p_{75} & p_{76} \\ 0 & 0 & p_{85} & p_{86} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} NB_1(t-1) \\ NB_2(t-1) \\ NB_3(t-1) \\ NB_4(t-1) \end{pmatrix} \quad (28)$$

公表されている集計データでは、所定内日数であっても条件によって給付日数が異なっている。したがって、所定内の受給実人員と延長等を含む受給実人員で何日間給付を受給しているかは集計データからはわからない。最大の給付日数は失業期間に大きく影響する変数であることが過去のさまざまな研究で知られている。このシミュレーションでは、月別の受給実人員をもとに、失業等給付の支給額を予想することを考えている。そのため、初回受給者および継続受給者の実人員数の動きがわかることが最低条件である。

### 11. 状態遷移確率 $p_{ij}$ の推定

#### 雇用保険受給者の状態遷移(失業状態の遷移)に関する想定

この確率を決定するメカニズムについて詳細に検討することは非常に重要であるが、同時に困難をとまなっている。

まず必要なのは、前節の離職者となった人が雇用保険受給者になる確率である。この比率は構成比で推計することもできるし、回帰分析で求めることもできる。問題はその安定性である。大きく変動するようであれば、シミュレーションでも値を大きく変えて推計しなければならない。すぐに就職する場合を除くと、基本手当の受給資格は、離職の日の前の2年間に被保険者の期間が12か月以上であること(雇用保険法第13条)が条件となる。実際に受給者になる人でこの条件に満たない人がどれくらいいるか、単に公共職業安定所に出頭せずに受給資格の手続きをしていない人がどれくらいいるかは、ここでは分析対象とはしていない。

つぎには、初回受給者としてこのシステムに入ったのちは、終了していくか、延長者に遷移していきそこで終了していくかのいずれかとなる。実際には、所定日数には分布があるので、この構成比としての確率はいろいろな所定日数の受給者の混合したものとなる。したがって、本来一人の初回受給者を追跡調査すれば、より正確に生存(残存)確率として計算できることに

なる。所定日数で右切断がある。

受給者によって所定日数も異なり、また生存（失業残存）確率の属性によって異なると考えられると、1か月の間に状態が継続か終了かに変化する割合にも分布が発生するはずである<sup>56</sup>。受給者ごとの受給日数が独立して変動すれば、分散は有限で存在するはずなので、中心極限定理が利用でき、正規分布の適用が正当化される。初回受給者の人員に季節性があると、所定日数が終了したときに、右切断が理由で、退出していく人数にも季節性が認められる可能性もある。

これらの確率の決定は一般論としてそれぞれ独立の事象とは考えられていないことがある。たとえば、再就職確率が低下すると、退出する確率にもそれが反映される可能性もある（discouraged worker effect）。失業保険給付が高いと失業状態の効用水準が高くなる効果と、保険料徴収で働いて得られる手取り賃金が低下する効果で、離職確率が上昇する可能性が経済モデルでは指摘されている（Feldstein 1976, Pissarides 1983）。これらの経済モデルはジョブ・サーチ理論（Lippman and McCall 1976, Burdett 1978）が基本となるが、今日まで労働経済学やマクロ経済学で最も議論の多い分野の一つである<sup>57</sup>。最も説明力があって柔軟性の高いといわれている matching 理論（Mortensen and Pissarides 1994, 1999, Jovanovic 1984, Pissarides 1994）を利用する場合、ここで入手したような集計データではなく、個々人の追跡調査を利用することが前提となる。

### 雇用保険受給者の状態遷移確率

すべての遷移確率が観察可能ではないので推定しなければならない。その際に、遷移確率に関してはバランス調整を行って推定したものをコンピュータの推定に利用している。

各遷移確率が独立ではないため多変量結合分布からモンテ・カルロ・シミュレーションを行う必要がある。図 3-15 はそれぞれの遷移確率の時系列的な推移を図示したものである。観察期間は、1996年4月から2012年3月である。2009年のところで変動があることがわかる。これは個別延長給付が創設されて、60日間の延長給付ができるという変更があったことや、非正規労働からの離職者の扱いで雇い止めも倒産・解雇による離職者と同じ扱いをするなどの法改正の影響が現れている可能性がある。その影響は図 3-15 の一番下のライン（カラーだと緑）が2009年にジャンプしていることでわかる。これは  $p_{52}$  の値、すなわち所定日数を終えて延長に参入する確率である。

周辺確率の分布は、図 3-16 に描かれている。これらの分布がどのような関数形にしたがうかは、このままではわからない。したがって、経験分布をコンピュータに利用する方法もある。しかし、表 3-9 から明らかであるが、状態遷移確率は 0 から 1 までの値を取ることが先験的にわ

<sup>56</sup> Lancaster (1979) は、生存分析を利用した失業期間についての計量モデルの代表例である。失業期間の生存確率を年齢、Replacement（失業給付/前職の賃金）、失業率で説明している。

<sup>57</sup> たとえば、Ljungqvist and Sargent (2008) は欧州と米国の失業率の高さと失業期間の違いを失業保険の寛容さと経済的ショック（技術進歩の分散）の大きさの違いで説明しようとしている。Chetty (2008) は家計の直面する流動性によって失業保険の失業期間に与える影響は異なると主張している。

### 第3章

かっているので、 $\beta$ 分布で近似することにした。これによって極端な値は発生しにくい状況がシミュレートされているはずである。モンテ・カルロ・シミュレーションによる分布と周辺確率の分布については、後述の図 3-18~20 を参照。

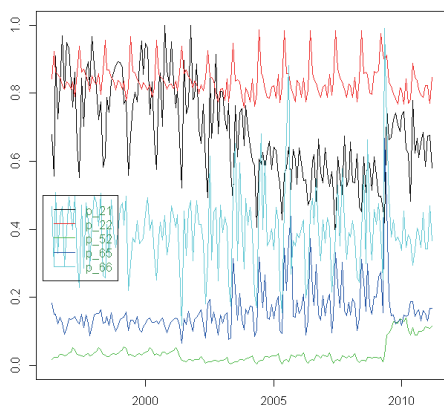


図 3-15: 推定した受給者の状態遷移確率

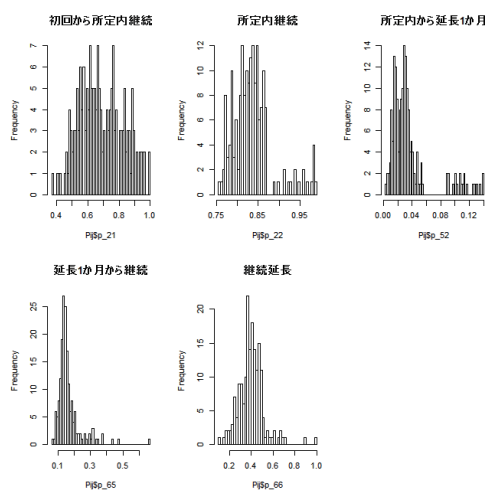


図 3-16: 状態遷移確率のヒストグラム

表 3-9: 受給者の状態の遷移確率の推定値, n=191

変数名	標本平均	標本標準偏差	メディアン	最小値	最大値
$p_{21}$	0.6811	0.1380	0.6660	0.3760	1.0000
$p_{22}$	0.8349	0.0467	0.8306	0.7560	0.9864
$p_{52}$	0.0410	0.0346	0.0295	0.0039	0.1513
$p_{65}$	0.1642	0.0720	0.1469	0.0666	0.6678
$p_{66}$	0.3990	0.1143	0.3971	0.1174	0.9903

遷移確率を利用する方法のほかに、時系列推定によってたとえば所定内給付を1か月以上継続する人数や継続給付を1か月以上継続する人数を推定する方法もある。これには、しばしば GARCH (Generalize Autoregressive Conditional Heteroskedasticity) による推定が行われているが、今回の推定結果では GARCH を設定しても残る残差の分布が正規分布しなかった。そのため単純な GARCH モデルは妥当しない結果となった。これまでの研究から GARCH モデルはあてはめにくいことがわかっている。そのためにさまざまな GARCH 以外の統計手法も開発されているが、これらを検討するのは別の機会としたい。

### コンピュータによる受給者の遷移確率

離職者が初回受給者に至るプロセスと同様に、コンピュータによって推定された分布にしたがってそれぞれの遷移確率をモンテ・カルロ・シミュレーションで発生させる。それぞれの確率の周辺分布をむすぶコンピュータとしては、正規分布とt-分布を推定したが、利用したのは後者のt-コンピュータである。この選択による違いはさほどないものと思われる。

表 3-10: コンピュータ相関係数の推定値：最尤法, n=191

相関係数	推定値	Std. Error	z-value	Pr(> z )
$\hat{\rho}(p_{21}, p_{22})$	-0.1403	0.1279	-1.0971	0.2726
$\hat{\rho}(p_{21}, p_{52})$	0.2538	0.1405	1.8060	0.0709
$\hat{\rho}(p_{21}, p_{65})$	-0.4726	0.0889	-5.3139	0.0000
$\hat{\rho}(p_{21}, p_{66})$	0.3352	0.1356	2.4722	0.0134
$\hat{\rho}(p_{22}, p_{52})$	-0.1885	0.1470	-1.2826	0.1996
$\hat{\rho}(p_{22}, p_{65})$	0.2981	0.1962	1.5199	0.1285
$\hat{\rho}(p_{22}, p_{66})$	0.0625	0.1641	0.3811	0.7031
$\hat{\rho}(p_{52}, p_{65})$	0.0479	0.1595	0.3000	0.7642
$\hat{\rho}(p_{52}, p_{66})$	0.1229	0.1493	0.8231	0.4104
$\hat{\rho}(p_{65}, p_{66})$	0.6087	0.1382	4.4036	0.0000

表 3-11: 正規コンピュータから発生した確率変数の記述統計, n=10,000

変数名	標本平均	標本標準偏差	メディアン	最小値	最大値
$p_{21}$	0.6817	0.1393	0.6924	0.1410	0.9881
$p_{22}$	0.8350	0.0463	0.8379	0.6124	0.9677
$p_{52}$	0.0415	0.0353	0.0322	0.0000	0.2957
$p_{65}$	0.1645	0.0723	0.1554	0.0077	0.5629
$p_{66}$	0.4001	0.1149	0.3959	0.0611	0.8014

表 3-12: t-コンピュータから発生した確率変数の記述統計, n=10,000

変数名	標本平均	標本標準偏差	メディアン	最小値	最大値
$p_{21}$	0.6816	0.1369	0.6946	0.1565	0.9903
$p_{22}$	0.8347	0.0472	0.8386	0.6066	0.9599
$p_{52}$	0.0406	0.0340	0.0317	0.0000	0.2807
$p_{65}$	0.1637	0.0719	0.1546	0.0155	0.4957
$p_{66}$	0.3981	0.1144	0.3938	0.0672	0.8025

### 第3章

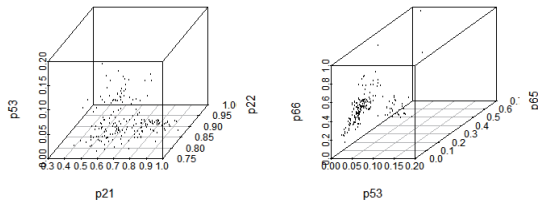


図 3-17: 遷移行列に利用する継続受給確率

注: 実績データを利用したもの。

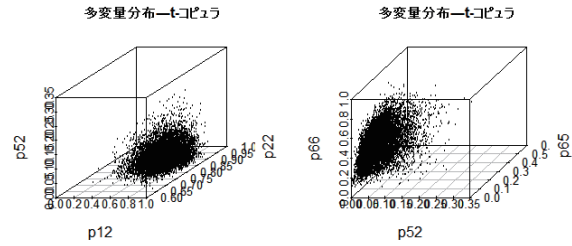
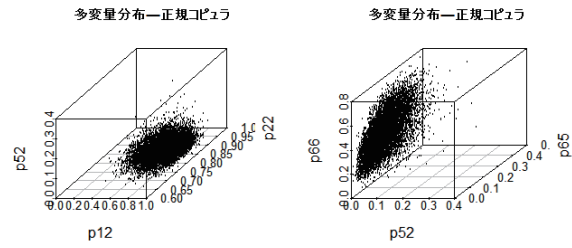


図 3-18: モンテ・カルロ・シミュレーション, コピュラからの継続受給確率の分布

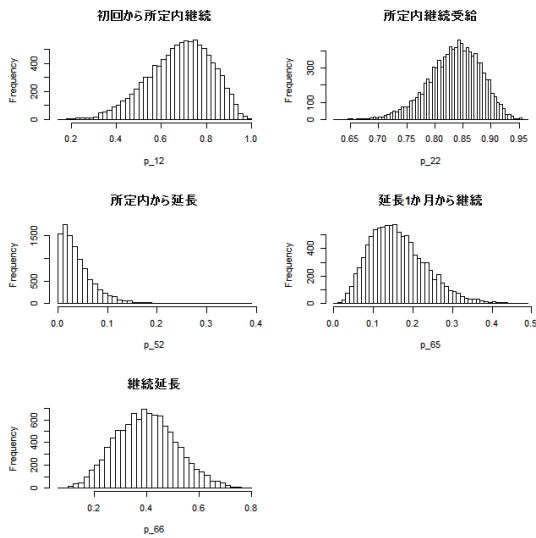


図 3-19: 継続受給確率の周辺確率分布

(正規コピュラと  $\beta$  分布)

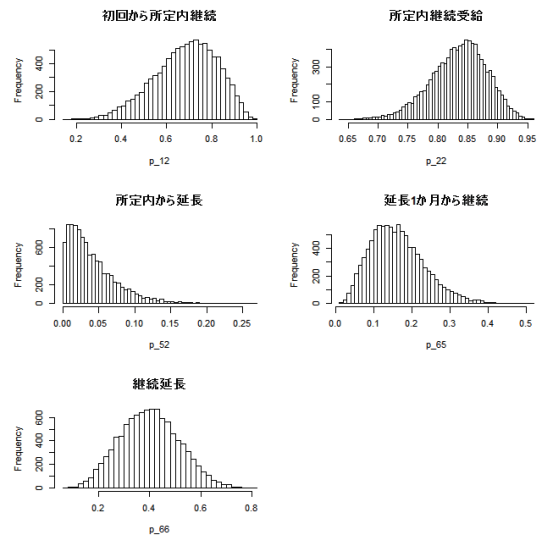


図 3-20: 継続受給確率の周辺確率分布

(t コピュラと  $\beta$  分布)

10,000 回のシミュレーションで発生させたサンプル・プロットが図 3-18 に描かれている。楕円体をしているのは、それぞれの確率に相関があるためである。そのシミュレーションから周辺分布のヒストグラムを描いたものが図 3-19 と 20 である。第 9 節の初回受給者の決定プロセスとこの節で得られた遷移確率から、資格喪失者数がわかれば(14)式と(28)式を使って、失業保険受給者実人員(20)式が計算できる。



## 12. 賃金率の設定

失業保険料の収入額の決定には、現金給与総額の水準が必要である。現金給与総額を外生変数として雇用保険の保険料率を乗じて保険料が決める。受給額の決定と同様に、月間の賃金水準と保険料率の平均比率は一定ではなく、被保険者の属性によって変動する。より詳細にはさまざまな変動縮小方法があるが、ここでは他の推定と同様に、時系列推定を基本ケースとする。現金給与総額の単位根検定の結果は、

Dickey-Fuller = -19.7684, Truncation lag parameter = 4, p-value = 0.01  
単位根は含まれていないといえる。

表 3-13: 現金給与総額の推定式 : 1996 年 4 月～2012 年 3 月

AR(12)	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6	ar7
	-0.0101	0.001	0.0058	0.0105	0.0096	0.0102	0.0062
s. e.	0.0094	0.0106	0.0117	0.0106	0.0094	0.0076	0.0093
Seasonal	ar8	ar9	ar10	ar11	ar12	smal	intercept
MA(1)	-0.0027	-0.0061	-0.0096	-0.0072	0.9882	0.4065	332273.32
s. e.	0.0105	0.0117	0.0106	0.0094	0.0076	0.0634	28620.27
$\sigma^2$	43764911	AIC	4014.01	log-likelihood=-1992.01			
残差の単位根検定 : Dickey-Fuller = -13.8528, Truncation lag parameter = 4, p-value = 0.01 残差の正規性に関する検定は、いずれも p-Value が 0 に近く否定される。Skewness = -6.4232, p-Value=1.334e-10, Kurtosis=6.0509, p-Value=1.44e-09							

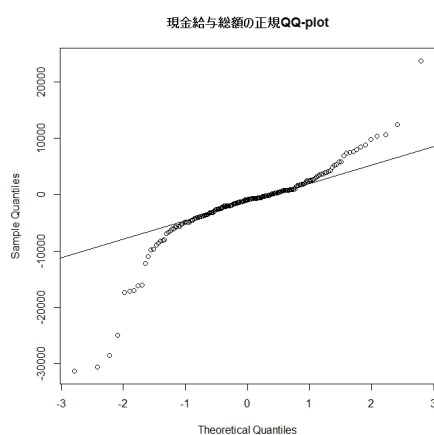


図 3-21: 現金給与総額についての推定残差の正規 QQ-plot

現金給与総額の時系列推定で最も AIC が小さく推定されたものは AR(12) で、季節項については、MA(1) である。その結果は表 3-13 である。自己回帰の次数が 1 から 11 か月前までは統計的

### 第3章

に有意ではないが、一年前の12次には有意となっている。季節項も有意性が認められる。実際にはこの二つで説明しているといつてよい。

問題は残差が正規分布にしたがわない可能性が高いことである。この理由は、大きく離れた値が正規分布で示されるよりも高いことにある。ゼロの周辺では細く、すそ野が厚い分布になっている。その結果、尖度(kurtosis)がプラスで有意な値となっている。正規QQ-plot(図3-21)をみるとその傾向が明らかである。歪度(skewness)はマイナスになっているが、左右非対称の程度は、QQ-plotを見る限りそれほど明らかではない。

失業保険の受給額の決定には、きまって支給される給与の水準が必要である。きまって支給される給与を外生変数として1人あたりの受給額を求める。この比率は一定ではなく、被保険者の属性によって変動する。より詳細にはさまざまな変動縮小方法があるが、ここでは他の推定と同様に、時系列推定を基本ケースとする。

きまって支給される給与の単位根検定は、

$$\text{Dickey-Fuller} = -6.8587, \text{ Truncation lag parameter} = 4, \text{ p-value} = 0.01$$

単位根は含まれていない。

きまって支給される給与についての時系列推定の結果は、表3-14である。この原系列には単位根は含まれていないという検定結果であるが、推定の際に和分をとるとAICが改善される。

表 3-14: きまって支給される給与の時系列分析：1996年4月～2012年3月

	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6	ar7
	-0.6005	-0.5868	-0.477	-0.2795	-0.1073	0.0428	0.1445
s. e.	0.2143	0.2566	0.2819	0.2859	0.2612	0.2226	0.1768
	ar8	ar9	ar10	ar11	ar12	ma1	ma2
	0.132	0.0352	-0.1261	-0.3244	0.4535	-0.4563	-0.6488
s. e.	0.1336	0.1033	0.0916	0.107	0.1486	0.5714	0.2698
	ma3	sar1	sar2	sma1	ARIMA(12, 1, 3)		
	0.1052	-0.0056	0.6106	-0.1571	季節項 ARIMA(2, 1, 1)		
s. e.	0.3887	0.226	0.1782	0.5526			
$\sigma^2$	676444	AIC	3151.63	log-likelihood=-1556.82			
残差の単根検定 : Dickey-Fuller = -13.5429, Truncation lag parameter = 4, p-value = 0.01							
残差の正規性に関する検定は、いずれも p-Value が 0.2 から 0.89 で正規分布しているとみなせる。Skewness = -0.4562, p-Value = 0.648, Kurtosis = 1.0852, p-Value = 0.278							

推定の残差の正規性に関する検定も良好で、正規分布にしたがう仮説は棄却されない。そのため、正規QQ-plotも図3-22のようにほぼ直線状に点が並んでいる。

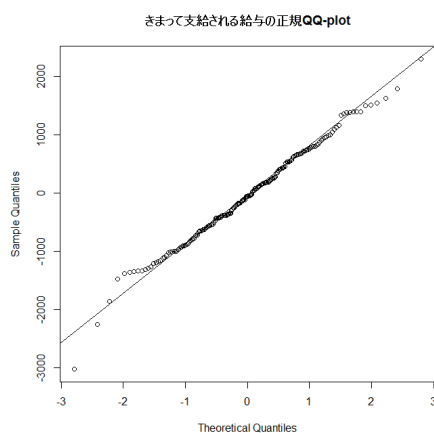


図 3-22: きまって支給される給与の正規 QQ-plot

将来の予測値は、図 3-23～24 のようになる。これらの賃金水準はこのシミュレーションでは外生変数である。

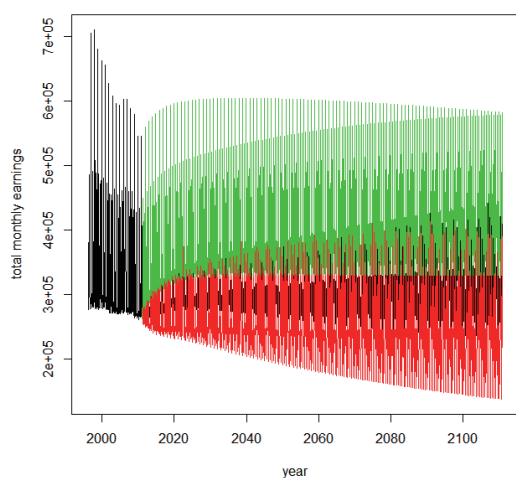


図 3-23: 現金給与総額

(1人あたり月間, 5人以上事業所, 全産業)

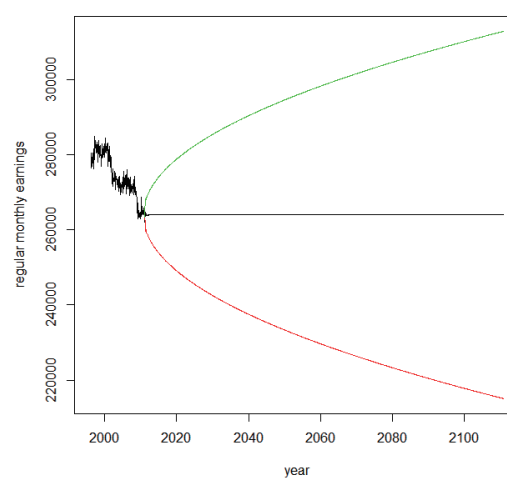


図 3-24: きまって支給される給与総額

(1人あたり月間, 5人以上事業所, 全産業)

このシミュレーションがマクロ的な経済モデルであれば、労働市場の需給バランスや労働生産性で決定されるべき変数である。ミクロ的なモデルであれば、人的資本の水準のような労働の限界生産性を決めてくる変数によって説明される。あるいは、matching モデルの場合には、労働生産性の値をドリフト項とする拡散方程式にしたがう確率過程で定式化されるだろう。ここでは、完全に経験式に依存して、過去の値の傾向を反映するだけの時系列変数として定式化

### 第3章

されている。

#### 13. 雇用保険支給額の決定プロセス

雇用保険の求職者の給付額は、きまって支給される現金給与にもとづいて計算される。支給比率(80~50%)は雇用者の年齢や条件によって異なっている。1か月の1人あたりの雇用保険給付額も支給比率と過去の現金給与額に依存する。支給の期間の所定日数については受給者の属性によって場合分けされている。

これらの条件・状況を詳細に再現してシミュレーションすることが望ましいが、今回は全体的傾向を求めるため、受給者実人員と1人あたりの雇用保険給付額から支給額を計算することにした。受給者実人員は、第3節で説明した $NB_1, \dots, NB_4$ の合計である。1か月の1人あたりの給付額 $B(t)$ は、失業保険等の支給額を受給者実人員 $NB(t) = \sum NB_i(t)$ で割ったものを利用する。 $E(t)$ を雇用保険に関連するすべての支出額とすると、一般求職者給付とその他の失業保険にかかわる給付 $OtherB(t)$ 、その他の支出 $Other(t)$ の和で表される。 $OtherB(t)$ については次の節で詳細に検討する。

$$E(t) = B(t)NB(t) + OtherB(t) + Other(t) \quad (29)$$

ここでは、一般求職者給付額の推定を行うが、受給者実人員 $NB(t)$ ときまって支給される給与 $wr(t)$ をすでに解説しているので、1か月の1人あたりの給付額

$$B(t) = r_B(t) \cdot wr(t)$$

の推定を考える。必要な値は賃金との比率 $r_B(t)$ である。 $r_B(t)$ 自体の単位根検定は、

Dickey-Fuller = -12.1217, Truncation lag parameter = 4, p-Value = 0.01  
となり、単位根は含まれていないと判断される。

一般求職者の受給者実人員全体の給付率 $r_B(t)$ は、制度の変更と受給者の構成比によって変化する。 $r_B(t)$ の変動要因をモデルに取り込むことは必要ではあるが、ここでは平均賃金の予測と同様に時系列分析で処理することにする。ただし、きまって支給される給与額を超えることはないので、0と1の間の値をとる。このことから、推定には $r_B(t)$ のlogit変換をした値 $y_B(t) = \ln\left(\frac{r_B}{1-r_B}\right)$ を用いている。結果は、表3-15のとおりである。

単位根検定では、和分がない過程であるという結論であり、ARIMAモデルでも、和分はなく、ARMA(12, 0, 3)でAICがより小さくなることがわかった。自己回帰部分は12か月、移動平均部分は3か月がもっとも当てはまりがよいと判断されている。季節項には、自己相関、移動平均、和分いづれも0次の方がAICはより小さくなっている。

残差の単位根検定については、単位根があるという仮説は棄却される。正規性についてはさまざまなテストがあるが、結果は正規分布を支持している。歪度(skewness)については、ほぼ対称な分布をしているといえる。尖度(kurtosis)についても正規分布とほぼ等しいと考えても間違える確率は1/2程度という結果が得られている。残差の分布を正規QQ-plotで見たのが図

3-25 である。指摘した傾向がわかるように、かなり正規分布に近いことがわかる。 $r_B(t)$ はシミュレーションをする上で重要な変数であるが、非常に良好な推定結果が得られている。

表 3-15: 一般求職者給付のきまって支給される給与に対する比率の logit 変換した値 : 1996 年 4 月～2012 年 3 月

ARIMA(12, 0, 3)	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6	ar7	ar8	ar9
季節項なし	-0.2719	0.148	0.0265	0.1626	0.5248	0.3851	-0.0325	0.0412	0.0192
s. e.	0.0785	0.0777	0.0663	0.0664	0.0695	0.0765	0.077	0.0645	0.0627
	ar10	ar11	ar12	ma1	ma2	ma3	Intercept		
S	-0.29	-0.2997	0.5179	0.4232	0.302	0.7776	0.0252		
s. e.	0.0605	0.068	0.0729	0.0649	0.0767	0.0647	0.1063		
$\sigma^2$	0.003106	log likelihood		274.01	AIC	-514.02			
残差の単位根検定 : Dickey-Fuller = -13.78, Truncation lag parameter = 4, p-value = 0.01									
残差の正規性に関する検定は、いずれも p-Value が 0.26 から 0.52. Skewness=0.9585, p-Value=0.3378, Kurtosis =0.6648, p-Value=0.5062									

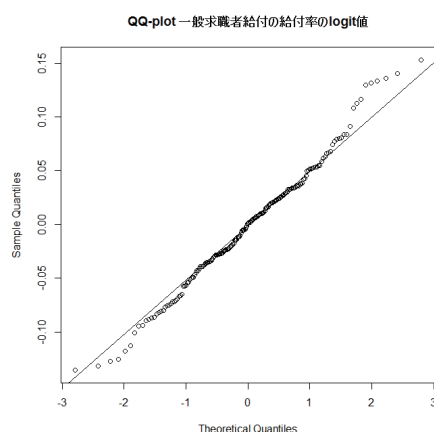


図 3-25: 一般求職者給付の給付率の logit 変換した値の推定残差の正規 QQ-plot

将来予測値の 95%信頼区間を計算したものが、図 3-26 である。観察期間については、実際のデータが黒線で示されている。内挿した値は赤線である。予測期間については、平均が黒線であり、上限(緑)と下限(赤)が示されている。

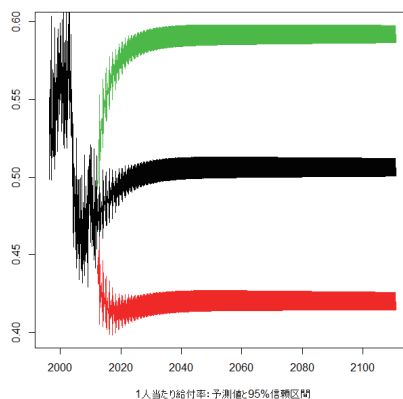


図 3-26: きまって支給される給与と受給者実人員 1 人あたり保険料給付の比率

#### 14. 一般求職者給付以外の給付について

一般求職者給付以外の給付については、比較すると額は小さくなるため、それほど重視されていない。しかし、完全に外生変数扱いをして、勘で値を予想するわけにもいかない。そのため外生変数であるが、推計して将来の値を決めた。第一に過去の値をグラフに描いたものが図 3-27 と図 3-28 である。上昇トレンドを持つ育児休業給付、介護休業給付、高齢雇用継続給付と、それ以外の就職促進給付、教育訓練給付、高年齢求職者給付、短期雇用特例給付、日雇労働求職者給付とでは推定方法を変えている。

育児休業給付は、1 歳未満の子供を持つ被保険者を対象に、休業前賃金の 50%（賃金と給付の合計が休業前賃金の 80%を超えるときには超える額を減額）を給付するという条件を参考に、1 歳未満の人口予測ときまって支給される給与の予測値をもとに将来推計金額が得られるように定式化した。

$$r_{Baby} = \frac{V_{Baby}}{0.5 \times wr \times N_{Baby}} \quad (30)$$

ここで、 $V_{Baby}$ は育児休業給付の支給額、 $wr$ は常用労働者 1 人あたり平均きまって支給される給与（月間）、 $N_{Baby}$ は 1 歳未満の人口である。これは、1 歳未満の子を持つ親がすべて育児休業給付を受けた場合に 1 になると定義されているため、0 と 1 の間の値をとるものと考えられる。そこで、この比率 $r_{Baby}$ を logit 変換した値 $y_{Baby}$ について ARIMA・Kalman-filer による推定と予測を行っている。すなわち、

$$y_{Baby} = \ln \left( \frac{r_{Baby}}{1 - r_{Baby}} \right) \quad (31)$$

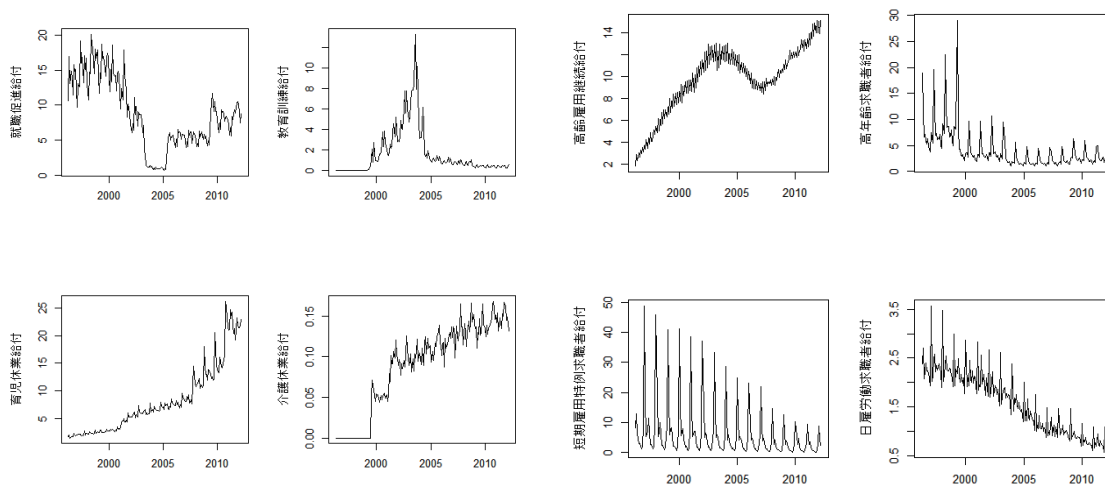


図 3-27: 就職促進, 教育訓練, 育児休業, 介護休業—各給付の推移

図 3-28: 高齢雇用継続, 高年齢求職者, 短期雇用特例求職者, 日雇労働求職者—各給付の推移

注: 教育訓練給付は 1999 年 3 月, 介護休業給付は 1999 年 7 月からデータがある。

まず  $y_{Baby}$  の単位根検定の結果であるが,

Dickey-Fuller = -6.896, Truncation lag parameter = 4, p-Value = 0.01

ということで, 単位根は存在しないといえる. しかし ARIMA の次数は ARIMA=(12, 2, 1) となり, 2 次の和分過程となる場合が, もっとも AIC が小さく観察されている. 季節項の和分はなく ARMA(1, 1) である.

表 3-16: 育児休業給付の賃金に対する比率を logit 変換した値の ARIMA 推定: 1996 年 4 月~2012 年 3 月

ARIMA(12, 2, 1)	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6	ar7
	-0.1486	-0.1023	-0.0471	-0.159	0.045	-0.0408	-0.0327
s. e.	0.0814	0.058	0.0606	0.056	0.0625	0.055	0.0571
Seasonal	ar8	ar9	ar10	ar11	ar12	ma1	sar1
ARIMA(1, 0, 1)	-0.0983	-0.0739	-0.1473	-0.085	0.666	-1	-0.1643
s. e.	0.0559	0.0608	0.0564	0.0624	0.0574	0.0147	0.1086
$\sigma^2$	0.004572	log likelihood		233.52	AIC	-437.05	
残差の正規性検定: JB-test, Shapiro-Wilk-test などの p-value=1.4×10 <sup>-6</sup> から 0.026, Skewness=4.6295, Kurtosis=5.3315							

残差の正規性の検定は, 正規分布であるという仮説は棄却される. ただし, 正規 QQ-plot で

### 第3章

は図 3-29 に見るように直線状から明らかに外れているのは数ポイントの観察データである。制度変更などがあると計測に影響して、残差は正規分布が示すよりも外れた点に出現する可能性がある。

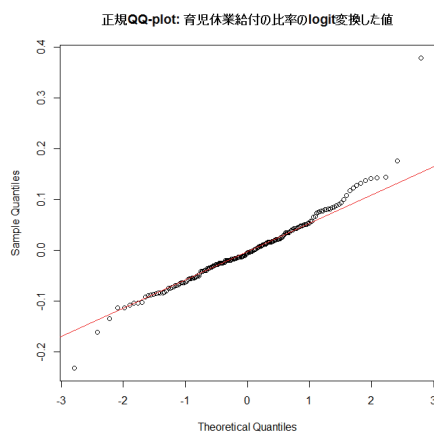


図 3-29: 育児休業給付の対賃金比率を logit 変換した値の正規 QQ-plot

介護休業給付についても同様に、65 歳以上人口と、休業前賃金の 40%が支給されるなどの条件から、将来推計値が得られるように推計した。基本的には育児休業給付と同じ方法で行っている。

$$r_{Care} = \frac{V_{Care}}{0.4 \times wr \times N_{Care}}, \quad y_{Care} = \ln\left(\frac{r_{Care}}{1-r_{Care}}\right) \quad (32)$$

表 3-17: 介護休業給付の賃金に対する比率を logit 変換した値の ARIMA 推定: 1999 年 7 月～2012 年 3 月

ARIMA(12, 1, 0)	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6
季節項なし	-0.4223	-0.141	0.0374	-0.0583	0.1215	-0.2081
s. e.	0.0775	0.0848	0.087	0.0887	0.0877	0.0841
	ar7	ar8	ar9	ar10	ar11	ar12
	-0.2583	-0.1605	0.0259	-0.0728	-0.0224	0.3248
s. e.	0.0846	0.0874	0.0887	0.0885	0.0877	0.0789
$\sigma^2$	0.01003	log likelihood		132.43	AIC	-238.86
残差の正規性検定: JB-test, Shapiro-Wilk-test などの p-value=0.001 から 0.622, Skewness= 2.888, Kurtosis=3.0498						

まず、 $y_{Care}$ の単位根検定であるが、結果は



Dickey-Fuller = -5.1427, Truncation lag parameter = 4, p-value = 0.01

となり、単位根は含まれないと考えてよい。

時系列推定の結果は表 3-17 のとおりである。残差の正規性の検定結果がまちまちである。これを正規 QQ-plot したのが図 3-30 である。大きくはずれるところの頻度が大きいことがわかる。マイナス側は絶壁のように分布していることが示唆されている。

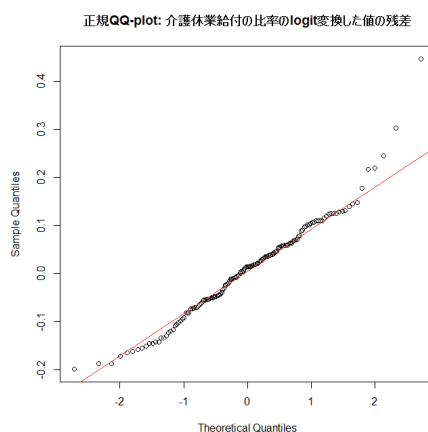


図 3-30: 正規 QQ-plot 介護休業給付の賃金に対する比率の logit 変換した値の推定の残差

高年齢雇用継続給付についても同様に、対象が 60-64 歳で、名目賃金の 15%を基準としているので、60-64 歳人口  $N_{60-64}$  ときまって支給される給与  $wr$  から将来推計できるようにした。

$$r_{Elder} = \frac{V_{Elder}}{0.15 \times wr \times N_{60-64}}, \quad y_{Elder} = \ln\left(\frac{r_{Elder}}{1-r_{Elder}}\right) \quad (33)$$

$y_{Elder}$  の単位根検定は、

Dickey-Fuller = -4.4811, Truncation lag parameter = 4, p-Value = 0.01

単位根は含まれないと考えてよい。ARIMA の次数では、和分で 1 次を入れた 12, 1, 1 がもっとも AIC が小さくなった。残差の季節項は入らない(表 3-18)。結果として得られた残差には、単位根は入らないが、正規分布しているという仮説は棄却される。残差の正規 QQ-plot は図 3-31 のようになる。正規 QQ-plot を見ると他のケースにもよくあるように、大きい方にはずれた点に正規分布より頻度が高くなっていることがわかる。

シミュレーションに利用した予測値は中位の推定結果であるが、以上の 3 つの給付支出に関する将来予測の 95%信頼区間を推定すると図 3-32 のようになる。金額的には、育児休業給付の中位推定の最大値が 591 億円、現状では 260 億円、介護休業給付の中位推定の最大値は 1.8 億円、現状の最大値は 1.7 億円、高年齢雇用継続給付は 227 億円、現状の最大は 153 億円程度である。ただし、これらの値は比率を推定してそこから賃金の予測値、人口の予測値を乗じて求めた結果の値で、シミュレーションによっては変化する。

### 第3章

表 3-18: 高齢雇用継続給付の賃金に対する比率の logit 変換した値の ARIMA 推定: 1996 年 4 月～2012 年 3 月

ARIMA(12, 1, 1)	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6	ar7
季節項なし	-0.2878	0.2353	0.0493	0.1257	0.3188	0.0938	0.0102
s. e.	0.1535	0.1216	0.0743	0.0742	0.081	0.1014	0.0899
	ar8	ar9	ar10	ar11	ar12	ma1	
	0.1856	-0.0674	-0.1038	-0.0394	0.442	-0.3589	
s. e.	0.0821	0.0909	0.0749	0.0735	0.0741	0.1654	
$\sigma^2$	0.001095	log likelihood		375.03	AIC	-722.06	
残差の正規性検定: JB-test, Shapiro-Wilk-test などの p-value= $1. \times 10^{-10}$ 程度から $10^{-4}$ 程度 Skewness= -5.551, Kurtosis=6.9155							

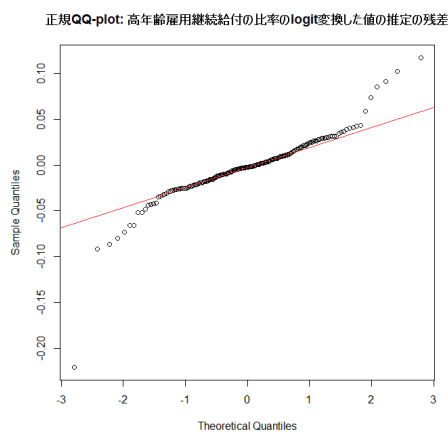
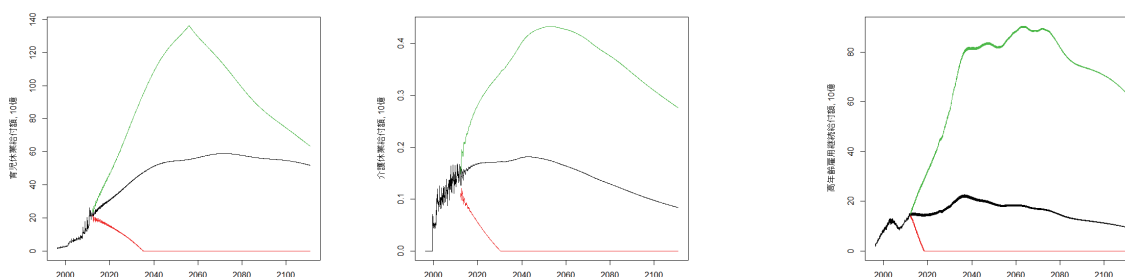


図 3-31: 正規 QQ-plot: 高齢雇用継続給付の賃金に対する比を logit 変換した推定の残差



育児休業給付

介護休業給付

高齢雇用継続給付

注: 山ができるのは人口が減少する影響であろう。

図 3-32: 育児休業給付・介護休業給付・高齢雇用継続給付の予測値

就職促進給付，教育訓練給付，高年齢求職者給付，短期雇用特例求職者給付，日雇労働求職者給付については，対数値をARIMA-Kalman-filterによる推定・予測を行っている。

就職促進給付の対数値の単位根検定は，

Dickey-Fuller=-1.8317, Truncation lag parameter=4, p-Value=0.6466

となり，単位根が含まれている可能性が高い。これに対応してAICはARIMA推定も和分の1次過程を入れたARIMA(12, 1, 0)が最小になった。季節項はAR(1)である。

表 3-19: 就職促進給付の対数についての時系列推定: 1996年4月～2012年3月

log(就職促進)	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6	ar7
ARIMA(12, 1, 0)	-0.4213	-0.1657	-0.2856	-0.3749	-0.1668	-0.0645	-0.0499
s. e.	0.2375	0.2784	0.2499	0.256	0.2814	0.2523	0.2081
Seasonal AR(1)	ar8	ar9	ar10	ar11	ar12	sar1	
	-0.129	-0.1415	-0.025	-0.1711	0.4133	0.753	
s. e.	0.1722	0.162	0.1571	0.1293	0.1368	0.2323	
$\sigma^2$	0.02003	log likelihood		98.36	AIC	-168.72	
残差の正規性の検定：p-Value は $10^{-7}$ 以下とかなり小さい値になっている。Skewness=9.709830, Kurtosis=8.647023							

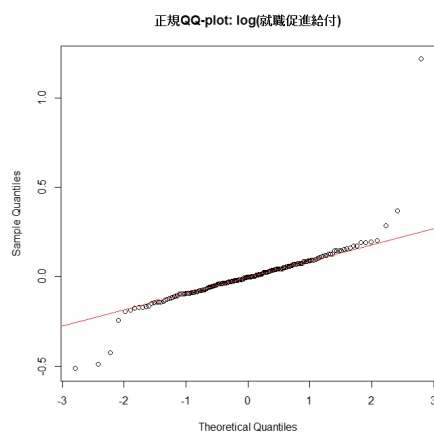


図 3-33: 正規 QQ-plot log(就職促進給付)の推定の残差

正規性の検定結果は厳しいものだが，正規 QQ-plot を見ると直線はずれている観察点は6点程度である。

教育訓練給付についても同様に，単位根検定を調べると

Dickey-Fuller=-2.5045, Truncation lag parameter=4, p-Value=0.365

### 第3章

単位根が含まれている可能性が高い。ARIMA の和分次数も 1 次で ARIMA (12, 1, 1) が最も AIC の小さくなる組み合わせであった。季節項は ARIMA (1, 1, 0) で季節項にも和分がある。残差には単位根はほぼ含まれないが (Dickey-Fuller 統計量が -9.36), 正規性は微妙な検定結果となっている。これも正規 QQ-plot を示すと特に 2 つの値が異常な点で出現していてこれが直線からはずれる原因になっているようである。

表 3-20: 教育訓練給付についての時系列推定: 1999 年 3 月～2012 年 3 月

log(教育訓練)	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6	ar7
ARIMA (12, 1, 1)	-0.1866	-0.1809	-0.1381	-0.1983	-0.0714	-0.1349	-0.1139
s. e.	0.1035	0.0901	0.0959	0.0891	0.0952	0.0844	0.0904
Seasonal	ar8	ar9	ar10	ar11	ar12	ma1	sar1
ARIMA (1, 1, 0)	-0.0751	-0.1192	-0.162	-0.0833	0.7515	-1	-0.0708
s. e.	0.0892	0.0894	0.0888	0.0936	0.0839	0.0648	0.1513
$\sigma^2$	0.0137	log likelihood		49.59	AIC	-69.18	
残差の正規性の検定: p-Value は 0.259 から $10^{-5}$ となっている。Skewness=-3.3085, Kurtosis=4.3432							

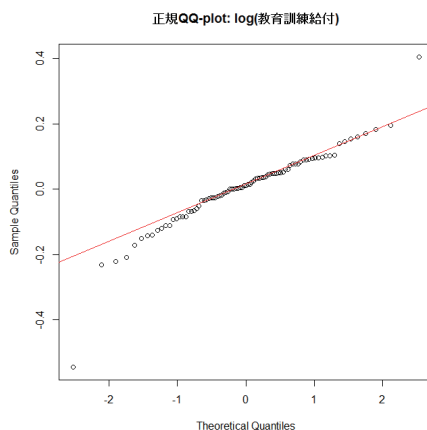


図 3-34: 正規 QQ-plot log(教育訓練給付)の推定の残差

高年齢求職者給付 (の対数) の単位根検定はつぎのようになる。

Dickey-Fuller = -6.8812, Truncation lag parameter = 4, p-value = 0.01

単位根は含まれていないと想定できる。ARIMA でも AR(12) がもっとも AIC が小さくなり、季節項も単純な無相関の誤差であることが示唆される。

残差の単位根検定 Dickey-Fuller 検定量 (-14.73) から残差には単位根はないと考えてよい。正規性の検定は微妙な値である。正規 QQ-plot を見ると図 3-35 のようになる。この図からも直

線をわずかにずれている点が多いことがわかる。対称性からすると値の小さい側に広がりがなく、値の大きい方にはずれた値が正規分布より多く発生している。わずかなずれであるが、修正は今後の課題である。

表 3-21: 高齢求職者給付の対数の時系列分析: 1996年4月から2012年3月

ARIMA(12, 0, 0)	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6
季節項なし	-0.0802	-0.1201	-0.0742	-0.1148	-0.087	-0.0942
s. e.	0.0379	0.0378	0.0381	0.0379	0.038	0.036
	ar7	ar8	ar9	ar10	ar11	ar12
	-0.0924	-0.1106	-0.0859	-0.1074	-0.0983	0.8354
s. e.	0.0375	0.0376	0.0377	0.0376	0.0375	0.0369
$\sigma^2$	0.0157	log likelihood		113.31	AIC	-200.62
正規性の検定統計の p-Value は, 0.06 から $10^{-8}$ の範囲である.						
Skewness=-1.0168, Kurtosis=6.1765						

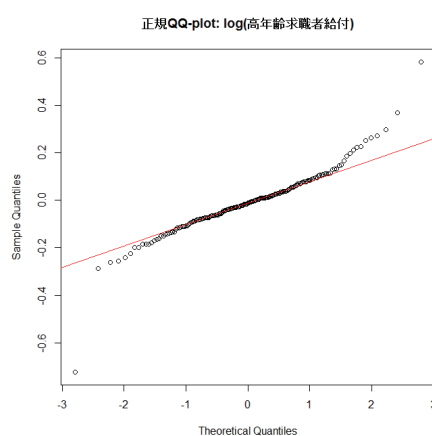


図 3-35: 正規 QQ-plot: 高齢求職者給付の対数の推定の残差

短期雇用特例求職者給付については、その対数の単位根検定の結果は、

Dickey-Fuller=-6.1528, Truncation lag parameter=4, p-Value=0.01

という結果であるので、単位根は含まれていないと仮定できる。実際に AIC で ARIMA の次数を決めると、ARIMA(8, 1, 1)、季節項が ARIMA(1, 0, 1)となった。

残差には単位根は含まれていないと想定できる (Dickey-Fuller = -20.5174)。正規性の検定については、ほぼ正規分布していると仮定してよいことがわかる。念のため正規 QQ-plot を描くと図 3-36 のようになる。マイナスにずれている方にやや正規分布よりも厚みがある分布であ

### 第3章

るが、ほぼ直線状に並んでいるといえる。

表 3-22: 短期雇用特例求職者給付の対数の時系列分析：1996年4月～2012年3月

log(短期)	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6
ARIMA(8, 0, 1)	1.1379	-1.29	0.4608	-0.387	0.1726	-0.8782
s. e.	0.0455	0.087	0.1237	0.1241	0.1125	0.0978
Seasonal	ar7	ar8	ma1	sar1	smal	
ARIMA(01, 1)	0.7969	-0.8469	-0.4935	-0.5409	-0.4935	
s. e.	0.0688	0.0375	0.0627	0.0858	0.0627	
$\sigma^2$	0.0553	log likelihood		-4.06	AIC	32.12
正規性の検定統計量の p-Value は、0.07 から 0.68 にある。 Skewness=1.715, Kurtosis=-0.724						

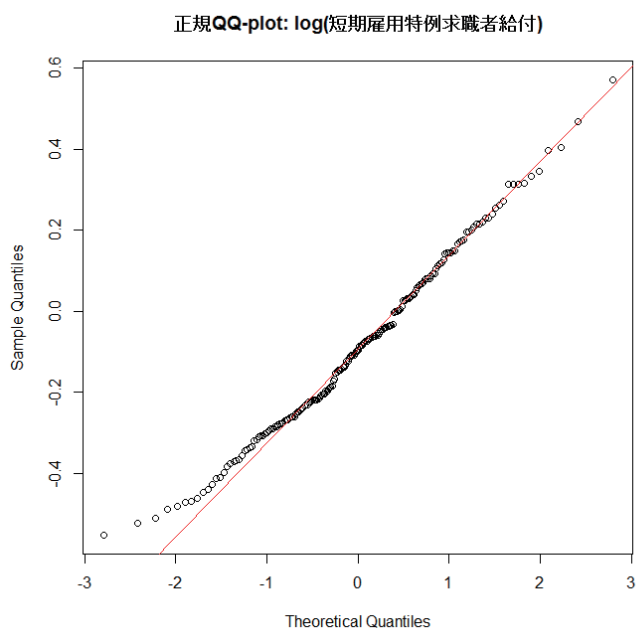


図 3-36: 正規 QQ-plot log(短期特例求職者給付)の推定の残差

最後に日雇労働求職者給付の対数について検討する。単位根検定の結果は、

Dickey-Fuller=-15.6047, Truncation lag parameter=4, p-Value=0.01

これより単位根は含まれないと仮定することができる。AIC によって ARIMA の次数をきめると ARIMA(8, 0, 1)が選ばれる。さらに季節項の ARIMA は ARIMA(1, 1, 2)となる。

残差には単位根が含まれているとはいえない。Dickey-Fuller=-14.78 だからである。正規性の検定の結果は、正規分布であるという仮説を棄却できないので、正規分布と仮定して問題ない。

確認のため正規 QQ-plot を描いたのが次の図 3-37 である。形状は先の短期特例求職者給付の場合と非常に似ている。ほぼ直線状に乗っているといえる。

表 3-23: log(日雇労働求職者給付)の時系列分析：1996年4月～2012年3月

ln(日雇)	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	ar6	ar7
ARIMA(8, 0, 1)	0.1404	-0.7532	0.4732	0.0669	0.3859	0.203	0.0454
s. e.	0.1013	0.0928	0.1291	0.1373	0.1026	0.1092	0.0811
Seasonal	ar8	ma1	sar1	sma1	sma2		
ARIMA(1, 1, 2)	0.3812	-0.9504	-0.7357	0.0571	0.9999		
s. e.	0.0729	0.0329	0.0829	0.0399	0.0383		
$\sigma^2$	0.008139	log likelihood		180.6	AIC	-335.2	
正規性の検定の p-Value は, 0.46 から 0.69 である。 Skewness=1.0496, Kurtosis=-0.0448							

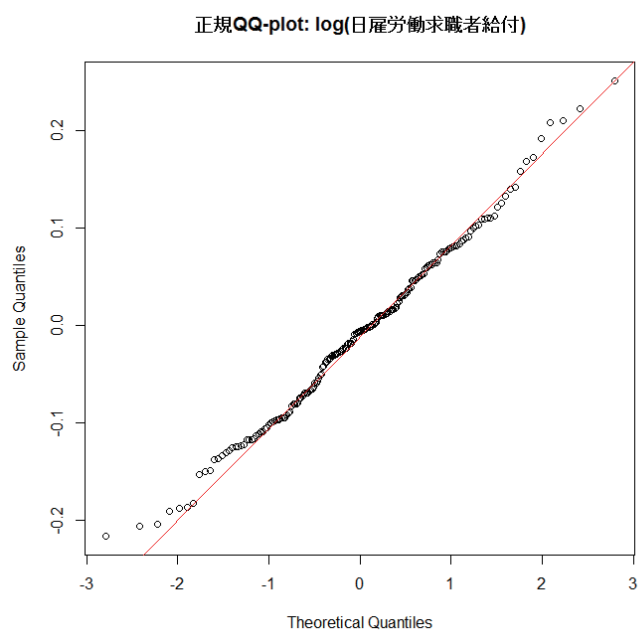


図 3-37: 正規 QQ-plot log(日雇労働求職者給付)の推定の残差

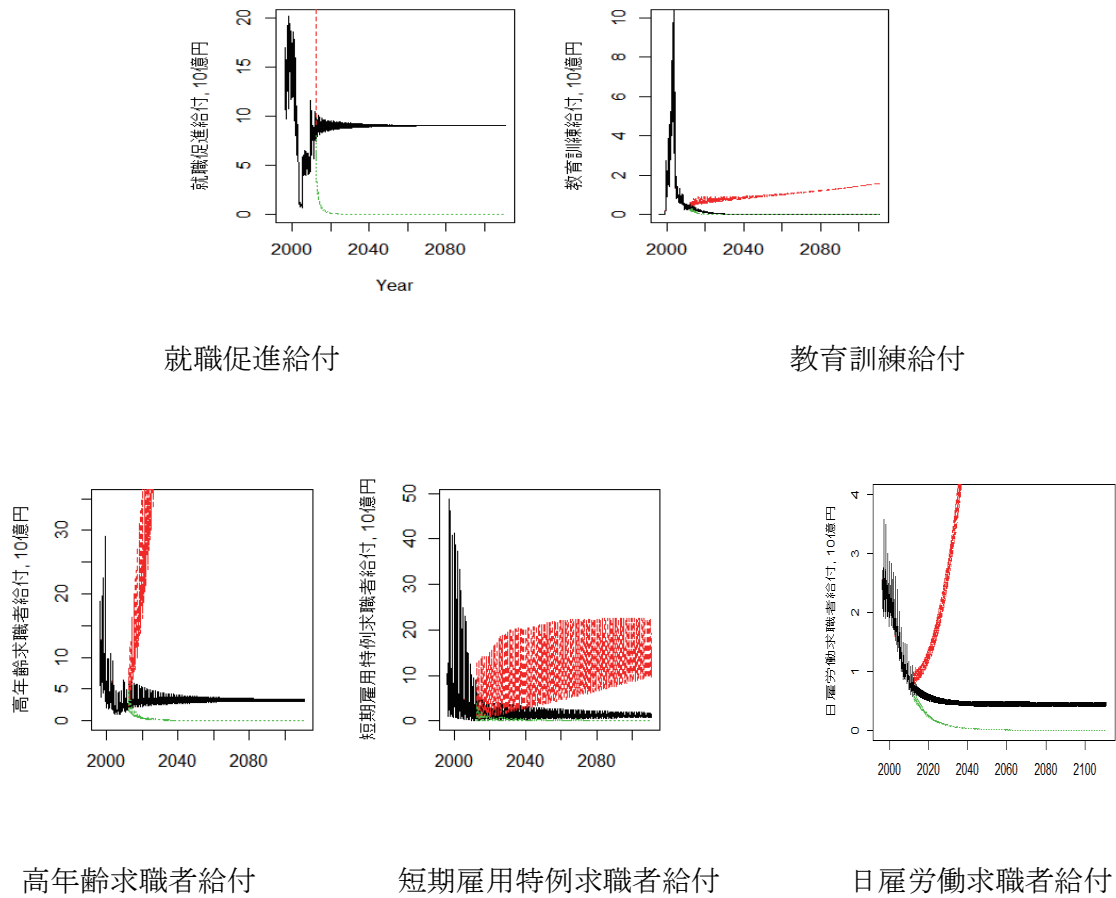


図 3-38: 各給付の実現値と将来予測値

注：シミュレーションには黒線の値を利用している。赤と緑は95%信頼区間の信頼限界である。

以上の推計結果から、将来の値を予測したのが、図 3-38 である。95%信頼区間の上限値と下限値も記載しているが、実際にシミュレーションに利用したのは期待値の中央の予測値である。図 3-32 の予測値と比較して上限値で発散傾向にあるものが見られる。就職促進給付、高年齢求職者給付、日雇労働求職者給付である。係数はすべて収束する結果で推定されているが、誤差の推定を加えた場合に発散する傾向が表れると考えられる。この推定も他の推定と同じ ARIMA-Kalman-filter による推定を行っている。季節項の AR や MA が誤差を加えると 1 を超えるものが見られる。たしかに就職促進給付には和分があるのでドリフトの存在で発散傾向が表れる可能性はあるが、高年齢求職者給付や日雇労働求職者給付のように必ずしも和分の存在とは関係ない場合もある。今回のシミュレーションでは問題にならないが、一般求職者給付以外の給付についてもモンテ・カルロ・シミュレーションにとりこむ場合にはより詳細な検討が必要である。



一般求職者給付以外の給付の合計金額は、予測期間で約 824 億円/月が最高額である。観測期間(1996年4月から2012年3月)では、最高額は 664 億円/月となっている。

## 15. その他の支出

給付以外の支出としては主なものに事務経費がある。実績については年度データのみが得られるので、月別に得られる給付関係のデータの合計値と支出額合計の差を給付以外の支出額として内容にかかわらずその他として扱っている。将来の値については、2006~2010年度の各年度の業務取扱費と施設整備費の合計の平均の額を 12 等分した額を、各月の分としている。月あたり 7,611,791,323 円となる。76 億円程度を毎月の支出に加算したものが支出総額として収支を構成することになる。

## 16. 雇用保険料収入額の決定プロセス

### 失業保険料収入の推定

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(徴収法)第 12 条に定められた率で賃金総額に対して比例的に保険料が徴収される。2012 年度は、失業保険等給付分について 10/1000、雇用保険 2 事業にかかわるものは 3.5/1000。雇用保険料で失業保険等給付分については、保険料率と被保険者数と現金給与総額から 10/1000 をかけて計算される。ただし、保険料率は通常は 17.5/1000 であるが、第 12 条の第 5 項によって一般の雇用者については合計の保険料率が一年ごとに 13.5/1000 から 21.5/1000 まで変更される可能性がある。

実際に業務統計データとの整合性をとることは難しい。というのは、被保険者の賃金総額が業務統計データとして得られないこと、被保険者の構成変化で 1 人平均の賃金総額が変わること、農林水産・清酒製造業、建設業で料率が異なること、日雇労働被保険者の扱いが異なることなどがあげられる。業務統計と整合的におこなうためには、被保険者の属性に関する詳細なデータがなければならない。当然のことだが、徴収等法で決められている保険料率  $r_{URate}(t)$  を別の統計から得られる平均の賃金総額  $w(t)$  にかけても保険料収入  $R(t)$  は得られない。これらの理由で被保険者 1 人あたり保険料  $r_{UI}(t) = f(r_{URate}(t), w(t))$  の過去の実績から将来の値を推計した方がよい。保険料収入  $R(t)$  は、被保険者数を  $NI(t)$  とするとつぎの式で定義される。ただし、 $t$  は月単位で測った時間である。

$$R(t) = r_{UI}(t)NI(t) \quad (34)$$

実際には、この式は  $r_{UI}(t)$  の定義式である。

過去の値を代入すると、各月の収入データ  $R(t)$  は大きく変動する。たとえば、制度的に 4 月には保険料収入はないという特徴がある。その一方で、被保険者数  $NI(t)$  の方は、増減に季節性はあるものの比較すると安定している。この場合(34)式で定義される 4 月の事後的な保険料  $r_{UI}(t)$  はゼロとなる。そのかわり 7 月、11 月、翌 2 月に大きな収入が入る構造になっている。こ

### 第3章

うしたデータをもとに保険料 $r_{UI}(t)$ をシミュレーションに利用すると、上に記した政策的に決められる保険料率 $r_{URate}(t)$ との関係が不安定になる。そのため政策的な保険料率と事後的な保険料の間の関係の推計は年度データで行うことにする。保険料徴収のベースとなる賃金所得は、ボーナスを含めた現金給与総額 $w$ である。被保険者の現金給与総額のデータは業務統計からは得られない。そのため厚生労働省「毎月勤労統計調査」の5人以上の事業所の常用労働者1人あたりの現金給与総額 $w$ (月額合計)を使うことにする。これは12節で推定したものである。

$$r_{UI,i} = \beta_0 + \beta_1 \cdot w_i + \beta_2 \cdot r_{URate} \cdot w_i + \epsilon_i \quad (35)$$

ここで $i$ は年度の添え字で $i=1990$ 年度から2011年度となる。 $\epsilon$ は誤差、 $\beta$ は推定したいパラメータである。月別変数との関係は、 $r_{UI,i} = \sum_{t=T_i}^{T_i+11} r_{UI}(t)$ となる。ここで、 $T_i$ は1, 13, 25と増加する。

推計に際して厚生労働省「毎月勤労統計調査」の賃金データについて利用できる期間に制約がある。5人以上事業所のデータを調査しているのは1990年以降である。30人以上事業所のデータならば1970年以降のものが得られる。シミュレーションで利用した推計結果は、よりカバレッジの広い5人以上事業所の1990年度から2011年度の22年の観察データについての推計値である。掲載はしていないが、念のため雇用保険データが最大限に得られる1975年以降の37年のデータを利用した推計も行っている。

表3-24をみると、結果として問題ない推計であるといえる。あえていえば、残差の正規性のテストの結果がまちまちで正規分布という仮説を棄却する場合もあること、Rainbowテストによる特定化誤りの可能性があることである。ただ、PPテストによる残差の単位根検定では、単位根があるという仮説は棄却されている。

図3-39には賃金データを30人以上規模に変更した1970年からのデータによる同じモデルの結果も示している(左の図、推計結果はシミュレーションで使用していないので、省略している)。どちらの図でも実績と推定値が区別しにくい程度によく説明していることがわかる。Rainbow検定は、観察期間を分断して当てはまりの良さを比較するものであるが、保険料に変動の少ない前半と変動の大きい後半では当てはまりの良さに差がでるのは当然といえよう。Harrison-McCabe検定とGoldfeld-Quandt検定で不均一分散が見られるという結果であるが、この結果もRainbow検定と同様の理由によるものと思われる。Harrison-McCabe検定・Goldfeld-Quandt検定もRainbow検定も、観察期間を分断して比較するタイプの検定だからである。

表 3-24: 被保険者 1 人あたり保険料の推定 : 1990 年度～2011 年度

$r_{UI}$	Estimate	Std. Error	HAC	p-Value	
(Intercept)	2487.86	7525.84	8191.42	0.765	
W	0.000097	0.001710	0.001822	0.95806	
$r_{URate} \cdot w$	1.007975	0.026315	0.027627	0.00000	
SE	1129.09	自由度	19		
R <sup>2</sup>	0.98985	Adjusted R <sup>2</sup>	0.98878		
F	926.18	自由度	2/19		
RESET	0.218	(0.81)	Rainbow	5.87	(0.00)
HM	0.15	(0.01)	BP	2.17	(0.34)
GQ	5.42	(0.01)	BG	0.10	(0.75)
DW	1.86	(0.22)	PP	-3.97	(0.02)
Shapiro-Wilk	0.91	(0.05)	Lilliefors	0.19	(0.04)
AD	0.69	(0.06)	SF	0.90	(0.03)
CM	0.11	(0.09)	注( ) 内は p-Value		

HM:Harrison-McCabe, BP: Breusch-Pagan, GQ: Goldfeld-Quandt,  
BG: Breusch-Godfrey, DW: Durbin-Watson, PP: Phillips-Perron,  
AD: Anderson-Darling, SF: Shapiro-Francia, CM: Cramer-von Mises

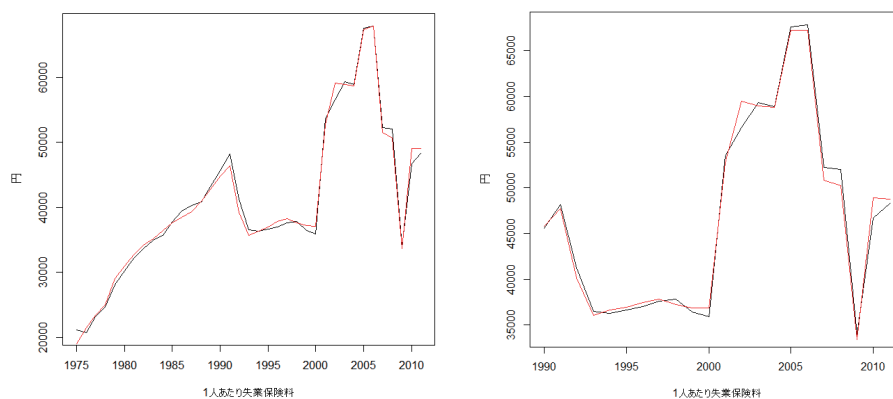


図 3-39: 被保険者 1 人あたり保険料の推定結果, 左は 1970 年からのデータ

年度ベースの被保険者 1 人あたり保険料収入を得るには、政策的に決められた保険料率  $r_{URate}(t)$ 、現金給与総額の年額  $w_i$  の将来推計値が必要である。保険料率  $r_{URate}(t)$  は、シミュレーションで変更される。現金給与総額の年額  $w_i$  については、現金給与総額の月額を年度で積み上

### 第3章

げるか、年間の額を12か月に配分する必要がある。現金給与総額の月額がきまって支給される給与の月額と同時に12節で解説している。その推定については、残差の分布が正規分布していない点で、予測値よりもより大きくはずれた値に実現する可能性が高いことを示している。予測の精度を上げるには改善が必要である。さらに、被保険者数 $NI(t)$ の値を決めておく必要がある。被保険者数も7節で解説しているとおり、月別の値である。そこで、1年分の1人あたりの保険料収入が計算される(35)式を、月平均の値として、 $1/12$ を乗じる。これに月別の現金給与総額 $w_M(t)$ を使って、月別の1人あたりの保険料収入 $r_{UI}(t)$ を計算する。 $r_{UI}(t)$ と月別の被保険者数 $NI(t)$ を(34)式に代入して、月別の保険料収入総額 $R(t)$ を求める。すなわち、月別の1人あたりの保険料収入の予測値 $\widehat{r}_{UI}(t)$ は、月別の現金給与総額 $w_M(t)$ を使って(36)式のように推定できる。

$$\widehat{r}_{UI}(t) = \left(\frac{\widehat{\beta}_0}{12}\right) + \widehat{\beta}_1 \cdot w_M(t) + \widehat{\beta}_2 \cdot r_{URate} \cdot w_M(t) \quad (36)$$

これに月別の被保険者数 $NI(t)$ を乗ずると、月別の保険料収入総額 $R(t)$ の一時的な推定値 $\widehat{R}(t)$ が求められる。

$$\widehat{R}(t) = \widehat{r}_{UI}(t)NI(t) \quad (37)$$

ところが、この推定値は、年度別データの推計を行う必要性を述べた理由と同じで「雇用保険業務統計」で得られる月別の保険料収入の値とは全く異なる。そのため、これを年度別に集計したのちに、再配分するという手続きをとる。

$$\widehat{R}_i = \sum_{t=T_i}^{T_i+11} \widehat{R}(t), \quad T_i = T_{i-1} + 12, \quad T_1 = 1, \quad (i = 1, \dots, n) \quad (38)$$

ここで $n$ は年数、 $T_i$ は $i$ 年目の月数を示す。 $\widehat{R}_i$ は $i$ 年の保険料収入の総額の予測値である。この推計値は、観察データが得られる過去の月別の保険料収入の値 $R(t)$ を集計した $R_i = \sum_{t=T_i}^{T_i+11} R(t)$ と比べられる値である。この $R_i$ または $\widehat{R}_i$ を月別の配分係数によって毎年配分することを考える。

過去のデータ $R(t)$ が得られる $R_i$ については、配分係数を

$$\delta_{UI}(t) = \frac{R(t)}{R_i} \quad (39)$$

とすることができる。

ここで問題がある。失業保険料のみの収入データは年度別にしか得られない。月別の保険料収入のデータとしては、2事業に関する保険料 $Rev(t)$ と合計の収入データのみが得られる。そのため、実際には2事業を含む月別の配分係数を用いて配分している。

$$\delta(t) = \frac{R(t)+Rev(t)}{R_i+Rev_i}, \quad Rev_i = \sum_{t=T_i}^{T_i+11} Rev(t) \quad (40)$$

$\delta(t)$ は定義によって、

$$1 = \sum_{t=T_i}^{T_i+11} \delta(t) \quad (41)$$

が成立する。利用した配分係数 $\delta(t)$ は、望ましい配分係数 $\delta_{UI}(t)$ とのズレもあるが、そのズレは

一年間を合計すると解消するので大きな問題とはならないだろう。

将来の月別の配分係数については、直近の過去3年間(2009, 2010, 2011年度)の月別収入のパターンが継続するものと仮定している。この3年間の月別に合計した保険料収入を3年分の保険料収入を合計した値で割って配分係数を得ている。

$$\hat{\delta}(t) = \frac{\sum_{i=T_n-2}^{T_n} \{R(t+i) + Rev(t+i)\}}{\sum_{i=n-2}^n (R_i + Rev_i)}, \quad t = 1, 2, \dots, 12 \quad (42)$$

$\hat{\delta}(t)$ は予測する将来の月  $t$  についての月別の配分係数の値である。これを毎年、繰り返し利用することになる。実際の値は、図3-40のようになる。

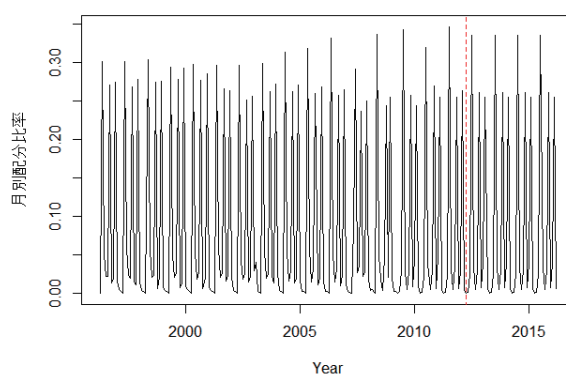


図3-40: 月別保険料収入の配分係数, 点線から右側は推定値

### 国庫負担による収入の推定

決めなければならない収入額としては、このほかに国庫負担(雇用保険法第66条)がある。雇用保険法のルールでは、求職者給付の支給額が一般徴収額の3/4を超えた場合に行われる(求職者給付の総額の1/3まで)。国庫負担金 $D_{NT}(t)$ については、一般求職者給付 $B(t) \cdot NB(t)$ の $1/4 \times 550/1000$ 、育児休業給付 $V_{Baby}(t)$ ・介護休業給付 $V_{Care}(t)$ については、 $1/8 \times 550/1000$ 、日雇労働求職者給付 $V_{UBDW}(t)$ には $1/3 \times 550/1000$ 、特例一時金(短期雇用特例被保険者の給付金) $V_{SSE}(t)$ については $1/4 \times 550/1000$ を乗じたものを計算して収入に組み入れている。広域延長給付・職業訓練受講給付の国庫負担については過去には与えているが、将来についてはゼロ、特例一時金については観測期間内にデータないのでゼロとしている。以上より、国庫負担金 $D_{NT}(t)$ の推定は、つぎの式による。

$$\begin{aligned} D_{NT}(t) = & \frac{1}{4} \times \frac{550}{1000} B(t) \cdot NB(t) + \frac{1}{8} \times \frac{550}{1000} (V_{Baby}(t) + V_{Care}(t)) \\ & + \frac{1}{3} \times \frac{550}{1000} V_{UBDW}(t) + \frac{1}{4} \times \frac{550}{1000} V_{SSE}(t) \end{aligned} \quad (43)$$

### 第3章

これらの係数を用いても、過去の国庫負担金と厳密に一致するとは限らない。過去の国庫負担金については、統計データとして得られるものを、次の式で得られた計算上のものの月別配分比率を使って配分している。3月末に一括計上する場合との差はそれほど大きくない(図 3-41 参照)。

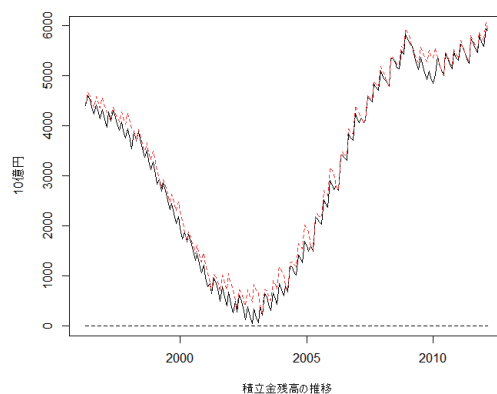


図 3-41: 過去の積立金残高：国庫負担金の配分の違いによる差

#### 運用収入の計算

運用収入 $\pi(t)$ は、積立金残高を財政融資預託金として運用することで得られる利子収入である。この利子率は、預託金残高に対する比率として 2003 年度から 2010 年度まで 0.18% (2005 年度) から 1.41% (2009 年度) まで変動している。将来の値については、5 年間の平均がほぼ 1% に近いことから、年率 1% で運用すると想定している。現実には、預託金も一括して同一の利率が適用されるわけではない。過去の値については、保険料収入と国庫負担の合計額と、収入の合計額の差として扱っている。このなかには上記のような運用収入以外のものが含まれるかもしれない。いずれにしても、3月に残差として計上して、年度末の積立金残高が統計データと一致するようにしている。将来の値には、前年度の 3 月末の積立金残高に 1% をかけたものを、その年度の運用収入として考える。収入の計上のしかたはいろいろありうるが、1/12 をして毎月割り振っている。

#### 17. 積立金残高の計算

これまでの節で支出側に関する定義・推定と収入側に関する定義・推定を解説してきたが、これらにもとづけば収支を計算して積立金残高の推移を表すことができる。7 節までは被保険者数  $NI(t)$  の推定、11 節までは、受給者実人員  $NB(t)$  の推定について解説した。12 節から 15 節までが支出総額  $E(t)$  の支出項目別の推定、16 節が収入の推定である。

支出項目を示すとつぎのようになる。

$$E(t) = B(t) \cdot NB(t) + V_{UBO}(t) + V_{SSE}(t) + V_{UBDW}(t) + V_{PR}(t) + V_{TR}(t) \\ + V_{Elder}(t) + V_{Baby}(t) + V_{Care}(t) \quad (44)$$

ここで記号はつぎのとおりである。  $V_{UBO}(t)$  : 高年齢求職者給付金,  $V_{SSE}(t)$  : 短期雇用特例被保険者の給付金,  $V_{UBDW}(t)$  : 日雇労働求職者給付金,  $V_{PR}(t)$  : 就職促進給付金,  $V_{TR}(t)$  : 教育訓練給付金,  $V_{Elder}(t)$  : 高年齢雇用継続給付金,  $V_{Baby}(t)$  : 育児休業給付金,  $V_{Care}(t)$  : 介護休業給付金。

収入は、失業保険料収入(34)式と国庫負担金(43)式、それに運用利益 $\pi(t)$ である。

$$I(t) = R(t) + D_{NT}(t) + \pi(t) \quad (45)$$

第  $t$  月の収支バランスは、次式で計算する。

$$\Delta(t) = I(t) - E(t) \quad (46)$$

前月の積立金残高を $S(t-1)$ とすると、今月の積立金残高は、収支バランスを加えればよい。

$$S(t) = S(t-1) + \Delta(t) \quad (47)$$

過去のデータについて(47)式を表示したものが、16節の図3-41である。過去にも残高が非常に少なくなっている時期が観察されている。

## 18. シミュレーションの設定

シミュレーションの前提として設定しなければならないことは、これまで解説してきた外生変数のセットである。結果に大きく影響を与える可能性のある変数を大別すると、被保険者数を決めてくる外生変数と、受給者実人員数を決めてくる外生変数、給付額を決めてくる外生変数、保険料率を決めてくる外生変数がある。このうち、被保険者数を決めてくる変数には、人口推計、労働力率推計、雇用者比率の推計、被保険者比率の推計、および保険料率が含まれている。最近のトレンドを反映して、被保険者数は雇用者数に近づいていく傾向があり、労働力率も高齢化で低下する反面、女性の参加が進む傾向があることから、究極的には人口推計が大きな因子となる。

受給者実人員数を決めてくる因子で大きなものは、離職率である。いったん離職した人がどこまで雇用保険の対象として残存するかは、モンテ・カルロ・シミュレーションで得られた確率で計算している。したがって、離職率のパターンで大きな流れが決まり、これに応じて受給者実人員数の分布によって保険給付のリスクが決まってくるという流れになっている。

収入側の変数として、もっとも重要なのが政策的に決定できる保険料率である。これは被保険者数にも影響するが、その被保険者数の推移は雇用者数に収束するであろうトレンドと、保険料率とその母体となる賃金率である。賃金率が高ければ、保険料収入も増えるが、その一方で給付額も増える。同様に、被保険者数が増えれば、保険料収入も増えるが、この値に離職率をかけるので、少し遅れて受給者実人員数が増え支出も増加する。このようなしくみを組み込んだシミュレーションとなっている。

### 第3章

まとめると、外生変数セットとして大きな影響があるのは、人口と、離職率と、保険料率ということになる。このうち、保険料率は政策的にコントロールできるものと考えられる。人口は、国立社会保障人口問題研究所の推計では、最も人口が多くなる推計でも、最も人口が少なくなる推計でも、かなりの程度の減少トレンドが予測されている。人口は、ほぼ20年先の出生数を決める0歳児の人口もすでに決められているため、数十年の間はかなり確実に予測できる変数といわれている。したがって、このシミュレーションで利用した中位推計のほかは、あまり操作する必要性はないと思われる。ためしに高位推計と低位推計で実験してみたが、被保険者数を全体的に上げたり下げたりするだけであるので、積立金残高の方向性が逆転するような現象は観察されていない。

以上のことから、ここで注意していくつかの場合について検討した方がよいと考えられる外生変数は、離職率と保険料率ということになる。もちろん、一般求職者給付以外の給付が上昇傾向で発散するものを考えたりすると、結果は変わってくる可能性もあるが、ここでの関心はもっぱら一般求職者給付の失業保険給付とこれに応じた保険料収入ということになる。

#### 保険料収入の設定

その他の事業（農林水産、清酒製造、建設）については産業別のデータを利用していないので、一般の事業で代表させている。そのため被保険者1人あたり保険料（過去のデータを使って）を推定している。以下同様の方法をとっている。

- 保険料固定ケース1

一般の事業の現行の保険料を継続するパターン：労働者負担の失業等給付の保険料率5/1000と事業主負担の失業等給付の保険料率5/1000が継続する。徴収法第12条第5項で規定されている弾力条項の下限10/1000に相当するもの。シミュレーションには関係ないが、2事業にかかわる保険料率は3.5/1000のままで、雇用保険の保険料率は13.5/1000とする。

- 保険料固定ケース2

一般の事業の保険料が中位ケースに戻って継続するパターン：2013年4月から失業等給付の保険料率14/1000が継続する。徴収法第12条第4項に規定された値17.5/1000（うち3.5/1000は2事業にかかわるもの）に相当する場合。

- 保険料固定ケース3

一般の事業の保険料が徴収法第12条第5項で規定された上限（2事業を含めた場合21.5/1000）が継続するパターン：2013年4月から失業等給付の保険料率18/1000が継続する。

徴収法第12条第5項に定められた「厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除



く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。)については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで)の範囲内において変更することができる。」という弾力条項に応じて、積立金Pと失業等給付額等Qの残高に応じて1年間に限り次々年度の保険料率を調整するシミュレーションも試みた。

- 保険料変動ケース A

この場合は、2種類の調整を考える。

1. P/Qが2を超えていれば、次の年の4月から次の次の年の3月まで(次々年度)の料率を10/1000とする。
2. P/Qが2以下であれば、次の年の4月から次の次の年の3月まで(次々年度)の料率を14/1000とする。

- 保険料変動ケース B

この場合は、3種類の調整を考える。

1. P/Qが2を超えていれば、次の年の4月から次の次の年の3月まで(次々年度)の料率を10/1000とする。
2. P/Qが1以上2以下であれば、次の年の4月から次の次の年の3月まで(次々年度)の料率を14/1000とする。
3. P/Qが1未満であれば、次の年の4月から次の次の年の3月まで(次々年度)の料率を18/1000とする。

### 離職率(被保険者の資格喪失確率)の設定

これは、離職率を推計した8節の推計値にもとづいて設定している。

- 中位ケース：予測値をそのまま利用する。

平均離職率が、1.4%程度で振動している場合となる。

- 高位ケース：予測値の95%信頼区間の上限の値を利用する。

平均離職率が、1.5%周辺で振動してから3.0%まで上昇していく場合となる。

- 低位ケース：予測値の95%信頼区間の下限の値を利用する。

平均離職率が、1.0%周辺で振動してから0.68%まで低下していく場合となる。

これらいずれのパターンも、ARIMA-Kalman filterによる予測の結果である。構造的な変化が

### 第3章

なく、誤差の分布が正規分布であるならば、この高位ケースと低位ケースの間に含まれる可能性が、95%であるということになる。

#### 19. モンテ・カルロ・シミュレーションの結果

すべてのパターンについて行うことは無駄なので、シミュレーションの結果の様子から一部を抜きだして表示している。離職率が現状とほぼ変わらない中位ケースで、保険料率がどの程度で推移すれば破綻を防げるのかが、とりあえずの関心となるだろう。

各パターンを1000回のシミュレーションをおこなって、その結果どの程度の割合で積立金がマイナスになるか、あるいは過年度の失業保険等給付等の額を下回るかなどの比率も計算している。

#### 保険料固定ケース1・離職率中位ケース

現状の失業等給付に関する保険料率が10/1000が永続するパターンで、離職率は1.4%程度で振動している場合、これを離職率が中位ケースとよぶことにする。基本的には現状維持の離職率である。

はじめに離職率が中位のケースの結果を示すので、この場合の基本受給率とよばれている被保険者に対する受給者実人員比率がどのように推移するかを表示する。正確にはつぎの値である。

$$\text{基本受給率} = \text{受給者実人員} / (\text{被保険者数} + \text{受給者実人員})$$

保険料率が変更されると被保険者数もわずかに値が変化するが、結果として大きな違いはなかった。

図3-42は、離職率が中位の場合の基本受給率の変動である。シミュレーション期間は、2012年4月から2110年12月までである。このうち遠い将来については、興味のある場合についてのみ表示することにし、通常は2035年3月まで表示することにする。

離職率が1.4%の周囲で安定的に推移しているので、受給者実人員も被保険者数に対する比率としては安定的に変動している。とはいっても、下限は0.01程度で上限は0.025である。ただし、全国延長の発動となる4%に達するケースはなかった。

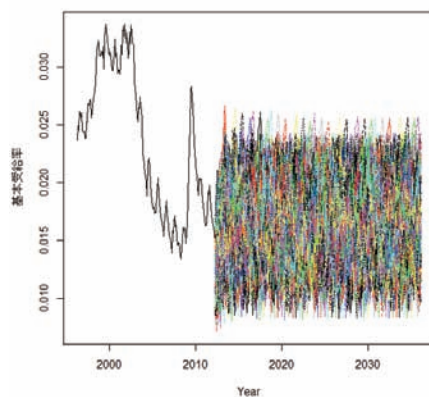


図 3-42: 基本受給率の変動 : 1996 年 4 月～2035 年 3 月, 離職率は 1.4%前後

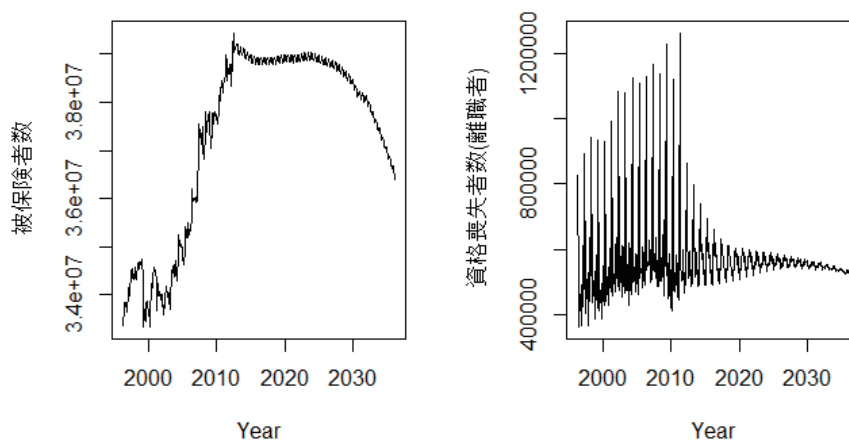


図 3-43: 被保険者数と資格喪失者数の推移

図 3-43 は、人口に応じて決まってくる被保険者数と中位ケースの離職率を乗じた資格喪失者数の推移を描いたものである。被保険者数は、2030 年以降急速に減少するが、これは雇用者数・労働力人口・生産年齢人口の減少によるものである。これに比較して資格喪失者数の人数の変動は小さく見えるが、被保険者数の単位と資格喪失者数の単位をみればわかるようにほぼ比例して低下していることがわかる。被保険者数の 2000 年以降の増加が急速で、これに対して 2010 年までの資格喪失者数は季節変動が大きいもののほぼ一定にとどまっているという傾向が際立っている。

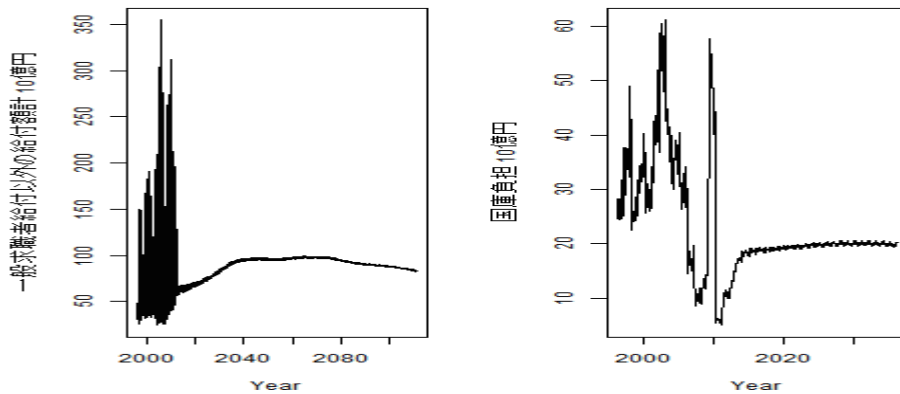


図 3-44: 一般求職者給付以外の給付額・月額 (左) と国庫負担の額・月額 (右)

図 3-44 は、一般求職者給付以外の給付額の推移と、国庫負担の額の推移である。一般求職者以外の給付額の合計額は、過去には月別の就職促進給付で上下振動が大きかったが、予測としては緩やかに上昇している。これは高齢人口の増加や、育児休業給付の増加などトレンドがまだ落ち着いていないためである。2040 年以降はこの金額は安定する。これに対して、国庫負担の金額（これは 1000 回のシミュレーションの平均値を描いたものである）はほぼ一定となっている。一般求職者給付の絶対額が安定していることが大きな原因と考えられる。実際には、国庫負担の金額は一般求職者給付の額が変動するので、それにもよって変動するが、図示しているのはシミュレーション平均であるので安定している。

図 3-45 は、一般求職者給付額の推移のモンテ・カルロ・シミュレーションである。被保険者数が漸減していくと同時に、受給者実人員も減っていくため、一般求職者給付額も減少傾向に見られる。

図 3-46 は、被保険者保険料総額である。この月別の値を見ると保険料収入の額の単位が非常に大きいので、収入が支出を上回っているように見えるが、それは間違いである。先にも繰り返し述べたように、保険料徴収の月別の変動は非常に大きい。4 月にはゼロとなるので、その反動があるため縦の線がふれて見えるのである。この徴収額の平均を 2012 年 4 月から 2035 年 3 月までとると月平均で 1360 億程度である。図 3-44(左)と図 3-45 の支出、図 3-44(右)の国庫負担と図 3-46 の保険料収入この兼ね合いで、積立金残高が決まってくる。この様子は次の図 3-47 に描かれている。

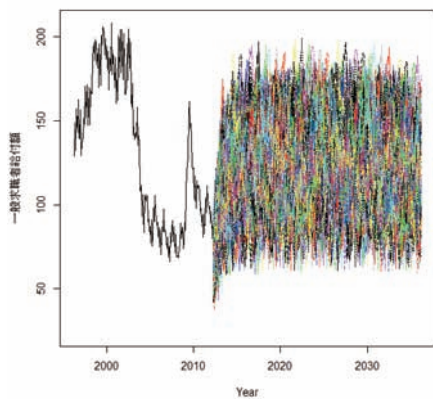


図 3-45: 一般求職者給付額の推移

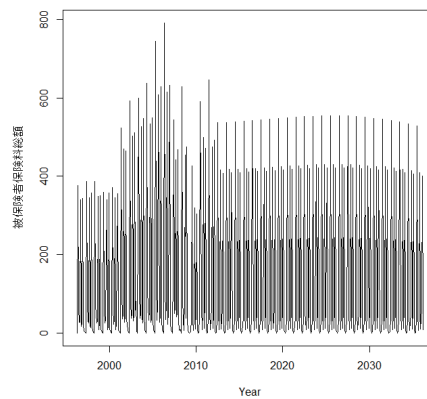


図 3-46: 被保険者保険料総額

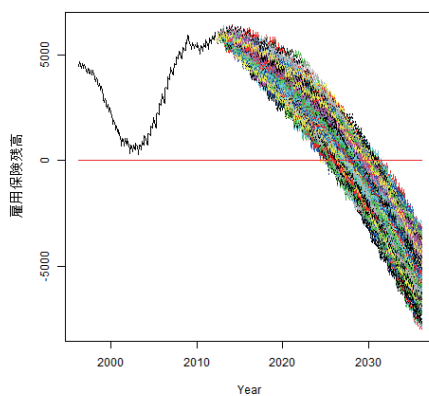


図 3-47: 積立金残高のモンテ・カルロ・シミュレーション, 保険料率 10/1000・離職率 1.4%

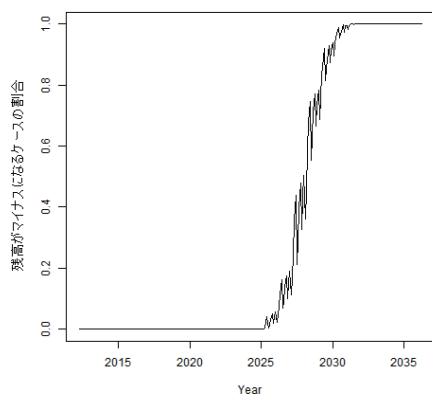


図 3-48: 積立金がマイナスになる確率

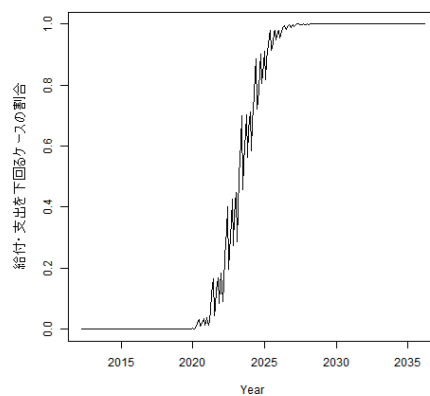


図 3-49: 積立金が給付額を下回る確率

### 第3章

表 3-25: 保険料率が現状 10/1000 で離職率が中位 1.4%程度のシミュレーションの平均値

年度合計の額のため、図の月額と比較する場合には注意: 1000 回のシミュレーションの平均値, 単位 10 億円

年度末	積立金	一般求職者給付額	その他給付額	その他支出	保険料収入	国庫負担	運用収入
2015	5,163.4	1,438.8	679.6	91.3	1,607.7	224.4	52.1
2020	3,336.1	1,469.7	735.0	91.3	1,635.9	232.4	34.3
2025	1,105.4	1,481.1	815.7	91.3	1,649.6	238.4	12.6
2026	598.6	1,482.0	830.6	91.3	1,649.9	239.5	7.7
2027	65.1	1,481.3	852.3	91.3	1,648.6	240.4	2.5
2028	-496.3	1,479.9	873.4	91.3	1,645.1	241.1	-2.9
2029	-1,080.3	1,471.5	893.4	91.3	1,639.9	240.9	-8.6
2030	-1,697.1	1,467.8	915.6	91.3	1,631.2	241.3	-14.5
2031	-2,343.7	1,462.4	940.4	91.3	1,627.0	241.4	-20.8
2032	-3,020.0	1,455.5	960.4	91.3	1,617.1	241.3	-27.4
2033	-3,727.0	1,443.1	981.7	91.3	1,603.1	240.4	-34.3
2034	-4,462.3	1,429.5	1,000.4	91.3	1,588.1	239.3	-41.4
2035	-5,224.6	1,416.0	1,015.6	91.3	1,571.4	238.1	-48.9

注) 2011 年の運用収入は残差。2011 年度の収支は実績だが暫定値による。以下同じ。

保険料率が現状のままで 10/1000 であり、離職率も現状のままで 1.4%程度であると、シミュレーションの示すところでは、2020 年代後半から残高不足が明らかになり、2028 年度以降は積立金残高がマイナスになる。積立金残高がマイナスになる構成比を図示したものが、図 3-48 である。2025 年から 2035 年の 10 年間で、積立金はプラスからマイナスに一気に移行することがわかる。その傾向は、図 3-49 の積立金残高がその年の失業等給付等の合計額を下回る確率をみると、5 年程度前からその兆候が現れることがわかる。2025 年にはほとんどのケースで積立金が給付額を下回るが、その 5 年後の 2030 年には積立金残高はマイナスになる。

表 3-25 は年度ごとのデータを集計したものである。積立金、一般求職者給付額などの値は 1000 回のシミュレーションの平均値である。2028 年には平均値で積立金がマイナスになっている。運用収入は、単純に積立金残高に利回りを乗じて求めているので、残高がマイナスになるとマイナスになる。平均値がプラスでもマイナスになっているケースがあるので、運用収入が積立金残高の 1%になるとは限らない。

#### 保険料固定ケース 2・離職率中位ケース

現状の失業等給付に関する保険料率が 14/1000 で永続するパターン、離職率は 1.4%程度で振動している場合。

離職率は保険料固定ケース1と同じなので、基本受給率などの傾向はほぼ同じである。被保険者数と資格喪失者数の推移の傾向も同じであるが、よりシミュレーションの期間を延ばして2110年までのグラフを描くと、系列の収束状況がわかる。

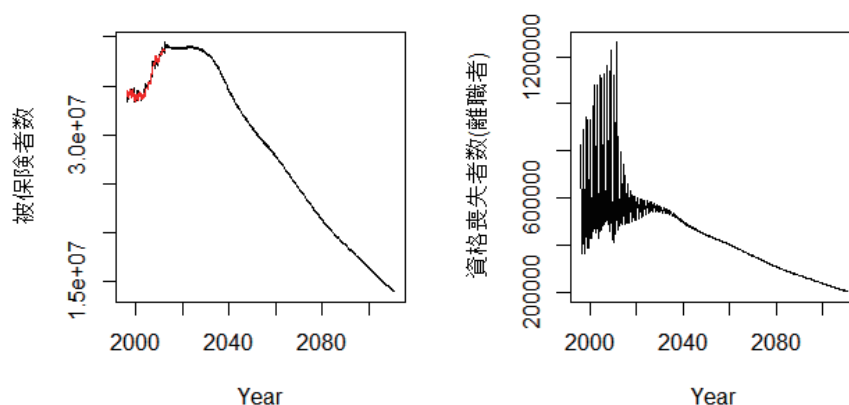


図 3-50: 被保険者数と資格喪失者数：離職率中位ケース

被保険者数ははじめの20～30年は一定値を維持しているが、資格喪失者数も基本的にはいずれも人口推計の影響が大きいことがわかる。一般求職者給付額の推移は、同じ傾向である。保険料率がアップしているので、積立金残高は固定ケース1より長持ちすることが期待できる。問題はその程度である。

図3-51～52は、保険料率が14/1000で固定、離職率が1.4%中位ケースの場合の積立金残高のモンテ・カルロ・シミュレーションの結果である。図3-51を見る限りは、2035年までは破綻がなく、積立金は一層増加する傾向にあることがわかる。しかし、2033年の10.2兆円(1000回の平均)をピークに減少し続ける。

この場合には、2035年までの間には積立金がマイナスになるケースはなく、積立金が失業等給付額を下回り不足することもない。2060年以降になって積立金不足が問題になるケースが発生してくる。この結果から、さらに保険料率をアップして18/1000とし、離職率が1.4%程度で振動している場合には、主要なシミュレーション期間では積立金がマイナスになることはないと考えられる。

### 第3章

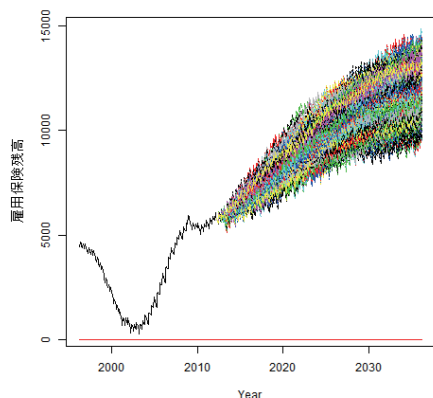


図 3-51: 1996 年度から 2035 年度まで

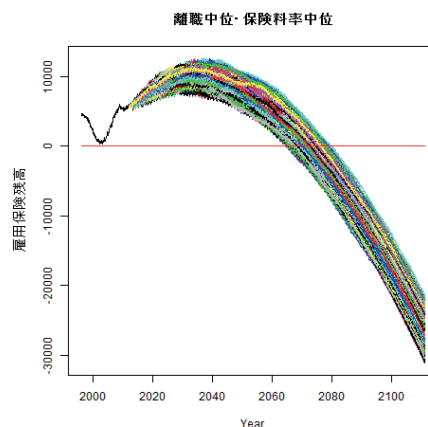


図 3-52: 1996 年度から 2110 年度まで

積立金残高のモンテ・カルロ・シミュレーション,  
保険料率 14/1000・離職率 1.4%

左と同じ

表 3-26: 保険料率が法定 14/1000 で離職率が中位 1.4%程度のシミュレーションの平均値

年度合計の額のため、図の月額と比較する場合には注意:1000 回のシミュレーションの平均値, 単位 10 億円

年度末	積立金	一般求職者給付額	その他給付額	その他支出	保険料収入	国庫負担	運用収入
2015	6,925.8	1,418.8	679.6	91.3	2,175.8	221.6	66.1
2020	7,192.4	1,428.9	690.0	91.3	2,184.3	223.8	68.8
2025	9,332.8	1,465.2	815.7	91.3	2,240.9	236.2	90.5
2030	10,040.6	1,454.1	915.6	91.3	2,219.1	239.4	98.1
2035	10,131.6	1,404.6	1,015.6	91.3	2,140.6	236.5	99.7

#### 保険料固定ケース 2・離職率高位ケース

現状の失業等給付に関する保険料率が 14/1000 が永続するパターンで、離職率は 1.5% 周辺で振動してから 3.0% まで上昇していく場合となる。

離職率が違うので、基本受給率の変動と、資格喪失者数の推移を図示しておく。



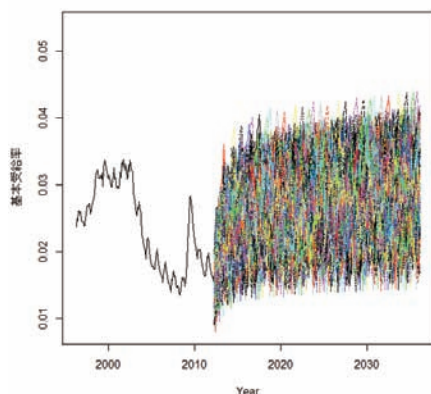


図 3-53: 基本受給率の変動 : 1996 年 4 月～2035 年

3 月, 離職率が 1.5%から 2.4%まで上昇

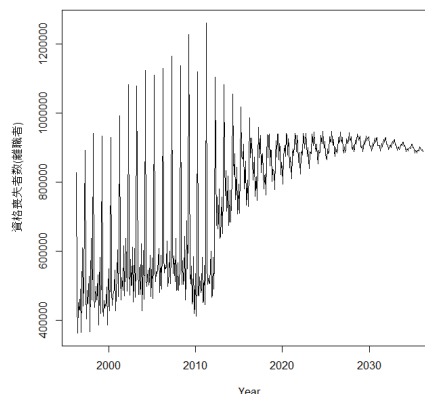


図 3-54: 資格喪失者数の推移

基本受給率の変動はかろうじて 4%に届かない程度であるが, 期間の後半では 4%を超えるケースも発生している. 通常は, 非自発的離職について 60 日の個別延長があるが, 基本受給率が 4%を超えると, 全国延長がおこなわれ離職の理由にかかわらず, 給付期間が 90 日加算される. 所定内の給付期間は, 90 日から 330 日で勤続年数, 年齢, および離職理由に依存して決定される. 2009 年から 2011 年の平均は, 120.7 日である. このうち非自発的離職の人の給付期間の平均は 155.4 日で, その他は 100.4 日となっている. 全国延長の効果が, シミュレーションにどう影響するかは過去に例がないので, ここでのコンピュータの推移確率には反映されていない. しかし, 数十日程度の受給期間の延長があり, その分, 受給者実人員が増加すると考えられる.

資格喪失者数の推移は, 図 3-43 と比較すると明らかに高い方向で推移していることがわかる. それでも過去にあった数値の範囲内である.

図 3-55 は一般求職者給付額の変動である. 離職率はこの期間 1.5%から 2.4%まで上昇している. 金額自体は, 過去の高い値とほぼ同じ額で推移している. 図 3-56 は同様に積立金残高のシミュレーションである. 離職率が高めに推移すると, 保険料率が 14/1000 でも 2020 年代から積立金がマイナスになる確率が上昇する. 2030 年にはほぼ 100%の確率で積立金はマイナスになる(図 3-57). この前兆として, 積立金が不足しだすのは, 2010 年代後半からである(図 3-58).

### 第3章

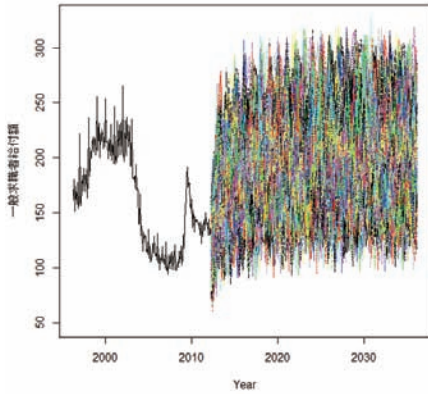


図 3-55: 一般求職者給付額の推移 : 1996 年 4 月～  
2036 年 3 月, 離職率 1.5%～2.4%

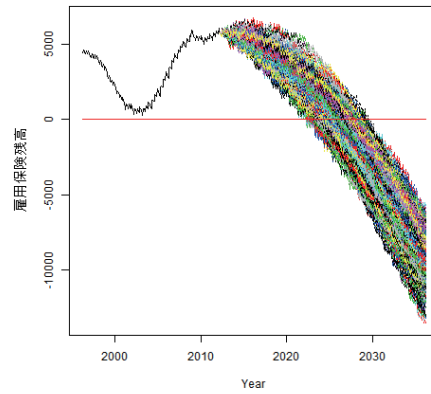


図 3-56: 積立金残高のモンテ・カルロ・シミュレーション : 保険料率 14/1000, 離職率 1.5%～2.4%

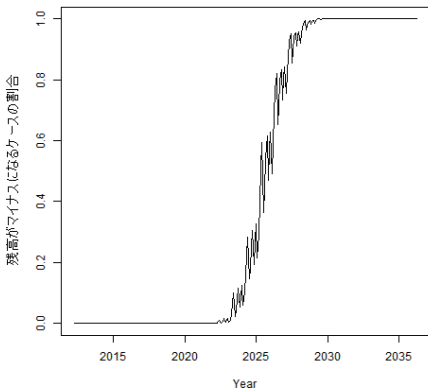


図 3-57: 積立金がマイナスになる確率 : 2012 年 4  
月～2036 年 3 月

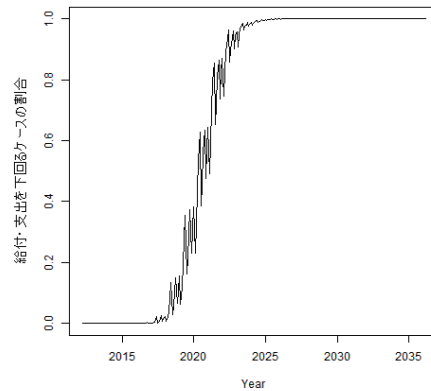


図 3-58: 積立金が失業等給付額を上回る確率 : 2012  
年 4 月～2036 年 3 月

積立金の減少のスピードはかなり急速であり、すばやく対応しなければマイナスに落ち込んでしまうことがわかる。しかし、たとえば離職率が上昇しているのが不況期であるとする、こうした時期に失業保険料率を上昇させるのは、政策的には至難である。

表 3-27 は積立金が減少していくプロセスに注目して 2020 年代から 2030 年まで詳細に掲載している。2015 年までは、年間 2000 億円程度の赤字で積立金が減少していくが、2020 年代になると赤字幅は、毎年 5000 億円程度に上昇する。2025 年ころには 6000 億円に増えて、2030 年には積立金のマイナスが 4 兆円になる。以降は、毎年 8000 億円を超える赤字となる。注目すべきは、2026 年までは保険料収入も増加していることである。一般求職者給付額は 2031 年にピークとなる。その他の給付額が大きな構成比を占めるようになってきている点も、積立金のマイナスを加速化している。その他の給付額は月額で見るとそれほど大きな額ではないが、年額で合計す

ると 8000 億を超えてくるからである。ただし、その他の給付額の想定は図 3.44 でどのシミュレーションでも同じである。

ここで注意すべきことは、離職率高位のケースでは、基本受給率が 4%以上になるにもかかわらず、全国延長の影響を扱っていない点である。全国延長が行われて受給者全体での支給期間が延びたとすると、さらに給付金支出が増加することになる。したがって、保険料率をこのケースよりも高めに考えていないと同じようなシミュレーションとはならない。

表 3-27: 保険料率が法定 14/1000 で離職率が 1.5%~2.4%程度のシミュレーションの平均値

年度合計の額のため、図の月額と比較する場合には注意:1000 回のシミュレーションの平均値、単位 10 億円

年度末	積立金	一般求職者給付額	その他給付額	その他支出	保険料収入	国庫負担	運用収入
2015	5,196.7	2,098.3	679.6	91.3	2,175.8	315.1	52.1
2020	2,902.4	2,298.9	735.0	91.3	2,218.4	346.5	30.4
2021	2,344.1	2,317.9	748.7	91.3	2,224.8	349.9	25.0
2022	1,753.7	2,339.9	764.2	91.3	2,232.0	353.8	19.3
2023	1,127.4	2,364.1	779.6	91.3	2,237.5	357.9	13.3
2024	470.2	2,375.0	797.7	91.3	2,239.7	360.4	6.9
2025	-220.7	2,388.0	815.7	91.3	2,240.9	363.1	0.2
2026	-942.5	2,400.9	830.6	91.3	2,242.0	365.8	-6.8
2027	-1,702.1	2,410.8	852.3	91.3	2,240.9	368.2	-14.2
2028	-2,500.7	2,418.9	873.4	91.3	2,236.8	370.2	-21.9
2029	-3,329.8	2,415.4	893.4	91.3	2,230.4	370.7	-30.0
2030	-4,203.1	2,419.1	915.6	91.3	2,219.1	372.1	-38.5
2035	-9,145.3	2,379.3	1,015.6	91.3	2,140.6	370.6	-86.6

### 保険料固定ケース 3・離職率高位ケース

現状の失業等給付に関する保険料率が 18/1000 が永続するパターンで、離職率は 1.5%周辺で振動してから 2110 年には 3.0%まで上昇していく場合となる。

ここでの関心は、離職率が上昇した場合に、保険料率を上げれば持続可能かということである。保険料率が 14/1000 の場合には、2020 年代に大きなマイナスが起こったが、これがどの程度先送り可能かということである。

一般求職者給付の額の変動は同じパターンであるので、図 3-59~60 に積立金残高のモンテ・カルロ・シミュレーションの結果を示す。図 3-59 を見る限り、2035 年度までは積立金にマイナスは発生しない。しかし、この場合でも 2040 年代にマイナスになる確率が上昇する(図 3-61)。そして、積立金不足になる傾向は、2030 年代に現れている(図 3-62)。

### 第3章

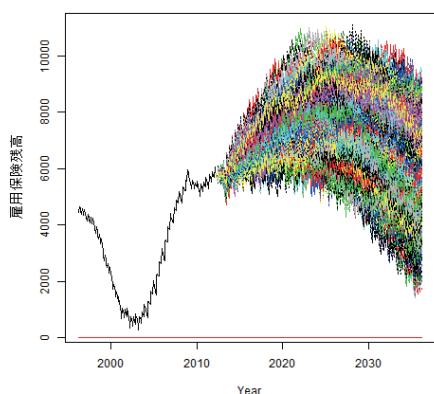


図 3-59: 積立金の変動 : 2035 年度まで

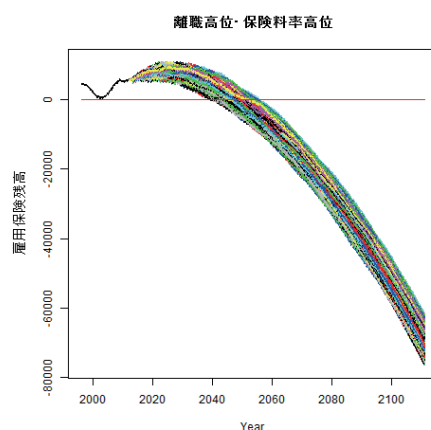


図 3-60: 積立金の変動: 2110 年度まで

保険料率が法定 18/1000, 離職率 1.5~2.4%

保険料率が法定 18/1000, 離職率 1.5~2.4%

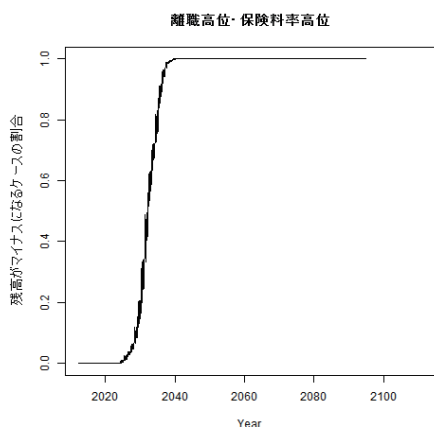


図 3-61: 積立金がマイナスになる確率 : ~2110 年度

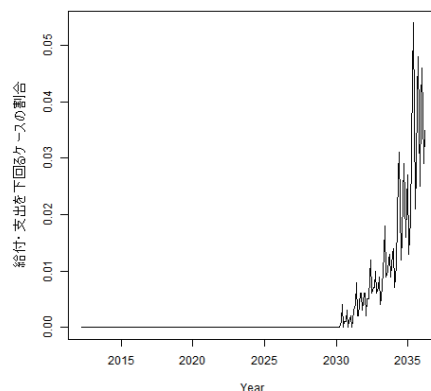


図 3-62: 積立金が不足する確率 : ~2035 年度

表 3-28: 保険料率が法定 18/1000 で離職率が 1.5%~2.4%程度 of シミュレーションの平均値

年度合計の額のため, 図の月額と比較する場合には注意: 1000 回のシミュレーションの平均値, 単位 10 億円

年度末	積立金	一般求職者給付	その他給付額	他支出	保険料	国庫負担	運用収入
2015	6,926.0	2,067.6	679.6	91.3	2,725.9	310.8	65.8
2020	7,721.8	2,269.2	735.0	91.3	2,784.8	342.4	74.6
2025	7,905.7	2,361.1	815.7	91.3	2,817.8	359.4	77.1
2030	7,407.4	2,395.4	915.6	91.3	2,794.8	368.8	72.9
2035	6,061.3	2,359.1	1,015.6	91.3	2,699.4	367.8	60.5

### 保険料固定ケース3・離職率低位ケース

現状の失業等給付に関する保険料率が10/1000が永続するパターンで、離職率は1.0%周辺で振動してから0.68%まで低下していく場合を離職率低位ケースとよんでいる。

離職率が1%以下の低位で推移すれば、保険料率は低くても維持可能であろうかというのが、つぎの関心である。基本受給率、資格喪失者数ともにこれまでにない低い値で推移している(図3-63~64)。積立金残高のモンテ・カルロ・シミュレーションでは、2035年度まではマイナスにはならないことがわかる(図3-65)。問題が表面化するのは2070年代からである。それでも、究極的には積立金はマイナスになっていく。

ただし、仮に離職率が低かったとしても、失業期間が過去の推移確率から推定された分布にしたがうという前提のもとづいたコンピュータで計算している点に留意したい。もし、失業期間が長期化する傾向が現れれば、離職率が同じ値であったとしても、受給者数が増加する。どのような要因で失業期間が長期化するかどうかは、また別の研究課題である。第11節で解説したように文献によって強調される問題が異なっている。

この離職率低位のレベルはこれまで経験したことのない程度に低い離職率であるため、結果が楽観的に現れることにも留意すべきかもしれない。にもかかわらず、超長期には積立金がマイナスになることはこのシミュレーションで特筆すべきことであろう。

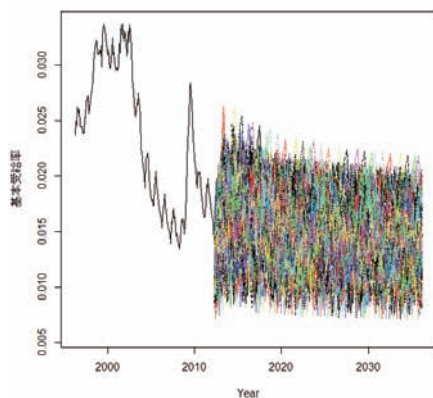


図3-63: 基本受給率の推移, 離職率1%以下

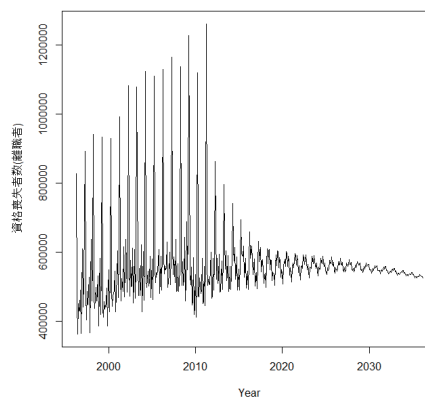


図3-64: 資格喪失者数の推移, 離職率1%以下

### 第3章

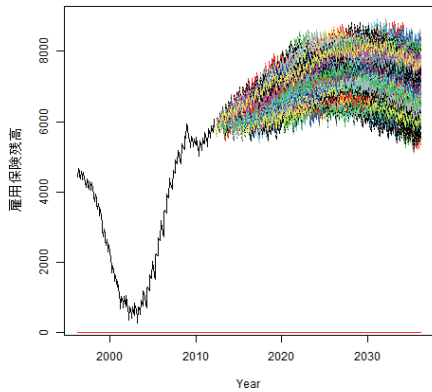


図 3-65: 積立金の変動, 保険料率 10/1000, 離職率 1%  
以下: 1996年4月から2036年3月

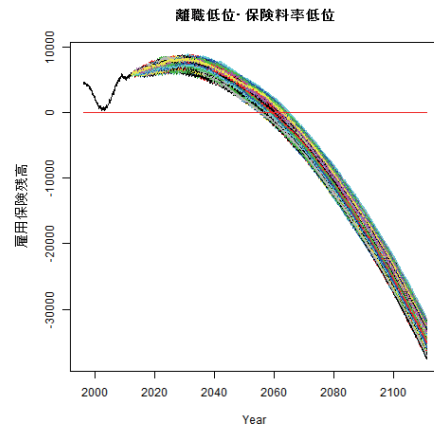


図 3-66: 積立金の変動, 保険料率 10/1000, 離職率 1%  
以下: 1996年4月から2110年3月

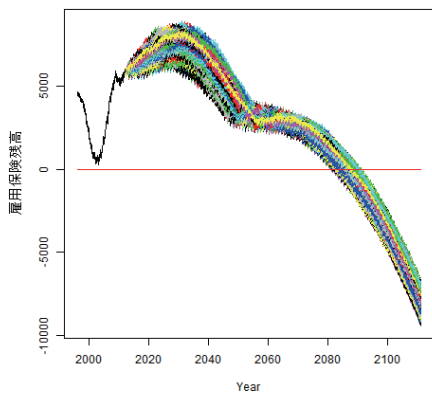


図 3-67: 積立金の変動, 離職率 1%以下, 保険率変動  
ケース A, 1996年度~2110年度

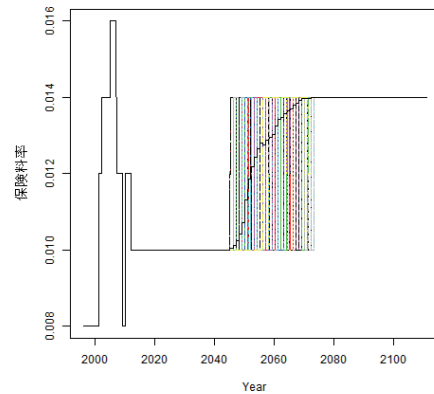


図 3-68: 保険率変動ケース A 離職率 1%以下, 保険率  
変動ケース A, 1996年度~2110年度

注: 将来の値で実線はシミュレーションの平均値

#### 保険料変動ケース A・離職率低位ケース

つぎのシミュレーションは、18節で解説したように保険料を徴収法で規定されている弾力条項を生かした形で変動させる場合である。離職率が1%以下の低位で推移する場合には、2035年度まで弾力条項が働くことはない。そのため前の保険料率固定ケース1・離職率低位ケースと同じ結果である(図3-67)。ただし、2050年以降の変動が少し異なっている。これは積立金残高が失業等給付額を下回ってくるからである。保険料率が上げられても14/1000までとなっているので、最終的には積立金はマイナスになる。保険料率の引き上げについての情報は図3-68に見られる。シミュレーションのケースによっては保険料率の引き上げが2065年度から始まって

いる。場合によっては、遅れて2080年くらいからの場合もある。しかし、2087年度以降はすべてのケースで14/1000となることが示されている。この保険料率の調整によって、20年程度、積立金残高がマイナスにならずに持ちこたえさせることができると考えられる。

### 保険料変動ケース A・離職率中位ケース

離職率が1.4%前後で変動する場合、保険料率を10/1000に固定したままだと、積立金残高は2030年ころにマイナスになる。保険料率を変化させることで、この状況がどのように克服されるかが、このシミュレーションの見どころである。図3-47と対照的に図3-69では、2035年度まで積立金がマイナスになることはない。それは2016年度頃から保険料率を14/1000への引き上げるケースがわずかであるが見られるからである。2040年代には多くのケースで保険料率は14/1000に引き上げられる。被保険者数の増加の影響で2030年ころまではゆるやかに保険料率の平均値が上昇している(図3-70)。

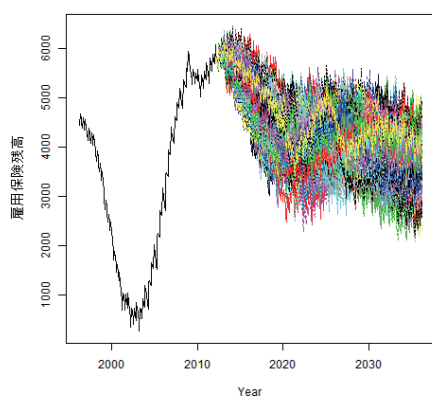


図 3-69: 積立金の変動, 離職率 1.4%程度, 保険率  
変動ケース A, 1996 年度~2035 年度

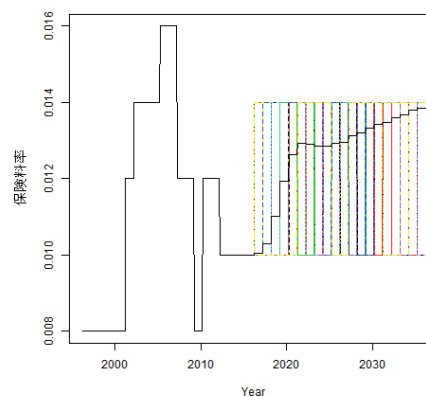


図 3-70: 保険率変動ケース A, 離職率 1.4%程度,  
1996 年度~2035 年度

注：将来の値で実線はシミュレーションの平均値

### 第3章

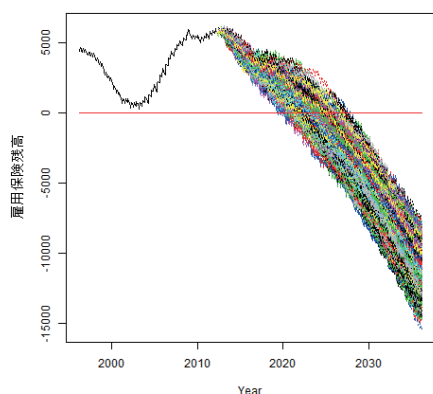


図 3-71: 積立金の変動, 離職率 1.5%~2.4%, 保険料変動ケース A, 1996 年度~2035 年度

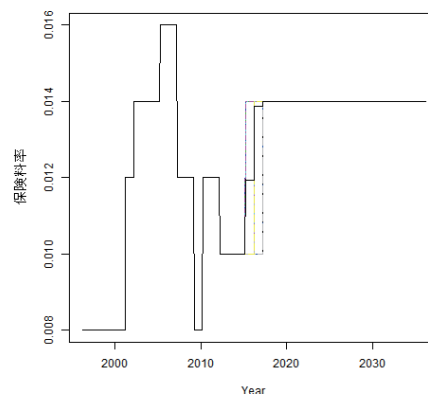


図 3-72: 保険料変動ケース A, 離職率 1.5%~2.4%, 1996 年度~2035 年度

注: 保険料率の平均値を実線で示しているが分かりにくい。

#### 保険料変動ケース A・離職率高位ケース

この場合の関心事項は、保険料固定ケース 2 (14/1000)・離職率高位ケース (1.5%~2.4%) との比較である。2020 年代になる前に積立金残高が不足する状況に早く対応することで、積立金残高がマイナスになることをどのくらい防げるのかということが関心である。

図 3-71 が示すように、離職率が 1.5% を超えていると、保険料率が 14/1000 であっても支えきれない。図 3-72 は、かなり早期に保険料率が 14/1000 に上昇し、その後は上がったままでいるものの、財政状況は改善されないことが示されている。

#### 保険料変動ケース B・離職率低位ケース

保険料変動ケース B は、引き上げる保険料率が段階的に 14/1000 から 18/1000 まで可能になっている。そのため、離職率が 1% 以下の低位で推移する場合には、2035 年度まで弾力条項が働くことはない。そのため前の保険料率固定ケース 1・離職率低位ケース、あるいは保険料変動ケース A・離職率低位ケースと同じ結果である。最終的に、2100 年までの財政収支もプラスに保つことができるかどうかに関心の焦点である。シミュレーションの結果では、2090 年代に保険料率が 18/1000 と変更されることでほぼプラスに保たれた。



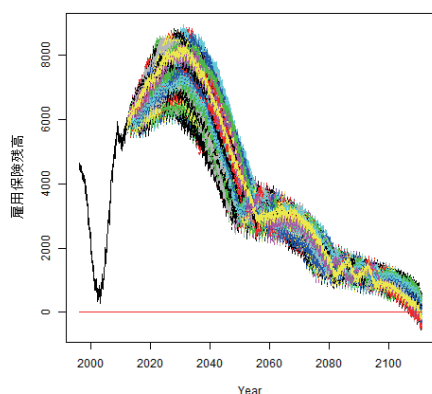


図 3-73: 積立金の変動, 離職率 1%以下, 保険率変動ケース B, 1996 年度～2110 年度

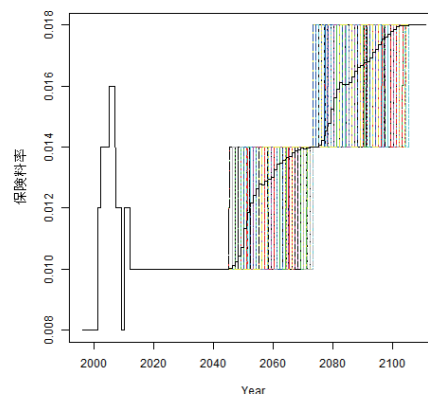


図 3-74: 保険料変動ケース B, 離職率 1%以下, 1996 年度～2110 年度

注: 将来の値で実線はシミュレーションの平均値

#### 保険料変動ケース B・離職率中位ケース

離職率が 1.4%前後で変動する場合, 保険料は 14/1000 に引き上げれば, 2030 年代までは残高がマイナスになることはない. そのタイミングをいつごろにすればよいのかは, 保険料変動ケース A で見たように, 2016 年度から保険料率を 14/1000 への引き上げ, 2038 年度にはすべてのケースで保険料率は 14/1000 に引き上げられるということである. 料率の変動の上限を 18/1000 に引き上げた場合, さらにその先の将来まで維持可能になるかどうかがこのシミュレーションのポイントである.

図 3-75～76 は, 保険料変動ケース A と同じである. というのは, 保険料が 18/1000 になるケースがなかったからである. 図 3-77～78 は, 期間を延ばして 2110 年まで行った場合である. 2076 年くらいまでで, ほとんどのケースで保険料率が 18/1000 になるが, それでも積立金は枯渇する. 保険料の変動を十分弾力的にしても, 遠い将来には積立金が枯渇することがわかる. 近い将来であれば, 弾力条項の効果で積立金をプラスに維持することができる.

### 第3章

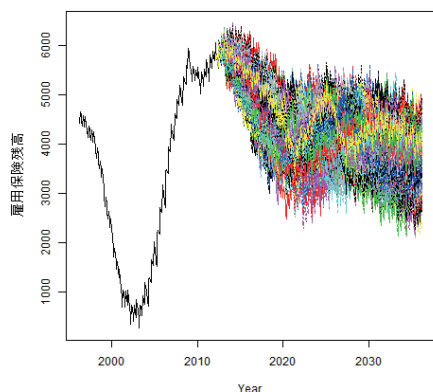


図 3-75:積立金の変動, 離職率 1.4%, 保険率変動ケース B, 1996 年度～2035 年度

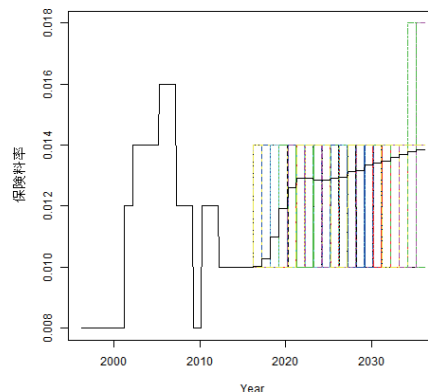


図 3-76:保険料変動ケース B, 離職率 1.4%, 1996 年度～2035 年度

注：将来の値で実線はシミュレーションの平均値

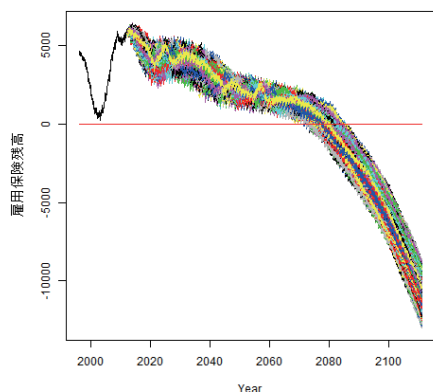


図 3-77:積立金の変動, 離職率 1.4%, 保険率変動ケース B, 1996 年度～2110 年度

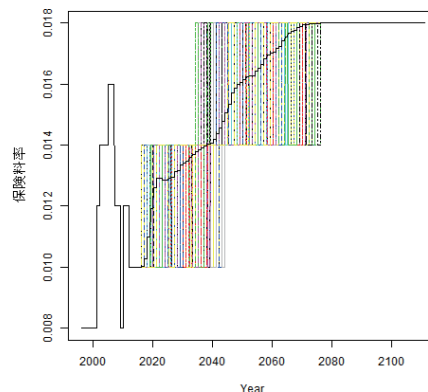


図 3-78:保険料変動ケース B, 離職率 1.4%, 1996 年度～2110 年度

注：将来の値で実線はシミュレーションの平均値

#### 保険料変動ケース B・離職率高位ケース

離職率が 1.4%程度で変動する場合でも, 遠い将来になれば, 保険料率を 18/1000 にする弾力条項を使っても, 積立金は枯渇してしまう. 離職率がさらに上昇するケースでは, 状況は悪化する. この場合には, 2037 年度までにほとんどの場合で保険料率が 18/1000 となるが, それでも 2038 年に積立金が枯渇するケースが 8~9 割になる. 保険料率をさらに引き上げるのがよいか, 離職率が 2.4%まで上がらないような対策を考えるか, 議論がわかれるところである.

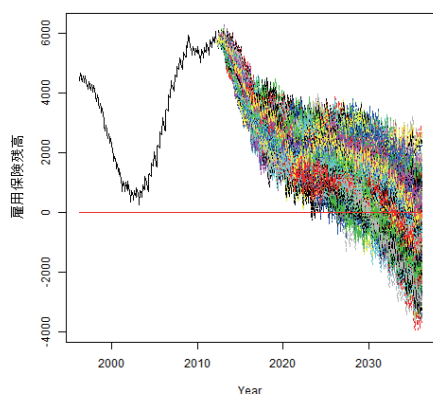


図 3-79:積立金の変動, 離職率 1.5~2.4%, 保険率  
変動ケース B, 1996 年度~2035 年度

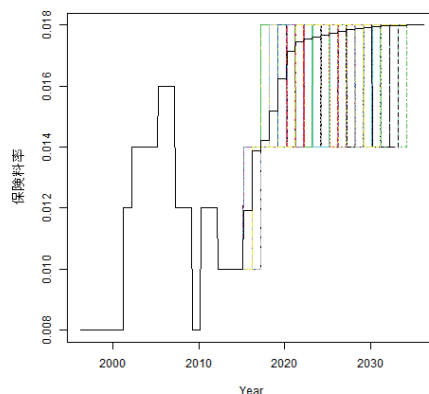


図 3-80:保険料変動ケース B, 離職率 1.5~2/4%,  
1996 年度~2035 年度

注：将来の値で実線はシミュレーションの平均値

## 20. おわりに

最後にここまでの検討を振り返って、今後の課題について簡単に述べておきたい。2節の「雇用保険のリスク」で、保険会社を想定した単純な仮定にしたがう理論モデルに数値をあてはめた結果では、積立金残高と保険料収入、給付額の関係で、100%存続するか、あるいは100%破綻するか、計測する期間によって、いずれかのケースに分離してしまった。観測期間の平均を考える過去の実績では、46%の確率で破綻するという結果になった。これに対して、19節では失業保険を受け取る受給者実人員をモンテ・カルロ・シミュレーションで発生させ、これに時系列モデルで推計された1人あたりの給付額、それに被保険者数と保険料率を使って時間が経過したときに、どのような収支バランスになるかを検討した。結局のところ、受給者実人員のベースとなる離職率が現状の1.4%から2.4%へと上昇していくケースでは、現状の制度の弾力条項を利用しても、積立金残高は2030年代にマイナスになる。離職率が現状の1.4%で持続したとしても、今世紀中に持続的にプラスに維持することはなかなか難しいことが計算の結果示されている。不況期に保険料率を上げることは、景気対策としては逆行的であるが、弾力条項ではそうした措置を取らざるを得ない状況に対応している。かりに、離職率が低下して1%よりも低くなれば、保険料率は無理に上昇させなくても、維持することが可能である。このように被保険者が資格喪失する確率(離職率)のわずかな違いと動向が、結果に大きく影響する重要な因子となる。

その離職率の決定モデルは、ここでは時系列分析に依存している。これは大きな欠点である。現状と同じメカニズムで離職行動が観察されれば、という前提条件がこのシミュレーションには必要になるからである。その結果、離職率が高めの場合と、低めの場合、中間的な場合の3パターンで分析を行った。これについても、モンテ・カルロ・シミュレーションすることは

### 第3章

きるが、予想される誤差の分布が時系列的に相関していることが、コンピュータによる推定を妥当ではなくしている。ここでの ARIMA-Kalman-filter による予測でも、誤差項は時系列的に相関したものを想定している。それでもなお残る誤差が正規分布するとはいえない。ここで時系列分析を突き詰めれば、さらに GARCH モデルを想定して、正規分布よりもすそ野の厚い分布を再現するようにモデルを作ることができる。実際、試みて見たが、GARCH でも残る誤差の分布が、その残差から推定すると正規分布ではないという結果になっている。結局、失業という問題を扱う以上、離職率を説明するために、より経済的に意味のある変数を導入し、さらにその変数についてもモデルを考える、という大規模な話になっていかざるを得ない構造になっている。より詳細に受給者実人員の行動パターンと、被保険者の離職行動を叙述することのできるモデルを構築するには、これらについての個票をもちいた追跡調査が必要であることは否めない。これには、ミクロの業務統計データにミクロの賃金データをリンクする必要がある。そうして系統的な要因を抽出して、最後に残るランダムな部分にモンテ・カルロ・シミュレーションを適用するのが望ましいだろう。

#### 21. 参考文献

- [1] Bjelland, M., B. Fallick, J. Haltiwanger, and Erika McEntarfer (2007) "Employer-to-Employer Flows in the United States: Estimates Using Linked Employer-Employee Data," Finance and Economics Discussion Series, #2007-30, Federal Reserve Board, Washington D.C.
- [2] Black, F., and M. Scholes (1973) "The Pricing of Options and Corporate Liabilities," *Journal of Political Economy*, vol. 81, 637-654.
- [3] Bluhm, C., L. Overbeck, and C. Wagner (2010) *Introduction to Credit Risk Modeling*. Second Edition. Boca Raton: Chapman & Hall/CRC.
- [4] Burdett, K. (1978) "The Theory of Job Search and Quit Rates," *American Economic Review*, vol. 68, 212-220.
- [5] Chetty, R. (2008) "Moral Hazard versus Liquidity and Optimal Unemployment Insurance," *Journal of Political Economy*, vol. 116, 173-234.
- [6] Credit Suisse First Boston (1997), *CreditRisk<sup>+</sup>: A Credit Risk Management Framework*, <http://www.csfb.com/institutional/research/assets/creditrisk.pdf>.
- [7] Crosbie, P., and J. Bohn (2003) *Modeling Default Risk: Modeling Methodology*, Moody's KMV Company. <http://www.kmv.com>.
- [8] Duffie, D. (2011) *Measuring Corporate Default Risk*. Oxford University Press.
- [9] Duffie, D., and K. J. Singleton (2003) *Credit Risk: Pricing, Measurement, and Management*. N. J.: Princeton University Press. 本多俊毅・上村昌司訳、『クレジットリスク：評価・計測・管理』共立出版，東京，2009年。

- [10] Durante, F. and C. Sempì (2010) “Copula Theory: An Introduction,” Chapter 1. In P. Jaworski, F. Durante, W. Härdle, and T. Rychlik eds. (2010) *Copula Theory and its Applications: Proceedings of the Workshop Held in Warsaw, 25-26 September 2009*. Berlin Heidelberg: Springer-Verlag, 3-31.
- [11] Fallick, B. and C. A. Fleischman (2001) “The Importance of Employer-to-Employer Flows in the U.S. Labor Market,” Finance and Economics Discussion Series, #2001-18, Federal Reserve Board, Washington D.C.
- [12] Feldstein, M. (1976) “Temporary Layoffs in the Theory of Unemployment,” *Journal of Political Economy*, vol. 84, 937-958.
- [13] Franke, J., W. K. Härdle, and C. M. Hafner (2008) *Statistics of Financial Markets: An Introduction*. Second Edition. Berlin Heidelberg: Springer-Verlag.
- [14] Gray, R. J., and S. M. Pitts (2012) *Risk Modelling in General Insurance: From Principles to Practice*, Cambridge University Press.
- [15] Hull, J. C. (2007) *Risk Management and Financial Institutions*, Prentice Hall, N.J. 竹谷仁宏訳『フィナンシャルリスクマネジメント』ピアソン・エデュケーション, 東京, 2008年.
- [16] JILPT, 独立行政法人労働政策研究・研修機構, (2013) 「労働力需給の推計」(JILPT 資料シリーズNo110, 2013年1月).
- [17] Jovanovic, B. (1984) “Matching, Turnover, and Unemployment,” *Journal of Political Economy*, vol. 92, 108-122.
- [18] Kitagawa, G. (1984) “A smoothness priors-state space modeling of Time Series with Trend and Seasonality,” *Journal of American Statistical Association*, vol. 79, no. 386, 378-389.
- [19] Kiyotaki, N., and R. Lagos (2007) “A Model of Job and Worker Flows,” *Journal of Political Economy*, vol. 115, 770-819.
- [20] Korn, R., E. Korn, and G. Kroisandt (2010) *Monte Carlo Methods and Models in Finance and Insurance*, Boca Raton: Chapman & Hall/CRC Press.
- [21] Lancaster, T. (1979) “Econometric Methods for the Duration of Unemployment,” *Econometrica*, vol. 47, 939-956.
- [22] Lando, D. (2009) “Credit Risk Modeling,” in T. G. Anderson et al. *Handbook of Financial Time Series*, New York: Springer-Verlag, 787-798.
- [23] Leland, H. (1994) “Corporate Debt Value, Bond Covenants, and Optimal Capital Structure,” *Journal of Finance*, vol. 49, 1213-1252.
- [24] Lippman, S. A., and J. J. McCall (1976) “The Economics of Job Search: A Survey,” *Economic Inquiry*, vol. 14, Part I, 115-189, Part II, 347-368.

- [25] Ljungqvist, L., and T. J. Sargent (2008) “Two Questions about European Unemployment,” *Econometrica*, vol. 76, 1-29.
- [26] Melnikov, A. (2011) *Risk Analysis in Finance and Insurance*. Second Edition. Boca Raton: Chapman & Hall/CRC Press.
- [27] Merton, R. C. (1974) “On the Pricing of Corporate Debt: The Risk Structures of Interest Rates,” *Journal of Finance*, vol. 29, 449-470.
- [28] Mortensen, D.T. and C. A. Pissarides (1994) “Job Creation and Job Destruction in the Theory of Unemployment,” *Review of Economic Studies*, vol. 61, 397-415.
- [29] Mortensen, D.T. and C. A. Pissarides (1999) “Unemployment Responses to ‘Skill-Biased’ Technology Shocks,” *Economic Journal*, vol. 109, 242-265.
- [30] Patton, A. J. (2009) “Copula-based Models for Financial Time Series,” in T. G. Anderson et al. *Handbook of Financial Time Series*, New York: Springer-Verlag, 767-785.
- [31] Pissarides, C. A. (1994) “Search Unemployment with On-the-Job Search,” *Review of Economic Studies*, vol. 61, 457-475.
- [32] Robert, C. P., and G. Casella (2010) *Introducing Monte Carlo Methods with R*, New York: Springer-Verlag.
- [33] Robert, C. P., and G. Casella (2004) *Monte Carlo Statistical Methods*, Second Edition. New York: Springer-Verlag.
- [34] Ross, S. (2006) *Simulation*. Fourth Edition. Burlington, MA: Academic Press.
- [35] Rotar, V. L. (2006) *Actuarial Models: the Mathematics of Insurance*. Boca Raton: Chapman & Hall/CRC Press.
- [36] Wang, Hui (2012) *Monte Carlo Simulation with Application to Finance*. Boca Raton: Chapman & Hall/CRC Press.

# 卷末資料

- 用語の解説
- 雇用保険制度 主な改正
- 海外の失業保険制度
- 附属統計表
  - ・第1章 図の基礎データ
  - ・雇用保険各種データ（年次）
  - ・雇用保険各種データ（月次）





## 用語の説明（平成 22 年度雇用保険事業年報から転記）

## 1. 適用事業所数

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業所数をいう（雇用保険法（以下「法」という。）第5条）。

## 2. 被保険者数

適用事業に雇用される労働者であって、法第6条各号に掲げる者以外の者の数をいう（法第4条第1項）。

## 3. 保険料収納済額

雇用保険の適用事業の事業主から徴収法の規定に基づき、政府が収納した労働保険料のうち雇用保険に係る額をいう。

## 4. 離職票交付枚数

公共職業安定所長が、離職により被保険者でなくなったことの確認を行った者に交付した離職票の枚数をいう。

## 5. 離職票提出件数

基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとする者が、公共職業安定所に出頭して離職票を提出した件数をいう。

## 6. 受給資格決定件数

離職者の提出した離職票に基づき、公共職業安定所長が基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受ける資格ありと決定した件数をいう。

## 7. 受給要件確認件数

雇用継続給付を受けようとする者が行った受給資格確認手続に基づき、公共職業安定所長が雇用継続給付の支給を受ける要件を満たすと確認した件数をいう。

## 8. 初回受給者

- (1) 同一受給期間内における基本手当等の第1回目の支給を受けた者の数。
- (2) 雇用継続給付の第1回目の支給を受けた者の数。

## 9. 受給者実人員

求職者給付（高年齢求職者給付金及び特例一時金を除く。）及び就職促進給付（就業手当のみ）を受けた受給資格者の実数をいう。

## 10. 支給終了者数

所定給付日数又は各延長給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった受給資格者の数をいう。

## 11. 給付制限件数

公共職業安定所長が受給資格者に対し、次に掲げる理由により一定期間基本手当を支給し

## 用語の説明

ないことを決定した件数をいう。

- (1) 受給資格者が、正当な理由がなく公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだこと（法第 32 条）。
- (2) 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職したこと（法第 33 条）。

### 12. 日雇印紙保険料額

徴収法第 23 条の規定により納付された印紙保険料額をいう。

(参考)

## 1. 適用事業

雇用保険は、全産業に対して適用され、労働者が雇用される事業は、すべて適用事業となる。ただし、農林水産の事業であって政令で定めるもの（法人以外の事業主が行う事業であって、常時5人以上の労働者を雇用する事業以外のもの）は、当分の間、暫定的に任意適用事業とされている（法附則第2条）。

## 2. 被保険者の種類と求職者給付等

区分	説明	失業等給付の種類		
		求職者給付	就職促進給付等	雇用継続給付
一般被保険者	高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の被保険者	基本手当 技能習得手当 寄宿手当 傷病手当 (法第13条～37条)	就業手当 再就職手当 常用就職支度手当 移転費 広域求職活動費 (法第56条の3～59条) 教育訓練給付金 (法第60条の2)	高年齢雇用継続給付 育児休業給付 介護休業給付 (法第61条, 61条の2, 61条の4及び61条の6)
高年齢継続被保険者	被保険者であって、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者となる者を除く）	高年齢求職者給付金 (法第37条の2～37条の4)		
短期雇用特例被保険者	被保険者であって、季節的に雇用される者又は短期の雇用に就くことを常態とする者	特例一時金 (法第38条～41条)	常用就職支度手当 移転費 広域求職活動費 (法第56条の3～59条)	
日雇労働被保険者	被保険者である日雇労働者であって法第43条各号のいずれかに該当するもの	日雇労働求職者給付金 (法第45条～56条の2)	常用就職支度手当 移転費 広域求職活動費 (法第56条の3～59条)	

※短時間労働被保険者については、平成19年10月以降、その被保険者区分を廃止し、一般被保険者及び高年齢継続被保険者に統合している。

### 3. 基本手当

求職者給付のうち最も基本的なもので、一般被保険者が失業し、法第13条の受給要件を満たしているときに支給される。

#### (1) 賃金日額

原則として、離職の日以前2年間における最後の6か月の被保険者期間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額（法第17条）。

#### (2) 基本手当の日額

賃金日額に、当該賃金日額に応じた率（原則50%～80%）を乗じて得た額となる（法第16条）。

#### (3) 所定給付日数（法第22条～23条）

① 一般の離職者（②及び③以外の理由の全ての離職者。定年退職者や自己の意思で離職した者。）

	被保険者であった期間			
	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢共通	90日	90日	120日	150日

② 障害者等の就職困難者

	被保険者であった期間	
	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45～65歳未満	150日	360日

③ 倒産、解雇及び雇止め等により、離職を余儀なくされた者

	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	
30歳以上 35歳未満	90日	90日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	90日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

## (4) 給付日数の延長

- ① 個別延長給付 有期労働契約が更新されなかったために離職した者又は特定受給資格者のうち、年齢や地域等を踏まえ、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等について、所定給付日数を 60 日延長する。

(平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日\*までの暫定措置) (法附則第 5 条)

- ② 訓練延長給付 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者に対して、当該公共職業訓練等を受ける期間 (訓練受講のために待期している期間を含む。) 内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することをいう (法第 24 条)。

- ③ 広域延長給付 厚生労働大臣が広域職業紹介活動をするを命じた地域において、公共職業安定所長が当該地域に係る広域職業紹介活動により職業のあっせんを受ける事が適当であると認められる受給資格者について、一定の指定期間内に限り所定給付日数を超えて基本手当を支給することをいう (法第 25 条)。

## 4. 技能習得手当

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける場合に、支給される。受講手当及び通所手当の二種類の給付がある (法第 36 条)。

## 5. 寄宿手当

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける場合に、その扶養する同居の親族と別居して寄宿する場合に支給される (法第 36 条)。

## 6. 傷病手当

受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に支給される (法第 37 条)。

## 7. 高年齢求職者給付金

高年齢継続被保険者が失業し、法第 37 条の 3 の受給要件を満たしているときに、次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額が支給される (法第 37 条の 2～37 条の 4)。

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
日数	30 日分	50 日分

## 8. 特例一時金

短期雇用特例被保険者が失業し、法第 39 条の受給要件を満たしているときに、30 日分 (当分の間 40 日分) の基本手当の額に相当する額が支給される。(法第 38 条～40 条)。

ただし、特例一時金の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講する場合には、特例一時金を支給せず当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り一般被保険者に対するものと同様の求職者給付が支給される。(法第 41 条)。

## 9. 日雇労働求職者給付金

## (1) 普通給付

## 用語の説明

普通給付とは、継続する2月間に26日分以上の印紙保険料を納付した者に、その翌月において印紙保険料の納付日数に応じて13日から17日分の範囲内で失業している日について支給される（法第45条～50条）。

### (2) 特例給付

特例給付とは、継続する6月間に各月11日分以上かつ通算して78日分以上印紙保険料を納付した者に、その翌月以降4月間において60日分を限度として失業している日について支給される（法第53条～54条）。

### (3) 日雇労働求職者給付金の日額

第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円である（法第48条）。

## 10. 就業手当

基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上である受給資格者が再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合において一定の要件を満たしたときに支給される。（支給金額は、基本手当日額の3割（法第56条の3第1項第1号イ））。

## 11. 再就職手当

受給資格者が安定した職業に就いた場合において、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1以上、かつ45日以上であって、公共職業安定所長が必要と認めたときに支給される（法第56条の3第1項第1号ロ）。

支給額残日数が「1/3以上」→残日数×日額×40%

残日数が「2/3以上」→残日数×日額×50%

## 12. 常用就職支度手当

受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、身体障害者その他の就職が困難な者が、公共職業安定所の紹介により安定した職業に就いた場合に支給される（法第56条の3第1項第2号）。

ただし、平成24年3月31日までの暫定措置として、支給対象者を拡大している。

## 13. 教育訓練給付金

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった者（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、被保険者であった期間が3年以上（初めて教育訓練給付金を受けようとする者については、被保険者であった期間が1年以上）の者は、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額（上限10万円）が支給される（法第60条の2）。

## 14. 高年齢雇用継続給付（法第61条～61条の2）

### (1) 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が5年以上ある被保険者が、60歳以後失業給付（基本手当）を受

給することなく、60歳到達時点の賃金に比べて75%未満の賃金で就労しているときに、65歳に達する月まで各月の賃金の15%を限度として支給される。

## (2) 高年齢再就職給付金

受給資格に係る離職の日における算定基礎期間が5年以上あり、かつ、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受けたことがある受給資格者(就職日の前日における支給残日数が100日以上あることを要する。)が、原則として60歳到達時点の賃金の75%未満で再就職し就労しているときに、各月の賃金の15%を限度として支給される。(基本手当の支給残日数が200日以上である時は2年間、100日以上200日未満である時は1年間が支給対象月となる。)

## 15. 育児休業給付(法第61条の4)

### (1) 育児休業給付金

被保険者が、1歳に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前2年間にみなし被保険者期間が通算して12ヵ月以上であったときに、支給単位期間について各月育児休業開始前賃金の原則40%(当面の間は50%)相当額が支給される。

(2) 平成22年3月31日までに育児休業を開始した者については、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金が支給される。

### (ア) 育児休業基本給付金

被保険者が、1歳に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前2年間にみなし被保険者期間が通算して12ヵ月以上であったときに、支給単位期間について各月育児休業開始前賃金の原則30%相当額が支給される。

### (イ) 育児休業者職場復帰給付金

育児休業基本給付金の支給を受けることができる被保険者が、休業前から雇用されていた事業主に休業を終了した後引き続き6ヵ月間以上雇用されていた場合、育児休業開始前賃金の20%相当額に支給単位期間の数を乗じた額が支給される。

## 16. 介護休業給付金

被保険者が、対象家族を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前2年間にみなし被保険者期間が通算して12ヵ月以上であったときに、支給単位期間について各月介護休業開始前賃金の原則40%相当額が支給される(法第61条の6)。

### [率の算出方法]

基本初回受給率 = (基本手当初回受給者数 / 被保険者数) × 100(%)

基本受給率 = (基本手当受給者実人員 / (被保険者数 + 基本手当受給者実人員)) × 100(%)

就職率 = (就職件数 / 受給者実人員) × 100(%)





雇用保険制度 主な改正 —昭和 59 年度以降—  
(二事業関連は除く)

法律の名称	改正名称 (通称)	改正の概要	施行日
雇用保険法等の一部を改正する法律	昭和59年改正 1984年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年齢に加え、被保険者であった期間も要素として所定給付日数が決定されるようにする。</li> <li>○正当な理由なく自己都合で退職した場合に基本手当を支給しないこととする給付制限期間をそれまでの1ヶ月から原則として3ヶ月とする。</li> <li>○所定給付日数を2分の1以上残して再就職した者に再就職手当(30日分から120日分)を支給する(1年を超えて雇用されることが見込まれる安定した職業に就職先を限定)。</li> <li>○高齢者求職者給付金の創設。被保険者の種類として高齢継続被保険者を導入。</li> </ul>	1984年8月1日
雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律	平成元年改正 1989年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者の種類として、短時間労働被保険者を導入。 (1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ労働大臣の定める時間数(33時間)未満である者」と定義。週33時間は法定労働時間の週44時間(当時)の4分の3としたもの。適用対象は法定労働時間の2分の1の週22時間以上の者。</li> <li>○短時間労働被保険者については、受給要件としての被保険者期間を一般の6ヶ月より長い12ヶ月とするほか、所定給付日数を一般被保険者よりも最大90日分短くする。</li> </ul>	1989年10月1日
労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律	平成4年改正 1992年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○賃金日額の計算の特例の弾力化</li> <li>○基本手当日額表の自動要件変更の緩和</li> <li>○再就職手当の支給要件の改善</li> <li>○雇用保険料率及び国庫負担率の暫定的引下げ</li> </ul>	1992年3月31日
雇用保険法等の一部を改正する法律	平成6年改正 1994年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢雇用継続給付及び育児休業給付制度の創設</li> <li>○60歳以上～65歳未満の基本手当の給付率の改正</li> <li>○基本手当の日額の年齢別上限額の設定及び日額の自動的変更の要件改正</li> <li>○所定給付日数の年齢区分の変更</li> <li>○再就職手当の支給要件の改善</li> <li>○高齢求職者給付金の額の改正</li> <li>○日雇労働求職者給付金の受給要件の緩和及び日額の引上げ</li> </ul>	1995年4月1日
雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律	平成10年改正 1998年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育訓練給付制度の創設</li> <li>○介護休業給付制度の創設</li> <li>○高齢求職者給付金の額の改正及び国庫負担の廃止</li> <li>○失業等給付に係る国庫負担に関する改正</li> </ul>	1998年3月31日 (98.12.1) <sup>58</sup>  (99.4.1)

<sup>58</sup> 1998年12月1日を略記。以下同様。項目によって施行日が異なる場合がある。

主な改正

<p>雇用保険法等の一部を改正する法律</p>	<p>平成12年改正 2000年改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本手当の所定給付日数の変更 倒産・解雇による離職者か自己都合等による離職者かという受給資格の種類が設けられた。短時間労働被保険者か否か、就職困難者か否かの区分は残された。</li> <li>○再就職手当の給付日数の変更</li> <li>○国庫負担に係る暫定措置の廃止</li> <li>○雇用保険率に係る暫定措置の廃止及び雇用保険率の変更</li> <li>○雇用保険率の弾力的変更に係る規定の改正</li> <li>○育児休業給付及び介護休業給付の給付率の引き上げ (育児休業給付 給付率25%→40%)</li> </ul>	<p>2001年4月1日  (01.1.1)</p>
<p>(運用)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○9月から失業認定の厳格化や給付制限の積極的適用に乗り出した。 通達「失業認定のあり方の見直し及び雇用保険受給資格者の早期再就職の促進について」(職発第0902001号)</li> </ul>	<p>2001年9月運用</p>
<p>雇用保険法等の一部を改正する法律</p>	<p>平成15年改正 2003年改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本手当日額の給付率及び上限額の見直し 雇用保険法制定以来の給付率6割～8割を5割～8割</li> <li>○通常労働者と短時間労働者の給付内容の一本化</li> <li>○壮年層(35歳以上45歳未満)の基本手当の給付日数の改善</li> <li>○就職促進手当の創設 常用就職した場合にのみ再就職手当を支給していたものを、常用就職以外の形態で就職した場合にも就業促進手当を支給する。</li> <li>○教育訓練給付の給付率及び上限額の引下げ並びに加入期間要件の緩和</li> <li>○高齢者雇用継続給付の支給要件及び給付率の見直し</li> <li>○雇用保険率の改定及び前2年間の据置き</li> <li>○雇用安定資金の使用に関する特例</li> <li>○早期再就職者支援基金を2004年度までの時限事業として創設</li> </ul>	<p>2003年5月1日</p>
<p>雇用保険法等の一部を改正する法律</p>	<p>平成19年改正 2007年改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者資格及び受給資格要件の一本化 短時間労働者の被保険者区分をなくす。 受給資格要件(この時、一般は6ヶ月以上、短時間は12ヶ月以上)も一本化。 1年未満の有期労働契約の締結に際し、契約の更新があることが明示されていた場合で、契約の更新がなされなかった場合には、倒産・解雇等による離職者として取り扱い、受給資格要件は6ヶ月とされた。(正当な理由により自己都合で離職した場合も、当分の間、倒産・解雇等による離職者として扱う。)</li> <li>○失業等給付に係る国庫負担の在り方の見直し 当分の間本来の負担額の100分の55</li> <li>○高齢者雇用継続給付の国庫負担廃止</li> <li>○育児休業給付の見直し(給付率40→50%、暫定)</li> <li>○雇用保険率の見直し 失業等給付の弾力料率を±1000分の2から1000分の4に拡大</li> <li>○船員保険制度の統合等</li> </ul>	<p>2007年10月1日</p>

<p>雇用保険法等の一部を改正する法律</p>	<p>平成21年改正 2009年改正</p>	<p>○受給資格要件の緩和及び給付日数の充実 倒産・解雇による離職者（特定離職者）に当たらない雇い止めによる非正規労働からの離職者についても、受給資格を得るのに必要な被保険者期間を1年間から6か月とすること（恒常的措置）と、その場合の所定給付日数について、被保険者期間1年以上で雇い止めされた者について、暫定的に倒産・解雇による離職者と同じ扱いとする。</p> <p>○適用基準の見直し（要領改正） 「1年以上の雇用見込み」を「6か月以上の雇用見込み」に改める。</p> <p>○個別延長給付の創設 特定離職者や上記被保険者期間1年以上で雇い止めされた者でなくても、所定給付日数が短い年齢層や雇用失業情勢の悪い地域の求職者について、暫定的に、個別に60日間（30日のケース有）延長給付することができること</p> <p>○再就職手当の要件緩和（3分の1以上かつ45日以上→3分の1以上）及び給付率引上げ（3分の1以上のとき30→40%、3分の2以上のとき40→50%、共に暫定）</p> <p>○常用就職支度手当の対象範囲拡大及び給付率引上げ（30→40%、暫定）</p> <p>○雇用保険料率の引下げ （2009年度（21年度）に限って1000分の8）</p> <p>○育児休業給付の見直し （給付率40→50%、基本給付金と職場復帰給付金の統合）</p>	<p>2009年3月31日</p> <p>(10. 4. 1)</p>
<p>雇用保険法等の一部を改正する法律</p>	<p>平成22年改正 2010年改正</p>	<p>○非正規労働者に対する適用範囲の拡大 「6か月以上の雇用見込み」（業務取扱要領に規定）→「31日以上雇用見込み」（法に規定）</p> <p>○雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善</p> <p>○積立金から雇用安定資金に借り入れる仕組みの措置</p>	<p>2010年4月1日</p> <p>(10. 10. 1)</p>
<p>雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律</p>	<p>平成23年改正 2011年改正</p>	<p>○再就職手当の給付率の更なる引上げ（3分の1以上のとき40→50%、3分の2以上のとき50→60%、共に恒久化）</p> <p>○常用就職支度手当の給付率（40%暫定の恒久化）</p> <p>○雇用保険料率の見直し（1000分の16→14）</p> <p>○貸金日額の下限額、上限額の改定 （下限2140円→自動改訂→2000円→23年改正2320円）</p>	<p>2011年8月1日</p>
<p>現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律</p>	<p>平成24年改正 2012年改正</p>	<p>○個別延長給付の暫定措置期間の延長（25年度末まで）</p> <p>○特定離職者の特定受給資格者みなしの暫定措置期間の延長（25年度末まで）</p> <p>○積立金から雇用安定資金に借り入れる仕組みの暫定措置期間の延長（25年度まで）</p>	<p>2012年3月31日</p>

注 「新版雇用保険法（コンメンタール）」財団法人労務行政研究所編 2008年労務行政研究所、「労働政策レポート No. 7 労働市場のセーフティネット」濱口桂一郎 独立行政法人労働政策研究・研修機構 2010年3月などを参考にした。



## 海外の失業保険制度

## アメリカ

制度名	失業保険	
根拠法	連邦社会保障法（1935年） 連邦失業税法（1939年） （各州）失業保険法	
制度の概要	連邦失業税法で定められた制度の適用範囲の下、各州が同法で定められた一定の要件に基づいて独自のプログラムを管理運営している。制度の実態は、各州のそれぞれ独立したプログラムの集合体であるが、連邦政府が定めた大枠に沿っていることもあり、給付の対象者、給付期間、給付額等の基本的な項目については、各州最低限の水準は確保されている。	
適用範囲	<p>（次のいずれかの要件を満たす事業主）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○四半期に 1500 ドル以上の賃金を支払い</li> <li>○1 年間に 20 週以上は労働者を 1 人以上雇用 （農業は次のいずれかの要件を満たす事業主） <ul style="list-style-type: none"> <li>○四半期に 20000 ドル以上の賃金支払い</li> <li>○1 年間に 20 週以上は 10 人以上の労働者を雇用</li> </ul> </li> </ul> <p>（適用除外）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦政府職員、○外国政府職員、○国際機関職員</li> </ul> <p>※連邦政府職員、軍人、鉄道従業員については連邦政府等が運営する失業保険制度の適用を受ける</p>	
失業給付	受給要件	<p>（州ごとに異なるが一般的には次の 3 要件をすべて満たすこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○離職前直近 5 四半期中最初の 4 四半期間（算定期間）<sup>（注）</sup>中に一定の雇用期間及び一定の賃金があること</li> </ul> <p>例）</p> <p>ネブラスカ州：算定期間のうち最も高い四半期賃金が 1,850 ドル以上、別の四半期賃金が 800 ドル以上で、算定期間の賃金総額が 3,868 ドルを超えている者。</p> <p>ハワイ州：算定期間のうち、最低 2 四半期において就業し賃金を得て、算定期間の賃金総額が失業保険週給付額（算定期間のうち最も高い四半期賃金を 21 で割って算出）の 26 倍を超えている者。</p> <p>ノースカロライナ州：算定期間のうち、最低 2 四半期において就業し賃金を得て、算定期間の賃金総額が州平均の週当たり課税対象賃金の 6 倍（4,706 ドル）を超えている者。</p> <p>（注）算定期間については、多くの州で、この条件に代えて直近 4 四半期間など、別の算定期間内で一定の雇用期間及び賃金があれば受給を認めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○労働能力と労働の意思</li> <li>○事業主都合による失業（自己都合又は懲戒解雇は待機期間が設けられるか又は対象外）</li> </ul>

アメリカ 続き

失業給付	給付内容	給付水準	(州ごとに異なる) ○離職前賃金の約 50% ○週 5 ドルから 629 ドル (被扶養者がいると 943 ドル)  ※2010 年の平均支給額は 291 ドル ※失業給付は課税
		給付期間	(州ごとに異なる) ○多くの州で 26 週を上限 ○失業率が高い州では、13 週又は 20 週を追加 (延長給付) ※緊急失業補償により、最長で 99 週まで支給可能
財源		事業主負担の連邦失業保険税及び各州の失業保険税 (3 州においては本人負担がある) 各州は州失業保険税を財源とした失業保険信託基金を設けており、基金が枯渇した場合には連邦政府から借り入れる。	
費用負担		<p>(労働者) 多くの州で負担なし (アラバマ、ニュージャージー、ペンシルバニア州は労働者負担あり)</p> <p>(使用者) [連邦税] 賃金の 0.6% (上限 7000 ドル/年) ※連邦税は 6.0%とされているが、州の失業保険税を期日までに納めている場合には原則として (適用される州の失業保険税率に関わらず) 5.4%分が控除される。</p> <p>[州の税率] 賃金総額の 0.76 (%) (2010 年の平均税率) (上限は年の 7000 ドルから 37300 ドル)</p> <p>※連邦は以下のものを負担 ○延長給付の 100% (緊急暫定措置)、緊急失業補償による延長分の 100% ○雇用保険制度の監督に係る管理費 ○積立金が不足する州への融資</p>	
管理運営主体		州政府が主体となって制度の管理運営を行い、連邦労働省雇用訓練局が監督を行う。多くの州では、各州に設置されたワンストップ・キャリア・センターが給付業務を行う。	

資料：雇用保険課資料

厚生労働省『2007～2008 年海外情勢報告』、『2009～2010 年海外情勢報告』、『2010～2011 年海外情勢報告』

岡 伸一『失業保障制度の国際比較』 (学文社、2004)

JILPT ホームページ「海外労働情報」 (<http://www.jil.go.jp/foreign/index.html>)

アメリカ労働省ホームページ (アメリカのみ)

(<http://www.dol.gov/dol/topic/unemployment-insurance/index.htm>)

## イギリス

制度名		失業保険（抛出制求職者給付）		
根拠法		1995 年求職者給付法		
制度の概要		過去 2 年間に十分な国民保険(National Insurance)の保険料を支払っていた者が失業した際に支給される制度である。		
適用範囲		<p>○イギリスにおける雇用者で、18 歳から年金支給開始年齢までの者（男 65 歳、女 60 歳）であって、イギリスに居住している者（16 歳及び 17 歳の者には例外がある）</p> <p>※女性は 2018 年 11 月までに 65 歳とすることが決まっており、現在引上げ中。</p>		
失業給付	受給要件	<p>(保険料抛出に基づく給付)</p> <p>○過去 2 年間に 1 年間の国民保険料納付していること          ※2 年間のうち、どちらかの 1 年間で最低 26 週分の納付を行っており、かつ、合計で最低 50 週分の納付を行っていること</p> <p>○失業又は週 16 時間未満の仕事に従事していること</p> <p>○積極的な求職活動を行っており、直ちに就職できること</p> <p>○週 40 時間以上の就労が可能であること</p> <p>○求職者協定を締結しており、2 週間に 1 回ジョブセンター・プラスを来所していること</p> <p>○現在フルタイムの教育を受けていないこと</p> <p>○所得補助を受けていないこと</p> <p>○イギリスに在住していること</p> <p>※以下のいずれかの要件を満たす失業者には給付制限が課される（1～26 週）</p> <p>○正当な理由のない自己都合離職</p> <p>○違法行為による解雇</p> <p>○ジョブセンター・プラスからの指示に従った求職活動を行わない</p> <p>○正当な理由なく、職業紹介を拒否</p> <p>○雇用プログラムや訓練施策への参加拒否</p>		
	給付内容	給付水準	<p>16 歳から 24 歳：週 53.45 ポンド（2011 年度）</p> <p>25 歳以上：週 67.50 ポンド（2011 年度）</p> <p>※パートタイム労働による収入がある場合や週 50 ポンドを超える年金を受給している場合には、収入を得た分に相当する額が求職者給付の受給額から減額される。</p> <p>他に住宅給付、地方税給付、児童給付、児童税額控除、食費補助等が給付されており、例えばカップル＋子供 1 人の離職者の場合、週 262.46 ポンドが支給されるとの試算を雇用年金省が公表している（2009 年）</p> <p>※失業給付は課税</p>	
		給付期間	最大 182 日間(26 週)	
財源		原則として労使の負担する国民保険料（財源が不足した場合には国庫負担がある）		

海外の失業保険制度

イギリス 続き

費用負担	<p>[国民保険の保険料率]</p> <p>(労働者) 週の賃金が 139 ポンドから 817 ポンド : 139 ポンド以上の部分の 12% 週の賃金が 817 ポンド以上 : 817 ポンドを超えた部分に 2%加算</p> <p>(使用者) 週の賃金の 110 ポンドを超える部分の 12.8%</p> <p>(国) ①保険料が給付に不足する等により、国民保険会計全体として支出が収入を上回った場合、国庫（一般会計）が不足分を負担可能 ②求職者給付のための積立金は存在しない</p>
管理運営主体	<p>労働・年金省が制度を定め、関係行政機関であるジョブセンター・プラスが給付業務を行う。</p>

資料：アメリカに同じ



## ドイツ

制度名		失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	
根拠法		社会法典第 3 編 (SGB III)	
制度の概要		社会保険料を財源とする失業給付であり、失業給付の受給者に対しては、現金が支給される失業給付に加え、職業紹介、職業相談、起業支援策などの支援が実施される。	
適用範囲		週 15 時間以上の労働に従事する 65 歳未満の全雇用者 ※公務員、軍人、フルタイムの学生、ミニジョブ従事者は適用除外 ※自営業者も加入可能	
失業給付	受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2 年間の間に 12 月以上の加入期間</li> <li>○失業</li> <li>○公共職業安定所に求職登録</li> <li>○週 15 時間の仕事の探索</li> <li>○紹介される仕事に応じることが可能</li> <li>※2012 年 8 月までの暫定措置として、有期雇用者については、通算 6 か月以上の加入期間があれば、失業給付 I を受給できる特別規程が存在</li> <li>※12 週間の給付制限が以下のいずれかの要件を満たす場合に課される <ul style="list-style-type: none"> <li>○自己都合離職</li> <li>○懲戒解雇</li> <li>○紹介された職又は訓練に応じない</li> </ul> </li> </ul>	
	給付内容	給付水準	<p>従前の賃金の 60% (扶養する子どもがいる場合は 67%)</p> <p>※失業給付は非課税</p>
		給付期間	<p>(被保険者期間：給付期間)</p> <p>12 月以上：6 月</p> <p>16 月以上：8 月</p> <p>20 月以上：10 月</p> <p>24 月以上：12 月</p> <p>30 月以上 (50 歳以上の場合)：15 月</p> <p>36 月以上 (55 歳以上の場合)：18 月</p> <p>48 月以上 (58 歳以上の場合)：24 月</p>
財源		原則として社会保険料負担 (労使折半)。不足分は政府が負担する (補足参照)。	
費用負担		<p>(労働者)</p> <p>1.5% (年間保険料算定限度 (2012 年)：旧西ドイツ地域 67200 ユーロ、旧東ドイツ地域 57600 ユーロ)</p> <p>(使用者)</p> <p>1.5% (年間保険料算定限度 (2012 年)：旧西ドイツ地域 67200 ユーロ、旧東ドイツ地域 57600 ユーロ)</p> <p>(連邦)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦雇用エージェンシーが給付支払い義務を履行できない場合、国による無利子の貸付制度が存在 (法第 364 条)</li> </ul>	
管理運営主体		連邦雇用エージェンシーが制度を定め、地域行政機関である公共職業安定所 (AA) が給付業務を行う。保険料徴収は疾病金庫が行う。	

資料：アメリカに同じ

フランス

制度名		失業保険（雇用復帰支援手当＝ARE）	
根拠法		労働協約（2011年5月16日締結）及び労働法典L5422-1条	
制度の概要		<p>1958年に労使代表が協約を締結することにより創設された。設立当初から今日に至るまで労使による自主運営が行われており、政府の介入は最小限に抑えられている。労働法典に盛り込まれた失業保険に関する規定の適用方法に関する措置は協約を通じて定めることになっており、代表権を持つ労使団体は、失業保険の保険料率、手当の支給額等について団体交渉を行い2年ないし3年にわたる協約を締結する。政府がこの協約を締結すると民間企業すべてに協約が適用される。</p>	
適用範囲		すべての労働者 ※公務員、公営企業職員等は適用除外	
失業給付	受給要件	<p>（すべてを満たすこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○非自発的失業であること（注）。ただし、非自発的失業であっても、4月間再就職できない場合には個別審査の後に受給することがある。</li> <li>○離職前28月のうち（50歳以上の場合は36ヶ月のうち）、4月の加入期間（122日又は610時間の労働）</li> <li>○実質的かつ継続的に求職（求職登録又は個別就職計画に記載された訓練への参加と月1回の報告）</li> <li>○年金支給開始年齢（現在62歳まで引き上げ途上）に未到達。ただし、保険料納付期間が満額受領できる四半期数に達していない場合は、当該期間まで又は満額年金受給開始年齢まで受給可能。</li> <li>○就労活動に必要な身体能力があること。</li> <li>○雇用局に求職者として登録されていること。</li> </ul> <p>（注）転居、期限の定めのない契約への移行などの正当な理由のある辞職を除く。</p>	
		給付内容	給付水準
	給付期間		
財源		加入時の事業主拠出金、労使の保険料（一般保険料及び特殊保険料）	

## フランス 続き

費用負担	(労働者) 2.4% (課税上限は月 12124 ユーロ) (使用者) 4.0% (課税上限は月 12124 ユーロ) (国) 国庫負担 (一般会計) なし
管理運営主体	失業保険制度に関する措置の立案、財政運営は、労使により設立された公益法人である全国商工業雇用連合 (Unedic) が担当している。求職者登録や給付業務は公共雇用サービスを遂行する国の公共機関である雇用センター (Pôle emploi) が行っている。

資料：アメリカに同じ

海外の失業保険制度

カナダ

制度名		雇用保険	
根拠法		雇用保険法（1996年）	
制度の概要		雇用保険法に基づき、失業中の者、疾病・出産・介護により就業できない者、生命の危険がある家族の介護のために就業できない者等を対象として、一時的に収入の補助を行う。	
適用範囲		<ul style="list-style-type: none"> <li>○自らの意志や過失によらず失職し、就業可能であるが職を見つけることができない者</li> <li>○産前・産後休暇、育児休暇、病気休暇の取得者</li> <li>○26週以内に死亡する危険のある家族の看護のために就業できない者</li> <li>○個人の漁業従事者</li> </ul>	
失業給付	受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①失職者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○失職期間が連続7日以上</li> <li>○申請前52週間又は以前の申請以降、保険対象となる就業時間が一定（地域の失業率に応じて定められる420～700時間）以上あること。</li> </ul> </li> <li>②産前・産後休暇、育児休暇、病気休暇の取得者</li> <li>③26週間以内に死亡する危険のある家族の看護のために就業できない者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○週給が40%以上減少</li> <li>○申請前52週間又は以前の申請以降、保険対象となる就業時間が600時間以上あること。</li> </ul> </li> <li>④個人の漁業従事者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○申請前31週間において、漁業による収入が一定（地域の失業率に応じて定められる2,500～4,200加ドル）以上あること。</li> </ul> </li> </ul>	
	給付内容	給付水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給要件①～④とも</li> <li>○保険対象の平均収入（2012年1月現在、年間最大45,900加ドル）の55%</li> </ul>
		給付期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の失業率及び保険の対象となる就業時間に応じて14～45週間</li> <li>②最大50週間</li> <li>③最大6週間</li> <li>④最大26週間</li> </ul>
財源		雇用者と被雇用者に課せられる雇用保険の掛け金	
費用負担		<p>（労働者）</p> <p>1.83%（保険対象所得の上限は年間45,900ドル）（2012年）</p> <p>ケベック州は1.47%</p> <p>（使用者）</p> <p>2.562%（保険対象所得の上限は年間45,900ドル）（2012年）</p> <p>ケベック州は2.058%</p>	
管理運営主体		人的資源・社会開発省が管轄している。人的資源・社会開発省の下に連邦政府の機関であるサービス・カナダが置かれ、雇用保険の給付事務を含む連邦政府が提供する様々なサービスを省庁の所管にとらわれず、一元的に国民に提供している。	

資料：アメリカに同じ

(補足)

## 海外の失業保険制度 財政の観点から

各国の情報整理にあたっては、以下の資料を適宜参照している。

- ・ 雇用保険課資料
- ・ 厚生労働省『2007～2008年海外情勢報告』、『2009～2010年海外情勢報告』
- ・ 岡 伸一『失業保障制度の国際比較』（学文社、2004）
- ・ JILPT ホームページ「海外労働情報」<http://www.jil.go.jp/foreign/index.html>

## 1 アメリカ

アメリカの失業保険制度は、連邦政府失業税法に従って、各州が独自の制度を管理運営する仕組となっている。財源は、連邦失業保険税と各州の失業保険税である。ほとんどの州は、事業主のみの負担となっている。

各州は、州失業保険税を財源とした「失業保険信託基金」を設けている。州が徴収した失業保険税は、連邦が管理する失業保険信託基金の州の口座に預託される。この基金が枯渇した場合には、連邦政府から借り入れる。

アメリカ労働省HPをみると、財政状況を含め、各州の失業保険制度の状況を示す一覧表 (<http://www.workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/content/data.asp>) がある。そこでは財政状況の指標として、

- ①Reserve Ratio (Trust Fund As % Of Total Wages)、
- ②High Cost Multiple、
- ③Average High Cost Multiple

が用いられている。

①の Reserve Ratio とは、州失業保険税の課税対象事業主の賃金総額に対する基金残高の割合である。

②の High Cost Multiple とは、Reserve Ratio を、賃金総額に対する給付額の割合である Cost Rate の過去の最高値で割ったものである。

③の Average High Cost Multiple とは、直近の3回の景気後退もしくは20年の期間でみて上位3つの Cost Rate の平均で、Reserve Ratio を割ったものである。High Cost Multiple が保守的過ぎるという懸念のもと、1990年代に採用された。

(参考資料)

- ・ アメリカ労働省ホームページ <http://www.dol.gov/>
- ・ National Employment Law Project, "Unemployment Insurance Financing: Examining State Trust Funds Facing Recession", "Lessons Left Unlearned: Unemployment Insurance Financing

After the Great Recession”

- Advisory Council on Unemployment Compensation, “Collected Findings and Recommendations: 1994-1996”
- 中窪裕也「アメリカの失業保険制度」『労働法律旬報』1684号（2008年）

## 2 イギリス

イギリスの失業保険に相当する拠出制求職者給付（Contribution-based Jobseeker's Allowance）の財源は、原則として労使の負担する国民保険料で、財源が不足した場合には国庫負担がある。

イギリスには、医療保障と公的扶助制度を除き、年金、失業、業務上災害等に係る給付を総合的・一元的に行う制度がある。具体的には、退職年金（基礎年金（Basic State Pension）、国家第二年金（State Second pension）（旧所得比例年金）、就労不能給付（Incapacity Benefit）、遺族関連給付（遺族一時金、有子遺族手当、遺族手当）、求職者手当（Jobseeker's Allowance）、業務災害障害給付等の給付を行う。

「失業保険の固有の拠出率は定められていない。あくまで国民保険の拠出率のみが設定されている」とされ<sup>(注)</sup>、失業保険部分の収入を単独で把握することは不可能な状況である。

(注) 岡 伸一『失業保障制度の国際比較』（学文社、2004）

第1章 欧州大国の失業保障 — 第4節 イギリスの失業保障 p.29

## 3 ドイツ

ドイツの失業保険制度「失業給付 I（ALG I）」は、「連邦雇用エージェンシー」（BA）が管理運用する。

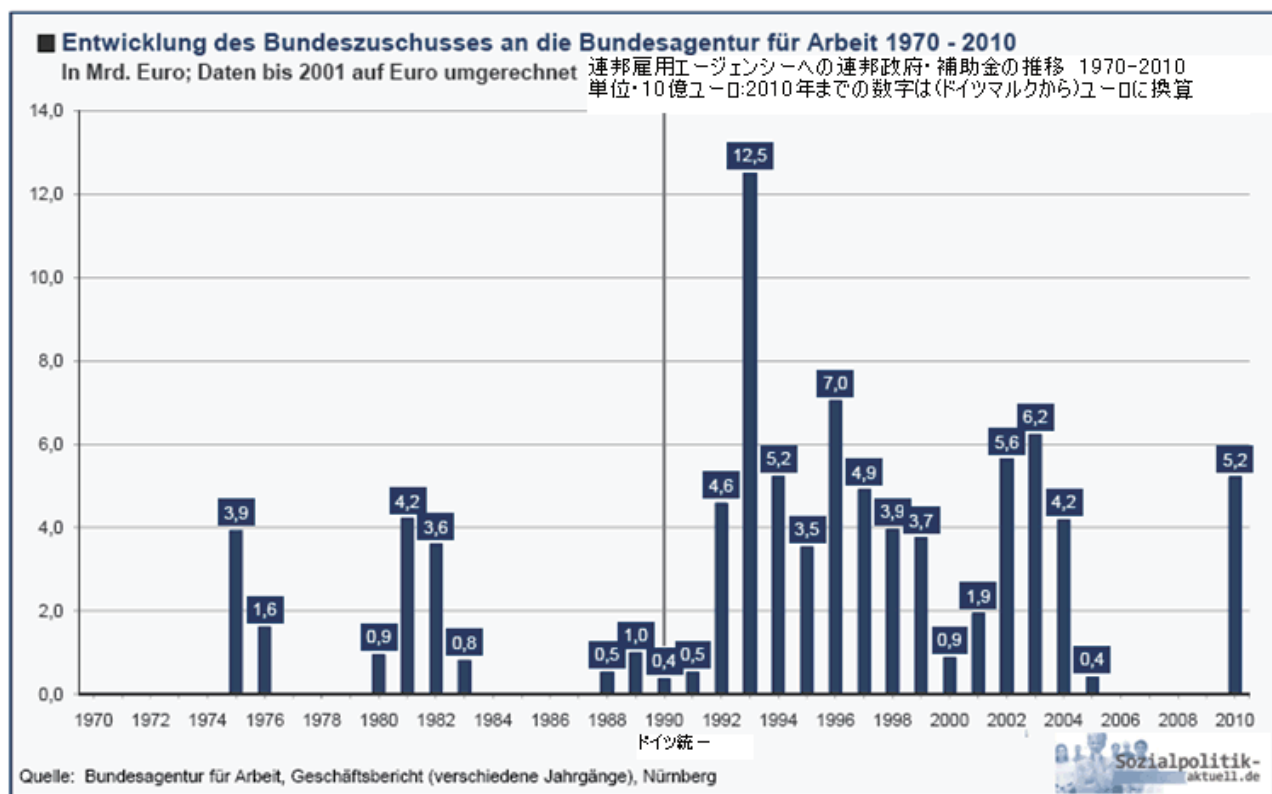
財源は、原則として労使折半の社会保険料である。

不足する場合は、連邦政府の無利子貸付金<sup>(注1)</sup>及び赤字を補填するための連邦政府補助金によって賄われる。

連邦政府の補助金の推移をみると（下グラフ）<sup>(注2)</sup>、ドイツ統一（1990年）前後から2005年までの間、常に補助金を必要としていたことがわかる。最も高い補助金が必要となったのは、旧東ドイツ地域が連邦に加わった直後の1993年で、125億ユーロにのぼっている。

2006年には補助金を必要としなくなり、同年の剰余金の額は112億ユーロ、翌2007年には66億ユーロで、剰余金は合計179億ユーロに達した。

しかし2008～9の両年で、リーマン・ショックによる雇用情勢悪化によりほとんどが取り崩され、29億ユーロまで減少し、さらに2010年には約81億ユーロの赤字が発生し、剰余金で賄えない52億ユーロの補助金を受けることとなった。



2011 年は、予算策定当初には赤字が想定され、2005 年以来交付されていなかった連邦政府からの貸付約 54 億ユーロが予算に計上されていたが、決算段階では順調な雇用情勢の推移により 0.4 億ユーロの余剰金を計上している<sup>(注 3)</sup>。

(注 1)無利子貸付金は社会法典第 3 卷(SGBⅢ)364 条(第 1 項)に規定されている。同条(第 2 項)では、連邦雇用エージェンシーの収入が支出を上回った際には直ちに貸付金を返済しなければならないと定めているが、同 365 条において、当年度あるいは次年度までに返済することが可能であるとしている。

(注 2)連邦雇用エージェンシーへの連邦政府・補助金の推移 1970-2010

(グラフ及び解説) 資料:www.sozialpolitik-aktuell.de/ [運営:Duisburg-Essen 大学/労働・職業能力研究所(IAQ)]

(注 3)連邦雇用エージェンシー (BA) 年次報告書

#### 4 フランス

フランスの失業保険制度は、制度設計と財政を労使により設立された公益法人である「全国商工業雇用連合」(以下「Unédic」)が担当し、求職者登録や給付業務を、公共雇用サービ

## 海外の失業保険制度

スを遂行する国の公共機関である雇用センター（Pôle emploi）が担当する。

Unédic は、ナショナルセンターとしての代表性を有する 5 つの労働組合

CGT（フランス労働総同盟）、CFDT（フランス民主労働総同盟）、CGT-FO（労働者の力）、

CFTC（フランスキリスト教労働者同盟）、CFE-CGC（フランス幹部職総同盟）

と、3 つの使用者団体

MEDEF（フランス企業運動）、CGPME（中小企業総連盟）、UPA（手工業連合会）

から構成される。

制度の諸規定は、労使が締結する協約に定められている。現在効力を有する協約は、2011 年 5 月 6 日協約である。

現行の保険料率は、税引前給与額の 6.4%（使用者負担率は 4.0%、労働者負担率は 2.4%）である。ただし、半期ごとの収支報告で 5 億ユーロ以上の黒字となった場合、次期の保険料を最大で 0.5 ポイント引き下げることが協約に明記されている。

雇用保険課資料によると、2011 年 5 月 6 日労使協約においては、失業保険財政は複数年の期間における財政的均衡を図ることとされている。

同協約第 7 条には、景気動向の変動期における給付金及び保険料の安定の保障を目的とした積立金が規定されている。この規定は 2006 年 1 月 18 日協約において初めて設けられたもので、理論的、法規的には積立金が存在していると言える。ただし近年は、失業保険制度の赤字が続いているため、実際には積立金は存在していない。この積立金の適正規模については、労使協約に規定はなく、また、失業保険財政が非常に厳しい状況にあることから議論も行われていない。今後、失業保険の財政が好転した場合には議論もされるであろうが、使用者側は、競争力強化の観点から保険料率の引き下げを求める可能性がある。

2011 年 5 月 6 日労使協約には、保険料率の引き下げの規定があり、直近 2 半期財政収支の結果が少なくとも 5 億ユーロの黒字であること、及び累積赤字のレベルが直近 12 月の平均を基にした保険料総額の 1.5 か月分以下であること、の 2 つの条件を満たす場合には、1 月 1 日又は 6 月 1 日に保険料率を引き下げることとされている。ただし、年間の保険料率の引き下げは 0.4% を超えることはできない。

また、一般的に、労使代表は、失業保険制度の財政的均衡を確保するよう保険料率及び給付の内容を決定することとされている。労使代表が必要と判断するときは、保険料率や給付の内容を修正する。

現在、失業保険制度の収支は赤字が累積しているが、Unédic は、政府保証の債券を発行して市場から必要な資金を調達している。Unédic は、スタンダード&プアーズ社などによる格付け対象である。



# 附属統計表

- 第1章 図の基礎データ
- 雇用保険各種データ（年次）
- 雇用保険各種データ（月次）

原則として雇用保険事業年報から転記したものである。毎月勤労統計調査による統計など、雇用保険の業務統計以外の統計については出所を記してある。制度上、統計のない年度は－又は＊を、入手できなかった年度は…を入れてある。



第1章 図の基礎データ  
失業等給付に係る収支等

図1-1～1-4、1-10  
(二事業に係る分は除く)

2-1

年度	収入				支出			差引剰余
	うち保険料収入	うち失業等給付に係る国庫負担金	うち求職活動支援事業に係る国庫負担金		うち失業等給付費	うち就職支援法事業		
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
1975	7,398	4,992	2,091	-	7,419	7,065	-	△ 21
1976	7,041	4,936	1,743	-	7,161	6,772	-	△ 120
1977	8,033	5,573	1,987	-	8,087	7,565	-	△ 54
1978	8,832	5,983	2,277	-	9,153	8,722	-	△ 321
1979	9,981	6,961	2,518	-	9,295	8,600	-	686
1980	10,676	7,661	2,229	-	10,089	9,554	-	587
1981	11,701	8,337	2,747	-	11,627	11,054	-	74
1982	12,661	8,878	3,212	-	12,892	12,321	-	△ 231
1983	13,278	9,327	3,390	-	13,556	12,980	-	△ 278
1984	13,278	9,671	3,016	-	14,119	13,486	-	△ 840
1985	14,236	10,498	3,059	-	11,829	11,078	-	2,408
1986	14,941	11,128	2,852	-	12,675	11,941	-	2,266
1987	15,591	11,594	2,967	-	12,806	11,920	-	2,785
1988	15,946	12,106	2,516	-	11,365	10,410	-	4,581
1989	16,861	13,186	2,213	-	10,678	9,804	-	6,183
1990	18,478	14,387	2,317	-	10,644	9,687	-	7,834
1991	20,514	15,662	2,492	-	11,514	10,477	-	9,001
1992	19,254	13,713	2,547	-	13,475	12,458	-	5,779
1993	18,187	12,266	2,790	-	16,127	14,960	-	2,061
1994	17,797	12,270	2,490	-	17,996	17,045	-	△ 199
1995	18,593	12,457	3,374	-	20,221	19,036	-	△ 1,628
1996	18,414	12,650	3,273	-	21,358	20,154	-	△ 2,944
1997	19,423	12,923	4,388	-	23,203	21,939	-	△ 3,780
1998	17,397	12,929	3,078	-	27,018	25,762	-	△ 9,621
1999	17,317	12,335	4,012	-	27,806	26,550	-	△ 10,489
2000	16,239	12,164	3,354	-	26,660	25,138	-	△ 10,421
2001	23,830	18,251	4,884	-	27,275	26,007	-	△ 3,445
2002	25,886	19,211	6,417	-	26,820	25,292	-	△ 934
2003	25,321	20,242	4,494	-	21,321	19,618	-	4,000
2004	25,377	20,435	4,267	-	17,416	14,672	-	7,962
2005	28,978	23,856	3,462	-	16,972	13,772	-	12,006
2006	28,764	24,528	1,953	-	15,261	12,803	-	13,503
2007	22,214	19,402	1,190	-	14,917	12,598	-	7,297
2008	22,896	19,664	1,604	-	15,907	13,496	-	6,989
2009	20,508	12,790	5,887	-	22,481	19,805	-	△ 1,973
2010	20,467	17,858	702	-	18,221	16,616	-	2,246
2011	20,919	18,658	1,281	167	17,946	16,543	110	2,973

注1) 積立金には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき額が含まれる。

2) 2010年度の積立金は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(370億円)が減額されている。

3) 数値はそれぞれ四捨五入している。

4) 保険料率の欄の2002年度の0.0175(失業等給付分0.014)は10月以降である。  
2003、2004年度の失業等給付分は本則0.016のところ附則で0.014とされた。

第1章 図の基礎データ  
失業等給付に係る収支等

図1-1～1-4、1-10  
(二事業に係る分は除く)

2-2

年度	積立金	保険料率			被保険者数		毎月勤労統計調査		
		失業等給付分	二事業分	一般、高年齢継続及び短期雇用特例の計	一般、短期雇用特例、日雇の計	現金給与総額指数 2010年=100 30人以上	月間現金給与総額 5人以上	同一般労働者 5人以上	
	億円				人		円	円	
1975	5,127	0.0130	0.010	0.0030	23,555,512	…	48.6	-	-
1976	5,007	0.0130	0.010	0.0030	23,811,975	…	54.3	-	-
1977	4,954	0.0130	0.010	0.0030	24,024,919	…	58.7	-	-
1978	4,633	0.0135	0.010	0.0035	24,254,398	…	62.3	-	-
1979	5,319	0.0145	0.011	0.0035	24,762,321	…	66.0	-	-
1980	5,905	0.0145	0.011	0.0035	25,339,133	…	70.0	-	-
1981	5,979	0.0140	0.011	0.0030	25,883,928	…	73.7	-	-
1982	5,748	0.0145	0.011	0.0035	26,362,245	26,509,851	76.8	-	-
1983	5,470	0.0145	0.011	0.0035	26,709,021	26,860,311	78.7	-	-
1984	4,630	0.0145	0.011	0.0035	27,135,114	27,287,814	81.5	-	-
1985	7,038	0.0145	0.011	0.0035	27,811,023	27,530,429	83.9	-	-
1986	9,304	0.0140	0.011	0.0030	28,219,487	27,948,984	85.8	-	-
1987	12,089	0.0140	0.011	0.0030	28,793,077	28,515,647	87.6	-	-
1988	16,670	0.0145	0.011	0.0035	29,625,599	29,327,363	90.9	-	-
1989	22,853	0.0145	0.011	0.0035	30,541,766	30,179,943	94.8	-	-
1990	30,687	0.0145	0.011	0.0035	31,568,538	31,024,173	99.1	329,443	-
1991	39,687	0.0145	0.011	0.0035	32,516,944	32,082,696	102.4	345,358	-
1992	45,466	0.0125	0.009	0.0035	33,245,955	32,756,593	103.8	352,333	-
1993	47,527	0.0115	0.008	0.0035	33,580,924	33,050,140	104.8	352,744	396,218
1994	47,328	0.0115	0.008	0.0035	33,814,818	33,260,756	106.7	358,455	403,379
1995	45,699	0.0115	0.008	0.0035	33,980,731	33,412,674	108.3	362,510	408,425
1996	42,755	0.0115	0.008	0.0035	34,199,129	33,616,545	110.7	365,810	413,573
1997	38,975	0.0115	0.008	0.0035	34,386,556	33,784,150	111.9	371,670	422,678
1998	29,354	0.0115	0.008	0.0035	34,195,329	33,598,047	110.1	366,481	419,095
1999	18,865	0.0115	0.008	0.0035	33,901,542	33,320,341	109.0	353,679	416,867
2000	8,443	0.0115	0.008	0.0035	33,905,004	33,318,650	108.7	355,474	421,195
2001	4,998	0.0155	0.012	0.0035	34,110,675	33,516,977	107.1	351,335	419,480
2002	4,064	0.0175	0.014	0.0035	33,961,866	33,367,754	104.3	343,480	413,752
2003	8,064	0.0175	0.014	0.0035	34,131,811	33,537,226	104.0	341,898	414,089
2004	16,026	0.0175	0.014	0.0035	34,694,335	34,087,464	103.6	332,784	413,325
2005	28,032	0.0195	0.016	0.0035	35,296,351	34,644,589	104.9	334,910	416,452
2006	41,535	0.0195	0.016	0.0035	36,138,166	35,414,828	105.7	335,774	417,933
2007	48,832	0.0150	0.012	0.0030	37,128,266	36,323,446	104.9	330,313	413,342
2008	55,821	0.0150	0.012	0.0030	37,817,572	36,930,287	103.3	331,300	414,449
2009	53,870	0.0110	0.008	0.0030	37,663,543	36,745,649	99.1	315,294	398,101
2010	55,746	0.0155	0.012	0.0035	38,243,252	37,318,362	100.1	317,321	402,730
2011	58,719	0.0155	0.012	0.0035	38,629,679	37,677,989	100.2	316,792	403,563

被保険者の種類別にみた被保険者数(月平均)

年度	一般被保険者、 高年齢継続被保険者 短期雇用特例被保険者	一般被保険者	高年齢継続 被保険者	短期雇用特例 被保険者	日雇労働 被保険者
	人	人	人	人	人
1996	34,199,129	33,304,180	636,564	258,385	53,980
1997	34,386,556	33,488,984	653,662	243,911	51,255
1998	34,195,329	33,317,528	646,854	230,947	49,572
1999	33,901,542	33,052,958	628,609	219,976	47,407
2000	33,905,004	33,063,069	632,178	209,758	45,823
2001	34,110,675	33,277,464	637,143	196,068	43,445
2002	33,961,866	33,143,535	633,214	185,116	39,103
2003	34,131,811	33,327,589	630,572	173,650	35,987
2004	34,694,335	33,891,135	640,208	162,992	33,337
2005	35,296,351	34,464,199	681,532	150,620	29,770
2006	36,138,166	35,247,797	749,582	140,787	26,244
2007	37,128,266	36,164,864	829,458	133,944	24,638
2008	37,817,572	36,787,524	911,842	118,207	24,556
2009	37,663,543	36,612,254	941,940	109,350	24,045
2010	38,243,252	37,195,060	946,528	101,664	21,638
2011	38,629,679	37,564,002	971,722	93,956	20,031

雇用者数、一般被保険者数

年 年度	雇用者数 (労働力調査) 注			一般被保険者数			
	65歳未満	65歳以上		うち短時間 被保険者	資格 取得者数	資格 喪失者数	
	万人 月平均	万人 月平均	万人 月平均	人 月平均	人 月平均	人 年間	人 年間
1975	3,646	3,557	89				
1976	3,712	3,622	90				
1977	3,769	3,677	92				
1978	3,799	3,705	94				
1979	3,876	3,781	95				
1980	3,971	3,869	102				
1981	4,037	3,933	104				
1982	4,098	3,999	99	25,801,236		4,534,107	4,153,598
1983	4,208	4,110	98	26,156,090		4,563,190	4,188,849
1984	4,265	4,166	99	26,590,332		4,689,629	4,259,295
1985	4,313	4,213	100	26,948,821		5,023,579	4,256,744
1986	4,379	4,278	101	27,389,633		4,701,972	4,301,340
1987	4,428	4,325	103	27,984,974		5,208,395	4,314,234
1988	4,538	4,430	108	28,834,044		5,439,648	4,531,901
1989	4,679	4,561	118	29,719,230		5,644,660	4,710,774
1990	4,835	4,706	129	30,591,691		5,809,219	4,898,779
1991	5,002	4,855	147	31,681,362	260,851	6,005,291	5,055,183
1992	5,119	4,956	163	32,380,950	347,901	5,703,613	5,013,271
1993	5,202	5,030	172	32,698,627	424,262	5,262,847	4,881,917
1994	5,236	5,059	177	32,924,623	438,758	5,433,319	4,996,190
1995	5,263	5,080	183	33,088,666	488,055	5,350,933	5,013,449
1996	5,322	5,132	190	33,304,180	565,580	5,685,047	5,293,904
1997	5,391	5,189	202	33,488,984	654,012	5,904,647	5,652,426
1998	5,368	5,164	204	33,317,528	743,598	5,526,666	5,586,907
1999	5,331	5,124	207	33,052,958	838,603	5,507,369	5,494,581
2000	5,356	5,148	208	33,063,069	941,652	6,113,263	5,870,447
2001	5,369	5,157	212	33,277,464	1,278,637	6,574,434	6,312,828
2002	5,331	5,112	219	33,143,535	1,489,105	6,602,828	6,404,461
2003	5,335	5,117	218	33,327,589	1,666,751	6,814,539	6,327,372
2004	5,355	5,141	214	33,891,135	1,804,450	7,234,525	6,411,770
2005	5,393	5,165	228	34,464,199	1,922,663	7,469,672	6,680,150
2006	5,472	5,224	248	35,247,797	2,025,651	7,982,289	6,898,058
2007	5,523	5,251	272	36,164,864		8,020,194	6,746,594
2008	5,524	5,232	292	36,787,524		7,229,092	6,960,049
2009	5,460	5,155	305	36,612,254		6,668,065	6,216,151
2010	5,463	5,149	314	37,195,060		7,200,243	6,235,646
2011	5,508	5,190	318	37,564,002		7,227,023	6,644,052

- 注1) 雇用者数は暦年平均である。  
 2) 雇用者数の2011年平均は、岩手、宮城、福島を含む全国数値の補完推計値である。  
 3) 65歳未満は、全体から65歳以上の数を差し引いて得た。  
 4) 2011年の65歳以上の数は補完推計値がないため、岩手、宮城および福島の3県を除く65歳以上の雇用者数の増減率だけ、2010年の65歳以上雇用者数を変化させて得た。下表下線を付けた数である。

年	岩手、宮城および福島 の3県を除く65歳以上の 雇用者数	65歳以上 雇用者数
2010	304	314
2011	308	<u>318</u>

## 一般被保険者 被保険者数、資格取得者数、資格喪失者数 年齢階級別 9-1

年度	被保険者数 (月平均)									
	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	男女計									
1990	956,379	4,460,796	4,207,303	3,288,149	3,545,952	4,232,936	3,553,235	2,996,889	2,304,506	1,045,547
1991	963,889	4,772,580	4,252,949	3,354,058	3,471,117	4,532,528	3,503,379	3,178,101	2,481,816	1,170,945
1992	926,252	4,857,364	4,435,935	3,440,121	3,373,729	4,440,103	3,686,169	3,328,140	2,618,607	1,274,531
1993	823,627	4,857,695	4,576,874	3,505,969	3,322,959	4,209,983	3,915,326	3,464,378	2,693,638	1,328,262
1994	704,171	4,791,134	4,706,519	3,587,681	3,328,040	3,954,608	4,152,300	3,625,452	2,728,809	1,345,911
1995	610,840	4,680,068	4,803,134	3,719,461	3,325,773	3,766,367	4,440,755	3,565,011	2,798,879	1,378,382
1996	544,764	4,531,581	5,071,177	3,729,157	3,351,303	3,632,779	4,663,077	3,444,457	2,923,020	1,412,865
1997	504,694	4,332,170	5,193,608	3,883,080	3,425,558	3,521,012	4,543,780	3,604,269	3,048,396	1,432,418
1998	458,960	4,035,369	5,277,439	4,002,480	3,471,929	3,451,541	4,281,040	3,797,016	3,134,588	1,407,168
1999	395,415	3,706,300	5,337,013	4,116,497	3,525,465	3,429,449	3,982,882	3,974,385	3,213,489	1,372,065
2000	353,156	3,466,344	5,380,751	4,242,188	3,656,955	3,427,763	3,788,264	4,227,480	3,136,847	1,383,323
2001	341,610	3,284,839	5,334,775	4,527,421	3,688,169	3,483,595	3,683,972	4,447,320	3,027,672	1,458,092
2002	318,774	3,108,078	5,194,088	4,664,263	3,822,753	3,547,668	3,554,667	4,282,945	3,124,489	1,525,811
2003	301,575	2,972,445	5,048,846	4,844,163	3,984,537	3,636,912	3,530,968	4,082,396	3,337,423	1,588,324
2004	298,985	2,918,564	4,934,456	5,039,082	4,178,169	3,766,257	3,586,837	3,883,260	3,590,680	1,694,847
2005	299,158	2,916,470	4,839,735	5,161,779	4,335,707	3,936,007	3,628,103	3,748,164	3,879,692	1,719,385
2006	302,644	2,966,298	4,781,171	5,228,347	4,683,755	3,996,859	3,711,624	3,681,159	4,129,782	1,766,158
2007	310,533	3,023,879	4,772,631	5,247,216	4,923,283	4,216,874	3,857,637	3,645,106	4,112,080	2,055,627
2008	308,369	2,997,552	4,748,150	5,177,927	5,140,636	4,409,113	3,982,556	3,663,372	3,978,288	2,381,560
2009	288,828	2,851,663	4,647,908	4,996,691	5,245,125	4,526,184	4,051,603	3,675,332	3,741,780	2,587,140
2010	272,112	2,752,155	4,650,396	4,937,488	5,396,118	4,713,694	4,256,004	3,745,141	3,637,000	2,834,952
2011	274,828	2,673,180	4,618,762	4,840,706	5,426,134	5,050,635	4,287,980	3,809,911	3,559,326	3,022,541

## 一般被保険者 被保険者数、資格取得者数、資格喪失者数 年齢階級別 9-2

年度	被保険者数 (月平均)										
	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	人
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	男性										
1990	476,594	2,108,033	2,762,447	2,518,539	2,676,417	3,052,077	2,458,735	2,043,379	1,649,562	782,549	
1991	487,192	2,276,032	2,764,157	2,537,822	2,594,422	3,201,502	2,396,036	2,143,557	1,748,053	871,658	
1992	474,438	2,329,619	2,848,165	2,581,861	2,517,287	3,110,607	2,515,058	2,238,866	1,827,198	940,953	
1993	429,280	2,341,647	2,913,096	2,612,950	2,480,671	2,942,530	2,666,726	2,330,465	1,867,714	970,499	
1994	377,013	2,322,532	2,966,410	2,649,455	2,476,112	2,752,459	2,809,935	2,432,421	1,883,439	972,139	
1995	334,935	2,282,373	2,998,171	2,720,454	2,461,730	2,617,945	2,982,675	2,392,074	1,924,220	986,498	
1996	301,092	2,216,884	3,149,841	2,702,067	2,464,334	2,521,135	3,106,086	2,311,438	2,001,212	1,005,507	
1997	277,890	2,120,190	3,204,521	2,780,392	2,497,458	2,434,590	3,001,466	2,411,046	2,080,424	1,013,460	
1998	252,399	1,968,936	3,230,050	2,837,170	2,514,161	2,380,889	2,813,374	2,529,254	2,134,429	990,036	
1999	219,806	1,801,298	3,232,551	2,888,017	2,537,343	2,360,296	2,608,956	2,632,650	2,181,563	961,995	
2000	196,686	1,679,405	3,220,181	2,935,764	2,607,430	2,343,711	2,474,310	2,780,992	2,133,892	967,615	
2001	188,204	1,583,117	3,152,409	3,083,748	2,580,009	2,332,992	2,365,765	2,871,186	2,047,570	1,016,039	
2002	175,021	1,492,664	3,030,572	3,127,940	2,638,031	2,342,392	2,254,611	2,720,063	2,085,182	1,055,541	
2003	165,188	1,424,144	2,905,012	3,191,240	2,711,139	2,372,472	2,216,123	2,561,632	2,203,583	1,093,989	
2004	165,499	1,398,341	2,805,042	3,265,767	2,809,090	2,436,201	2,234,477	2,417,461	2,348,354	1,171,573	
2005	168,213	1,400,288	2,729,592	3,299,398	2,883,533	2,526,670	2,239,998	2,317,899	2,510,432	1,192,246	
2006	171,506	1,431,086	2,680,383	3,299,906	3,082,628	2,543,175	2,272,586	2,261,759	2,648,338	1,221,505	
2007	176,844	1,472,308	2,669,978	3,275,950	3,208,820	2,665,855	2,344,242	2,223,720	2,608,104	1,407,643	
2008	176,125	1,464,833	2,648,249	3,200,383	3,319,969	2,771,089	2,404,987	2,216,405	2,494,427	1,610,229	
2009	166,308	1,389,509	2,575,804	3,057,072	3,354,838	2,825,685	2,428,161	2,200,470	2,316,695	1,714,232	
2010	156,788	1,341,792	2,563,877	2,985,141	3,406,609	2,917,331	2,528,931	2,215,805	2,228,876	1,850,108	
2011	158,837	1,301,997	2,539,571	2,900,790	3,388,443	3,106,197	2,533,671	2,235,164	2,164,108	1,957,396	



第1章 図の基礎データ 図1-7、1-8、1-9

一般被保険者 被保険者数、資格取得者数、資格喪失者数 年齢階級別 9-3

年度	被保険者数 (月平均)											
	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	人	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	女性											
1990	10,063,360	479,785	2,352,763	1,444,856	769,610	869,535	1,180,859	1,094,500	953,509	654,944	262,998	
1991	10,660,932	476,697	2,496,548	1,488,792	816,236	876,694	1,331,027	1,107,343	1,034,545	733,764	299,287	
1992	10,996,898	451,814	2,527,745	1,587,770	858,260	856,441	1,329,496	1,171,111	1,089,275	791,409	333,577	
1993	11,143,049	394,265	2,516,048	1,663,778	893,018	842,288	1,267,453	1,248,599	1,133,913	825,923	357,763	
1994	11,282,711	327,158	2,468,602	1,740,111	938,226	851,928	1,202,149	1,342,365	1,193,031	845,369	373,772	
1995	11,387,592	275,905	2,397,694	1,804,963	999,007	864,042	1,148,421	1,458,080	1,172,937	874,659	391,885	
1996	11,524,585	243,672	2,314,697	1,921,336	1,027,091	886,968	1,111,645	1,556,992	1,133,020	921,808	407,359	
1997	11,667,547	226,804	2,211,979	1,989,085	1,102,689	928,100	1,086,423	1,542,315	1,193,223	967,971	418,958	
1998	11,666,829	206,561	2,066,432	2,047,389	1,165,309	957,769	1,070,652	1,467,666	1,267,762	1,000,160	417,132	
1999	11,628,486	175,609	1,905,003	2,104,462	1,228,480	988,122	1,069,153	1,373,927	1,341,735	1,031,926	410,069	
2000	11,723,083	156,469	1,786,939	2,160,569	1,306,425	1,049,525	1,084,050	1,313,954	1,446,488	1,002,955	415,709	
2001	12,056,425	153,405	1,701,722	2,182,366	1,443,673	1,108,160	1,150,603	1,318,207	1,576,134	980,102	442,053	
2002	12,221,520	143,753	1,615,415	2,163,516	1,536,323	1,184,722	1,205,276	1,300,056	1,562,883	1,039,307	470,271	
2003	12,483,069	136,388	1,548,301	2,143,834	1,652,923	1,273,398	1,264,440	1,314,846	1,520,764	1,133,840	494,335	
2004	12,839,332	133,486	1,520,222	2,129,414	1,773,315	1,369,079	1,330,056	1,352,360	1,465,799	1,242,327	523,275	
2005	13,195,932	130,946	1,516,182	2,110,143	1,862,382	1,452,173	1,409,338	1,388,104	1,430,265	1,369,260	527,139	
2006	13,634,925	131,138	1,535,213	2,100,788	1,928,440	1,601,127	1,453,684	1,439,038	1,419,400	1,481,444	544,653	
2007	14,111,400	133,688	1,551,570	2,102,653	1,971,266	1,714,463	1,551,018	1,513,395	1,421,386	1,503,977	647,984	
2008	14,480,828	132,244	1,532,719	2,099,901	1,977,544	1,820,667	1,638,024	1,577,569	1,446,967	1,483,861	771,332	
2009	14,583,481	122,520	1,462,154	2,072,104	1,939,619	1,890,288	1,700,499	1,623,442	1,474,862	1,425,086	872,909	
2010	14,999,801	115,324	1,410,362	2,086,519	1,952,348	1,989,510	1,796,363	1,727,073	1,529,335	1,408,124	984,844	
2011	15,277,830	115,992	1,371,183	2,079,191	1,939,916	2,037,691	1,944,438	1,754,309	1,574,747	1,395,218	1,065,145	

一般被保険者 被保険者数、資格取得者数、資格喪失者数 年齢階級別 9-4

年度	資格取得者数											
	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	人	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	男女計											
1990	5,809,219	942,934	1,710,692	758,243	463,056	449,532	471,754	345,228	274,080	244,738	148,958	
1991	6,005,291	931,156	1,784,158	763,123	473,681	451,239	535,659	351,802	288,190	252,843	173,428	
1992	5,703,613	860,936	1,731,936	726,786	449,094	405,300	493,732	341,234	279,253	241,198	174,142	
1993	5,262,847	734,827	1,608,904	687,559	421,217	364,244	432,343	337,638	271,861	230,404	173,845	
1994	5,233,609	637,334	1,578,732	720,055	452,589	397,155	458,464	419,175	326,265	251,983	191,564	
1995	5,350,933	569,615	1,620,057	752,338	466,606	384,682	411,134	410,311	300,772	242,842	192,573	
1996	5,685,047	552,452	1,724,403	860,892	504,056	414,002	418,775	454,995	298,441	256,493	200,537	
1997	5,904,647	531,855	1,755,580	952,024	546,482	437,301	421,310	466,189	319,209	267,291	207,404	
1998	5,526,666	463,504	1,587,859	923,050	530,252	413,112	381,432	423,956	330,915	269,641	202,943	
1999	5,507,369	402,121	1,498,591	968,614	568,672	430,670	384,228	404,337	360,592	291,292	198,251	
2000	6,113,263	390,069	1,576,682	1,136,700	682,933	515,694	441,898	431,916	420,941	304,369	212,061	
2001	6,574,434	380,737	1,567,394	1,187,907	763,624	570,394	510,710	490,662	526,033	329,163	247,810	
2002	6,602,828	357,803	1,506,950	1,180,636	811,716	595,466	514,809	473,816	551,833	352,224	257,575	
2003	6,814,539	354,803	1,520,064	1,233,248	904,066	655,146	548,400	471,220	505,706	360,480	261,406	
2004	7,234,525	357,124	1,570,605	1,297,769	1,000,512	725,418	598,392	501,526	499,773	400,814	282,592	
2005	7,469,672	357,204	1,637,429	1,332,036	1,054,091	762,137	627,002	510,298	480,239	425,994	283,242	
2006	7,982,289	356,427	1,691,010	1,386,898	1,129,426	863,977	682,307	561,556	508,292	493,197	309,199	
2007	8,020,194	355,930	1,658,322	1,352,858	1,137,913	911,949	705,942	580,733	499,516	494,363	322,668	
2008	7,229,092	325,678	1,501,467	1,204,815	991,314	832,464	647,415	523,237	437,559	427,090	338,053	
2009	6,668,065	287,099	1,312,063	1,057,288	889,565	800,578	642,020	511,970	423,061	391,092	353,329	
2010	7,200,243	295,631	1,323,517	1,123,820	901,869	901,869	734,751	592,112	465,127	405,157	407,776	
2011	7,227,023	314,772	1,329,364	1,117,717	927,296	898,123	774,404	591,135	468,410	389,231	416,571	

第1章 図の基礎データ 図1-7、1-8、1-9

一般被保険者 被保険者数、資格取得者数、資格喪失者数 年齢階級別

9-5

年度	資格取得者数																	
	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳					
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	年間																	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	男性																	
1990	3,184,238	475,054	839,348	441,179	295,172	258,205	242,811	178,110	160,419	174,745	119,191							
1991	3,173,197	470,367	866,959	426,059	285,702	241,700	253,184	167,343	155,034	170,181	136,658							
1992	2,998,755	437,647	842,431	398,182	264,028	214,699	231,555	163,902	149,739	160,915	135,655							
1993	2,804,051	381,705	791,817	381,673	245,845	193,848	205,658	166,200	148,918	153,272	135,110							
1994	2,828,570	340,727	777,460	396,611	253,488	197,721	199,323	188,207	166,879	161,930	146,223							
1995	2,830,963	307,385	789,598	418,714	266,214	196,586	189,069	194,590	162,488	158,876	147,440							
1996	2,971,172	297,057	823,829	475,076	282,856	208,214	187,969	212,298	160,992	167,200	155,680							
1997	3,053,499	283,139	830,588	511,888	301,611	216,298	189,369	216,524	171,704	171,538	160,839							
1998	2,831,519	246,414	743,022	475,983	284,259	202,436	169,980	197,005	179,439	175,457	157,522							
1999	2,847,749	218,853	704,159	496,685	304,241	211,803	172,738	190,462	199,183	195,062	154,562							
2000	3,125,851	210,445	733,559	581,060	362,975	252,803	197,306	199,234	225,127	199,581	163,761							
2001	3,112,878	199,727	713,907	580,459	378,388	250,082	193,608	188,581	239,293	191,456	177,377							
2002	3,252,845	188,324	694,579	576,236	403,219	274,326	213,289	204,747	287,923	221,266	188,936							
2003	3,327,677	187,498	702,443	597,967	443,459	298,320	225,670	200,222	255,637	222,496	193,965							
2004	3,558,112	191,298	731,700	632,216	494,983	337,467	252,618	215,984	251,301	240,988	209,557							
2005	3,642,265	192,628	766,740	655,560	521,238	353,079	259,695	211,989	231,186	244,065	206,085							
2006	3,898,646	191,369	794,519	683,720	558,994	403,489	286,534	234,297	242,957	280,230	222,537							
2007	3,978,387	191,137	783,200	672,622	575,632	437,878	309,705	252,919	244,539	281,977	228,778							
2008	3,477,974	174,080	698,230	584,500	482,098	382,740	269,653	214,825	203,486	232,145	236,217							
2009	3,209,504	154,903	610,056	508,847	423,418	364,899	268,794	212,321	199,962	217,596	248,708							
2010	3,365,287	159,165	608,661	539,766	445,138	394,700	294,459	233,206	204,183	211,804	274,205							
2011	3,408,459	172,535	617,122	543,696	438,970	395,924	311,572	235,163	208,601	204,473	280,403							

一般被保険者 被保険者数、資格取得者数、資格喪失者数 年齢階級別 9-6

年度	資格取得者数											
	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	人	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	女性											
1990	467,880	871,344	317,064	167,884	191,327	228,943	167,118	113,661	69,993	29,767		
1991	460,789	917,199	337,064	187,979	209,539	282,475	184,459	133,156	82,662	36,770		
1992	423,289	889,505	328,604	185,066	190,601	262,177	177,332	129,514	80,283	38,487		
1993	353,122	817,087	305,886	175,372	170,396	226,685	171,438	122,943	77,132	38,735		
1994	296,607	801,272	323,444	199,101	199,434	259,141	230,968	159,386	90,053	45,341		
1995	262,230	830,459	333,624	200,392	188,096	222,065	215,721	138,284	83,966	45,133		
1996	255,395	900,574	385,816	221,200	205,788	230,806	242,697	137,449	89,293	44,857		
1997	248,716	924,992	440,136	244,871	221,003	231,941	249,665	147,505	95,753	46,565		
1998	217,090	844,837	447,067	245,993	210,676	211,452	226,951	151,476	94,184	45,421		
1999	183,268	794,432	471,929	264,431	218,867	211,490	213,875	161,409	96,230	43,689		
2000	179,624	843,123	555,640	319,958	262,891	244,592	232,682	195,814	104,788	48,300		
2001	181,010	853,487	607,448	385,236	320,312	317,102	302,081	286,740	137,707	70,433		
2002	169,479	812,371	604,400	408,497	321,140	301,520	269,069	263,910	130,958	68,639		
2003	167,305	817,621	635,281	460,607	356,826	322,730	270,998	250,069	137,984	67,441		
2004	165,826	838,905	665,553	505,529	387,951	345,774	285,542	248,472	159,826	73,035		
2005	164,576	870,689	676,476	532,853	409,058	367,307	298,309	249,053	181,929	77,157		
2006	165,058	896,491	703,178	570,432	460,488	395,773	327,259	265,335	212,967	86,662		
2007	164,793	875,122	680,236	562,281	474,071	396,237	327,814	254,977	212,386	93,890		
2008	151,598	803,237	620,315	509,216	449,724	377,762	308,412	234,073	194,945	101,836		
2009	132,196	702,007	548,441	466,147	435,679	373,226	299,649	223,099	173,496	104,621		
2010	136,466	714,856	584,054	505,345	507,169	440,292	358,906	260,944	193,353	133,571		
2011	142,237	712,242	574,021	488,326	502,199	462,832	355,972	259,809	184,758	136,168		

一般被保険者 被保険者数、資格取得者数、資格喪失者数 年齢階級別 9-7

年度	資格喪失者数											
	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	人	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	男女計											
1990	336,581	1,196,337	891,352	471,398	405,273	417,864	320,509	271,326	296,689	290,381		
1991	324,655	1,247,535	907,277	485,681	402,482	462,800	321,559	281,170	303,415	317,615		
1992	293,585	1,206,113	905,275	481,904	379,624	445,782	332,099	293,524	312,115	362,297		
1993	246,543	1,101,533	883,863	471,566	357,655	413,787	351,767	310,806	326,100	417,369		
1994	212,213	1,060,346	895,906	493,184	372,228	414,557	404,304	349,220	340,945	452,579		
1995	196,053	1,073,902	914,925	510,595	365,953	381,281	415,758	336,071	337,928	478,680		
1996	196,731	1,149,024	1,023,218	541,553	386,982	380,458	451,060	327,549	346,076	490,576		
1997	196,862	1,172,068	1,114,691	595,769	418,142	393,635	474,782	362,651	374,799	548,577		
1998	172,913	1,053,917	1,104,874	608,609	422,482	385,290	470,580	416,677	426,860	524,365		
1999	147,411	953,477	1,098,603	627,132	426,583	379,252	439,157	442,862	451,141	528,673		
2000	147,153	984,709	1,213,954	715,604	488,783	410,523	438,870	480,892	428,449	561,232		
2001	147,961	990,607	1,288,172	815,509	537,412	458,166	476,200	581,097	459,459	558,245		
2002	135,810	928,279	1,246,226	851,433	569,218	479,426	477,018	623,688	497,727	595,636		
2003	132,954	908,467	1,236,041	900,909	600,914	491,214	456,482	540,277	468,780	591,334		
2004	134,961	923,110	1,248,564	965,233	644,004	514,619	459,318	499,640	467,521	554,800		
2005	135,641	958,249	1,283,622	1,037,204	703,373	560,948	481,744	491,341	506,340	521,688		
2006	133,535	979,037	1,302,475	1,082,845	776,108	585,927	501,372	484,469	535,489	516,801		
2007	124,420	925,996	1,250,506	1,055,026	789,944	587,750	499,177	457,053	518,475	538,247		
2008	115,980	901,256	1,247,551	1,056,479	845,366	637,098	534,949	474,833	527,523	619,014		
2009	87,589	718,784	1,046,603	893,979	760,368	587,383	492,743	443,291	488,325	697,086		
2010	93,558	707,262	1,048,036	897,614	797,245	621,607	518,058	440,171	450,390	661,705		
2011	105,945	747,099	1,093,290	931,288	850,116	708,127	560,294	475,116	455,842	716,935		

第1章 図の基礎データ 図1-7、1-8、1-9

一般被保険者 被保険者数、資格取得者数、資格喪失者数 年齢階級別

9-8

年度	資格喪失者数											
	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	人	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	年間											
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	男性											
1990	177,826	496,305	416,301	295,168	257,445	243,437	177,399	158,945	198,422	226,934	人	人
1991	170,248	510,653	410,955	291,362	246,047	258,150	171,392	157,234	195,564	246,336	人	人
1992	153,863	492,472	398,436	278,757	227,716	243,675	176,254	161,217	195,223	278,026	人	人
1993	131,330	460,225	387,731	267,524	214,442	228,862	189,075	172,610	204,172	316,371	人	人
1994	115,489	445,942	396,455	274,057	215,793	219,808	207,696	187,911	209,732	337,467	人	人
1995	106,836	454,611	410,124	285,103	215,245	208,449	220,951	188,061	209,238	353,823	人	人
1996	106,328	478,943	460,130	298,009	223,936	204,791	235,923	182,248	214,447	360,058	人	人
1997	106,042	490,044	500,925	324,362	240,011	213,454	249,671	203,630	230,844	401,988	人	人
1998	91,946	434,613	481,690	322,037	238,921	208,756	248,441	235,963	270,197	380,840	人	人
1999	78,684	395,717	482,905	331,074	240,742	205,370	233,489	255,066	293,835	383,305	人	人
2000	78,741	413,150	540,694	375,956	272,702	219,143	228,640	265,688	266,481	396,342	人	人
2001	76,726	412,802	564,127	417,337	289,850	236,908	239,845	317,504	288,147	396,736	人	人
2002	69,620	387,581	542,966	427,881	303,426	246,214	246,807	358,552	321,465	425,028	人	人
2003	69,057	382,796	536,757	442,746	308,787	241,254	222,523	287,783	284,614	416,565	人	人
2004	70,407	397,549	542,516	465,936	322,556	243,410	215,320	256,324	273,676	385,229	人	人
2005	70,523	417,346	562,715	498,160	350,540	262,993	220,286	244,352	289,250	365,594	人	人
2006	68,323	426,682	573,241	515,795	380,590	270,517	223,736	235,420	298,359	363,452	人	人
2007	62,138	398,658	547,467	500,218	386,347	274,320	225,743	222,758	289,339	371,537	人	人
2008	57,639	394,161	557,688	507,250	421,221	308,306	252,395	240,200	297,985	428,099	人	人
2009	41,763	300,786	450,899	410,900	366,187	277,743	230,029	222,774	278,441	487,444	人	人
2010	47,248	298,517	455,500	411,077	373,912	282,801	229,718	208,348	245,831	439,713	人	人
2011	55,172	321,575	484,883	428,269	394,805	314,711	241,824	219,690	241,427	470,859	人	人

一般被保険者 被保険者数、資格取得者数、資格喪失者数 年齢階級別 9-9

年度	資格喪失者数											
	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	人	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	年間											
	女性											
1990	2,249,765	158,755	700,032	475,051	176,230	147,828	174,427	143,110	112,381	98,267	63,447	
1991	2,396,501	154,407	736,882	496,322	194,319	156,435	204,650	150,167	123,936	107,851	71,279	
1992	2,406,901	139,722	713,641	506,839	203,147	151,908	202,107	155,845	132,307	116,892	84,271	
1993	2,308,862	115,213	641,308	496,132	204,042	143,213	184,925	162,692	138,196	121,928	100,998	
1994	2,385,307	96,724	614,404	499,451	219,127	156,435	194,749	196,608	161,309	131,213	115,112	
1995	2,359,245	89,217	619,291	504,801	225,492	150,708	172,832	194,807	148,010	128,690	124,857	
1996	2,528,567	90,403	670,081	563,088	243,544	163,046	175,667	215,137	145,301	131,629	130,518	
1997	2,691,131	90,820	682,024	613,766	271,407	178,131	180,181	225,111	159,021	143,955	146,589	
1998	2,673,247	80,967	619,304	623,184	286,572	183,561	176,534	222,139	180,714	156,663	143,525	
1999	2,594,165	68,727	557,760	615,698	296,058	185,841	173,882	205,668	187,796	157,306	145,368	
2000	2,812,703	68,412	571,559	673,260	339,648	216,081	191,380	210,230	215,204	161,968	164,890	
2001	3,072,846	71,235	577,805	724,045	398,172	247,562	221,258	236,355	263,593	171,312	161,509	
2002	3,074,921	66,190	540,698	703,260	423,552	265,792	233,212	230,211	265,136	176,262	170,608	
2003	3,134,490	63,897	525,671	699,284	458,163	292,127	249,960	233,959	252,494	184,166	174,769	
2004	3,238,847	64,554	525,561	706,048	499,297	321,448	271,209	243,998	243,316	193,845	169,571	
2005	3,398,391	65,118	540,903	720,907	539,044	352,833	297,955	261,458	246,989	217,090	156,094	
2006	3,541,943	65,212	552,355	729,234	567,050	395,518	315,410	277,636	249,049	237,130	153,349	
2007	3,468,069	62,282	527,338	703,039	554,808	403,597	313,430	273,434	234,295	229,136	166,710	
2008	3,495,105	58,341	507,095	689,863	549,229	424,145	328,792	282,554	234,633	229,538	190,915	
2009	3,149,185	45,826	417,998	595,704	483,079	394,181	309,640	262,714	220,517	209,884	209,642	
2010	3,242,981	46,310	408,745	592,536	486,537	423,333	338,806	288,340	231,823	204,559	221,992	
2011	3,470,837	50,773	425,524	608,407	503,019	455,311	393,416	318,470	255,426	214,415	246,076	

第1章 図の基礎データ  
雇用者数（労働力調査）

図1-7、1-8、1-9 補足  
月平均 年齢階級別

年	総数	65歳未満	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人
男女計													
1990	4835	4706	159	596	570	487	581	684	586	475	375	193	129
1991	5002	4855	163	634	584	496	560	737	570	498	401	212	147
1992	5119	4956	159	658	592	504	547	736	589	527	417	228	163
1993	5202	5030	151	669	613	513	535	703	632	543	431	241	172
1994	5236	5059	139	678	631	518	531	656	664	570	429	242	177
1995	5263	5080	128	673	646	532	522	619	705	567	439	248	183
1996	5322	5132	124	664	685	534	521	598	752	547	451	256	190
1997	5391	5189	124	645	700	552	530	584	745	570	477	262	202
1998	5368	5164	120	615	715	566	535	561	706	602	486	259	204
1999	5331	5124	114	573	723	577	536	555	656	630	504	255	207
2000	5356	5148	111	554	734	591	552	550	622	674	502	258	208
2001	5369	5157	111	526	732	626	553	550	598	711	484	264	212
2002	5331	5112	105	501	697	647	561	555	575	695	495	282	219
2003	5335	5117	100	482	682	662	581	562	562	665	530	292	218
2004	5355	5141	95	469	664	684	595	568	564	626	565	312	214
2005	5393	5165	94	467	646	688	608	580	564	597	605	317	228
2006	5472	5224	93	465	636	690	642	589	565	581	648	315	248
2007	5523	5251	91	458	604	681	667	608	578	564	649	352	272
2008	5524	5232	90	449	592	657	684	619	581	555	617	389	292
2009	5460	5155	82	426	580	628	692	626	579	553	580	408	305
2010	5463	5149	80	411	571	610	699	638	598	547	555	440	314
2011	5508	5190	77	406	568	589	696	670	600	545	537	467	318
2010	[5231]		[77]	[392]	[547]	[584]	[670]	[613]	[571]	[521]	[529]	[423]	[304]
2011	[5244]		[73]	[387]	[544]	[564]	[666]	[644]	[575]	[519]	[513]	[450]	[308]
男性													
1990	3001	2912	81	296	359	337	376	421	354	296	256	136	89
1991	3084	2983	85	315	363	337	362	451	343	311	268	148	101
1992	3145	3032	84	330	364	341	351	447	354	326	276	158	113
1993	3193	3074	80	341	376	348	344	424	379	334	281	166	119
1994	3202	3079	73	345	385	349	341	396	396	348	280	165	123
1995	3215	3086	68	342	391	358	336	374	419	347	284	167	129
1996	3238	3105	66	340	413	356	333	360	443	333	289	173	133
1997	3264	3124	67	330	419	362	337	347	439	344	304	175	140
1998	3243	3101	62	313	424	372	339	334	413	363	308	172	142
1999	3215	3072	59	289	427	377	340	331	383	378	318	169	143
2000	3216	3073	57	277	431	383	350	328	360	402	316	168	143
2001	3201	3055	56	264	427	398	345	324	344	421	304	172	146
2002	3170	3022	54	253	400	407	349	326	332	409	309	182	148
2003	3158	3012	50	243	387	415	358	332	322	388	328	189	146
2004	3152	3010	48	233	374	423	367	333	323	363	347	200	142
2005	3164	3011	47	232	363	424	373	337	320	344	370	201	153
2006	3194	3030	47	232	356	422	391	341	319	331	391	200	164
2007	3226	3047	46	233	338	415	406	351	323	321	389	223	179
2008	3212	3021	45	227	331	397	414	358	325	314	366	245	191
2009	3149	2953	39	212	321	374	417	361	324	312	341	252	196
2010	3133	2936	39	204	316	360	420	368	334	307	323	266	197
2011	3161	2962	37	202	315	349	415	387	334	305	312	283	199
2010	[3002]		[37]	[195]	[303]	[345]	[403]	[354]	[320]	[293]	[307]	[256]	[190]
2011	[3007]		[35]	[193]	[302]	[334]	[398]	[372]	[320]	[291]	[297]	[272]	[192]
女性													
1990	1834	1794	78	301	211	150	205	263	231	178	119	57	40
1991	1918	1872	78	319	221	159	198	287	227	187	133	64	46
1992	1974	1924	76	328	228	162	196	289	235	200	141	70	50
1993	2009	1956	71	328	236	165	191	279	253	209	150	75	53
1994	2034	1980	67	332	246	169	190	261	267	222	149	78	54
1995	2048	1993	60	331	255	174	186	245	286	220	155	81	55
1996	2084	2027	58	323	272	178	187	238	309	214	163	84	57
1997	2127	2065	58	315	281	190	193	236	307	225	173	87	62
1998	2124	2062	58	302	291	193	196	226	292	239	178	87	62
1999	2116	2053	55	284	296	201	195	224	273	252	186	86	63
2000	2140	2075	53	276	303	209	203	222	262	272	186	89	65
2001	2168	2102	55	262	305	228	208	226	254	291	180	92	66
2002	2161	2090	51	248	296	240	212	228	243	286	186	99	71
2003	2177	2105	50	239	294	247	222	230	240	277	201	103	72
2004	2203	2131	47	235	290	260	228	235	242	263	218	112	72
2005	2229	2154	47	236	283	264	235	243	244	253	235	116	75
2006	2277	2192	46	233	280	268	251	248	246	249	257	115	85
2007	2297	2205	45	225	265	266	261	257	255	243	260	129	92
2008	2312	2211	45	222	261	260	270	260	256	241	251	145	101
2009	2311	2202	43	214	259	254	275	266	254	242	239	156	109
2010	2329	2212	42	207	255	250	279	270	263	240	232	174	117
2011	2347	2228	40	204	253	241	281	284	266	240	225	184	119
2010	[2229]		[40]	[197]	[244]	[239]	[267]	[259]	[252]	[228]	[222]	[168]	[114]
2011	[2237]		[38]	[194]	[242]	[230]	[269]	[272]	[255]	[228]	[215]	[178]	[116]

注1)雇用者数（労働力調査）の2010年と2011年の[]は、岩手、宮城及び福島を除く数字である。

2) 2011年の[]で囲まない数字は、2010年の数字を当該3県を除く2011年の数字の対2010年増減率で、2010年の数字を増減させて得た。

3) 65歳未満は、総数から65歳以上の数を差し引いて得た。



年度	失業等給付 <sup>注3</sup>	一般求職者給付	基本手当		
			うち基本手当 (延長分等含む)	(延長分等含む) 受給者実人員	基本手当以外 <sup>注2</sup>
	千円	千円	千円	(月平均) 人	千円
1975	706,480,928	672,361,560	665,639,072	877,093	6,722,488
1976	677,157,508	555,554,957	548,262,590	661,987	7,292,367
1977	756,458,562	623,448,945	615,442,802	668,766	8,006,143
1978	872,211,222	720,621,627	711,076,377	720,633	9,545,250
1979	860,021,330	697,430,744	687,686,277	669,182	9,744,467
1980	955,436,467	774,593,625	763,842,271	683,096	10,751,354
1981	1,105,423,193	916,992,168	904,228,781	772,392	12,763,387
1982	1,232,148,123	1,044,274,305	1,030,079,446	852,210	14,194,859
1983	1,297,967,575	1,113,254,928	1,098,734,039	896,643	14,520,889
1984	1,348,639,113	1,108,623,994	1,094,583,968	827,830	14,040,026
1985	1,107,781,150	807,978,444	797,257,539	646,769	10,720,905
1986	1,194,070,541	890,267,832	879,420,884	693,478	10,846,948
1987	1,191,997,702	900,331,238	888,977,248	674,536	11,353,990
1988	1,041,036,757	771,008,676	761,022,662	569,973	9,986,014
1989	980,354,723	718,986,320	709,716,159	521,249	9,270,161
1990	968,692,423	704,370,851	695,219,490	496,216	9,151,361
1991	1,047,714,698	768,940,860	759,537,279	506,919	9,403,581
1992	1,245,757,863	944,810,667	934,640,467	582,622	10,170,200
1993	1,495,993,133	1,180,618,582	1,169,657,158	710,122	10,961,424
1994	1,704,480,372	1,358,557,470	1,346,945,113	791,368	11,612,357
1995	1,903,571,827	1,501,117,318	1,488,888,634	857,056	12,228,684
1996	2,015,387,347	1,557,271,012	1,544,813,704	869,940	12,457,308
1997	2,193,928,580	1,691,509,941	1,678,941,571	930,902	12,568,370
1998	2,576,173,814	2,030,843,409	2,016,542,697	1,091,228	14,300,712
1999	2,654,979,835	2,127,996,872	2,109,488,598	1,107,305	18,508,274
2000	2,513,835,033	2,012,898,264	1,990,934,341	1,068,788	21,963,923
2001	2,600,665,565	2,089,913,917	2,067,196,005	1,128,573	22,717,912
2002	2,529,243,875	1,996,888,164	1,977,035,926	1,063,779	19,852,238
2003	1,961,771,120	1,502,049,520	1,484,079,593	853,137	17,969,927
2004	1,467,187,257	1,103,706,127	1,087,286,948	696,791	16,419,179
2005	1,377,171,117	994,391,998	978,191,407	642,739	16,200,591
2006	1,280,278,910	905,989,036	891,000,900	596,761	14,988,136
2007	1,259,799,948	872,248,828	858,664,040	579,278	13,584,788
2008	1,349,592,336	924,730,942	912,187,626	618,423	12,543,316
2009	1,980,506,364	1,480,141,081	1,462,058,654	943,710	18,082,427
2010	1,661,646,311	1,105,997,890	1,090,496,542	722,143	15,501,348
2011	1,654,323,884	1,040,219,140	1,026,501,173	689,691	13,717,967

注1) 一般求職者給付以外の給付の計欄は、各給付の千円単位で表示された額を合計したものを表示  
 2) 一般求職者給付の基本手当以外の欄は、千円単位で表示されている一般求職者給付の額から基本手当(延長分等含む)の額を引いた額を表示  
 3) 失業等給付の額は、千円単位で表示されている一般求職者給付の額と、注1)のとおり計算された一般求職者給付以外の給付の計を合計した額を表示

年度	一般求職者給付以外の給付				
	計 <sup>注1</sup>	高年齢求職者 給付金	特例一時金	就職促進給付	うち再就職手当
	千円	千円	千円	千円	千円
1975	34,119,368	—	14,361,675	2,579,165	—
1976	121,602,551	—	99,888,032	3,488,648	—
1977	133,009,617	—	109,758,255	3,608,942	—
1978	151,589,595	—	119,716,362	5,097,933	—
1979	162,590,586	—	127,401,083	5,936,579	—
1980	180,842,842	—	144,052,650	5,861,322	—
1981	188,431,025	—	151,754,188	6,324,977	—
1982	187,873,818	—	152,175,441	6,039,288	—
1983	184,712,647	—	145,636,904	6,709,423	—
1984	240,015,119	12,320,800	148,775,200	35,188,065	—
1985	299,802,706	35,788,856	146,922,295	62,946,324	—
1986	303,802,709	37,221,995	145,575,155	68,286,820	—
1987	291,666,464	33,029,307	139,277,206	72,332,787	—
1988	270,028,081	29,196,346	132,781,397	66,464,659	—
1989	261,368,403	26,991,294	130,815,614	65,484,097	—
1990	264,321,572	28,128,765	130,199,725	70,706,795	—
1991	278,773,838	32,331,000	134,657,603	79,649,182	—
1992	300,947,196	43,426,111	133,947,871	92,726,372	—
1993	315,374,551	59,827,754	130,265,959	98,336,067	—
1994	345,922,902	68,132,826	124,691,972	123,886,298	—
1995	402,454,509	82,445,197	120,178,698	147,292,704	—
1996	458,116,335	90,149,269	119,633,478	161,126,802	—
1997	502,418,639	98,957,407	113,764,372	178,905,299	—
1998	545,330,405	110,527,426	104,934,635	195,818,045	—
1999	526,982,963	70,466,918	101,445,431	188,212,723	—
2000	500,936,769	45,010,810	93,198,729	163,844,544	159,786,208
2001	510,751,648	46,107,290	89,542,515	125,438,493	122,130,663
2002	532,355,711	46,673,531	80,901,285	98,375,140	95,238,765
2003	459,721,600	33,666,755	71,029,536	17,954,388	15,613,068
2004	363,481,130	24,263,012	63,304,595	10,938,131	9,360,520
2005	382,779,119	23,552,058	58,216,471	57,346,967	52,497,274
2006	374,289,874	23,881,507	54,534,408	65,024,754	59,922,916
2007	387,551,120	24,835,189	41,858,170	64,455,630	59,751,610
2008	424,861,394	29,093,706	35,466,946	63,332,077	58,939,516
2009	500,365,283	34,980,985	30,372,861	104,404,835	99,712,528
2010	555,648,421	31,008,795	29,860,165	94,543,845	90,773,666
2011	614,104,744	32,879,235	26,820,148	104,857,369	101,623,123

年度	教育訓練給付	高年齢雇用継続給付	育児休業給付金	介護休業給付金	日雇労働求職者給付金
	千円	千円	千円	千円	千円
1975	—	—	—	—	17,178,528
1976	—	—	—	—	18,225,871
1977	—	—	—	—	19,642,420
1978	—	—	—	—	26,775,300
1979	—	—	—	—	29,252,924
1980	—	—	—	—	30,928,870
1981	—	—	—	—	30,351,860
1982	—	—	—	—	29,659,089
1983	—	—	—	—	32,366,320
1984	—	—	—	—	43,731,054
1985	—	—	—	—	54,145,231
1986	—	—	—	—	52,718,739
1987	—	—	—	—	47,027,164
1988	—	—	—	—	41,585,679
1989	—	—	—	—	38,077,398
1990	—	—	—	—	35,286,287
1991	—	—	—	—	32,136,053
1992	—	—	—	—	30,846,842
1993	—	—	—	—	26,944,771
1994	—	—	—	—	29,211,806
1995	—	11,729,276	11,847,763	—	28,960,871
1996	—	36,926,548	22,163,086	—	28,117,152
1997	—	56,699,537	25,747,927	—	28,344,097
1998	5,193	77,337,399	29,151,507	—	27,556,200
1999	13,135,206	95,383,146	32,079,976	490,898	25,768,665
2000	27,122,663	108,562,789	37,239,501	635,321	25,322,412
2001	39,510,920	124,958,094	59,748,853	1,170,731	24,274,752
2002	68,288,878	143,675,318	70,766,585	1,208,690	22,466,284
2003	89,936,041	148,892,639	76,282,017	1,192,492	20,767,732
2004	23,907,986	138,913,815	82,753,772	1,289,598	18,110,221
2005	11,821,568	125,567,303	89,495,294	1,389,034	15,390,424
2006	10,347,685	110,486,481	95,506,913	1,461,765	13,046,361
2007	9,033,429	112,544,082	120,795,633	1,571,830	12,457,157
2008	7,435,148	124,789,747	151,144,314	1,667,904	11,931,552
2009	4,834,346	142,479,139	171,130,967	1,616,692	10,545,458
2010	4,573,707	154,656,839	230,032,183	1,771,379	9,201,508
2011	4,528,524	171,089,142	263,160,697	1,781,814	8,987,815

年度	一般被保険者				一般求職者給付	
	被保険者数	資格 取得者数	資格 喪失者数	離職票 交付枚数	離職票 提出件数	受給資格 決定件数
	人	人	人	件	件	件
	A	B	C	D	E	F
1982	25,801,236	4,534,107	4,153,598	2,427,434	1,908,903	1,854,746
1983	26,156,090	4,563,190	4,188,849	2,456,145	1,928,775	1,872,011
1984	26,590,332	4,689,629	4,259,295	2,450,166	1,882,068	1,821,912
1985	26,948,821	5,023,579	4,256,744	2,345,245	1,780,780	1,719,977
1986	27,389,633	4,701,972	4,301,340	2,407,849	1,819,854	1,770,324
1987	27,984,974	5,208,395	4,314,234	2,306,306	1,666,926	1,617,153
1988	28,834,044	5,439,648	4,531,901	2,257,384	1,513,288	1,474,527
1989	29,719,230	5,644,660	4,710,774	2,242,939	1,422,281	1,382,409
1990	30,591,691	5,809,219	4,898,779	2,315,331	1,398,115	1,362,994
1991	31,681,362	6,005,291	5,055,183	2,441,871	1,481,160	1,438,702
1992	32,380,950	5,703,613	5,013,271	2,637,373	1,693,993	1,660,567
1993	32,698,627	5,262,847	4,881,917	2,787,736	1,922,201	1,885,324
1994	32,924,623	5,433,319	4,996,190	2,874,862	2,003,923	1,969,821
1995	33,088,666	5,350,933	5,013,449	2,988,970	2,068,715	2,030,785
1996	33,304,180	5,685,047	5,293,904	3,173,944	2,120,135	2,075,233
1997	33,488,984	5,904,647	5,652,426	3,472,972	2,332,833	2,292,141
1998	33,317,528	5,526,666	5,586,907	3,637,782	2,548,039	2,512,424
1999	33,052,958	5,507,369	5,494,581	3,623,821	2,529,645	2,500,056
2000	33,063,069	6,113,263	5,870,447	3,815,264	2,529,462	2,493,475
2001	33,277,464	6,574,434	6,312,828	4,066,351	2,744,469	2,718,301
2002	33,143,535	6,602,828	6,404,461	4,020,672	2,662,491	2,631,398
2003	33,327,589	6,814,539	6,327,372	3,879,069	2,365,700	2,334,467
2004	33,891,135	7,234,525	6,411,770	3,854,271	2,190,643	2,152,030
2005	34,464,199	7,469,672	6,680,150	3,941,648	2,124,114	2,088,236
2006	35,247,797	7,982,289	6,898,058	3,973,580	2,038,476	1,987,274
2007	36,164,864	8,020,194	6,746,594	3,969,924	1,942,450	1,895,008
2008	36,787,524	7,229,092	6,960,049	4,466,256	2,346,543	2,200,007
2009	36,612,254	6,668,065	6,216,151	4,167,279	2,408,950	2,265,042
2010	37,195,060	7,200,243	6,235,646	4,028,521	1,954,219	1,902,110
2011	37,564,002	7,227,023	6,644,052	4,277,847	1,978,314	1,931,711

年度	基本手当（延長分等含む）		基本手当（所定給付日数分）		
	受給者 実人員	基本手当 支給総額	受給者 実人員	初回受給者 数	基本手当 支給額
	人	千円	人	人	千円
	G	H	I	J	K
1982	852,210	1,030,079,446	827,451	1,727,729	988,728,545
1983	896,643	1,098,734,039	871,810	1,782,936	1,099,969,857
1984	827,830	1,094,583,968	806,995	1,539,513	1,040,433,449
1985	646,769	797,257,539	627,884	1,399,429	767,051,743
1986	693,478	879,420,884	674,779	1,485,573	849,363,905
1987	674,536	888,977,248	649,613	1,344,757	844,172,762
1988	569,973	761,022,662	549,921	1,169,886	722,377,195
1989	521,249	709,716,159	505,877	1,075,372	681,199,036
1990	496,216	695,219,490	482,233	1,037,233	668,516,682
1991	506,919	759,537,279	494,012	1,088,147	736,371,920
1992	582,622	934,640,467	570,995	1,298,130	909,510,196
1993	710,122	1,169,657,158	699,411	1,565,728	1,147,337,022
1994	791,368	1,346,945,113	779,961	1,643,058	1,316,629,325
1995	857,056	1,488,888,634	836,587	1,717,302	1,444,211,663
1996	869,940	1,544,813,704	843,985	1,705,895	1,484,682,618
1997	930,902	1,678,941,571	898,980	1,881,073	1,614,192,724
1998	1,091,228	2,016,542,697	1,052,639	2,178,276	1,923,669,551
1999	1,107,305	2,109,488,598	1,068,094	2,167,715	1,995,836,360
2000	1,068,788	1,990,934,341	1,029,410	2,099,963	1,892,908,616
2001	1,128,573	2,067,196,005	1,106,457	2,375,228	2,013,622,077
2002	1,063,779	1,977,035,926	1,048,391	2,312,366	1,938,180,010
2003	853,137	1,484,079,593	839,487	1,990,245	1,448,076,575
2004	696,791	1,087,286,948	682,046	1,790,799	1,049,981,999
2005	642,739	978,191,407	627,837	1,704,781	937,658,984
2006	596,761	891,000,900	583,255	1,606,197	857,117,299
2007	579,278	858,664,040	566,666	1,567,895	828,780,196
2008	618,423	912,187,626	606,686	1,816,338	888,746,888
2009	943,710	1,462,058,654	854,617	2,073,468	1,283,925,680
2010	722,143	1,090,496,542	653,553	1,648,311	957,667,542
2011	689,691	1,026,501,173	624,953	1,643,403	901,669,522

第1章 図の基礎データ

図1-14~18、25、26

5-3

年度	基本手当（所定給付日数分）		資格 喪失者数	資格喪失 初回比率	初回受給 一人当 給付日数	基本手当 日額	延長等 比率
	給付延日数	支給 終了者数					
	日 L	人 M	人 C	% J/C	日 L/J	円 K/L	% H/K
1982	257,928,135	1,169,531	4,153,598	41.6	149.3	3,833	4.2
1983	276,667,853	1,217,547	4,188,849	42.6	155.2	3,976	-0.1
1984	256,060,607	1,207,879	4,259,295	36.1	166.3	4,063	5.2
1985	191,283,217	977,670	4,256,744	32.9	136.7	4,010	3.9
1986	207,220,548	977,712	4,301,340	34.5	139.5	4,099	3.5
1987	200,723,684	971,568	4,314,234	31.2	149.3	4,206	5.3
1988	168,436,348	815,460	4,531,901	25.8	144.0	4,289	5.3
1989	155,450,637	737,474	4,710,774	22.8	144.6	4,382	4.2
1990	147,690,874	686,104	4,898,779	21.2	142.4	4,526	4.0
1991	151,944,169	704,698	5,055,183	21.5	139.6	4,846	3.1
1992	175,576,300	810,615	5,013,271	25.9	135.3	5,180	2.8
1993	217,116,787	1,021,828	4,881,917	32.1	138.7	5,284	1.9
1994	243,456,725	1,164,578	4,996,190	32.9	148.2	5,408	2.3
1995	261,197,536	1,236,630	5,013,449	34.3	152.1	5,529	3.1
1996	262,555,249	1,235,598	5,293,904	32.2	153.9	5,655	4.1
1997	279,893,425	1,295,487	5,652,426	33.3	148.8	5,767	4.0
1998	328,471,922	1,543,259	5,586,907	39.0	150.8	5,856	4.8
1999	335,462,888	1,604,434	5,494,581	39.5	154.8	5,949	5.7
2000	320,883,414	1,543,406	5,870,447	35.8	152.8	5,899	5.2
2001	342,658,075	1,748,918	6,312,828	37.6	144.3	5,876	2.7
2002	323,679,374	1,856,693	6,404,461	36.1	140.0	5,988	2.0
2003	257,113,835	1,647,405	6,327,372	31.5	129.2	5,632	2.5
2004	206,154,046	1,411,701	6,411,770	27.9	115.1	5,093	3.6
2005	188,150,374	1,302,872	6,680,150	25.5	110.4	4,984	4.3
2006	173,553,191	1,203,354	6,898,058	23.3	108.1	4,939	4.0
2007	168,267,262	1,167,923	6,746,594	23.2	107.3	4,925	3.6
2008	180,453,188	1,141,825	6,960,049	26.1	99.4	4,925	2.6
2009	260,975,329	1,634,959	6,216,151	33.4	125.9	4,920	13.9
2010	198,081,182	1,305,845	6,235,646	26.4	120.2	4,835	13.9
2011	188,523,542	1,228,697	6,644,052	24.7	114.7	4,783	13.8

第1章 図の基礎データ

図1-14~18、25、26

5-4

年度	被保険者数	資格喪失者数	資格喪失 離職票交付比率	離職票交付提出比率	離職票提出 受給資格決定比率	受給資格 決定初回受給比率	資格喪失 離職票提出比率
	人 A再掲	人 C再掲	% D/C	% E/D	% F/E	% J/F	% E/C
1982	25,801,236	4,153,598	58.4	78.6	97.2	93.2	46.0
1983	26,156,090	4,188,849	58.6	78.5	97.1	95.2	46.0
1984	26,590,332	4,259,295	57.5	76.8	96.8	84.5	44.2
1985	26,948,821	4,256,744	55.1	75.9	96.6	81.4	41.8
1986	27,389,633	4,301,340	56.0	75.6	97.3	83.9	42.3
1987	27,984,974	4,314,234	53.5	72.3	97.0	83.2	38.6
1988	28,834,044	4,531,901	49.8	67.0	97.4	79.3	33.4
1989	29,719,230	4,710,774	47.6	63.4	97.2	77.8	30.2
1990	30,591,691	4,898,779	47.3	60.4	97.5	76.1	28.5
1991	31,681,362	5,055,183	48.3	60.7	97.1	75.6	29.3
1992	32,380,950	5,013,271	52.6	64.2	98.0	78.2	33.8
1993	32,698,627	4,881,917	57.1	69.0	98.1	83.0	39.4
1994	32,924,623	4,996,190	57.5	69.7	98.3	83.4	40.1
1995	33,088,666	5,013,449	59.6	69.2	98.2	84.6	41.3
1996	33,304,180	5,293,904	60.0	66.8	97.9	82.2	40.0
1997	33,488,984	5,652,426	61.4	67.2	98.3	82.1	41.3
1998	33,317,528	5,586,907	65.1	70.0	98.6	86.7	45.6
1999	33,052,958	5,494,581	66.0	69.8	98.8	86.7	46.0
2000	33,063,069	5,870,447	65.0	66.3	98.6	84.2	43.1
2001	33,277,464	6,312,828	64.4	67.5	99.0	87.4	43.5
2002	33,143,535	6,404,461	62.8	66.2	98.8	87.9	41.6
2003	33,327,589	6,327,372	61.3	61.0	98.7	85.3	37.4
2004	33,891,135	6,411,770	60.1	56.8	98.2	83.2	34.2
2005	34,464,199	6,680,150	59.0	53.9	98.3	81.6	31.8
2006	35,247,797	6,898,058	57.6	51.3	97.5	80.8	29.6
2007	36,164,864	6,746,594	58.8	48.9	97.6	82.7	28.8
2008	36,787,524	6,960,049	64.2	52.5	93.8	82.6	33.7
2009	36,612,254	6,216,151	67.0	57.8	94.0	91.5	38.8
2010	37,195,060	6,235,646	64.6	48.5	97.3	86.7	31.3
2011	37,564,002	6,644,052	64.4	46.2	97.6	85.1	29.8

第1章 図の基礎データ

図1-14~18、25、26 5-5

年度	被保険者 資格喪失 数比率	離職率 雇用動向調査		
		計	一般	パート
	%	%	%	%
	C/A			
1982	16.1	13.8		
1983	16.0	13.2		
1984	16.0	14.1		
1985	15.8	14.8		
1986	15.7	14.5		
1987	15.4	13.7		
1988	15.7	14.7		
1989	15.9	15.2		
1990	16.0	15.3		
1991	16.0	15.2	13.8	24.7
1992	15.5	14.6	12.9	26.6
1993	14.9	14.0	12.4	26.3
1994	15.2	13.8	12.3	23.9
1995	15.2	14.3	13.1	22.8
1996	15.9	13.8	12.3	23.3
1997	16.9	15.2	13.6	25.2
1998	16.8	15.1	13.0	27.8
1999	16.6	15.0	12.7	25.9
2000	17.8	16.0	13.5	27.6
2001	19.0	16.9	14.2	29.1
2002	19.3	16.6	14.2	26.4
2003	19.0	16.1	13.3	27.8
2004	18.9	16.0	13.1	26.7
2005	19.4	17.5	13.8	30.3
2006	19.6	16.2	13.1	26.3
2007	18.7	15.4	12.2	25.9
2008	18.9	14.6	11.7	24.8
2009	17.0	16.4	12.9	26.7
2010	16.8	14.5	11.3	24.1
2011	17.7	14.4	11.7	23.1



第1章 図の基礎データ

図1-19、20

初回受給者数と実質GDP

年度	初回受給者数		実質GDP 増減率
	人	増減率	
1975	1,948,526		4.0
1976	1,294,911	△ 33.5	3.8
1977	1,443,163	11.4	4.5
1978	1,405,931	△ 2.6	5.4
1979	1,317,666	△ 6.3	5.1
1980	1,411,960	7.2	2.6
1981	1,610,924	14.1	3.9
1982	1,727,729	7.3	3.1
1983	1,782,936	3.2	3.5
1984	1,539,513	△ 13.7	4.8
1985	1,399,429	△ 9.1	6.3
1986	1,485,573	6.2	1.9
1987	1,344,757	△ 9.5	6.1
1988	1,169,886	△ 13.0	6.4
1989	1,075,372	△ 8.1	4.6
1990	1,037,233	△ 3.5	6.2
1991	1,088,147	4.9	2.3
1992	1,298,130	19.3	0.7
1993	1,565,728	20.6	△ 0.5
1994	1,643,058	4.9	1.5
1995	1,717,302	4.5	2.7
1996	1,705,895	△ 0.7	2.7
1997	1,881,073	10.3	0.1
1998	2,178,276	15.8	△ 1.5
1999	2,167,715	△ 0.5	0.5
2000	2,099,963	△ 3.1	2.0
2001	2,375,228	13.1	△ 0.4
2002	2,312,366	△ 2.6	1.1
2003	1,990,245	△ 13.9	2.3
2004	1,790,799	△ 10.0	1.5
2005	1,704,781	△ 4.8	1.9
2006	1,606,197	△ 5.8	1.8
2007	1,567,895	△ 2.4	1.8
2008	1,816,338	15.8	△ 3.7
2009	2,073,468	14.2	△ 2.1
2010	1,648,311	△ 20.5	3.3
2011	1,643,403	△ 0.3	0.0

注 実質GDP増減率は、1980年度以前は1990年基準に、1981年度から1994年度は2000年基準に、それぞれよる。

第1章 図の基礎データ

図1-21、22、23

初回受給者数 3-1

年度	男女計				
	計	29歳以下	30～44歳	45～59歳	60～64歳
	人	人	人	人	人
	受給資格計				
1996	1,705,895	562,537	347,766	426,583	369,009
1997	1,881,073	616,114	384,672	463,099	417,188
1998	2,178,276	705,354	483,211	604,174	385,537
1999	2,167,715	681,250	495,805	629,022	361,638
2000	2,099,963	651,109	504,903	590,573	353,378
2001	2,375,228	707,841	609,815	702,216	355,356
2002	2,312,366	657,472	620,029	690,388	344,477
2003	1,990,245	565,039	572,174	569,689	283,343
2004	1,790,799	510,191	541,388	502,144	237,076
2005	1,704,781	482,302	545,583	481,496	195,400
2006	1,606,197	445,716	536,696	456,133	167,652
2007	1,567,895	413,756	531,828	433,576	188,735
2008	1,816,338	444,278	640,843	500,054	231,163
2009	2,073,468	474,247	740,064	574,636	284,521
2010	1,648,311	367,020	578,475	448,292	254,524
2011	1,643,403	354,573	583,725	447,796	257,309
	特定受給資格者 <sup>注1</sup>				
2001	700,216	125,305	201,010	316,675	57,226
2002	823,869	131,667	234,864	381,561	75,777
2003	627,392	102,717	193,413	274,854	56,408
2004	503,068	80,739	158,832	217,688	45,809
2005	461,705	71,050	148,167	202,961	39,527
2006	422,564	65,181	139,173	180,972	37,238
2007	435,032	66,710	149,712	176,372	42,238
2008	738,611	135,639	274,300	261,964	66,708
2009	897,141	154,227	332,161	315,296	95,457
2010	547,538	76,970	198,376	199,995	72,197
2011	533,277	72,713	190,928	195,559	74,077
	特定以外 <sup>注1</sup>				
2001	1,675,012	582,536	408,805	385,541	298,130
2002	1,488,497	525,805	385,165	308,827	268,700
2003	1,362,853	462,322	378,761	294,835	226,935
2004	1,287,731	429,452	382,556	284,456	191,267
2005	1,243,076	411,252	397,416	278,535	155,873
2006	1,183,633	380,535	397,523	275,161	130,414
2007	1,132,863	347,046	382,116	257,204	146,497
2008	1,077,727	308,639	366,543	238,090	164,455
2009	1,043,939	288,407	346,737	233,659	175,136
2010	995,647	267,512	332,300	226,070	169,765
2011	1,008,275	260,322	345,489	229,776	172,688
	特定理由 <sup>注2</sup>				
2009	132,388	31,613	61,166	25,681	13,928
2010	105,126	22,538	47,799	22,227	12,562
2011	101,851	21,538	47,308	22,461	10,544

注1) 2001年度から分かれる。

注2) 2009年度から、「特定以外」から分かれる。

第1章 図の基礎データ

図1-21、22、23

初回受給者数

3-2

年度	男				
	計	29歳以下	30～44歳	45～59歳	60～64歳
	人	人	人	人	人
	受給資格計				
1996	748,252	133,888	145,556	203,115	265,693
1997	848,011	155,859	165,833	226,321	299,998
1998	1,018,742	206,869	223,028	320,019	268,826
1999	1,036,518	207,103	231,792	349,441	248,182
2000	969,423	198,679	228,638	309,725	232,381
2001	1,133,440	236,074	285,505	375,163	236,698
2002	1,136,096	216,311	290,749	396,575	232,461
2003	927,321	185,603	256,306	306,704	178,708
2004	787,813	161,894	225,594	257,320	143,005
2005	718,140	149,065	215,006	237,676	116,393
2006	657,457	137,310	204,977	218,211	96,959
2007	647,207	125,181	201,699	209,996	110,331
2008	839,859	161,314	279,068	259,220	140,257
2009	997,768	182,606	329,344	308,966	176,852
2010	728,845	122,066	233,356	223,893	149,530
2011	706,545	117,778	230,569	212,565	145,633
	特定受給資格者 <sup>注1</sup>				
2001	417,915	69,103	123,143	188,480	37,189
2002	512,298	69,875	145,032	248,737	48,654
2003	376,145	53,688	117,146	172,344	32,967
2004	292,703	41,128	92,954	133,024	25,597
2005	258,688	35,141	82,824	118,972	21,751
2006	233,417	32,095	77,241	103,948	20,133
2007	242,341	31,337	82,229	105,306	23,469
2008	436,373	75,312	159,627	160,312	41,122
2009	534,599	86,755	191,384	195,818	60,642
2010	310,594	38,265	108,369	120,912	43,048
2011	288,510	35,370	101,085	110,214	41,841
	特定以外 <sup>注1</sup>				
2001	715,525	166,971	162,362	186,683	199,509
2002	623,798	146,436	145,717	147,838	183,807
2003	551,176	131,915	139,160	134,360	145,741
2004	495,110	120,766	132,640	124,296	117,408
2005	459,452	113,924	132,182	118,704	94,642
2006	424,040	105,215	127,736	114,263	76,826
2007	404,866	93,844	119,470	104,690	86,862
2008	403,486	86,002	119,441	98,908	99,135
2009	412,717	84,566	120,540	101,797	105,814
2010	380,896	77,216	112,422	93,737	97,521
2011	379,864	75,199	115,457	92,546	96,662
	特定理由 <sup>注2</sup>				
2009	50,452	11,285	17,420	11,351	10,396
2010	37,355	6,585	12,565	9,244	8,961
2011	38,171	7,209	14,027	9,805	7,130

第1章 図の基礎データ

図1-21、22、23

初回受給者数

3-3

年度	女				
	計	29歳以下	30～44歳	45～59歳	60～64歳
	人	人	人	人	人
	受給資格計				
1996	957,643	428,649	202,210	223,468	103,316
1997	1,033,062	460,255	218,839	236,778	117,190
1998	1,159,534	498,485	260,183	284,155	116,711
1999	1,131,197	474,147	264,013	279,581	113,456
2000	1,130,540	452,430	276,265	280,848	120,997
2001	1,241,788	471,767	324,310	327,053	118,658
2002	1,176,270	441,161	329,280	293,813	112,016
2003	1,062,924	379,436	315,868	262,985	104,635
2004	1,002,986	348,297	315,794	244,824	94,071
2005	986,641	333,237	330,577	243,820	79,007
2006	948,740	308,406	331,719	237,922	70,693
2007	920,688	288,575	330,129	223,580	78,404
2008	976,479	282,964	361,775	240,834	90,906
2009	1,075,700	291,641	410,720	265,670	107,669
2010	919,466	244,954	345,119	224,399	104,994
2011	936,858	236,795	353,156	235,231	111,676
	特定受給資格者 <sup>注1</sup>				
2001	282,301	56,202	77,867	128,195	20,037
2002	311,571	61,792	89,832	132,824	27,123
2003	251,247	49,029	76,267	102,510	23,441
2004	210,365	39,611	65,878	84,664	20,212
2005	203,017	35,909	65,343	83,989	17,776
2006	189,147	33,086	61,932	77,024	17,105
2007	192,691	35,373	67,483	71,066	18,769
2008	302,238	60,327	114,673	101,652	25,586
2009	362,542	67,472	140,777	119,478	34,815
2010	236,944	38,705	90,007	79,083	29,149
2011	244,767	37,343	89,843	85,345	32,236
	特定以外 <sup>注1</sup>				
2001	959,487	415,565	246,443	198,858	98,621
2002	864,699	379,369	239,448	160,989	84,893
2003	811,677	330,407	239,601	160,475	81,194
2004	792,621	308,686	249,916	160,160	73,859
2005	783,624	297,328	265,234	159,831	61,231
2006	759,593	275,320	269,787	160,898	53,588
2007	727,997	253,202	262,646	152,514	59,635
2008	674,241	222,637	247,102	139,182	65,320
2009	631,222	203,841	226,197	131,862	69,322
2010	614,751	190,296	219,878	132,333	72,244
2011	628,411	185,123	230,032	137,230	76,026
	特定理由 <sup>注2</sup>				
2009	81,936	20,328	43,746	14,330	3,532
2010	67,771	15,953	35,234	12,983	3,601
2011	63,680	14,329	33,281	12,656	3,414

## 初回受給者数

年度	計	29歳以下	30～44歳	45～59歳	60～64歳	計	29歳以下	30～44歳	45～59歳	60～64歳
	人	人	人	人	人	%	%	%	%	%
	男女計					構成比				
1996	1,705,895	562,537	347,766	426,583	369,009	100.0	33.0	20.4	25.0	21.6
1997	1,881,073	616,114	384,672	463,099	417,188	100.0	32.8	20.4	24.6	22.2
1998	2,178,276	705,354	483,211	604,174	385,537	100.0	32.4	22.2	27.7	17.7
1999	2,167,715	681,250	495,805	629,022	361,638	100.0	31.4	22.9	29.0	16.7
2000	2,099,963	651,109	504,903	590,573	353,378	100.0	31.0	24.0	28.1	16.8
2001	2,375,228	707,841	609,815	702,216	355,356	100.0	29.8	25.7	29.6	15.0
2002	2,312,366	657,472	620,029	690,388	344,477	100.0	28.4	26.8	29.9	14.9
2003	1,990,245	565,039	572,174	569,689	283,343	100.0	28.4	28.7	28.6	14.2
2004	1,790,799	510,191	541,388	502,144	237,076	100.0	28.5	30.2	28.0	13.2
2005	1,704,781	482,302	545,583	481,496	195,400	100.0	28.3	32.0	28.2	11.5
2006	1,606,197	445,716	536,696	456,133	167,652	100.0	27.7	33.4	28.4	10.4
2007	1,567,895	413,756	531,828	433,576	188,735	100.0	26.4	33.9	27.7	12.0
2008	1,816,338	444,278	640,843	500,054	231,163	100.0	24.5	35.3	27.5	12.7
2009	2,073,468	474,247	740,064	574,636	284,521	100.0	22.9	35.7	27.7	13.7
2010	1,648,311	367,020	578,475	448,292	254,524	100.0	22.3	35.1	27.2	15.4
2011	1,643,403	354,573	583,725	447,796	257,309	100.0	21.6	35.5	27.2	15.7
	男性									
1996	748,252	133,888	145,556	203,115	265,693	100.0	17.9	19.5	27.1	35.5
1997	848,011	155,859	165,833	226,321	299,998	100.0	18.4	19.6	26.7	35.4
1998	1,018,742	206,869	223,028	320,019	268,826	100.0	20.3	21.9	31.4	26.4
1999	1,036,518	207,103	231,792	349,441	248,182	100.0	20.0	22.4	33.7	23.9
2000	969,423	198,679	228,638	309,725	232,381	100.0	20.5	23.6	31.9	24.0
2001	1,133,440	236,074	285,505	375,163	236,698	100.0	20.8	25.2	33.1	20.9
2002	1,136,096	216,311	290,749	396,575	232,461	100.0	19.0	25.6	34.9	20.5
2003	927,321	185,603	256,306	306,704	178,708	100.0	20.0	27.6	33.1	19.3
2004	787,813	161,894	225,594	257,320	143,005	100.0	20.5	28.6	32.7	18.2
2005	718,140	149,065	215,006	237,676	116,393	100.0	20.8	29.9	33.1	16.2
2006	657,457	137,310	204,977	218,211	96,959	100.0	20.9	31.2	33.2	14.7
2007	647,207	125,181	201,699	209,996	110,331	100.0	19.3	31.2	32.4	17.0
2008	839,859	161,314	279,068	259,220	140,257	100.0	19.2	33.2	30.9	16.7
2009	997,768	182,606	329,344	308,966	176,852	100.0	18.3	33.0	31.0	17.7
2010	728,845	122,066	233,356	223,893	149,530	100.0	16.7	32.0	30.7	20.5
2011	706,545	117,778	230,569	212,565	145,633	100.0	16.7	32.6	30.1	20.6
	女性									
1996	957,643	428,649	202,210	223,468	103,316	100.0	44.8	21.1	23.3	10.8
1997	1,033,062	460,255	218,839	236,778	117,190	100.0	44.6	21.2	22.9	11.3
1998	1,159,534	498,485	260,183	284,155	116,711	100.0	43.0	22.4	24.5	10.1
1999	1,131,197	474,147	264,013	279,581	113,456	100.0	41.9	23.3	24.7	10.0
2000	1,130,540	452,430	276,265	280,848	120,997	100.0	40.0	24.4	24.8	10.7
2001	1,241,788	471,767	324,310	327,053	118,658	100.0	38.0	26.1	26.3	9.6
2002	1,176,270	441,161	329,280	293,813	112,016	100.0	37.5	28.0	25.0	9.5
2003	1,062,924	379,436	315,868	262,985	104,635	100.0	35.7	29.7	24.7	9.8
2004	1,002,986	348,297	315,794	244,824	94,071	100.0	34.7	31.5	24.4	9.4
2005	986,641	333,237	330,577	243,820	79,007	100.0	33.8	33.5	24.7	8.0
2006	948,740	308,406	331,719	237,922	70,693	100.0	32.5	35.0	25.1	7.5
2007	920,688	288,575	330,129	223,580	78,404	100.0	31.3	35.9	24.3	8.5
2008	976,479	282,964	361,775	240,834	90,906	100.0	29.0	37.0	24.7	9.3
2009	1,075,700	291,641	410,720	265,670	107,669	100.0	27.1	38.2	24.7	10.0
2010	919,466	244,954	345,119	224,399	104,994	100.0	26.6	37.5	24.4	11.4
2011	936,858	236,795	353,156	235,231	111,676	100.0	25.3	37.7	25.1	11.9

年度	計	4年以下	1年未満	1～4年	5～9年	10～19年	20年以上	4年以下で ある者の 割合
	人	人	人	人	人	人	人	%
1996	1,705,895	739,838	129,914	609,924	392,543	250,361	296,021	43.4
1997	1,881,073	803,460	145,449	658,011	432,222	285,186	331,432	42.7
1998	2,178,276	955,399	174,833	780,566	482,986	345,259	362,157	43.9
1999	2,167,715	943,948	170,303	773,645	454,683	351,897	386,438	43.5
2000	2,099,963	920,595	170,894	749,701	435,352	356,669	357,890	43.8
2001	2,375,228	659,550	137,812	521,738	283,044	281,270	299,393	27.8
2002	2,312,366	979,126	193,941	785,185	415,743	390,420	446,879	42.3
2003	1,990,245	480,481	102,631	377,850	187,880	182,550	201,033	24.1
2004	1,790,799	852,715	177,639	675,076	315,000	278,198	271,292	47.6
2005	1,704,781	854,955	172,124	682,831	308,150	255,357	241,533	50.2
2006	1,606,197	823,314	161,811	661,503	304,765	236,956	211,065	51.3
2007	1,567,895	795,569	142,106	653,463	298,330	227,744	218,419	50.7
2008	1,816,338	876,630	84,253	792,377	332,283	239,997	245,298	48.3
2009	2,073,468	1,028,158	102,314	925,844	398,052	270,728	310,969	49.6
2010	1,648,311	804,563	71,820	732,743	336,969	219,752	244,641	48.8
2011	1,643,403	796,567	71,645	724,922	348,525	226,667	234,547	48.5
	(構成比%)							
1996	100.0	43.4	7.6	35.8	23.0	14.7	17.4	
1997	100.0	42.7	7.7	35.0	23.0	15.2	17.6	
1998	100.0	43.9	8.0	35.8	22.2	15.9	16.6	
1999	100.0	43.5	7.9	35.7	21.0	16.2	17.8	
2000	100.0	43.8	8.1	35.7	20.7	17.0	17.0	
2001	100.0	27.8	5.8	22.0	11.9	11.8	12.6	
2002	100.0	42.3	8.4	34.0	18.0	16.9	19.3	
2003	100.0	24.1	5.2	19.0	9.4	9.2	10.1	
2004	100.0	47.6	9.9	37.7	17.6	15.5	15.1	
2005	100.0	50.2	10.1	40.1	18.1	15.0	14.2	
2006	100.0	51.3	10.1	41.2	19.0	14.8	13.1	
2007	100.0	50.7	9.1	41.7	19.0	14.5	13.9	
2008	100.0	48.3	4.6	43.6	18.3	13.2	13.5	
2009	100.0	49.6	4.9	44.7	19.2	13.1	15.0	
2010	100.0	48.8	4.4	44.5	20.4	13.3	14.8	
2011	100.0	48.5	4.4	44.1	21.2	13.8	14.3	
	29歳以下							
1996	562,537	370,685	57,871	312,814	174,010	13,289		65.9
1997	616,114	401,731	66,348	335,383	194,856	14,853		65.2
1998	705,354	471,433	81,071	390,362	211,864	16,633		66.8
1999	681,250	464,443	79,533	384,910	195,148	16,624		68.2
2000	651,109	448,406	78,143	370,263	181,041	16,824		68.9
2001	707,841	287,131	56,863	230,268	102,521	11,298		40.6
2002	657,472	443,041	84,807	358,234	163,069	17,182		67.4
2003	565,039	188,771	37,751	151,020	60,344	5,850		33.4
2004	510,191	359,282	71,994	287,288	110,735	9,303		70.4
2005	482,302	354,973	69,823	285,150	105,696	7,706		73.6
2006	445,716	334,574	63,558	271,016	99,018	6,685		75.1
2007	413,756	314,034	53,913	260,121	90,661	5,558		75.9
2008	444,278	313,355	27,772	285,583	80,437	4,612		70.5
2009	474,247	362,640	33,034	329,606	89,003	4,474		76.5
2010	367,020	278,216	19,547	258,669	77,172	3,401		75.8
2011	354,573	265,333	19,775	245,558	80,909	3,284		74.8

注 制度改正があると、「旧法適用」(表頭に設けていない区分)に計上される者が多くなる。

第1章 図の基礎データ 図1-24

被保険者期間別<sup>注</sup>見た初回受給者数 2-2

年度	計	4年以下	1年未満	1～4年	5～9年	10～19年	20年以上	4年以下で ある者の 割合
	人	人	人	人	人	人	人	%
30～44歳								
1996	347,766	153,882	33,514	120,368	85,462	89,086	13,810	44.2
1997	384,672	168,974	37,622	131,352	94,199	101,457	14,337	43.9
1998	483,211	213,049	46,128	166,921	112,793	131,444	19,109	44.1
1999	495,805	217,093	45,510	171,583	110,367	140,530	21,262	43.8
2000	504,903	220,569	47,854	172,715	111,071	146,086	20,703	43.7
2001	609,815	186,776	42,800	143,976	78,975	113,258	21,105	30.6
2002	620,029	276,225	59,956	216,269	119,239	173,118	30,880	44.6
2003	572,174	151,859	35,586	116,273	59,876	78,553	13,987	26.5
2004	541,388	270,281	60,989	209,292	103,002	125,993	19,979	49.9
2005	545,583	282,926	60,140	222,786	107,275	122,717	19,311	51.9
2006	536,696	282,867	57,967	224,900	111,492	116,656	17,029	52.7
2007	531,828	281,644	52,549	229,095	112,279	113,283	16,726	53.0
2008	640,843	325,938	33,442	292,496	133,311	114,291	19,205	50.9
2009	740,064	389,029	42,370	346,659	167,726	131,573	26,605	52.6
2010	578,475	300,136	31,114	269,022	138,677	105,435	19,420	51.9
2011	583,725	302,549	30,237	272,312	143,177	105,667	20,276	51.8
45～59歳								
1996	426,583	146,701	29,064	117,637	81,291	81,729	106,901	34.4
1997	463,099	158,566	31,707	126,859	87,602	91,123	115,144	34.2
1998	604,174	195,238	37,627	157,611	106,425	122,514	166,917	32.3
1999	629,022	192,617	36,568	156,049	101,388	123,873	198,216	30.6
2000	590,573	188,706	37,510	151,196	97,558	120,289	171,852	32.0
2001	702,216	151,743	32,776	118,967	75,752	110,407	151,130	21.6
2002	690,388	208,819	42,227	166,592	95,601	131,138	237,596	30.2
2003	569,689	117,182	25,910	91,272	48,921	62,583	96,659	20.6
2004	502,144	187,513	39,564	147,949	74,094	90,699	135,691	37.3
2005	481,496	184,828	37,605	147,223	71,827	83,098	129,278	38.4
2006	456,133	178,284	36,440	141,844	73,417	77,858	115,050	39.1
2007	433,576	170,667	31,923	138,744	72,708	71,147	107,564	39.4
2008	500,054	199,154	19,967	179,187	89,327	77,438	114,010	39.8
2009	574,636	226,489	23,003	203,486	103,619	83,505	146,128	39.4
2010	448,292	179,619	17,864	161,755	84,849	65,087	106,140	40.1
2011	447,796	180,612	18,216	162,396	86,639	68,767	98,803	40.3
60～64歳								
1996	369,009	68,570	9,465	59,105	51,780	66,257	175,310	18.6
1997	417,188	74,189	9,772	64,417	55,565	77,753	201,951	17.8
1998	385,537	75,679	10,007	65,672	51,904	74,668	176,131	19.6
1999	361,638	69,795	8,692	61,103	47,780	70,870	166,960	19.3
2000	353,378	62,914	7,387	55,527	45,682	73,470	165,335	17.8
2001	355,356	33,900	5,373	28,527	25,796	46,307	127,158	9.5
2002	344,477	51,041	6,951	44,090	37,834	68,982	178,403	14.8
2003	283,343	22,669	3,384	19,285	18,739	35,564	90,387	8.0
2004	237,076	35,639	5,092	30,547	27,169	52,203	115,622	15.0
2005	195,400	32,228	4,556	27,672	23,352	41,836	92,944	16.5
2006	167,652	27,589	3,846	23,743	20,838	35,757	78,986	16.5
2007	188,735	29,224	3,721	25,503	22,682	37,756	94,129	15.5
2008	231,163	38,183	3,072	35,111	29,208	43,656	112,083	16.5
2009	284,521	50,000	3,907	46,093	37,704	51,176	138,236	17.6
2010	254,524	46,592	3,295	43,297	36,271	45,829	119,081	18.3
2011	257,309	48,073	3,417	44,656	37,800	48,949	115,468	18.7

注 制度改正があると、「旧法適用」（表頭に設けていない区分）に計上される者が多くなる。

第1章 図の基礎データ

図1-28、29、30

就職促進給付 2-1

年度	就業手当			再就職手当		常用就職支度手当 <sup>注</sup>	
	初回受給者数	受給者実人員	支給金額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
	人	人	千円	人	千円	人	千円
1975	—	—	—	—	—	32,261	2,492,722
1976	—	—	—	—	—	39,558	3,385,581
1977	—	—	—	—	—	36,398	3,392,986
1978	—	—	—	—	—	48,490	4,963,940
1979	—	—	—	—	—	52,284	5,757,732
1980	—	—	—	—	—	48,391	5,755,919
1981	—	—	—	—	—	49,957	6,196,259
1982	—	—	—	—	—	45,871	5,874,446
1983	—	—	—	—	—	50,171	6,571,281
1984	—	—	—	—	—	141,214	35,073,619
1985	—	—	—	241,789	60,628,868	15,245	2,237,150
1986	—	—	—	254,390	66,275,930	13,695	1,875,887
1987	—	—	—	256,016	69,027,854	20,919	3,103,154
1988	—	—	—	238,224	63,539,175	19,308	2,796,577
1989	—	—	—	233,877	63,074,828	15,294	2,297,294
1990	—	—	—	242,161	68,351,199	14,963	2,234,582
1991	—	—	—	259,528	77,382,592	13,955	2,203,619
1992	—	—	—	284,296	90,532,149	12,718	2,129,345
1993	—	—	—	293,803	95,857,141	13,566	2,413,906
1994	—	—	—	309,269	121,085,317	15,918	2,732,732
1995	—	—	—	329,420	144,623,739	14,582	2,598,486
1996	—	—	—	354,026	158,093,853	15,844	2,971,623
1997	—	—	—	396,004	175,944,659	15,469	2,894,909
1998	—	—	—	418,159	192,711,200	15,760	3,034,394
1999	—	—	—	395,697	184,181,430	20,168	3,957,854
2000	—	—	—	402,859	159,786,208	20,419	3,987,105
2001	—	—	—	393,599	122,130,663	17,949	3,241,968
2002	—	—	—	382,798	95,238,765	20,433	3,060,242
2003	32,902	52,028	1,050,901	90,615	15,613,068	7,970	1,222,683
2004	32,590	53,913	1,186,778	65,619	9,360,520	2,513	334,124
2005	82,642	155,664	4,555,969	319,361	52,497,274	1,988	243,769
2006	75,096	151,824	4,772,595	366,633	59,922,916	2,296	279,407
2007	69,697	141,204	4,429,556	364,631	59,751,610	1,909	214,642
2008	64,954	132,045	4,077,250	347,288	58,939,516	2,144	259,827
2009	32,893	87,263	3,599,358	390,903	99,712,528	9,906	1,032,840
2010	21,246	58,560	2,484,940	352,861	90,773,666	11,225	1,241,759
2011	18,222	50,224	2,118,035	359,848	101,623,123	9,894	1,049,949

注 1984年度分は8月以降の再就職手当の分を含む。



第1章 図表基礎データ

図1-28、29、30

就職促進給付 2-2

年度	支給総額	基本手当 受給資格 決定件数 再掲	再就職手当 支給人員の 受給資格決 定件数に対 する比%
	千円		
1975	2,579,165	2,079,078	—
1976	3,488,648	1,430,298	—
1977	3,608,942	1,577,788	—
1978	5,097,933	1,510,847	—
1979	5,936,579	1,438,245	—
1980	5,861,322	1,554,351	—
1981	6,324,977	1,706,312	—
1982	6,039,288	1,854,746	—
1983	6,709,423	1,872,011	—
1984	35,188,065	1,821,912	—
1985	62,946,324	1,719,977	14.1
1986	68,286,820	1,770,324	14.4
1987	72,332,787	1,617,153	15.8
1988	66,464,659	1,474,527	16.2
1989	65,484,097	1,382,409	16.9
1990	70,706,795	1,362,994	17.8
1991	79,649,182	1,438,702	18.0
1992	92,726,372	1,660,567	17.1
1993	98,336,067	1,885,324	15.6
1994	123,886,298	1,969,821	15.7
1995	147,292,704	2,030,785	16.2
1996	161,126,802	2,075,233	17.1
1997	178,905,299	2,292,141	17.3
1998	195,818,045	2,512,424	16.6
1999	188,212,723	2,500,056	15.8
2000	163,844,544	2,493,475	16.2
2001	125,438,493	2,718,301	14.5
2002	98,375,140	2,631,398	14.5
2003	17,954,388	2,334,467	3.9
2004	10,938,131	2,152,030	3.0
2005	57,346,967	2,088,236	15.3
2006	65,024,754	1,987,274	18.4
2007	64,455,630	1,895,008	19.2
2008	63,332,077	2,200,007	15.8
2009	104,404,835	2,265,042	17.3
2010	94,543,845	1,902,110	18.6
2011	104,857,369	1,931,711	18.6

第1章 図の基礎データ 図1-31、32、33

育児休業給付

年度	育児休業基本給付金、育児休業給付金 <sup>注1</sup>										支給総額 千円	母親が雇 用者のセ ロ歳児 人	出生数 人 暦年	初回受給 者数の出 生数に対 する 比率 %		
	初回 受給者数 男女計		同 男性		同 女性		受給者数 <sup>注2</sup> 人		受給者 実人員 <sup>注3</sup> 人						1人1月平 均支給額 千円	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B					千円	人
1995	59,720	117	59,603	111,185	271,142	11,759,025	43,369	10,120	301,549	11,847,763	1,187,064	5.0				
1996	59,292	133	59,159	216,621	430,075	19,234,507	44,724	41,495	2,995,204	22,163,086	1,206,555	4.9				
1997	65,343	166	65,177	242,122	474,464	21,909,115	46,177	47,950	3,985,730	25,747,927	1,191,665	5.5				
1998	71,413	183	71,230	267,697	524,209	24,562,070	46,855	52,487	4,575,217	29,151,507	1,203,147	5.9				
1999	75,960	194	75,766	288,005	566,236	26,846,787	47,413	57,778	5,174,942	32,079,976	1,177,669	6.5				
2000	85,144	219	84,925	321,812	634,507	31,431,343	49,537	63,338	5,797,499	37,239,501	1,190,547	7.2				
2001	92,796	279	92,517	362,553	716,867	51,235,409	71,471	68,673	8,628,114	59,748,853	1,170,662	7.9				
2002	98,462	298	98,164	395,253	780,472	56,307,831	72,146	75,393	14,487,004	70,766,585	1,153,855	8.5				
2003	103,478	459	103,019	422,329	834,445	60,250,271	72,204	81,274	16,079,375	76,282,017	1,123,610	9.2				
2004	111,928	512	111,416	461,214	911,461	65,733,253	72,119	85,421	17,043,867	82,753,772	1,110,721	10.1				
2005	118,339	714	117,625	501,791	990,697	70,668,898	71,333	92,573	18,873,296	89,495,294	1,062,530	11.1				
2006	131,542	978	130,564	567,167	1,120,927	75,909,629	67,720	97,893	19,697,629	95,506,913	1,092,674	12.0				
2007	149,054	1,230	147,824	647,644	1,281,937	86,719,844	67,648	109,929	34,222,832	120,795,633	1,089,818	13.7				
2008	166,661	1,440	165,221	747,005	1,477,052	99,956,015	67,673	125,418	51,235,752	151,144,314	1,091,156	15.3				
2009	183,542	1,634	181,908	839,184	1,659,986	112,147,217	67,559	141,077	59,006,306	171,130,967	1,070,035	17.2				
2010	206,036	3,291	202,745	941,573	1,864,537	164,442,602	88,195	153,173	65,988,809	230,032,183	244,937	19.2				
2011	224,834	4,067	220,767	1,050,472	2,114,645	234,880,248	111,073	50,741	28,231,711	263,160,697	1,050,806	21.4				

国勢調査 人口動態調査

注1) 2010年4月1日以降に開始された育児休業から基本給付金と職場復帰給付金が統合され、「育児休業給付金」として全額育児休業中に支給される。

注2) 給付は2か月ごとに2か月分が申請に応じて支給されるのが基本である。

注3) 各月の分を受給した人数の12ヵ月合計に相当する。支給対象月数(原則2か月)の延べ数である。

年度	高齢雇用継続給付										60-64歳被 保険者数に 対する推計 受給者数の 割合	
	基本給付金					再就職給付金						
	初回受給 者数	受給者数 <sup>注1</sup>	支給額	初回受 給者数	受給者数	支給額	受給者 実人員 <sup>注2</sup>	支給総額	月平均 〔60～64歳 一般被保険 者〕	推計受給 者数		1人1月 当平均支 給額
人	人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	人	千円	%
1995	69,895	145,113	10,863,770	5,521	11,856	1,087,053	403,074	11,729,276	1,378,382	33,590	29.1	2.4
1996	76,849	505,534	33,540,510	7,598	43,844	3,482,856	1,081,378	36,926,548	1,412,865	90,115	34.1	6.4
1997	81,566	748,410	52,418,453	7,921	56,473	4,615,331	1,556,444	56,699,537	1,432,418	129,704	36.4	9.1
1998	92,331	992,366	72,625,979	7,843	59,005	4,780,092	2,019,745	77,337,399	1,407,168	168,312	38.3	12.0
1999	96,335	1,190,425	90,140,073	8,315	62,621	5,008,000	2,424,006	95,383,146	1,372,065	202,001	39.3	14.7
2000	106,150	1,345,864	103,179,079	8,522	65,539	5,276,707	2,730,953	108,562,789	1,383,323	227,579	39.8	16.5
2001	133,748	1,553,742	119,841,982	7,736	65,720	5,242,672	3,126,056	124,958,094	1,458,092	260,505	40.0	17.9
2002	143,014	1,813,752	139,967,272	4,349	47,374	3,713,259	3,555,905	143,675,318	1,525,811	296,325	40.4	19.4
2003	131,382	1,948,196	147,229,903	2,160	21,130	1,596,633	3,757,899	148,892,639	1,588,324	313,158	39.6	19.7
2004	118,491	2,019,634	138,499,084	801	6,670	388,454	3,864,959	138,913,815	1,694,847	322,080	35.9	19.0
2005	103,067	2,009,740	125,317,395	790	4,488	215,340	3,836,017	125,567,303	1,719,385	319,668	32.7	18.6
2006	124,785	1,964,851	110,318,625	597	4,011	184,381	3,728,635	110,486,481	1,766,158	310,720	29.6	17.6
2007	178,749	2,251,998	112,381,800	651	3,590	167,121	4,255,589	112,544,082	2,055,627	354,632	26.4	17.3
2008	199,114	2,663,211	124,622,763	692	4,178	198,160	5,039,744	124,789,747	2,381,560	419,979	24.8	17.6
2009	221,718	3,053,125	142,249,648	574	3,799	179,520	5,778,569	142,479,139	2,587,140	481,547	24.7	18.6
2010	198,891	3,329,884	154,581,081	478	3,073	137,930	6,326,856	154,656,839	2,834,952	527,238	24.4	18.6
2011	195,142	3,645,339	171,044,308	361	2,322	102,695	6,913,710	171,089,142	3,022,541	576,143	24.7	19.1

注1) 給付は2か月ごとに2か月分が申請に応じて支給されるのが基本である。

注2) 各月の分を受給した人数の12ヵ月合計に相当する。支給対象月数(原則2か月)の延べ数である。

雇用保険 各種データ (年次) 1

年度	一般被保険者、高年齢継続被保険者、 及び短期雇用特例被保険者			
	月末 被保険者数	資格 取得者数	資格 喪失者数	うち事業主都合 離職
	月平均 人	人	人	人
1975	23,555,512	5,037,417	4,967,225	1,380,952
1976	23,811,975	4,258,732	4,289,579	1,134,502
1977	24,024,919	4,130,792	4,365,005	1,269,695
1978	24,254,398	4,188,785	4,221,585	1,176,543
1979	24,762,321	4,386,794	4,243,553	1,088,743
1980	25,339,133	4,454,200	4,377,223	1,163,009
1981	25,883,928	5,790,904	5,207,385	973,238
1982	26,362,245	5,443,980	5,039,975	796,927
1983	26,709,021	5,435,999	5,039,758	748,040
1984	27,135,114	5,548,123	5,083,947	723,752
1985	27,811,023	5,867,983	5,176,477	683,741
1986	28,219,487	5,505,679	5,180,235	757,292
1987	28,793,077	5,975,549	5,138,923	586,115
1988	29,625,599	6,164,330	5,301,396	435,332
1989	30,541,766	6,420,164	5,447,357	359,785
1990	31,568,538	6,609,600	5,651,306	335,279
1991	32,516,944	6,609,252	5,740,916	365,396
1992	33,245,955	6,267,691	5,680,108	496,230
1993	33,580,924	5,789,432	5,548,252	641,482
1994	33,814,818	5,947,000	5,654,449	630,948
1995	33,980,731	5,839,543	5,654,752	628,917
1996	34,199,129	6,159,692	5,920,051	610,671
1997	34,386,556	6,355,669	6,274,353	713,607
1998	34,195,329	5,947,014	6,195,922	994,869
1999	33,901,542	5,908,519	6,067,073	974,107
2000	33,905,004	6,495,420	6,413,614	919,154
2001	34,110,675	6,936,139	6,845,797	1,144,052
2002	33,961,866	6,944,701	6,920,332	1,081,654
2003	34,131,811	7,138,040	6,816,057	877,256
2004	34,694,335	7,531,922	6,862,063	737,469
2005	35,296,351	7,746,474	7,109,079	710,926
2006	36,138,166	8,242,069	7,317,991	685,313
2007	37,128,266	8,259,138	7,152,617	682,433
2008	37,817,572	7,438,049	7,376,214	1,138,669
2009	37,663,543	6,864,994	6,651,529	1,091,737
2010	38,243,252	7,380,361	6,637,611	771,711
2011	38,629,679	7,393,523	7,047,517	691,340

年度	一般被保険者				
	月末 被保険者数	資格 取得者数	資格 喪失者数	うち事業主都合 離職	離職票 交付枚数
	月平均 人	人	人	人	枚
1975	…注	…	…	…	2,718,288
1976	…	…	…	…	2,138,473
1977	…	…	…	…	2,233,561
1978	…	…	…	…	2,144,139
1979	…	…	…	…	2,053,377
1980	…	…	…	…	2,181,330
1981	…	…	…	…	2,311,647
1982	25,801,236	4,534,107	4,153,598	…	2,427,434
1983	26,156,090	4,563,190	4,188,849	…	2,456,145
1984	26,590,332	4,689,629	4,259,295	…	2,450,166
1985	26,948,821	5,023,579	4,256,744	…	2,345,245
1986	27,389,633	4,701,972	4,301,340	…	2,407,849
1987	27,984,974	5,208,395	4,314,234	…	2,306,306
1988	28,834,044	5,439,648	4,531,901	…	2,257,384
1989	29,719,230	5,644,660	4,710,774	…	2,242,939
1990	30,591,691	5,809,219	4,898,779	…	2,315,331
1991	31,681,362	6,005,291	5,055,183	280,394	2,441,871
1992	32,380,950	5,703,613	5,013,271	409,941	2,637,373
1993	32,698,627	5,262,847	4,881,917	548,385	2,787,736
1994	32,924,623	5,433,319	4,996,190	541,394	2,874,862
1995	33,088,666	5,350,933	5,013,449	542,252	2,988,970
1996	33,304,180	5,685,047	5,293,904	525,348	3,173,944
1997	33,488,984	5,904,647	5,652,426	623,907	3,472,972
1998	33,317,528	5,526,666	5,586,907	897,856	3,637,782
1999	33,052,958	5,507,369	5,494,581	887,537	3,623,821
2000	33,063,069	6,113,263	5,870,447	838,587	3,815,264
2001	33,277,464	6,574,434	6,312,828	1,072,538	4,066,351
2002	33,143,535	6,602,828	6,404,461	1,011,804	4,020,672
2003	33,327,589	6,814,539	6,327,372	816,129	3,879,069
2004	33,891,135	7,234,525	6,411,770	685,770	3,854,271
2005	34,464,199	7,469,672	6,680,150	663,081	3,941,648
2006	35,247,797	7,982,289	6,898,058	640,181	3,973,580
2007	36,164,864	8,020,194	6,746,594	637,533	3,969,924
2008	36,787,524	7,229,092	6,960,049	1,080,453	4,466,256
2009	36,612,254	6,668,065	6,216,151	1,030,478	4,167,279
2010	37,195,060	7,200,243	6,235,646	723,029	4,028,521
2011	37,564,002	7,227,023	6,644,052	647,527	4,277,847

注 …は入手できなかったものである。

年度	一般求職者給付				
	離職票 提出件数	受給資格 決定件数	支給総額	基本手当 (延長分等含む)	
				受給者 実人員	基本手当 支給総額
	件	人	千円	月平均 人	千円
1975	2,135,280	2,079,078	672,361,560	877,093	665,639,072
1976	1,486,086	1,430,298	555,554,957	661,987	548,262,590
1977	1,638,559	1,577,788	623,448,945	668,766	615,442,802
1978	1,571,293	1,510,847	720,621,627	720,633	711,076,377
1979	1,498,041	1,438,245	697,430,744	669,182	687,686,277
1980	1,618,327	1,554,351	774,593,625	683,096	763,842,271
1981	1,771,679	1,706,312	916,992,168	772,392	904,228,781
1982	1,908,903	1,854,746	1,044,274,305	852,210	1,030,079,446
1983	1,928,775	1,872,011	1,113,254,928	896,643	1,098,734,039
1984	1,882,068	1,821,912	1,108,623,994	827,830	1,094,583,968
1985	1,780,780	1,719,977	807,978,444	646,769	797,257,539
1986	1,819,854	1,770,324	890,267,832	693,478	879,420,884
1987	1,666,926	1,617,153	900,331,238	674,536	888,977,248
1988	1,513,288	1,474,527	771,008,676	569,973	761,022,662
1989	1,422,281	1,382,409	718,986,320	521,249	709,716,159
1990	1,398,115	1,362,994	704,370,851	496,216	695,219,490
1991	1,481,160	1,438,702	768,940,860	506,919	759,537,279
1992	1,693,993	1,660,567	944,810,667	582,622	934,640,467
1993	1,922,201	1,885,324	1,180,618,582	710,122	1,169,657,158
1994	2,003,923	1,969,821	1,358,557,470	791,368	1,346,945,113
1995	2,068,715	2,030,785	1,501,117,318	857,056	1,488,888,634
1996	2,120,135	2,075,233	1,557,271,012	869,940	1,544,813,704
1997	2,332,833	2,292,141	1,691,509,941	930,902	1,678,941,571
1998	2,548,039	2,512,424	2,030,843,409	1,091,228	2,016,542,697
1999	2,529,645	2,500,056	2,127,996,872	1,107,305	2,109,488,598
2000	2,529,462	2,493,475	2,012,898,264	1,068,788	1,990,934,341
2001	2,744,469	2,718,301	2,089,913,917	1,128,573	2,067,196,005
2002	2,662,491	2,631,398	1,996,888,164	1,063,779	1,977,035,926
2003	2,365,700	2,334,467	1,502,049,520	853,137	1,484,079,593
2004	2,190,643	2,152,030	1,103,706,127	696,791	1,087,286,948
2005	2,124,114	2,088,236	994,391,998	642,739	978,191,407
2006	2,038,476	1,987,274	905,989,036	596,761	891,000,900
2007	1,942,450	1,895,008	872,248,828	579,278	858,664,040
2008	2,346,543	2,200,007	924,730,942	618,423	912,187,626
2009	2,408,950	2,265,042	1,480,141,081	943,710	1,462,058,654
2010	1,954,219	1,902,110	1,105,997,890	722,143	1,090,496,542
2011	1,978,314	1,931,711	1,040,219,140	689,691	1,026,501,173

年度	一般求職者給付				
	基本手当 (所定給付日数分)				
	受給者 実人員	初回 受給者数	基本手当 支給額	給付延日数	支給 終了者数
	月平均 人	人	千円	日	人
1975	869,960	1,948,526	656,787,675	261,346,313	1,216,212
1976	648,819	1,294,911	531,674,790	197,437,023	1,100,927
1977	655,965	1,443,163	598,048,714	201,684,223	852,883
1978	701,510	1,405,931	682,986,126	216,743,295	945,334
1979	644,691	1,317,666	651,322,599	198,288,382	886,061
1980	662,860	1,411,960	732,140,819	203,173,100	904,796
1981	751,253	1,610,924	871,583,276	233,703,046	1,069,097
1982	827,451	1,727,729	988,728,545	257,928,135	1,169,531
1983	871,810	1,782,936	1,099,969,857	276,667,853	1,217,547
1984	806,995	1,539,513	1,040,433,449	256,060,607	1,207,879
1985	627,884	1,399,429	767,051,743	191,283,217	977,670
1986	674,779	1,485,573	849,363,905	207,220,548	977,712
1987	649,613	1,344,757	844,172,762	200,723,684	971,568
1988	549,921	1,169,886	722,377,195	168,436,348	815,460
1989	505,877	1,075,372	681,199,036	155,450,637	737,474
1990	482,233	1,037,233	668,516,682	147,690,874	686,104
1991	494,012	1,088,147	736,371,920	151,944,169	704,698
1992	570,995	1,298,130	909,510,196	175,576,300	810,615
1993	699,411	1,565,728	1,147,337,022	217,116,787	1,021,828
1994	779,961	1,643,058	1,316,629,325	243,456,725	1,164,578
1995	836,587	1,717,302	1,444,211,663	261,197,536	1,236,630
1996	843,985	1,705,895	1,484,682,618	262,555,249	1,235,598
1997	898,980	1,881,073	1,614,192,724	279,893,425	1,295,487
1998	1,052,639	2,178,276	1,923,669,551	328,471,922	1,543,259
1999	1,068,094	2,167,715	1,995,836,360	335,462,888	1,604,434
2000	1,029,410	2,099,963	1,892,908,616	320,883,414	1,543,406
2001	1,106,457	2,375,228	2,013,622,077	342,658,075	1,748,918
2002	1,048,391	2,312,366	1,938,180,010	323,679,374	1,856,693
2003	839,487	1,990,245	1,448,076,575	257,113,835	1,647,405
2004	682,046	1,790,799	1,049,981,999	206,154,046	1,411,701
2005	627,837	1,704,781	937,658,984	188,150,374	1,302,872
2006	583,255	1,606,197	857,117,299	173,553,191	1,203,354
2007	566,666	1,567,895	828,780,196	168,267,262	1,167,923
2008	606,686	1,816,338	888,746,888	180,453,188	1,141,825
2009	854,617	2,073,468	1,283,925,680	260,975,329	1,634,959
2010	653,553	1,648,311	957,667,542	198,081,182	1,305,845
2011	624,953	1,643,403	901,669,522	188,523,542	1,228,697

年度	高年齢求職者給付			短期雇用特例求職者給付		
	受給資格決定件数	受給者数	支給額	受給資格決定件数	受給者数	支給額
	件	人	千円	件	人	千円
1975	—	—	—	119,702	112,453	14,361,675
1976	—	—	—	695,884	691,498	99,888,032
1977	—	—	—	698,970	692,947	109,758,255
1978	—	—	—	713,880	708,618	119,716,362
1979	—	—	—	720,245	715,498	127,401,083
1980	—	—	—	740,887	733,597	144,052,650
1981	—	—	—	750,467	747,298	151,754,188
1982	—	—	—	743,930	734,968	152,175,441
1983	—	—	—	711,450	708,038	145,636,904
1984	…	29,146	12,320,800	689,814	684,955	148,775,200
1985	80,420	79,147	35,788,856	678,967	673,691	146,922,295
1986	80,637	80,799	37,221,995	658,009	654,051	145,575,155
1987	69,529	70,032	33,029,307	619,629	614,128	139,277,206
1988	60,650	60,791	29,196,346	578,754	575,540	132,781,397
1989	54,902	54,897	26,991,294	550,124	548,059	130,815,614
1990	54,663	54,492	28,128,765	527,417	523,738	130,199,725
1991	59,552	58,825	32,331,000	505,239	501,354	134,657,603
1992	73,763	72,686	43,426,111	479,052	475,457	133,947,871
1993	97,662	97,223	59,827,754	459,570	459,544	130,265,959
1994	109,659	109,512	68,132,826	439,942	439,012	124,691,972
1995	121,206	121,118	82,445,197	419,806	416,625	120,178,698
1996	126,485	126,078	90,149,269	410,049	410,254	119,633,478
1997	139,473	137,868	98,957,407	393,585	392,713	113,764,372
1998	154,585	152,324	110,527,426	366,839	362,971	104,934,635
1999	138,786	141,494	70,466,918	353,054	352,802	101,445,431
2000	128,183	127,480	45,010,810	331,591	329,094	93,198,729
2001	132,227	131,857	46,107,290	318,336	319,257	89,542,515
2002	135,175	134,714	46,673,531	293,640	293,101	80,901,285
2003	124,032	123,839	33,666,755	277,746	275,957	71,029,536
2004	110,425	110,024	24,263,012	253,733	253,910	63,304,595
2005	108,332	108,194	23,552,058	235,910	235,339	58,216,471
2006	110,604	109,877	23,881,507	220,571	220,509	54,534,408
2007	114,722	114,024	24,835,189	200,345	199,512	41,858,170
2008	137,247	134,569	29,093,706	182,170	181,924	35,466,946
2009	163,887	163,892	34,980,985	163,436	159,986	30,372,861
2010	148,011	147,771	31,008,795	157,310	158,975	29,860,165
2011	160,352	158,738	32,879,235	141,328	141,421	26,820,148



年度	就職促進給付					
	支給総額	就業手当			再就職手当	
		初回 受給者数	受給者 実人員	支給金額	支給人員	支給額
	千円	人	人	千円	人	千円
1975	2,579,165	—	—	—	—	—
1976	3,488,648	—	—	—	—	—
1977	3,608,942	—	—	—	—	—
1978	5,097,933	—	—	—	—	—
1979	5,936,579	—	—	—	—	—
1980	5,861,322	—	—	—	—	—
1981	6,324,977	—	—	—	—	—
1982	6,039,288	—	—	—	—	—
1983	6,709,423	—	—	—	—	—
1984	35,188,065	—	—	—	—	—
1985	62,946,324	—	—	—	241,789	60,628,868
1986	68,286,820	—	—	—	254,390	66,275,930
1987	72,332,787	—	—	—	256,016	69,027,854
1988	66,464,659	—	—	—	238,224	63,539,175
1989	65,484,097	—	—	—	233,877	63,074,828
1990	70,706,795	—	—	—	242,161	68,351,199
1991	79,649,182	—	—	—	259,528	77,382,592
1992	92,726,372	—	—	—	284,296	90,532,149
1993	98,336,067	—	—	—	293,803	95,857,141
1994	123,886,298	—	—	—	309,269	121,085,317
1995	147,292,704	—	—	—	329,420	144,623,739
1996	161,126,802	—	—	—	354,026	158,093,853
1997	178,905,299	—	—	—	396,004	175,944,659
1998	195,818,045	—	—	—	418,159	192,711,200
1999	188,212,723	—	—	—	395,697	184,181,430
2000	163,844,544	—	—	—	402,859	159,786,208
2001	125,438,493	—	—	—	393,599	122,130,663
2002	98,375,140	—	—	—	382,798	95,238,765
2003	17,954,388	32,902	52,028	1,050,901	90,615	15,613,068
2004	10,938,131	32,590	53,913	1,186,778	65,619	9,360,520
2005	57,346,967	82,642	155,664	4,555,969	319,361	52,497,274
2006	65,024,754	75,096	151,824	4,772,595	366,633	59,922,916
2007	64,455,630	69,697	141,204	4,429,556	364,631	59,751,610
2008	63,332,077	64,954	132,045	4,077,250	347,288	58,939,516
2009	104,404,835	32,893	87,263	3,599,358	390,903	99,712,528
2010	94,543,845	21,246	58,560	2,484,940	352,861	90,773,666
2011	104,857,369	18,222	50,224	2,118,035	359,848	101,623,123

年度	就職促進給付					
	常用就職支度手当		移転費		広域求職活動費	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
	人	千円	人	千円	人	千円
1975	32,261	2,492,722	1,517	79,525	173	3,505
1976	39,558	3,385,581	1,663	123,235	55	1,566
1977	36,398	3,392,986	1,523	120,589	71	2,029
1978	48,490	4,963,940	1,857	153,918	166	4,794
1979	52,284	5,757,732	1,712	150,425	137	3,873
1980	48,391	5,755,919	1,365	117,545	90	2,576
1981	49,957	6,196,259	1,400	125,990	78	2,728
1982	45,871	5,874,446	1,824	159,676	162	5,166
1983	50,171	6,571,281	1,514	134,584	104	3,558
1984	141,214	35,073,619	1,188	109,313	105	5,133
1985	15,245	2,237,150	796	77,428	60	2,878
1986	13,695	1,875,887	1,162	129,102	123	5,901
1987	20,919	3,103,154	1,728	188,370	313	13,409
1988	19,308	2,796,577	1,174	120,907	177	8,000
1989	15,294	2,297,294	937	101,070	211	10,905
1990	14,963	2,234,582	980	109,766	325	11,248
1991	13,955	2,203,619	526	60,730	42	2,241
1992	12,718	2,129,345	490	60,888	63	3,989
1993	13,566	2,413,906	504	62,158	59	2,863
1994	15,918	2,732,732	519	65,225	63	3,024
1995	14,582	2,598,486	544	68,270	42	2,209
1996	15,844	2,971,623	472	58,891	49	2,435
1997	15,469	2,894,909	516	63,275	58	2,456
1998	15,760	3,034,394	587	69,972	60	2,480
1999	20,168	3,957,854	573	69,950	73	3,489
2000	20,419	3,987,105	558	68,439	56	2,792
2001	17,949	3,241,968	528	62,406	103	3,456
2002	20,433	3,060,242	573	71,295	83	4,838
2003	7,970	1,222,683	534	64,834	55	2,902
2004	2,513	334,124	455	52,763	79	3,947
2005	1,988	243,769	403	48,142	43	1,814
2006	2,296	279,407	385	47,785	42	2,053
2007	1,909	214,642	470	58,253	28	1,569
2008	2,144	259,827	448	53,718	31	1,766
2009	9,906	1,032,840	474	56,881	63	3,227
2010	11,225	1,241,759	363	41,759	39	1,720
2011	9,894	1,049,949	492	59,778	166	6,484

年度	教育訓練給付		高年齢雇用継続給付				
	受給者数	支給金額	支給総額	基本給付金		再就職給付金	
				受給者数	支給額	受給者数	支給額
	人	千円	千円	人	千円	人	千円
1975	—	—	—	—	—	—	—
1976	—	—	—	—	—	—	—
1977	—	—	—	—	—	—	—
1978	—	—	—	—	—	—	—
1979	—	—	—	—	—	—	—
1980	—	—	—	—	—	—	—
1981	—	—	—	—	—	—	—
1982	—	—	—	—	—	—	—
1983	—	—	—	—	—	—	—
1984	—	—	—	—	—	—	—
1985	—	—	—	—	—	—	—
1986	—	—	—	—	—	—	—
1987	—	—	—	—	—	—	—
1988	—	—	—	—	—	—	—
1989	—	—	—	—	—	—	—
1990	—	—	—	—	—	—	—
1991	—	—	—	—	—	—	—
1992	—	—	—	—	—	—	—
1993	—	—	—	—	—	—	—
1994	—	—	—	—	—	—	—
1995	—	—	11,729,276	145,113	10,863,770	11,856	1,087,053
1996	—	—	36,926,548	505,534	33,540,510	43,844	3,482,856
1997	—	—	56,699,537	748,410	52,418,453	56,473	4,615,331
1998	198	5,193	77,337,399	992,366	72,625,979	59,005	4,780,092
1999	149,604	13,135,206	95,383,146	1,190,425	90,140,073	62,621	5,008,000
2000	270,137	27,122,663	108,562,789	1,345,864	103,179,079	65,539	5,276,707
2001	284,680	39,510,920	124,958,094	1,553,742	119,841,982	65,720	5,242,672
2002	380,945	68,288,878	143,675,318	1,813,752	139,967,272	47,374	3,713,259
2003	469,829	89,936,041	148,892,639	1,948,196	147,229,903	21,130	1,596,633
2004	230,623	23,907,986	138,913,815	2,019,634	138,499,084	6,670	388,454
2005	159,066	11,821,568	125,567,303	2,009,740	125,317,395	4,488	215,340
2006	138,982	10,347,685	110,486,481	1,964,851	110,318,625	4,011	184,381
2007	122,721	9,033,429	112,544,082	2,251,998	112,381,800	3,590	167,121
2008	123,866	7,435,148	124,789,747	2,663,211	124,622,763	4,178	198,160
2009	133,598	4,834,346	142,479,139	3,053,125	142,249,648	3,799	179,520
2010	124,170	4,573,707	154,656,839	3,329,884	154,581,081	3,073	137,930
2011	122,248	4,528,524	171,089,142	3,645,339	171,044,308	2,322	102,695

年度	育児休業給付				
	支給総額	育児休業給付基本金		職場復帰給付金	
		受給者数	支給額	受給者数	支給額
	千円	人	千円	人	千円
1975	—	—	—	—	—
1976	—	—	—	—	—
1977	—	—	—	—	—
1978	—	—	—	—	—
1979	—	—	—	—	—
1980	—	—	—	—	—
1981	—	—	—	—	—
1982	—	—	—	—	—
1983	—	—	—	—	—
1984	—	—	—	—	—
1985	—	—	—	—	—
1986	—	—	—	—	—
1987	—	—	—	—	—
1988	—	—	—	—	—
1989	—	—	—	—	—
1990	—	—	—	—	—
1991	—	—	—	—	—
1992	—	—	—	—	—
1993	—	—	—	—	—
1994	—	—	—	—	—
1995	11,847,763	111,185	11,759,025	10,120	301,549
1996	22,163,086	216,621	19,234,507	41,495	2,995,204
1997	25,747,927	242,122	21,909,115	47,950	3,985,730
1998	29,151,507	267,697	24,562,070	52,487	4,575,217
1999	32,079,976	288,005	26,846,787	57,778	5,174,942
2000	37,239,501	321,812	31,431,343	63,338	5,797,499
2001	59,748,853	362,553	51,235,409	68,673	8,628,114
2002	70,766,585	395,253	56,307,831	75,393	14,487,004
2003	76,282,017	422,329	60,250,271	81,274	16,079,375
2004	82,753,772	461,214	65,733,253	85,421	17,043,867
2005	89,495,294	501,791	70,668,898	92,573	18,873,296
2006	95,506,913	567,167	75,909,629	97,893	19,697,629
2007	120,795,633	647,644	86,719,844	109,929	34,222,832
2008	151,144,314	747,005	99,956,015	125,418	51,235,752
2009	171,130,967	839,184	112,147,217	141,077	59,006,306
2010	230,032,183	941,573	164,442,602	153,173	65,988,809
2011	263,160,697	1,050,472	234,880,248	50,741	28,231,711

〔注〕平成22年4月1日以降に開始された育児休業からは、基本給付金と職場復帰給付金を統合し、「育児休業給付金」として全額育児休業中に支給されることになったが、これは育児休業給付基本金の方に計上している。

雇用保険 各種データ (年次)

10

年度	介護休業給付		日雇労働被 保険者	日雇労働求職者給付金		
	受給者数	支給金額	被保険者数	受給者 実人員	支給総額	給付 延べ日数
	人	千円	月平均 人	月平均 人	千円	日
1975	—	—	204,428	138,903	17,178,528	8,697,651
1976	—	—	191,775	131,307	18,225,871	8,538,082
1977	—	—	186,405	128,856	19,642,420	8,525,158
1978	—	—	181,595	129,477	26,775,300	8,873,020
1979	—	—	173,413	126,631	29,252,924	9,114,409
1980	—	—	171,098	126,214	30,928,870	9,230,181
1981	—	—	162,810	118,023	30,351,860	8,875,497
1982	—	—	147,606	107,457	29,659,089	8,343,867
1983	—	—	151,289	106,092	32,366,320	9,016,280
1984	—	—	152,699	109,696	43,731,054	10,570,707
1985	—	—	156,358	113,961	54,145,231	11,605,846
1986	—	—	149,195	102,258	52,718,739	10,474,819
1987	—	—	129,750	86,269	47,027,164	8,641,942
1988	—	—	115,622	76,113	41,585,679	7,534,018
1989	—	—	99,660	67,846	38,077,398	6,785,701
1990	—	—	88,690	60,636	35,286,287	6,136,835
1991	—	—	80,861	52,986	32,136,053	5,517,627
1992	—	—	72,440	48,475	30,846,842	5,273,870
1993	—	—	66,246	40,712	26,944,771	4,601,015
1994	—	—	61,281	39,265	29,211,806	4,497,589
1995	—	—	57,099	34,352	28,960,871	4,135,717
1996	—	—	53,980	31,949	28,117,152	3,981,622
1997	—	—	51,255	30,796	28,344,097	3,998,178
1998	—	—	49,572	28,895	27,556,200	3,845,977
1999	3,304	490,898	47,407	27,188	25,768,665	3,630,501
2000	3,907	635,321	45,823	27,297	25,322,412	3,564,166
2001	4,570	1,170,731	43,445	25,764	24,274,752	3,401,030
2002	4,488	1,208,690	39,103	23,806	22,466,284	3,145,069
2003	4,668	1,192,492	35,987	21,854	20,767,732	2,901,465
2004	4,986	1,289,598	33,337	19,490	18,110,221	2,541,399
2005	6,082	1,389,034	29,770	17,232	15,390,424	2,167,591
2006	6,559	1,461,765	26,244	15,103	13,046,361	1,840,286
2007	7,120	1,571,830	24,638	14,259	12,457,157	1,756,365
2008	7,727	1,667,904	24,556	13,566	11,931,552	1,682,131
2009	7,705	1,616,692	24,045	12,001	10,545,458	1,491,052
2010	8,381	1,771,379	21,638	11,203	9,201,508	1,305,640
2011	8,484	1,781,814	20,031	11,324	8,987,815	1,280,010

雇用保険 各種データ (月次)

1 の 1

年 月		一般被保険者、高年齢継続被保険者及び短期雇用特例被保険者						
		被保険者数	被保険者資格 取得者数	被保険者資格 喪失者数	うち事業 主の都合 による離 職	離職票交付枚数		
						一般被保 険者	高年齢継続 被保険者	短期雇用特 例被保険者
		人	人	人	人	枚	枚	枚
1996	4	34,018,838	1,341,049	843,368	89,500	453,102	34,821	51,191
1996	5	34,365,595	800,675	465,705	48,976	244,315	10,688	19,632
1996	6	34,490,208	489,792	370,030	43,051	196,095	8,627	9,598
1996	7	34,471,833	447,311	460,734	47,581	251,960	10,013	11,833
1996	8	34,388,619	350,222	436,693	39,031	251,938	8,094	10,784
1996	9	34,334,109	382,555	438,715	39,763	254,233	7,783	6,550
1996	10	34,303,610	475,549	500,216	47,686	274,944	9,100	10,043
1996	11	34,327,612	392,817	371,961	40,178	185,175	6,255	34,423
1996	12	34,180,480	327,866	478,916	55,445	184,282	6,754	160,723
1997	1	33,906,716	329,597	605,739	63,717	326,407	13,492	84,975
1997	2	33,831,206	363,324	438,783	43,294	257,461	7,737	16,232
1997	3	33,770,717	458,935	509,191	52,449	294,032	9,750	20,544
1997	4	34,236,047	1,378,052	895,626	87,406	494,434	36,170	45,522
1997	5	34,607,834	850,020	490,056	48,858	259,862	10,831	18,276
1997	6	34,724,833	521,367	406,779	44,362	215,727	8,971	10,106
1997	7	34,689,901	457,021	488,833	49,777	268,996	10,377	10,792
1997	8	34,601,265	364,172	452,886	41,961	263,375	8,331	10,444
1997	9	34,536,868	419,835	488,138	45,823	284,735	9,024	6,820
1997	10	34,503,170	496,009	529,833	52,463	298,103	10,128	10,284
1997	11	34,515,777	383,125	368,678	42,250	188,989	6,600	33,730
1997	12	34,358,057	346,670	506,159	67,503	208,485	7,966	156,699
1998	1	34,061,278	331,842	627,704	84,991	361,094	16,477	81,090
1998	2	33,954,731	348,505	454,383	63,232	281,321	9,367	14,674
1998	3	33,848,916	459,051	565,278	84,981	347,851	13,086	19,918
1998	4	34,219,800	1,339,719	938,229	128,930	547,209	40,013	40,984
1998	5	34,531,102	764,781	471,921	71,456	272,896	11,722	16,424
1998	6	34,615,232	510,225	437,447	74,444	251,593	10,792	9,942
1998	7	34,540,344	427,592	496,639	80,527	299,540	11,988	10,158
1998	8	34,428,700	338,697	455,227	71,016	286,121	9,743	9,050
1998	9	34,342,372	387,646	477,299	73,699	302,584	10,252	5,768
1998	10	34,260,926	448,960	524,908	84,935	314,300	11,347	8,793
1998	11	34,239,859	357,404	382,791	69,266	215,593	7,695	34,632
1998	12	34,077,626	324,110	488,780	85,477	219,814	8,782	140,579
1999	1	33,805,299	300,068	567,080	97,221	332,429	15,493	74,723
1999	2	33,696,601	320,414	412,919	65,108	259,711	9,653	15,635
1999	3	33,586,088	427,398	542,682	92,790	335,992	17,533	23,622

## 雇用保険 各種データ (月次)

1の2

年 月		一般被保険者、高年齢継続被保険者及び短期雇用特例被保険者						
		被保険者数	被保険者資格 取得者数	被保険者資格 喪失者数	うち事業 主の都合 による離 職	離職票交付枚数		
						一般被保 険者	高年齢継続 被保険者	短期雇用特 例被保険者
		人	人	人	人	枚	枚	枚
1999	4	33,877,380	1,257,293	948,142	152,940	564,288	44,386	38,137
1999	5	34,142,455	689,739	439,965	75,199	263,439	9,571	14,399
1999	6	34,226,294	495,175	421,092	74,011	251,150	9,508	8,202
1999	7	34,172,745	422,394	468,239	81,170	289,873	10,761	8,473
1999	8	34,091,937	348,514	439,596	69,385	282,307	8,603	8,479
1999	9	34,024,276	387,172	456,623	69,548	292,144	8,766	5,271
1999	10	33,959,893	436,367	497,108	78,515	303,411	9,537	6,907
1999	11	33,967,416	387,355	389,371	60,645	221,150	6,651	32,733
1999	12	33,812,116	335,550	492,500	79,527	221,042	7,399	145,084
2000	1	33,583,291	318,905	548,119	87,551	326,557	12,985	70,065
2000	2	33,513,495	359,905	429,887	63,769	272,642	8,014	16,027
2000	3	33,447,210	470,150	536,431	81,847	335,818	10,234	21,573
2000	4	33,733,606	1,221,870	935,134	131,450	554,128	38,730	31,570
2000	5	34,035,492	783,962	481,744	69,496	282,595	11,164	13,681
2000	6	34,144,486	551,920	442,500	68,776	260,043	9,465	7,927
2000	7	34,120,380	450,180	473,812	69,698	288,758	9,892	8,057
2000	8	34,056,269	415,698	479,555	64,591	303,067	8,235	7,592
2000	9	34,023,063	452,789	485,618	63,167	306,288	8,446	5,061
2000	10	33,999,580	514,056	537,299	72,945	324,178	9,322	7,241
2000	11	34,027,594	449,120	420,742	57,528	236,893	6,407	32,393
2000	12	33,901,386	397,055	522,375	77,515	240,015	7,367	139,319
2001	1	33,677,792	367,378	590,520	89,367	353,075	12,112	64,757
2001	2	33,616,727	398,416	459,071	66,604	291,540	7,694	14,406
2001	3	33,523,678	492,976	585,244	88,017	374,684	10,421	22,713
2001	4	33,824,740	1,297,243	995,760	145,419	599,407	38,527	28,576
2001	5	34,277,458	980,532	526,922	78,113	299,542	10,307	12,643
2001	6	34,436,175	623,475	463,891	71,560	263,911	8,980	7,334
2001	7	34,425,275	518,901	529,247	81,363	313,647	9,945	8,110
2001	8	34,356,172	444,125	512,403	74,871	319,264	8,655	6,979
2001	9	34,304,275	441,787	493,052	76,689	311,096	8,563	4,217
2001	10	34,271,850	589,485	621,488	104,040	372,789	10,339	7,412
2001	11	34,247,060	449,425	473,802	87,753	274,979	7,432	31,794
2001	12	34,070,128	373,335	549,645	99,362	263,897	7,895	135,095
2002	1	33,803,832	369,877	635,812	120,578	384,310	13,750	61,307
2002	2	33,704,073	386,844	486,246	98,488	312,519	8,386	14,552
2002	3	33,607,057	461,110	557,529	105,816	350,990	10,554	18,643

## 雇用保険 各種データ (月次)

1の3

年 月		一般被保険者、高年齢継続被保険者及び短期雇用特例被保険者						
		被保険者数	被保険者資格 取得者数	被保険者資格 喪失者数	うち事業 主の都合 による離 職	離職票交付枚数		
						一般被保 険者	高年齢継続 被保険者	短期雇用特 例被保険者
		人	人	人	人	枚	枚	枚
2002	4	33,806,193	1,288,514	1,088,898	194,230	657,862	44,184	24,202
2002	5	34,114,083	878,059	569,302	94,170	330,522	12,185	10,223
2002	6	34,180,677	544,096	476,940	80,525	271,518	9,530	7,162
2002	7	34,148,622	544,451	575,702	94,299	335,394	10,615	7,848
2002	8	34,090,528	442,328	499,942	68,476	300,398	8,418	6,148
2002	9	34,061,256	474,159	502,999	77,548	313,784	8,561	4,100
2002	10	34,035,491	589,125	613,845	86,652	357,162	10,207	7,285
2002	11	34,071,524	490,977	454,409	69,447	250,654	6,972	31,036
2002	12	33,958,743	400,165	512,276	75,864	239,736	7,254	121,850
2003	1	33,754,412	400,674	604,678	90,224	347,229	12,321	59,373
2003	2	33,696,474	410,631	468,089	67,418	284,548	7,823	14,553
2003	3	33,624,383	481,522	553,252	82,801	331,865	9,971	18,865
2003	4	33,830,194	1,279,300	1,072,844	147,788	622,958	41,057	22,402
2003	5	34,167,739	897,714	559,563	75,762	314,293	11,633	9,934
2003	6	34,287,049	594,287	473,903	71,100	269,891	9,521	6,905
2003	7	34,287,631	549,633	548,517	76,584	315,613	10,225	7,369
2003	8	34,257,609	443,239	472,136	57,990	286,019	7,662	5,843
2003	9	34,235,755	479,467	500,905	62,542	305,918	8,126	3,860
2003	10	34,201,672	582,996	616,753	74,993	349,696	9,777	7,335
2003	11	34,237,815	460,914	424,488	48,895	229,447	6,011	27,734
2003	12	34,160,804	432,760	509,243	62,594	233,380	6,674	114,008
2004	1	33,997,901	432,251	594,817	76,125	337,588	11,240	57,221
2004	2	33,978,083	436,965	456,346	52,416	271,571	7,198	13,247
2004	3	33,939,485	548,514	586,542	70,467	342,695	9,119	19,779
2004	4	34,241,069	1,407,164	1,105,327	129,523	637,615	36,738	20,947
2004	5	34,617,656	889,765	512,291	57,116	284,799	9,583	8,395
2004	6	34,783,363	663,285	496,950	56,304	271,646	8,669	6,727
2004	7	34,809,150	567,595	541,021	61,781	309,533	8,970	6,931
2004	8	34,801,996	490,505	496,966	50,501	295,418	7,187	5,507
2004	9	34,801,849	513,365	513,181	51,823	304,669	7,551	3,955
2004	10	34,783,140	565,382	583,633	60,354	330,950	8,711	5,818
2004	11	34,833,553	518,397	467,347	45,907	252,081	6,251	27,694
2004	12	34,780,808	460,262	512,532	54,405	235,155	6,440	101,647
2005	1	34,644,512	441,530	577,358	59,716	322,660	10,358	50,992
2005	2	34,632,375	451,174	462,848	47,603	268,270	6,673	13,439
2005	3	34,602,550	563,498	592,609	62,436	341,475	9,140	19,095



## 雇用保険 各種データ (月次)

1の4

年 月		一般被保険者、高年齢継続被保険者及び短期雇用特例被保険者						
		被保険者数	被保険者資格 取得者数	被保険者資 格喪失者数	うち事業 主の都合 による離 職	離職票交付枚数		
						一般被保 険者	高年齢継続 被保険者	短期雇用特 例被保険者
		人	人	人	人	枚	枚	枚
2005	4	34,854,385	1,362,930	1,110,499	116,737	631,654	36,202	19,686
2005	5	35,229,399	928,606	553,055	53,657	304,079	9,751	7,763
2005	6	35,379,001	666,986	516,500	54,642	281,594	8,298	6,335
2005	7	35,393,194	559,646	545,427	53,415	301,886	8,655	5,948
2005	8	35,387,432	533,865	539,131	48,747	308,667	7,279	5,399
2005	9	35,381,782	536,323	541,564	54,459	318,290	7,545	3,351
2005	10	35,366,912	591,611	605,944	58,828	338,806	8,796	5,316
2005	11	35,434,666	552,947	484,854	46,678	258,897	6,333	25,549
2005	12	35,385,192	469,218	518,107	58,325	242,127	6,505	95,970
2006	1	35,256,913	459,624	587,400	55,648	326,533	10,450	44,772
2006	2	35,253,396	486,356	489,406	49,128	281,242	7,095	12,678
2006	3	35,233,937	598,362	617,192	60,662	347,873	8,997	18,606
2006	4	35,550,754	1,444,732	1,127,539	113,075	630,147	37,362	17,356
2006	5	36,013,922	1,054,375	590,093	52,790	312,260	9,860	7,383
2006	6	36,202,845	728,008	538,301	52,008	287,453	8,722	6,239
2006	7	36,219,011	580,472	563,802	54,151	309,876	8,891	5,816
2006	8	36,225,544	559,653	552,508	44,682	312,072	7,603	4,938
2006	9	36,217,059	550,343	558,310	51,273	320,870	7,961	2,952
2006	10	36,217,913	635,096	633,717	54,014	343,734	9,561	5,048
2006	11	36,290,809	576,679	503,304	46,518	263,106	6,750	24,083
2006	12	36,267,584	515,919	538,652	53,545	244,546	6,944	90,865
2007	1	36,150,869	487,565	603,771	56,302	330,200	11,029	40,721
2007	2	36,151,035	509,537	508,657	48,470	284,748	7,483	11,926
2007	3	36,150,645	599,690	599,337	58,485	334,568	9,173	17,236
2007	4	36,478,652	1,472,323	1,143,805	106,491	631,644	38,786	15,709
2007	5	36,912,754	1,048,872	613,667	53,129	326,673	10,819	7,265
2007	6	37,052,245	669,613	529,160	51,220	282,942	9,267	5,497
2007	7	37,088,835	618,709	581,401	55,352	319,656	9,710	5,584
2007	8	37,091,684	547,274	543,820	47,962	310,212	8,159	4,358
2007	9	37,084,751	505,034	511,371	45,646	297,582	7,859	2,634
2007	10	37,277,146	831,209	638,395	60,696	361,861	10,407	5,119
2007	11	37,395,466	604,699	485,897	46,201	266,826	7,009	23,358
2007	12	37,372,663	467,621	489,674	51,988	238,100	7,011	80,035
2008	1	37,265,842	463,966	570,222	58,343	324,807	11,577	36,575
2008	2	37,269,909	497,874	493,228	48,196	288,461	8,067	12,049
2008	3	37,249,239	531,944	551,977	57,209	321,160	9,551	16,941

## 雇用保険 各種データ (月次)

1の5

年 月		一般被保険者、高年齢継続被保険者及び短期雇用特例被保険者						
		被保険者数	被保険者資格 取得者数	被保険者資 格喪失者数	うち事業 主の都合 による離 職	離職票交付枚数		
						一般被保 険者	高年齢継続 被保険者	短期雇用特 例被保険者
		人	人	人	人	枚	枚	枚
2008	4	37,546,088	1,442,567	1,145,000	117,490	654,067	40,170	15,259
2008	5	37,948,454	986,086	582,825	58,336	328,748	11,249	6,378
2008	6	38,068,650	630,311	509,121	57,061	289,729	9,543	5,430
2008	7	38,071,642	587,639	583,998	63,149	338,714	10,729	5,459
2008	8	38,032,357	471,134	509,876	56,027	309,650	8,600	3,828
2008	9	38,000,710	495,276	526,347	60,035	324,562	9,520	2,517
2008	10	37,949,116	596,010	647,039	79,802	380,342	12,414	4,869
2008	11	37,950,057	463,045	461,629	64,810	271,877	8,097	20,530
2008	12	37,860,369	433,360	522,582	101,201	296,482	9,779	67,346
2009	1	37,604,083	437,035	692,868	167,974	457,923	17,285	36,515
2009	2	37,475,840	425,401	553,115	149,123	382,496	12,862	10,938
2009	3	37,303,500	470,185	641,814	163,661	431,666	16,955	16,250
2009	4	37,396,919	1,319,443	1,225,374	227,089	774,677	53,445	13,686
2009	5	37,703,261	840,930	532,797	97,615	336,229	15,111	5,206
2009	6	37,801,815	609,253	509,536	93,563	315,600	13,530	5,011
2009	7	37,773,397	533,230	561,176	98,010	352,926	15,122	4,750
2009	8	37,757,524	432,511	447,919	68,814	292,130	11,021	3,090
2009	9	37,746,593	445,086	455,529	69,734	299,984	11,543	1,881
2009	10	37,695,060	532,697	583,662	92,925	369,594	15,509	3,692
2009	11	37,724,517	450,380	420,488	62,856	258,134	9,534	19,109
2009	12	37,685,786	403,774	441,614	65,774	245,087	9,905	58,523
2010	1	37,597,405	447,341	534,987	79,672	330,457	15,268	30,223
2010	2	37,573,303	389,778	412,322	60,035	259,992	10,050	10,755
2010	3	37,506,941	460,571	526,125	75,650	332,469	13,947	20,508
2010	4	37,635,423	1,243,308	1,114,492	137,486	684,115	50,471	13,928
2010	5	38,042,498	880,849	473,138	59,631	286,108	13,204	4,871
2010	6	38,244,409	676,370	473,333	65,096	288,680	12,069	4,958
2010	7	38,308,518	595,209	530,156	65,870	325,116	12,998	4,569
2010	8	38,332,505	507,686	482,623	54,568	301,493	10,410	2,723
2010	9	38,349,085	507,516	489,982	54,591	310,741	11,236	2,021
2010	10	38,336,393	571,376	582,826	64,340	353,929	14,217	3,483
2010	11	38,407,030	525,926	454,288	50,295	271,261	9,475	19,244
2010	12	38,416,453	471,131	460,872	52,312	250,988	9,038	55,466
2011	1	38,299,651	442,451	558,237	58,125	330,847	13,633	29,017
2011	2	38,308,334	452,642	442,996	46,820	269,661	9,234	11,076
2011	3	38,238,727	505,897	574,668	62,577	355,582	12,529	17,424

雇用保険 各種データ（月次）

1の6

年 月		一般被保険者、高年齢継続被保険者及び短期雇用特例被保険者						
		被保険者数	被保険者資格 取得者数	被保険者資格 喪失者数	うち事業 主の都合 による離 職	離職票交付枚数		
						一般被保 険者	高年齢継続 被保険者	短期雇用特 例被保険者
		人	人	人	人	枚	枚	枚
2011	4	38,223,705	1,235,599	1,248,645	133,175	783,597	48,962	11,417
2011	5	38,539,318	875,500	558,581	62,655	338,993	13,842	4,474
2011	6	38,675,826	636,083	501,803	53,924	303,714	12,271	4,827
2011	7	38,697,813	548,582	525,910	53,258	320,458	13,020	4,322
2011	8	38,705,664	521,986	513,191	47,882	317,727	11,436	2,850
2011	9	38,711,303	515,032	508,482	46,900	322,688	12,006	1,861
2011	10	38,680,728	570,599	600,599	55,580	363,173	20,152	3,076
2011	11	38,751,199	538,044	466,771	39,955	276,607	10,719	17,690
2011	12	38,747,449	471,360	474,405	45,675	257,943	10,559	50,644
2012	1	38,621,527	455,223	580,409	54,958	345,054	15,566	25,691
2012	2	38,625,684	494,288	489,305	43,710	293,976	12,342	10,146
2012	3	38,575,931	531,227	579,416	53,668	353,917	14,830	16,075

雇用保険 各種データ (月次)

2の1

年 月		一般求職者給付							
		離職票 提出件数	受給資 格決定 件数	支給総額	基本手当 (延長分等含む)		基本手当 (所定給付日数分)		
					受給者 実人員	基本手当 支給総額	初回 受給者数	受給者 実人員	基本手当 支給額
件	件	千円	人	千円	人	人	千円		
1996	4	298,732	287,553	118,267,262	809,479	117,484,437	153,605	793,166	114,135,302
1996	5	192,609	195,967	131,831,684	865,166	130,890,769	205,787	849,173	127,524,174
1996	6	141,397	140,262	119,242,331	856,670	118,246,284	129,487	837,482	114,606,347
1996	7	167,590	163,704	142,326,981	915,249	141,285,342	166,001	893,838	136,909,045
1996	8	159,192	153,878	135,170,442	910,603	134,084,904	147,413	889,813	129,599,640
1996	9	164,426	158,033	131,717,986	900,470	130,653,547	123,332	872,449	124,885,368
1996	10	185,720	186,959	146,449,092	909,678	145,396,333	142,322	879,620	139,416,998
1996	11	131,542	130,637	124,466,425	860,140	123,302,802	121,172	834,382	118,750,990
1996	12	110,926	106,639	123,874,066	858,519	122,717,975	121,692	831,800	117,183,166
1997	1	211,814	202,929	144,079,442	863,901	143,050,804	131,964	831,789	136,057,879
1997	2	172,767	170,671	119,734,082	855,160	118,689,639	143,742	821,382	112,351,102
1997	3	183,420	178,001	123,648,019	834,247	122,547,668	119,378	792,920	113,262,607
1997	4	320,267	312,390	126,859,249	837,818	126,090,895	163,331	798,045	118,505,496
1997	5	199,567	202,016	132,266,104	893,197	131,354,967	214,416	866,046	126,715,032
1997	6	155,320	153,239	131,916,131	898,150	130,910,509	143,696	873,426	126,061,072
1997	7	173,517	171,714	153,865,554	955,093	152,806,785	179,480	929,010	147,413,714
1997	8	165,432	159,823	136,692,766	949,731	135,608,076	148,132	925,995	130,603,737
1997	9	185,303	179,811	149,915,048	962,465	148,852,753	142,165	931,175	142,003,176
1997	10	202,129	201,208	154,363,903	963,524	153,284,963	148,113	930,142	146,807,932
1997	11	132,516	132,017	131,790,759	906,514	130,660,995	127,885	879,122	125,868,662
1997	12	130,854	126,701	140,353,977	931,400	139,180,084	139,637	902,960	133,068,460
1998	1	242,005	235,949	156,638,028	944,543	155,585,859	149,535	909,461	147,870,252
1998	2	194,399	190,578	136,562,899	961,077	135,519,556	171,954	922,245	128,225,742
1998	3	231,524	226,695	153,940,341	967,306	152,740,949	152,729	920,134	141,049,448
1998	4	365,805	354,250	152,418,420	986,127	151,629,303	209,708	939,441	142,688,383
1998	5	215,056	218,796	146,037,534	1,013,845	145,051,844	227,433	982,541	139,904,390
1998	6	190,141	189,197	169,737,979	1,073,478	168,626,948	183,448	1,045,369	162,752,397
1998	7	204,740	201,639	178,155,889	1,123,217	176,981,057	201,255	1,093,988	171,004,036
1998	8	190,497	185,972	169,955,438	1,134,277	168,770,202	181,110	1,106,684	162,797,814
1998	9	204,588	203,267	183,857,843	1,146,852	182,671,632	176,038	1,110,317	174,456,697
1998	10	226,317	223,482	178,518,090	1,139,433	177,350,716	165,564	1,099,699	169,655,226
1998	11	163,717	161,119	166,816,393	1,100,490	165,474,692	163,603	1,064,957	159,128,419
1998	12	148,241	142,584	168,645,164	1,099,547	167,255,006	162,508	1,062,789	159,288,985
1999	1	231,532	229,866	179,259,128	1,097,118	178,039,263	160,173	1,052,346	168,548,351
1999	2	184,903	183,135	158,147,728	1,095,416	156,861,507	181,640	1,046,117	147,860,305
1999	3	222,502	219,117	181,326,712	1,084,931	179,863,437	165,796	1,027,415	165,584,548

雇用保険 各種データ (月次)

2の2

年 月		一般求職者給付							
		離職票 提出件数	受給資 格決定 件数	支給総額	基本手当 (延長分等含む)		基本手当 (所定給付日数分)		
					受給者 実人員	基本手当 支給総額	初回 受給者数	受給者 実人員	基本手当 支給額
件	件	千円	人	千円	人	人	千円		
1999	4	384,088	371,525	169,418,557	1,083,175	168,404,492	226,678	1,027,970	158,137,515
1999	5	215,310	218,245	152,275,356	1,030,166	151,074,863	216,874	997,534	145,691,961
1999	6	189,718	192,616	183,860,316	1,126,124	182,510,884	195,791	1,095,210	176,075,722
1999	7	203,075	198,243	178,145,878	1,150,387	176,694,914	192,188	1,118,524	170,386,320
1999	8	195,000	190,620	189,485,637	1,180,615	187,919,330	199,106	1,150,417	181,203,561
1999	9	197,397	194,138	189,151,750	1,163,384	187,658,459	172,594	1,125,234	179,452,806
1999	10	213,132	211,313	172,668,773	1,135,670	171,169,927	154,887	1,096,563	163,851,938
1999	11	165,798	164,486	181,443,199	1,116,299	179,677,079	171,305	1,082,557	172,981,398
1999	12	142,600	139,679	169,633,261	1,091,691	167,794,214	151,553	1,055,146	159,920,424
2000	1	223,066	218,518	180,268,874	1,076,953	178,685,320	148,266	1,033,958	169,569,021
2000	2	186,011	189,746	168,994,165	1,084,136	167,269,502	184,627	1,039,093	158,040,840
2000	3	214,450	210,927	176,017,409	1,049,058	173,995,915	153,846	994,920	160,524,854
2000	4	351,188	341,786	155,020,512	1,029,250	153,767,857	188,056	980,181	144,530,415
2000	5	224,414	227,499	168,635,576	1,048,140	167,132,842	246,423	1,014,978	160,836,608
2000	6	183,680	184,617	171,964,225	1,083,592	170,246,677	174,899	1,051,684	163,318,910
2000	7	187,090	180,794	165,621,368	1,097,025	163,851,268	170,662	1,064,377	157,366,805
2000	8	196,080	195,460	193,849,224	1,146,042	191,943,892	209,863	1,115,241	184,399,165
2000	9	193,583	189,512	165,212,992	1,095,648	163,340,573	145,741	1,054,819	154,852,024
2000	10	216,096	212,869	175,395,804	1,106,630	173,511,405	163,066	1,063,836	165,067,113
2000	11	162,755	163,757	173,465,700	1,073,395	171,460,139	167,131	1,038,408	164,389,206
2000	12	146,198	143,190	155,243,682	1,038,065	153,150,303	143,640	1,000,034	145,177,498
2001	1	231,219	225,757	175,799,531	1,045,684	173,990,927	159,108	1,003,138	164,774,866
2001	2	195,792	193,662	151,030,635	1,037,688	149,085,399	174,602	993,422	140,508,909
2001	3	241,367	234,572	162,253,509	1,024,298	160,047,555	156,772	972,803	147,687,096
2001	4	383,882	377,756	151,086,547	1,032,362	149,894,220	198,436	984,385	141,342,999
2001	5	224,163	228,835	182,520,512	1,117,837	181,091,524	281,074	1,089,653	177,091,730
2001	6	181,495	180,064	161,337,437	1,087,868	159,514,592	167,623	1,073,480	156,647,509
2001	7	205,458	200,109	179,897,597	1,152,760	177,937,282	210,378	1,138,217	174,843,678
2001	8	208,829	205,597	192,169,101	1,180,385	190,110,343	207,012	1,167,493	186,533,713
2001	9	200,132	196,036	170,205,637	1,145,359	168,272,922	152,205	1,125,119	163,900,084
2001	10	261,258	259,239	194,004,271	1,186,578	191,980,871	196,036	1,165,773	187,914,894
2001	11	194,340	195,178	180,773,583	1,154,280	178,624,639	193,616	1,137,611	174,911,105
2001	12	171,012	168,291	165,566,273	1,131,894	163,474,953	169,807	1,112,101	159,138,148
2002	1	272,480	268,249	194,906,307	1,156,808	193,164,436	206,505	1,135,620	188,918,630
2002	2	216,721	217,706	159,485,336	1,122,350	157,483,679	215,925	1,100,881	152,730,741
2002	3	224,699	221,241	158,790,874	1,074,396	156,476,101	176,611	1,047,154	149,648,847

## 雇用保険 各種データ (月次)

2の3

年 月		一般求職者給付							
		離職票 提出件数	受給資 格決定 件数	支給総額	基本手当 (延長分等含む)		基本手当 (所定給付日数分)		
					受給者 実人員	基本手当 支給総額	初回 受給者数	受給者 実人員	基本手当 支給額
件	件	千円	人	千円	人	人	千円		
2002	4	432,011	416,689	164,763,329	1,088,250	163,507,857	230,064	1,067,971	159,789,980
2002	5	255,675	264,511	184,973,736	1,158,494	183,793,297	306,053	1,150,618	182,094,550
2002	6	188,019	187,940	165,317,969	1,124,882	163,899,442	181,512	1,114,426	161,322,914
2002	7	229,962	229,035	195,172,845	1,190,743	193,494,742	231,446	1,176,708	190,447,325
2002	8	194,377	190,513	184,948,505	1,171,631	183,138,500	204,618	1,158,844	179,693,920
2002	9	199,650	193,483	174,488,825	1,133,705	172,893,553	160,552	1,115,136	168,609,798
2002	10	237,808	240,643	187,692,321	1,122,548	186,044,331	198,933	1,104,376	182,562,184
2002	11	169,114	169,357	153,334,394	1,011,735	151,483,079	162,518	998,535	148,395,515
2002	12	144,240	140,806	149,708,476	983,900	147,829,295	158,679	967,658	144,250,109
2003	1	226,846	224,070	164,522,899	965,344	162,839,700	163,379	949,394	159,528,845
2003	2	183,712	180,890	134,906,540	918,550	133,067,877	172,246	902,074	129,375,565
2003	3	201,077	193,461	139,244,051	895,560	137,229,981	142,366	874,954	132,109,306
2003	4	372,052	359,992	135,144,611	879,839	134,169,446	193,763	870,201	132,425,611
2003	5	224,351	232,588	140,261,704	932,479	139,175,073	254,152	928,859	138,191,554
2003	6	177,059	175,219	138,333,136	930,149	136,969,145	161,003	922,525	135,110,415
2003	7	194,013	193,480	156,944,747	971,906	155,305,127	201,006	960,968	152,953,460
2003	8	169,388	165,535	134,148,047	937,608	132,463,051	165,329	927,236	129,543,338
2003	9	185,587	181,695	140,068,197	927,119	138,490,603	152,927	909,848	134,466,330
2003	10	211,165	210,631	135,457,383	891,684	133,828,807	161,539	874,640	130,503,341
2003	11	140,865	139,265	107,017,480	789,951	105,372,499	132,934	776,248	102,276,338
2003	12	133,055	129,277	107,166,469	782,086	105,578,312	139,738	765,485	102,099,743
2004	1	203,188	199,628	110,665,505	755,760	109,182,534	138,707	738,288	105,815,363
2004	2	162,321	159,651	92,328,629	721,989	90,700,329	149,605	703,112	86,675,494
2004	3	192,656	187,506	104,749,236	717,074	103,080,289	139,542	696,431	98,015,588
2004	4	350,855	336,028	91,662,236	705,699	90,970,492	192,017	697,483	89,623,156
2004	5	191,879	195,667	82,017,094	669,464	81,173,728	184,002	665,799	80,227,981
2004	6	169,711	170,543	105,203,932	759,427	104,056,308	164,776	751,530	102,234,365
2004	7	175,093	171,245	100,937,807	771,056	99,432,280	157,526	759,321	97,078,080
2004	8	167,099	163,146	105,233,170	785,956	103,577,186	164,950	773,973	100,260,464
2004	9	169,343	166,695	103,288,738	754,565	101,724,024	143,469	733,916	97,397,263
2004	10	183,790	181,159	88,808,604	702,065	87,311,299	127,688	682,082	83,657,213
2004	11	150,474	148,850	90,390,537	677,925	88,802,893	142,263	661,271	85,342,238
2004	12	122,408	120,541	83,293,533	651,082	81,679,373	125,428	632,018	77,914,693
2005	1	182,770	176,383	85,697,587	634,008	84,330,407	119,005	616,404	81,016,937
2005	2	152,211	148,431	76,464,298	621,470	75,009,833	137,689	603,275	71,237,319
2005	3	175,010	173,342	90,075,906	628,778	88,586,440	131,986	607,477	83,992,291

## 雇用保険 各種データ (月次)

2の4

年 月		一般求職者給付							
		離職票 提出件数	受給資 格決定 件数	支給総額	基本手当 (延長分等含む)		基本手当 (所定給付日数分)		
					受給者 実人員	基本手当 支給総額	初回 受給者数	受給者 実人員	基本手当 支給額
件	件	千円	人	千円	人	人	千円		
2005	4	323,164	310,939	74,323,731	610,643	73,650,530	162,333	600,347	71,913,137
2005	5	197,397	201,295	77,028,790	623,186	76,197,870	191,784	619,510	75,223,328
2005	6	166,712	167,203	92,930,031	688,469	91,761,274	151,213	679,962	89,843,738
2005	7	159,678	156,146	84,487,258	692,797	83,006,109	139,646	680,525	80,640,437
2005	8	167,151	163,571	99,306,502	733,104	97,656,771	168,636	721,409	94,161,090
2005	9	167,906	163,664	89,930,479	689,958	88,327,009	130,265	668,762	83,887,902
2005	10	184,681	180,674	82,241,655	657,853	80,799,720	126,639	637,740	77,138,079
2005	11	143,892	144,782	83,628,981	631,460	82,108,878	143,297	615,573	78,691,754
2005	12	118,410	116,315	75,365,963	608,948	73,807,957	118,131	590,100	70,111,184
2006	1	176,605	170,586	81,135,532	604,149	79,764,007	119,498	585,839	76,439,310
2006	2	149,363	146,687	70,947,054	587,530	69,525,136	131,748	570,306	65,741,120
2006	3	169,155	166,374	79,782,273	584,769	78,302,399	121,591	563,972	73,867,905
2006	4	298,433	285,316	66,329,167	553,622	65,671,086	135,396	544,191	64,091,537
2006	5	189,553	194,889	75,008,698	599,320	74,157,321	200,235	594,791	73,007,244
2006	6	159,463	156,847	80,585,698	628,963	79,427,867	134,654	620,644	77,531,696
2006	7	159,079	150,694	78,081,794	640,979	76,680,871	131,003	629,781	74,546,347
2006	8	160,760	158,245	91,552,116	676,674	90,047,561	166,025	666,480	86,961,112
2006	9	164,965	156,801	78,411,978	630,255	76,937,171	115,841	610,961	72,897,248
2006	10	176,708	173,509	79,214,615	621,770	77,870,757	127,557	603,777	74,599,751
2006	11	138,319	136,581	77,524,503	593,182	76,129,450	132,127	579,683	73,063,694
2006	12	116,120	112,994	67,969,117	564,052	66,521,911	109,335	546,708	63,016,375
2007	1	172,281	164,717	75,769,307	561,876	74,542,820	115,558	546,325	71,590,609
2007	2	145,074	142,805	65,046,840	547,601	63,817,277	127,373	531,925	60,567,663
2007	3	157,721	153,876	70,488,698	542,837	69,190,303	111,093	523,798	65,244,023
2007	4	284,158	270,895	62,020,901	523,706	61,340,902	123,058	514,063	59,715,162
2007	5	197,215	200,709	76,804,742	600,765	75,992,708	207,566	595,931	74,803,863
2007	6	154,505	151,135	71,742,021	594,249	70,724,885	126,167	586,434	69,012,967
2007	7	163,433	156,987	78,911,077	629,167	77,716,651	141,106	618,864	75,791,494
2007	8	158,272	153,000	84,288,685	645,864	82,968,461	154,853	636,917	80,333,650
2007	9	145,606	141,241	73,493,871	608,310	72,219,604	111,499	590,791	68,640,859
2007	10	182,628	181,074	80,362,413	615,594	79,144,256	134,535	599,148	76,184,144
2007	11	128,082	127,053	73,310,137	577,311	72,016,274	127,556	563,907	69,253,420
2007	12	102,138	100,459	65,520,876	550,944	64,204,904	104,348	534,954	61,051,049
2008	1	155,131	148,856	77,036,191	556,375	75,910,205	119,310	542,277	73,222,202
2008	2	133,804	131,090	64,566,053	533,063	63,435,932	120,985	518,182	60,395,938
2008	3	137,478	132,509	65,214,670	515,990	64,012,067	96,912	498,526	60,375,449

## 雇用保険 各種データ (月次)

2の5

年 月		一般求職者給付							
		離職票 提出件数	受給資 格決定 件数	支給総額	基本手当 (延長分等含む)		基本手当 (所定給付日数分)		
					受給者 実人員	基本手当 支給総額	初回 受給者数	受給者 実人員	基本手当 支給額
件	件	千円	人	千円	人	人	千円		
2008	4	274,396	259,105	64,335,421	509,522	63,638,297	128,853	500,496	62,012,616
2008	5	175,187	179,515	68,665,672	556,630	67,924,427	180,557	552,045	66,829,084
2008	6	146,715	144,857	70,166,569	575,482	69,262,550	120,840	568,164	67,723,697
2008	7	159,062	156,716	82,745,590	616,850	81,677,674	149,828	607,559	79,948,360
2008	8	142,354	139,181	74,097,474	609,547	72,916,061	130,125	601,220	70,653,756
2008	9	157,880	153,673	80,100,199	621,285	78,938,034	125,492	606,114	75,827,644
2008	10	184,223	181,622	80,719,505	611,780	79,583,126	137,330	597,093	76,916,612
2008	11	136,731	135,101	68,242,306	569,433	67,061,410	119,389	556,622	64,533,590
2008	12	156,359	140,304	72,451,284	600,057	71,301,104	134,406	585,619	68,564,540
2009	1	253,039	241,606	84,542,524	633,326	83,467,699	155,791	618,981	80,883,388
2009	2	226,013	226,622	80,660,477	707,927	79,603,414	214,462	693,316	76,837,876
2009	3	334,584	241,705	102,556,116	809,231	101,366,023	219,265	792,998	98,015,724
2009	4	397,855	370,821	115,587,338	892,316	114,690,706	257,994	882,198	111,879,753
2009	5	226,639	249,250	118,671,320	966,686	117,539,978	272,096	940,044	110,737,184
2009	6	309,487	200,627	143,893,178	1,086,071	142,577,753	197,466	1,012,154	128,732,816
2009	7	199,601	196,554	149,575,442	1,099,250	148,017,453	191,824	1,001,375	131,271,012
2009	8	163,038	160,670	135,821,611	1,067,914	134,072,453	169,541	962,206	116,596,854
2009	9	161,645	159,768	139,235,940	1,033,665	137,585,190	154,345	910,243	117,543,246
2009	10	202,085	196,822	129,442,310	971,771	127,748,285	148,337	855,192	109,285,514
2009	11	144,166	141,770	113,882,437	904,599	112,202,559	148,665	796,733	95,807,244
2009	12	128,236	123,347	111,968,999	874,327	110,267,733	134,482	765,576	93,636,351
2010	1	173,701	170,625	114,142,786	833,333	112,638,960	121,354	731,021	95,893,643
2010	2	138,319	137,167	97,030,842	802,582	95,512,443	143,516	702,990	80,752,887
2010	3	164,178	157,621	109,397,191	792,001	107,713,453	133,848	695,676	91,789,174
2010	4	306,838	285,304	98,892,948	756,740	97,773,872	162,007	678,411	84,974,898
2010	5	172,830	184,513	88,331,766	734,511	87,251,285	188,129	669,784	77,408,641
2010	6	162,842	161,363	105,539,502	793,078	104,387,451	150,662	724,954	93,154,338
2010	7	159,850	154,761	100,561,417	785,244	99,282,021	140,674	720,658	88,935,003
2010	8	149,611	145,993	102,374,796	794,703	100,966,583	149,143	729,284	89,747,380
2010	9	151,219	147,208	100,352,447	766,412	99,055,857	131,556	693,820	87,417,631
2010	10	168,781	163,697	87,879,398	719,723	86,536,454	118,283	650,671	75,981,648
2010	11	137,252	135,333	89,617,674	706,324	88,160,194	136,264	637,050	77,217,836
2010	12	112,011	108,426	82,073,440	677,359	80,613,461	116,106	607,354	70,196,772
2011	1	156,128	147,397	86,499,224	655,813	85,207,053	106,260	588,993	74,192,609
2011	2	129,222	126,376	75,012,076	637,229	73,753,526	125,259	569,478	63,612,642
2011	3	147,635	141,739	87,463,939	638,582	86,109,519	123,968	572,173	74,828,142



雇用保険 各種データ (月次)

2の6

年 月		一般求職者給付							
		離職票 提出件数	受給資 格決定 件数	支給総額	基本手当 (延長分等含む)		基本手当 (所定給付日数分)		
					受給者 実人員	基本手当 支給総額	初回 受給者数	受給者 実人員	基本手当 支給額
件	件	千円	人	千円	人	人	千円		
2011	4	333,599	308,932	76,976,239	643,127	76,243,246	166,586	590,239	68,064,829
2011	5	208,297	217,740	83,326,899	702,457	82,523,648	222,233	657,119	75,504,382
2011	6	160,223	162,816	96,026,851	756,064	95,108,519	151,819	707,529	87,112,715
2011	7	148,414	143,785	86,554,383	741,407	85,393,690	126,799	692,118	77,899,424
2011	8	151,352	149,036	101,595,150	774,529	100,292,126	157,340	720,337	90,197,530
2011	9	147,784	142,096	94,227,058	735,846	92,932,484	122,472	666,329	81,876,458
2011	10	164,870	160,043	87,336,371	703,575	86,074,749	114,749	634,282	75,554,060
2011	11	130,309	130,075	88,856,664	679,848	87,525,192	134,002	608,826	76,177,326
2011	12	107,805	104,728	78,785,606	654,432	77,457,611	105,184	576,766	66,273,517
2012	1	156,321	148,596	86,394,370	642,721	85,243,102	107,289	564,004	72,494,353
2012	2	131,570	130,306	78,364,063	633,098	77,193,911	130,617	552,129	65,093,616
2012	3	137,770	133,558	78,778,172	609,182	77,515,579	104,313	529,754	65,421,311

雇用保険 各種データ (月次)

3の1

年 月	一般求職者給付 続き		高年齢者求職者給付			短期雇用特例求職者給付		
	基本手当 (所定給付日数分)		受給資格 決定件数	受給者数	支給額	受給資格 決定件数	受給者数	支給額
	給付延日数	支給 終了者数						
	日	人	件	人	千円	件	人	千円
1996 4	20,345,094	94,691	31,002	26,344	18,868,721	38,065	27,336	8,107,005
1996 5	22,715,179	97,940	12,471	16,431	11,355,733	33,647	41,083	12,799,319
1996 6	20,471,353	78,162	8,550	9,187	6,616,174	10,435	22,091	6,554,431
1996 7	24,475,255	104,518	9,792	9,873	7,198,490	8,958	10,947	2,860,409
1996 8	23,063,471	109,600	7,738	8,197	5,968,106	9,616	10,416	2,913,747
1996 9	22,127,049	92,801	7,307	7,530	5,287,291	3,052	6,760	2,125,310
1996 10	24,706,374	117,521	9,023	8,718	6,256,791	4,824	3,546	1,125,028
1996 11	20,875,419	97,218	6,162	6,774	4,791,108	24,540	6,892	1,897,489
1996 12	20,565,158	102,788	5,520	5,401	3,804,293	114,530	37,252	8,964,620
1997 1	23,753,161	115,269	12,731	10,212	7,493,780	123,757	161,843	48,817,384
1997 2	19,613,991	113,996	7,821	9,661	6,846,101	18,663	63,554	18,109,530
1997 3	19,843,745	111,094	8,368	7,750	5,490,512	19,962	18,534	5,359,622
1997 4	20,745,620	93,725	32,104	26,941	19,583,264	34,489	24,065	7,148,299
1997 5	22,173,370	96,803	12,409	16,971	11,837,760	30,285	36,116	11,292,051
1997 6	22,065,734	83,933	9,029	9,763	7,047,321	10,237	22,473	6,711,530
1997 7	25,916,555	106,173	10,025	9,881	7,356,239	8,085	9,815	2,536,406
1997 8	22,767,144	107,708	7,770	8,281	6,078,559	8,973	9,055	2,554,236
1997 9	24,699,012	102,076	8,616	8,646	6,252,777	3,174	6,891	2,163,034
1997 10	25,479,427	119,377	9,870	9,807	7,093,186	5,290	3,608	1,142,328
1997 11	21,712,282	99,186	6,374	6,878	4,917,018	23,170	6,901	1,898,214
1997 12	22,884,999	111,969	6,601	6,188	4,394,351	119,250	38,611	9,514,979
1998 1	25,305,882	121,621	15,479	12,373	9,141,892	113,681	153,947	46,032,048
1998 2	21,935,410	120,564	9,475	11,909	8,611,242	16,795	63,736	18,035,528
1998 3	24,207,990	132,352	11,721	10,230	7,333,749	20,156	17,495	5,140,755
1998 4	24,475,556	106,184	35,512	30,540	22,464,494	31,797	22,191	6,605,234
1998 5	24,014,997	100,199	13,356	18,449	12,936,060	26,075	31,786	9,857,813
1998 6	27,957,309	101,752	10,942	11,652	8,397,722	10,009	21,642	6,363,052
1998 7	29,508,600	120,371	11,326	11,687	8,689,829	7,603	9,081	2,285,992
1998 8	27,845,410	129,431	9,099	9,240	6,707,960	7,899	8,602	2,421,800
1998 9	29,905,135	125,315	9,539	9,571	6,871,823	2,874	5,765	1,753,463
1998 10	29,008,373	138,240	11,069	10,933	7,976,988	4,520	3,058	944,798
1998 11	27,023,490	127,994	7,515	8,305	5,935,258	24,024	7,112	1,886,124
1998 12	27,114,198	140,523	7,263	6,879	4,866,012	108,480	35,885	8,655,191
1999 1	28,504,905	145,942	14,654	11,797	8,706,104	101,737	137,388	40,853,940
1999 2	24,991,836	146,809	9,651	11,853	8,500,914	18,349	60,780	17,223,811
1999 3	28,122,113	160,499	14,659	11,418	8,067,744	23,472	19,681	5,766,471

## 雇用保険 各種データ (月次)

3の2

年 月	一般求職者給付 続き		高年齢者求職者給付			短期雇用特例求職者給付		
	基本手当 (所定給付日数分)		受給資格 決定件数	受給者数	支給額	受給資格 決定件数	受給者数	支給額
	給付延日数	支給 終了者数						
	日	人	件	人	千円	件	人	千円
1999 4	26,775,667	126,486	41,689	40,126	29,110,966	30,577	26,439	7,928,573
1999 5	24,625,025	111,868	10,942	14,801	8,281,934	22,034	27,051	8,284,022
1999 6	29,830,775	118,491	9,405	10,202	4,268,989	9,442	19,434	5,607,978
1999 7	28,876,783	125,588	10,083	10,408	4,228,392	6,217	7,831	1,967,259
1999 8	30,467,636	146,802	8,189	8,349	3,171,963	6,942	7,917	2,189,141
1999 9	30,304,398	128,259	8,054	7,982	2,944,502	2,449	4,499	1,342,258
1999 10	27,542,861	131,963	8,958	8,984	3,274,235	3,451	2,463	727,484
1999 11	28,882,082	140,214	6,723	7,321	2,585,236	22,718	6,198	1,645,637
1999 12	26,723,227	134,037	6,047	5,735	2,001,204	112,385	34,849	8,488,874
2000 1	28,138,476	139,027	11,820	9,575	3,476,381	96,467	139,445	41,261,178
2000 2	26,300,007	155,337	8,148	9,873	3,514,396	18,320	57,936	16,357,464
2000 3	26,995,951	146,362	8,728	8,138	2,832,641	22,052	18,740	5,427,201
2000 4	24,279,118	115,896	32,830	26,995	9,737,310	24,809	22,143	6,631,553
2000 5	27,046,894	125,709	12,965	17,581	6,089,007	20,460	25,989	7,879,563
2000 6	27,671,620	110,495	9,276	10,499	3,718,641	8,546	15,874	4,497,132
2000 7	26,661,880	113,677	9,081	9,241	3,387,210	5,930	7,236	1,757,856
2000 8	31,294,408	155,646	7,988	8,056	2,905,308	6,187	7,454	1,968,452
2000 9	26,364,504	112,260	7,635	7,815	2,757,943	2,187	4,018	1,170,009
2000 10	28,104,676	133,222	8,710	8,654	3,017,889	3,489	2,518	721,557
2000 11	27,914,803	137,688	6,266	6,616	2,272,755	22,580	5,922	1,486,176
2000 12	24,615,549	122,856	5,992	5,516	1,885,305	110,576	32,213	7,754,550
2001 1	27,856,453	137,686	11,212	9,103	3,251,773	87,523	132,104	38,673,621
2001 2	23,799,521	139,678	7,539	9,345	3,282,584	16,969	55,154	15,396,712
2001 3	25,273,988	138,593	8,689	8,059	2,772,984	22,335	18,469	5,315,073
2001 4	24,131,648	110,770	33,070	27,101	9,684,119	23,460	23,853	7,033,897
2001 5	30,130,021	132,327	12,129	17,236	5,878,268	19,407	23,769	7,095,203
2001 6	26,779,451	104,732	8,729	9,748	3,429,430	7,343	14,095	4,038,619
2001 7	29,877,829	125,027	9,335	9,374	3,351,624	6,035	7,358	1,773,126
2001 8	31,807,003	148,686	8,118	8,355	2,952,053	6,048	7,321	1,834,433
2001 9	27,923,352	117,560	7,538	7,744	2,696,848	1,953	3,653	1,030,352
2001 10	31,982,404	159,265	9,996	9,377	3,250,963	3,725	2,447	689,058
2001 11	29,641,048	152,261	7,064	7,989	2,719,620	22,086	6,622	1,643,407
2001 12	26,976,901	150,930	6,590	5,884	2,004,468	107,494	30,104	7,271,179
2002 1	32,019,505	195,761	12,865	10,200	3,658,405	84,543	128,913	37,202,765
2002 2	25,847,502	189,496	8,224	10,216	3,536,055	17,080	53,747	14,999,901
2002 3	25,541,411	162,103	8,569	8,633	2,951,975	19,162	17,375	4,894,327

## 雇用保険 各種データ (月次)

3の3

年 月	一般求職者給付 続き		高年齢者求職者給付			短期雇用特例求職者給付		
	基本手当 (所定給付日数分)		受給資格 決定件数	受給者数	支給額	受給資格 決定件数	受給者数	支給額
	給付延日数	支給 終了者数						
	日	人	件	人	千円	件	人	千円
2002 4	27,111,806	150,053	36,764	30,000	10,597,604	19,840	21,621	6,309,605
2002 5	30,635,626	158,375	14,630	20,246	6,823,748	15,639	18,867	5,623,755
2002 6	27,163,861	129,209	9,133	9,871	3,418,599	6,517	10,952	3,098,421
2002 7	31,970,726	162,387	10,227	10,485	3,758,352	6,605	7,452	1,725,412
2002 8	30,015,382	164,755	7,658	8,124	2,849,802	4,928	6,882	1,683,054
2002 9	28,058,903	156,965	7,674	7,871	2,714,221	1,897	3,433	949,739
2002 10	30,442,748	197,024	9,619	9,039	3,104,371	3,245	2,100	589,663
2002 11	24,633,831	148,219	6,595	7,309	2,469,614	22,102	5,994	1,478,104
2002 12	23,868,052	142,343	5,979	5,816	1,945,103	94,682	31,047	7,454,619
2003 1	26,305,651	170,891	11,347	9,733	3,409,883	82,802	117,141	33,250,954
2003 2	21,451,048	131,918	7,492	8,825	2,983,120	16,402	50,042	13,813,530
2003 3	22,021,740	144,554	8,057	7,395	2,459,708	18,981	17,570	4,865,213
2003 4	22,312,200	138,018	33,655	27,348	9,480,777	19,369	20,654	5,960,315
2003 5	23,392,506	124,564	13,396	18,758	6,173,911	14,035	17,994	5,241,158
2003 6	23,043,801	113,860	8,929	9,809	2,591,295	6,823	10,890	2,981,570
2003 7	26,505,222	144,764	9,470	9,364	2,256,753	5,669	6,506	1,398,706
2003 8	22,547,299	138,012	7,017	7,619	1,784,769	4,851	6,237	1,350,802
2003 9	23,615,584	144,773	7,320	7,556	1,728,704	2,082	3,692	882,296
2003 10	23,293,803	169,402	8,965	8,664	1,956,054	3,357	2,196	553,406
2003 11	18,633,789	132,909	5,509	6,072	1,342,237	19,628	5,149	1,188,941
2003 12	18,822,962	133,485	5,348	5,196	1,135,151	89,828	28,600	6,463,576
2004 1	19,775,291	149,861	10,047	8,350	1,884,861	76,840	110,296	28,581,044
2004 2	16,413,549	117,825	6,747	7,961	1,740,446	15,110	47,119	11,960,087
2004 3	18,757,829	139,932	7,629	7,142	1,537,359	20,154	16,624	4,224,140
2004 4	17,383,407	114,820	28,859	24,683	5,609,652	18,421	22,333	5,896,680
2004 5	15,694,892	92,770	10,803	13,973	3,085,121	11,508	14,255	3,737,124
2004 6	20,038,181	105,704	8,479	9,306	2,046,346	6,601	10,387	2,511,396
2004 7	19,102,500	117,684	8,001	8,384	1,873,037	5,328	5,995	1,248,708
2004 8	19,593,013	140,671	6,501	6,777	1,484,810	4,694	6,255	1,342,497
2004 9	19,074,128	137,298	6,490	6,415	1,388,682	2,027	3,150	780,013
2004 10	16,471,051	124,996	7,687	7,477	1,633,310	2,857	1,972	500,540
2004 11	16,767,548	121,007	5,888	6,391	1,378,719	19,505	5,497	1,271,553
2004 12	15,326,233	112,723	5,182	4,995	1,062,528	80,445	27,144	6,079,946
2005 1	15,977,087	116,769	8,909	7,516	1,662,576	67,964	97,451	24,985,503
2005 2	14,074,849	102,521	6,260	7,379	1,594,884	15,132	42,814	10,826,553
2005 3	16,651,157	124,738	7,366	6,728	1,429,807	19,251	16,657	4,235,913

## 雇用保険 各種データ (月次)

3の4

年 月	一般求職者給付 続き		高年齢者求職者給付			短期雇用特例求職者給付		
	基本手当 (所定給付日数分)		受給資格 決定件数	受給者数	支給額	受給資格 決定件数	受給者数	支給額
	給付延日数	支給 終了者数						
	日	人	件	人	千円	件	人	千円
2005 4	14,331,016	96,333	27,563	21,073	4,772,264	17,282	20,000	5,239,634
2005 5	15,039,351	89,834	11,204	16,594	3,649,531	11,342	15,411	4,010,947
2005 6	18,009,316	95,811	7,816	8,698	1,897,303	6,484	8,914	2,184,833
2005 7	16,188,914	101,087	7,441	7,894	1,751,132	4,509	5,621	1,147,429
2005 8	18,815,092	138,884	6,669	6,762	1,469,934	4,566	6,035	1,296,427
2005 9	16,809,827	122,884	6,467	6,625	1,425,019	1,606	2,736	653,623
2005 10	15,516,881	117,509	7,644	7,299	1,567,343	2,685	1,686	396,165
2005 11	15,828,478	115,458	5,831	6,272	1,323,875	17,775	5,293	1,194,463
2005 12	14,093,340	102,467	5,088	5,015	1,058,658	76,178	25,148	5,629,070
2006 1	15,380,358	112,274	9,136	7,253	1,581,996	60,408	90,549	23,117,067
2006 2	13,237,911	98,927	6,375	7,719	1,651,372	14,083	37,467	9,252,707
2006 3	14,899,890	111,404	7,098	6,990	1,481,765	18,992	16,479	4,161,558
2006 4	12,982,395	87,156	26,791	19,980	4,483,288	15,355	18,365	4,742,192
2006 5	14,838,339	89,486	11,731	17,009	3,688,443	10,330	14,829	3,815,290
2006 6	15,806,047	83,464	8,026	9,258	2,014,268	6,520	8,166	1,994,607
2006 7	15,205,018	92,832	7,601	7,511	1,643,008	4,511	5,436	1,102,274
2006 8	17,562,490	132,766	6,850	6,983	1,516,721	4,044	5,543	1,174,943
2006 9	14,660,178	105,776	6,642	6,926	1,482,750	1,494	2,612	618,196
2006 10	15,081,022	111,280	8,299	7,697	1,657,527	2,356	1,693	404,025
2006 11	14,761,859	109,166	5,972	6,545	1,391,603	16,758	4,791	1,071,213
2006 12	12,718,895	94,508	5,548	5,312	1,122,118	75,362	24,663	5,539,792
2007 1	14,469,968	107,350	9,376	7,577	1,652,451	52,985	85,199	21,814,948
2007 2	12,251,836	90,768	6,585	8,065	1,735,344	13,427	34,191	8,433,595
2007 3	13,215,144	98,802	7,183	7,014	1,483,025	17,429	15,021	3,792,145
2007 4	12,128,698	82,342	26,858	20,082	4,532,254	14,444	18,305	4,712,355
2007 5	15,267,820	93,517	12,878	18,002	3,948,549	9,733	12,848	3,322,603
2007 6	14,109,594	76,661	8,317	9,497	2,051,419	5,113	7,457	1,805,739
2007 7	15,492,097	96,214	8,449	8,320	1,837,141	4,756	5,182	1,051,923
2007 8	16,302,726	120,373	7,108	7,713	1,681,283	3,728	5,075	1,064,413
2007 9	13,904,688	99,718	6,391	6,446	1,372,076	1,268	2,316	554,085
2007 10	15,480,690	116,024	8,992	8,396	1,809,790	2,522	1,682	393,925
2007 11	14,036,919	101,636	6,209	7,032	1,480,923	16,145	5,048	937,776
2007 12	12,359,795	90,887	5,301	5,034	1,065,304	65,336	22,450	4,057,931
2008 1	14,799,383	111,143	9,797	7,634	1,655,982	47,368	72,977	14,761,868
2008 2	12,193,589	89,055	7,230	8,974	1,918,111	13,146	32,664	6,408,942
2008 3	12,191,263	90,353	7,192	6,894	1,447,104	16,786	13,508	2,718,064

## 雇用保険 各種データ (月次)

3の5

年 月	一般求職者給付 続き		高年齢者求職者給付			短期雇用特例求職者給付		
	基本手当 (所定給付日数分)		受給資格 決定件数	受給者数	支給額	受給資格 決定件数	受給者数	支給額
	給付延日数	支給 終了者数						
	日	人	件	人	千円	件	人	千円
2008 4	12,579,015	84,923	27,560	21,107	4,733,559	15,128	19,506	4,004,490
2008 5	13,570,932	80,520	12,832	17,959	3,942,012	7,949	11,069	2,272,450
2008 6	13,765,738	71,931	8,836	9,624	2,074,320	4,893	6,857	1,328,613
2008 7	16,275,838	96,458	9,155	9,065	1,973,959	4,427	4,890	788,999
2008 8	14,290,725	98,312	7,199	7,674	1,671,833	3,436	4,542	743,190
2008 9	15,320,920	104,735	8,065	7,832	1,672,501	1,203	2,454	455,181
2008 10	15,622,239	111,947	10,193	9,882	2,124,594	2,193	1,452	266,141
2008 11	13,107,363	89,984	6,985	7,368	1,550,200	13,768	3,385	606,257
2008 12	13,926,987	95,480	7,306	7,122	1,481,974	53,159	21,747	3,887,360
2009 1	16,418,531	108,612	14,196	11,462	2,472,533	47,363	62,543	12,470,818
2009 2	15,620,928	89,775	11,463	12,844	2,740,827	11,967	29,986	5,837,415
2009 3	19,953,972	109,148	13,457	12,630	2,646,801	16,684	13,493	2,670,605
2009 4	22,834,101	112,776	36,892	29,019	6,365,156	12,512	18,252	3,688,844
2009 5	22,652,333	122,377	18,510	24,834	5,410,896	7,247	9,436	1,901,380
2009 6	26,257,000	136,559	13,327	14,781	3,152,281	4,864	6,054	1,142,379
2009 7	26,792,641	154,815	12,995	13,526	2,918,624	4,016	4,606	720,773
2009 8	23,664,383	159,121	9,836	10,162	2,184,273	2,783	4,084	638,386
2009 9	23,868,528	154,410	9,723	9,914	2,069,356	865	1,906	326,552
2009 10	22,205,303	155,391	13,316	12,233	2,574,897	1,703	956	162,991
2009 11	19,423,107	131,133	8,645	10,091	2,086,385	12,462	3,167	553,529
2009 12	18,965,443	129,478	7,666	7,713	1,583,595	45,724	18,609	3,272,157
2010 1	19,391,919	137,814	13,010	10,396	2,212,711	39,749	52,034	10,135,127
2010 2	16,331,014	113,505	9,212	11,133	2,320,931	11,174	26,921	5,170,760
2010 3	18,589,557	127,580	10,755	10,090	2,058,849	20,337	13,961	2,722,632
2010 4	17,305,409	112,156	34,587	27,566	6,008,200	14,547	23,420	4,722,958
2010 5	15,890,700	95,382	15,954	21,336	4,559,355	6,425	8,437	1,667,274
2010 6	19,188,837	101,539	11,693	12,836	2,695,042	4,428	5,584	1,027,306
2010 7	18,326,116	107,106	11,077	11,619	2,459,403	3,740	4,327	658,263
2010 8	18,481,017	125,479	9,026	9,297	1,954,016	2,529	3,951	603,293
2010 9	18,107,470	120,505	9,346	9,087	1,855,051	836	1,600	264,445
2010 10	15,792,934	113,961	11,677	11,017	2,275,112	1,673	885	151,119
2010 11	16,064,706	111,322	8,802	9,888	2,008,908	12,730	3,456	591,596
2010 12	14,609,022	101,920	6,967	7,109	1,428,684	43,937	18,129	3,125,479
2011 1	15,430,773	112,216	11,300	9,474	1,965,828	36,673	49,823	9,513,693
2011 2	13,251,494	95,194	8,543	10,017	2,043,250	11,896	25,475	4,835,582
2011 3	15,632,704	109,065	9,039	8,525	1,716,497	17,896	13,888	2,673,414

雇用保険 各種データ (月次)

3の6

年 月	一般求職者給付 続き		高年齢者求職者給付			短期雇用特例求職者給付		
	基本手当 (所定給付日数分)		受給資格 決定件数	受給者数	支給額	受給資格 決定件数	受給者数	支給額
	給付延日数	支給 終了者数						
	日	人	件	人	千円	件	人	千円
2011 4	14,333,846	89,682	31,652	22,559	4,801,243	11,168	18,110	3,545,244
2011 5	16,127,718	86,533	17,346	23,790	4,943,733	5,939	8,470	1,629,191
2011 6	18,726,905	92,138	11,653	12,657	2,605,337	4,131	4,523	823,583
2011 7	16,743,418	94,878	10,806	11,581	2,407,692	3,745	4,083	610,013
2011 8	18,944,793	130,269	9,980	10,081	2,081,186	2,603	4,176	620,954
2011 9	16,908,347	110,293	9,714	10,027	2,063,792	805	1,567	256,200
2011 10	15,619,697	111,744	15,418	12,432	2,593,152	1,409	858	148,416
2011 11	15,741,725	110,988	10,927	13,642	2,752,117	11,155	3,050	531,112
2011 12	13,661,357	98,679	8,149	8,266	1,701,665	40,469	15,946	2,842,703
2012 1	14,925,351	111,141	12,798	10,590	2,258,077	33,025	45,303	8,921,024
2012 2	13,365,602	97,452	10,685	11,923	2,523,148	10,523	23,381	4,559,357
2012 3	13,424,783	94,900	11,224	11,190	2,300,872	16,356	11,954	2,385,937

年 月		就職促進給付									
		支給総額	就業手当			再就職手当		常用就職支度手当		移転費	
			初回受給者数	受給者数	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
		千円	人	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
1996	4	10,608,782	—	*	*	22,932	10,388,297	1,179	212,436	64	7,927
1996	5	16,931,322	—	—	—	36,446	16,491,014	2,261	425,285	140	14,936
1996	6	13,052,961	—	—	—	28,786	12,849,417	1,053	197,865	47	5,492
1996	7	14,858,969	—	—	—	33,283	14,651,108	1,120	202,480	40	4,742
1996	8	13,741,346	—	—	—	30,216	13,519,892	1,202	217,892	30	3,471
1996	9	11,393,008	—	—	—	25,057	11,232,588	855	156,638	23	3,644
1996	10	15,753,131	—	—	—	34,527	15,522,386	1,259	226,023	34	4,544
1996	11	14,813,993	—	—	—	32,839	14,512,332	1,617	298,397	20	3,122
1996	12	15,031,778	—	—	—	33,366	14,766,329	1,470	263,278	14	2,030
1997	1	12,162,640	—	—	—	26,820	11,926,869	1,261	232,790	20	2,788
1997	2	9,733,813	—	—	—	21,086	9,494,298	1,233	235,572	21	3,706
1997	3	13,110,183	—	—	—	28,668	12,861,773	1,334	245,644	19	2,487
1997	4	12,558,927	—	—	—	27,127	12,304,596	1,301	246,245	61	7,921
1997	5	19,221,404	—	—	—	42,161	18,762,229	2,312	443,103	157	15,983
1997	6	15,979,203	—	—	—	35,659	15,747,017	1,206	226,196	55	5,912
1997	7	16,796,677	—	—	—	37,775	16,598,618	1,035	190,543	55	7,362
1997	8	15,177,476	—	—	—	33,198	14,953,896	1,148	219,755	26	3,564
1997	9	13,206,590	—	—	—	29,285	13,038,302	900	166,785	12	1,144
1997	10	17,041,986	—	—	—	37,696	16,820,406	1,174	215,526	39	5,376
1997	11	15,078,438	—	—	—	33,158	14,809,804	1,419	264,390	31	4,191
1997	12	16,760,027	—	—	—	37,077	16,511,300	1,353	245,247	21	3,294
1998	1	12,992,603	—	—	—	28,515	12,758,627	1,223	230,828	20	3,129
1998	2	10,715,456	—	—	—	23,013	10,492,115	1,158	220,589	20	2,520
1998	3	14,664,016	—	—	—	31,340	14,421,098	1,240	239,857	19	2,879
1998	4	14,450,505	—	—	—	30,603	14,208,135	1,196	232,068	85	10,070
1998	5	20,169,453	—	—	—	42,651	19,736,693	2,089	416,147	165	16,473
1998	6	18,705,093	—	—	—	40,498	18,480,454	1,144	216,623	64	7,838
1998	7	18,221,564	—	—	—	40,353	18,042,137	945	175,301	35	3,758
1998	8	16,033,279	—	—	—	34,799	15,837,681	1,001	190,140	40	5,294
1998	9	14,483,126	—	—	—	31,452	14,321,419	849	158,951	14	2,347
1998	10	18,042,030	—	—	—	38,618	17,818,645	1,163	218,852	36	4,389
1998	11	16,747,175	—	—	—	35,816	16,470,900	1,450	270,401	44	5,775
1998	12	17,858,502	—	—	—	38,142	17,551,646	1,610	302,769	29	3,820
1999	1	13,951,544	—	—	—	29,982	13,686,854	1,399	261,617	20	2,935
1999	2	11,681,062	—	—	—	24,323	11,414,392	1,348	263,060	29	3,499
1999	3	14,640,452	—	—	—	30,922	14,334,043	1,566	302,406	26	3,774



年 月		就職促進給付									
		支給総額	就業手当			再就職手当		常用就職支度手当		移転費	
			初回受給者数	受給者数	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
		千円	人	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
1999	4	13,821,983	—	—	—	28,709	13,512,286	1,564	301,012	67	8,505
1999	5	18,690,132	—	—	—	38,931	18,184,573	2,472	487,745	167	17,362
1999	6	16,709,572	—	—	—	35,689	16,409,975	1,507	291,356	64	7,908
1999	7	16,925,867	—	—	—	35,738	16,669,541	1,283	251,445	35	4,505
1999	8	16,282,448	—	—	—	34,217	16,006,258	1,385	271,879	32	4,152
1999	9	14,128,875	—	—	—	29,917	13,890,347	1,231	235,578	19	2,734
1999	10	16,681,140	—	—	—	34,748	16,374,747	1,581	299,712	57	6,586
1999	11	17,420,283	—	—	—	36,693	17,042,093	1,948	373,497	35	4,658
1999	12	16,822,487	—	—	—	35,722	16,446,263	1,919	372,304	25	3,687
2000	1	13,804,487	—	—	—	29,317	13,473,344	1,666	328,156	24	2,777
2000	2	11,851,422	—	—	—	24,433	11,510,750	1,677	337,286	22	2,889
2000	3	15,059,354	—	—	—	31,583	14,661,459	1,935	393,007	26	4,186
2000	4	13,279,329	—	—	—	27,591	12,935,153	1,711	334,803	74	9,226
2000	5	18,582,519	—	—	—	41,881	17,999,522	2,827	565,958	148	17,013
2000	6	14,515,173	—	—	—	35,900	14,176,981	1,674	329,855	76	8,005
2000	7	14,127,778	—	—	—	35,744	13,872,390	1,280	251,864	24	3,502
2000	8	14,299,395	—	—	—	35,839	13,984,058	1,554	310,938	36	4,131
2000	9	12,008,217	—	—	—	30,261	11,756,728	1,281	248,696	21	2,691
2000	10	14,380,492	—	—	—	36,428	14,066,884	1,605	307,648	42	5,476
2000	11	14,802,243	—	—	—	37,459	14,419,276	1,966	377,616	38	4,898
2000	12	14,389,970	—	—	—	37,113	14,027,302	1,865	359,357	24	3,083
2001	1	11,630,996	—	—	—	29,840	11,310,088	1,649	316,740	30	4,079
2001	2	9,493,266	—	—	—	23,626	9,227,231	1,337	262,684	22	2,905
2001	3	12,376,566	—	—	—	31,177	12,052,344	1,670	320,597	23	3,430
2001	4	10,790,568	—	—	—	27,231	10,512,891	1,370	268,226	77	9,272
2001	5	17,831,947	—	—	—	44,651	17,339,974	2,451	479,148	124	12,745
2001	6	14,188,961	—	—	—	36,767	13,923,108	1,372	260,305	46	5,106
2001	7	13,415,180	—	—	—	37,554	13,200,287	1,124	212,198	18	2,466
2001	8	12,024,038	—	—	—	36,073	11,789,795	1,205	229,564	37	4,323
2001	9	8,240,717	—	—	—	27,414	8,070,253	914	167,867	19	2,468
2001	10	10,160,751	—	—	—	35,885	9,898,115	1,459	256,327	57	6,009
2001	11	9,543,992	—	—	—	35,006	9,234,540	1,732	305,342	34	3,975
2001	12	8,806,444	—	—	—	33,766	8,504,685	1,760	297,558	29	3,736
2002	1	7,185,888	—	—	—	28,152	6,911,673	1,616	270,209	27	3,766
2002	2	5,994,418	—	—	—	22,815	5,742,947	1,426	247,314	28	3,864
2002	3	7,333,318	—	—	—	28,285	7,081,685	1,520	246,348	32	4,676

年 月		就職促進給付									
		支給総額	就業手当			再就職手当		常用就職支度手当		移転費	
			初回受給者数	受給者数	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
		千円	人	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
2002	4	6,404,801	—	—	—	24,994	6,177,234	1,351	212,803	117	14,447
2002	5	11,049,694	—	—	—	42,334	10,644,113	2,452	389,515	132	15,689
2002	6	8,597,670	—	—	—	33,203	8,401,954	1,243	184,711	95	10,471
2002	7	9,738,230	—	—	—	38,186	9,545,378	1,343	186,900	49	5,768
2002	8	8,635,184	—	—	—	33,368	8,451,194	1,314	180,021	24	3,690
2002	9	7,021,369	—	—	—	27,404	6,865,132	1,134	153,630	16	2,267
2002	10	8,980,510	—	—	—	34,925	8,741,124	1,690	233,918	37	4,617
2002	11	8,575,415	—	—	—	33,526	8,304,435	1,911	267,754	21	2,875
2002	12	8,644,290	—	—	—	33,919	8,347,513	2,097	294,571	16	1,696
2003	1	7,595,623	—	—	—	29,822	7,265,048	2,123	327,423	20	2,991
2003	2	6,070,419	—	—	—	23,254	5,774,965	1,778	290,922	28	4,066
2003	3	7,107,168	—	—	—	27,863	6,771,740	1,997	332,240	18	2,719
2003	4	3,607,870	—	—	—	14,610	3,308,727	1,760	288,039	89	10,657
2003	5	2,809,849	353	353	3,299	11,127	2,369,073	2,601	423,301	128	14,078
2003	6	1,495,314	3,561	3,693	38,561	7,088	1,291,107	1,056	159,834	53	5,597
2003	7	1,185,580	3,963	5,403	86,353	6,981	1,042,306	357	51,375	40	5,022
2003	8	1,130,914	3,388	5,515	102,666	6,623	986,489	266	37,563	30	4,093
2003	9	1,086,382	3,619	5,918	115,043	6,235	933,638	249	34,749	22	2,908
2003	10	1,374,416	3,951	6,412	133,244	7,934	1,191,369	317	45,260	32	4,067
2003	11	1,156,876	3,292	5,795	125,429	6,596	988,855	264	37,636	38	4,799
2003	12	1,261,073	3,033	5,544	130,463	7,159	1,085,931	304	40,970	22	3,470
2004	1	1,046,003	2,665	4,849	118,658	5,998	883,533	296	40,602	23	2,978
2004	2	812,674	2,315	4,006	93,210	4,636	686,372	220	30,468	21	2,567
2004	3	986,399	2,762	4,540	103,975	5,628	838,803	280	38,710	36	4,597
2004	4	780,826	2,702	4,196	90,698	4,484	649,283	242	32,738	68	7,635
2004	5	1,136,147	2,429	3,822	86,696	6,824	991,501	335	45,283	112	12,535
2004	6	910,839	3,328	5,099	111,392	5,339	762,833	217	29,163	68	7,071
2004	7	862,021	3,124	5,141	109,410	5,602	727,602	167	21,708	23	2,904
2004	8	865,867	2,971	4,967	111,362	5,480	731,982	152	19,075	29	3,330
2004	9	866,690	3,045	5,005	101,577	5,157	745,431	125	17,070	19	2,285
2004	10	1,057,252	2,869	4,797	98,435	6,296	930,836	177	23,253	35	3,984
2004	11	1,072,779	2,757	4,790	108,615	6,308	935,205	195	24,373	34	4,333
2004	12	1,009,806	2,530	4,413	105,098	5,885	871,979	234	29,734	21	2,699
2005	1	875,016	2,240	4,045	94,575	5,180	746,673	231	31,265	19	2,430
2005	2	645,994	2,068	3,558	79,049	3,839	537,192	195	26,856	19	2,440
2005	3	855,483	2,527	4,080	89,870	5,225	730,273	243	33,925	8	1,119

年 月		就職促進給付									
		支給総額	就業手当			再就職手当		常用就職支度手当		移転費	
			初回受給者数	受給者数	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
		千円	人	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
2005	4	771,672	7,319	8,672	148,022	4,196	588,330	198	27,895	65	7,250
2005	5	3,820,140	8,635	12,439	317,963	21,390	3,454,740	267	35,629	102	11,716
2005	6	5,289,785	7,950	14,453	413,355	29,437	4,851,596	161	21,046	33	3,588
2005	7	5,637,674	6,933	14,082	410,958	31,996	5,206,327	131	17,959	22	2,371
2005	8	6,070,753	7,950	15,454	471,599	33,333	5,577,833	135	17,855	29	3,416
2005	9	4,971,949	7,128	14,738	438,083	27,317	4,516,336	111	14,480	27	2,864
2005	10	5,496,949	6,749	14,027	415,704	30,621	5,062,886	116	14,239	32	4,063
2005	11	5,564,269	6,819	13,621	411,243	31,501	5,133,144	131	15,590	27	3,976
2005	12	5,680,182	6,144	12,890	411,657	31,627	5,245,917	177	21,168	11	1,440
2006	1	5,010,084	5,788	12,476	408,135	27,851	4,576,762	177	21,990	23	3,017
2006	2	3,966,067	5,188	10,949	343,063	21,807	3,599,503	167	21,338	15	2,020
2006	3	5,082,418	6,039	11,863	366,188	28,285	4,685,340	217	28,114	17	2,420
2006	4	4,057,842	5,660	10,890	320,917	22,609	3,708,128	169	21,470	59	7,129
2006	5	6,469,981	7,466	12,631	380,117	36,540	6,047,777	276	33,715	70	8,313
2006	6	6,066,187	7,557	14,125	431,759	34,079	5,608,831	172	20,257	47	5,263
2006	7	6,165,951	6,835	14,149	433,638	35,097	5,708,703	156	18,255	42	5,124
2006	8	6,093,336	7,751	15,417	488,716	34,252	5,579,970	176	20,839	27	3,649
2006	9	5,136,615	6,157	13,552	423,584	28,577	4,693,594	147	16,584	17	2,682
2006	10	5,851,325	6,502	13,784	434,692	32,936	5,395,636	135	16,463	32	4,307
2006	11	5,842,093	6,232	12,993	409,679	32,905	5,408,249	178	21,592	19	2,400
2006	12	5,693,095	5,564	12,150	397,979	32,293	5,263,824	225	28,326	26	2,884
2007	1	4,897,867	5,216	11,528	388,515	27,764	4,479,358	223	28,054	12	1,603
2007	2	3,959,408	4,718	9,984	327,540	22,254	3,601,796	207	27,737	16	2,173
2007	3	4,787,154	5,438	10,621	335,457	27,327	4,420,228	232	29,036	18	2,256
2007	4	4,063,268	5,473	10,293	302,525	23,197	3,734,520	149	18,526	59	7,584
2007	5	6,454,027	7,626	12,609	373,765	37,308	6,030,079	299	37,052	117	13,081
2007	6	5,746,751	6,426	12,619	384,051	32,820	5,340,830	145	16,639	48	4,956
2007	7	6,185,564	6,710	13,572	422,120	35,673	5,742,154	121	14,231	48	6,751
2007	8	6,156,164	7,185	14,161	449,340	34,808	5,688,161	135	15,472	26	3,104
2007	9	4,578,632	5,432	11,984	363,064	25,565	4,204,362	85	9,359	14	1,765
2007	10	6,117,087	6,254	12,995	413,989	34,968	5,683,119	130	14,918	38	4,962
2007	11	5,952,905	5,509	11,742	375,365	33,994	5,555,756	149	17,042	32	4,583
2007	12	5,636,071	5,202	11,327	371,056	31,561	5,244,994	156	17,972	17	1,952
2008	1	4,903,091	4,969	10,938	369,061	27,307	4,511,849	158	18,514	30	3,555
2008	2	4,091,584	4,396	9,533	310,818	22,193	3,754,609	189	22,540	27	3,536
2008	3	4,579,938	4,515	9,431	294,401	25,237	4,260,094	193	22,910	14	2,424

年 月		就職促進給付									
		支給総額	就業手当			再就職手当		常用就職支度手当		移転費	
			初回受給者数	受給者数	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
		千円	人	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
2008	4	4,059,284	4,898	9,488	284,852	22,391	3,747,653	164	20,032	50	6,689
2008	5	6,238,382	5,813	10,283	310,289	34,739	5,875,938	321	38,701	114	13,365
2008	6	5,456,022	5,439	10,892	328,513	30,140	5,098,574	194	23,330	49	5,579
2008	7	6,171,381	6,216	12,237	386,914	34,520	5,755,192	190	23,370	54	5,722
2008	8	5,610,825	5,528	11,662	361,129	30,857	5,227,710	160	19,088	25	2,796
2008	9	5,145,029	5,359	11,694	359,880	27,876	4,766,301	135	16,516	19	2,274
2008	10	5,861,526	5,901	12,152	372,614	32,178	5,467,619	143	16,940	33	3,943
2008	11	5,241,340	4,851	10,539	316,560	28,939	4,908,327	116	14,435	14	1,937
2008	12	5,594,857	5,258	11,155	353,021	30,377	5,220,410	161	19,589	13	1,540
2009	1	4,912,230	5,411	11,228	365,054	26,482	4,519,290	198	24,233	28	3,590
2009	2	4,177,373	5,225	10,307	304,343	22,520	3,850,855	160	18,689	24	3,171
2009	3	4,858,126	5,055	10,408	334,080	26,269	4,496,729	202	24,118	25	3,111
2009	4	4,312,120	3,887	8,465	311,407	23,529	3,979,239	136	16,448	42	4,929
2009	5	8,782,087	3,826	8,058	311,340	37,484	8,394,265	539	61,869	125	14,509
2009	6	10,397,797	3,635	8,856	359,369	38,299	9,959,554	705	73,582	48	5,158
2009	7	11,626,016	3,427	8,973	366,729	42,003	11,168,371	865	84,857	48	5,541
2009	8	10,185,202	2,844	8,106	335,547	36,698	9,751,141	1,010	93,948	30	4,376
2009	9	9,046,844	2,699	7,771	318,631	32,290	8,640,822	899	84,501	23	2,433
2009	10	10,545,441	2,693	7,623	327,589	38,215	10,114,024	1,053	98,986	31	4,042
2009	11	9,059,889	2,285	6,923	289,372	32,831	8,673,903	951	92,875	27	3,409
2009	12	9,145,867	2,215	6,597	290,666	32,959	8,750,632	973	100,530	28	3,878
2010	1	7,754,350	1,955	5,911	256,057	28,053	7,396,216	899	99,045	23	2,950
2010	2	5,992,959	1,638	5,032	210,751	21,427	5,687,862	816	91,003	27	3,121
2010	3	7,500,299	1,789	4,948	221,900	27,115	7,151,241	1,060	124,489	22	2,536
2010	4	6,565,792	2,080	4,791	201,333	23,659	6,252,816	870	106,410	42	5,129
2010	5	9,337,010	2,325	4,902	208,998	34,158	8,968,220	1,271	150,990	78	8,759
2010	6	8,966,909	2,452	5,913	256,629	32,460	8,594,391	925	109,338	60	6,397
2010	7	9,078,283	2,125	6,137	260,998	33,807	8,714,194	871	98,090	43	4,725
2010	8	8,829,414	1,945	5,797	246,752	32,461	8,472,026	1,038	108,200	17	2,142
2010	9	7,686,393	1,761	5,359	229,327	28,520	7,368,605	848	86,663	17	1,655
2010	10	8,209,996	1,683	5,112	211,486	31,320	7,902,608	881	92,168	31	3,668
2010	11	8,434,824	1,673	4,867	201,437	32,294	8,124,281	1,047	107,067	16	1,749
2010	12	7,909,758	1,578	4,641	199,793	30,100	7,611,686	918	97,395	8	827
2011	1	7,096,227	1,312	4,158	179,139	27,111	6,813,301	900	101,627	16	2,040
2011	2	5,644,282	1,128	3,540	146,324	21,333	5,416,552	731	79,259	16	2,092
2011	3	6,760,257	1,184	3,343	142,724	25,638	6,514,419	925	100,421	19	2,577

年 月		就職促進給付									
		支給総額	就業手当			再就職手当		常用就職支度手当		移転費	
			初回受給者数	受給者数	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
		千円	人	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
2011	4	5,627,195	1,458	3,236	129,267	21,462	5,414,398	701	78,402	44	5,032
2011	5	8,346,086	2,042	3,926	158,412	32,311	8,052,400	1,086	123,349	104	11,464
2011	6	7,964,819	2,230	5,011	211,209	30,083	7,662,238	763	82,931	59	7,990
2011	7	8,606,280	1,935	5,370	219,710	33,314	8,313,472	679	67,366	46	5,192
2011	8	9,282,527	2,060	5,595	239,251	35,674	8,940,629	1,013	96,178	43	5,697
2011	9	8,817,386	1,567	4,945	213,086	29,666	8,522,722	791	78,380	23	2,722
2011	10	10,235,043	1,518	4,686	196,558	32,609	9,953,730	806	80,405	31	3,796
2011	11	10,486,631	1,462	4,432	189,103	33,355	10,198,826	903	94,148	32	3,927
2011	12	10,181,598	1,273	4,044	176,425	31,863	9,917,533	773	83,042	30	4,150
2012	1	9,011,405	979	3,555	151,729	28,488	8,769,858	789	86,282	27	2,989
2012	2	7,502,981	840	2,867	120,153	23,694	7,297,834	738	80,578	29	3,737
2012	3	8,788,589	858	2,557	113,132	27,329	8,575,422	852	96,119	24	3,082

各種データ (月次)

5の1

年 月		就職促進給付 続き		教育訓練給付		高齢雇用継続給付				
		広域求職活動費		受給者数	支給金額	支給総額	基本給付金		再就職給付金	
		支給 人員	支給 額				受給者 数	支給額	受給者 数	支給額
		人	千円	人	千円	千円	人	千円	人	千円
1996	4	3	122	*	*	1,854,230	27,002	1,671,971	2,382	182,259
1996	5	2	87	*	*	2,862,193	37,641	2,594,783	3,456	267,410
1996	6	5	187	*	*	2,302,581	33,118	2,100,931	2,794	201,650
1996	7	10	639	*	*	3,039,080	42,956	2,771,043	3,500	268,037
1996	8	2	91	*	*	2,666,282	36,399	2,418,152	3,039	248,130
1996	9	3	138	*	*	3,261,677	44,797	2,960,446	3,777	301,231
1996	10	4	178	*	*	3,012,499	40,920	2,720,044	3,547	292,455
1996	11	3	142	*	*	3,532,036	48,309	3,196,581	4,243	335,455
1996	12	3	141	*	*	3,137,203	41,770	2,826,627	3,763	310,576
1997	1	5	193	*	*	3,708,803	49,447	3,358,225	4,376	350,578
1997	2	4	237	*	*	3,367,048	45,270	3,035,689	4,056	331,359
1997	3	5	279	*	*	4,279,736	57,905	3,886,019	4,911	393,717
1997	4	6	165	*	*	3,477,878	46,628	3,166,087	4,025	311,791
1997	5	4	89	*	*	4,430,930	60,977	4,034,459	5,385	396,471
1997	6	1	78	*	*	3,838,642	51,555	3,522,888	4,130	315,753
1997	7	2	154	*	*	4,895,054	65,096	4,505,734	4,879	389,320
1997	8	5	261	*	*	4,121,653	53,495	3,786,702	4,001	334,951
1997	9	8	359	*	*	4,117,042	66,207	4,680,601	5,012	436,441
1997	10	16	678	*	*	4,681,141	59,942	4,278,986	4,558	402,155
1997	11	2	53	*	*	5,164,192	67,577	4,756,916	4,988	407,275
1997	12	4	186	*	*	4,764,327	61,444	4,374,273	4,613	390,054
1998	1	1	19	*	*	5,459,958	70,339	5,050,028	5,058	409,929
1998	2	4	232	*	*	4,894,187	64,116	4,532,381	4,406	361,806
1998	3	5	182	*	*	6,188,782	81,034	5,729,398	5,418	459,384
1998	4	5	232	*	*	5,052,001	65,394	4,698,588	4,329	353,412
1998	5	5	140	*	*	6,069,590	81,112	5,642,796	5,467	426,794
1998	6	3	178	*	*	5,553,822	72,667	5,201,195	4,480	352,627
1998	7	8	368	*	*	6,748,369	86,809	6,315,915	5,310	432,455
1998	8	5	164	*	*	5,718,153	73,053	5,371,169	4,348	346,984
1998	9	7	409	*	*	6,967,257	88,679	6,535,602	5,298	431,656
1998	10	5	144	*	*	6,196,736	78,594	5,822,430	4,605	374,306
1998	11	4	99	*	*	6,983,535	89,326	6,568,937	5,157	414,597
1998	12	4	267	*	*	6,358,475	80,313	5,974,571	4,639	383,904
1999	1	3	138	*	*	7,217,356	91,218	6,798,836	5,148	418,519
1999	2	3	111	*	*	6,552,533	82,840	6,175,740	4,530	376,793
1999	3	8	229	198	9,205	7,988,245	102,361	7,520,200	5,694	468,045

## 各種データ（月次）

5の2

年 月		就職促進給付 続き		教育訓練給付		高齢雇用継続給付					
		広域求職活動費		受給者数	支給金額	支給総額	基本給付金		再就職給付金		
		支給 人員	支給 額				受給者 数	支給額	受給者 数	支給額	
人	千円	人	千円	千円	人	千円	人	千円			
1999	4	3	180	1,135	77,525	6,716,141	85,584	6,350,798	4,545	365,343	
1999	5	9	452	2,540	221,793	7,770,844	100,856	7,339,091	5,546	431,753	
1999	6	9	333	3,956	390,245	7,168,292	90,607	6,797,117	4,714	371,175	
1999	7	9	376	10,116	1,157,427	8,442,573	105,680	7,994,716	5,610	447,857	
1999	8	2	159	18,858	2,128,252	7,261,827	90,410	6,896,112	4,610	365,716	
1999	9	5	216	11,098	810,178	8,490,492	105,169	8,039,310	5,618	451,182	
1999	10	4	95	24,397	2,750,919	7,433,265	92,479	7,049,780	4,776	383,485	
1999	11	2	35	19,004	1,732,790	8,544,335	106,118	8,090,708	5,643	453,627	
1999	12	4	233	14,673	991,825	7,585,428	92,999	7,180,670	5,001	404,758	
2000	1	3	210	13,761	968,224	8,666,487	106,922	8,215,850	5,626	450,637	
2000	2	11	497	13,970	891,056	7,791,208	97,355	7,385,571	4,989	405,637	
2000	3	12	702	16,096	1,121,544	9,277,181	116,246	8,800,351	5,943	476,830	
2000	4	4	147	18,378	1,584,831	7,617,567	95,096	7,233,820	4,848	383,747	
2000	5	1	26	19,014	1,591,844	9,110,442	115,155	8,659,491	5,848	450,951	
2000	6	9	332	19,392	1,733,087	8,284,696	104,120	7,882,040	5,115	402,656	
2000	7	1	22	24,070	2,751,413	9,572,177	118,657	9,113,429	5,732	458,749	
2000	8	5	269	31,557	3,735,357	8,499,933	104,220	8,076,375	5,152	423,558	
2000	9	3	102	23,129	2,355,551	9,604,836	117,991	9,141,922	5,725	462,914	
2000	10	10	484	34,457	3,871,579	8,520,930	105,493	8,104,416	5,181	416,514	
2000	11	9	453	26,444	2,618,661	9,734,240	120,627	9,273,331	5,779	460,909	
2000	12	5	228	22,650	2,085,368	8,763,837	107,948	8,325,952	5,279	437,885	
2001	1	1	89	16,928	1,556,365	9,706,247	118,652	9,222,977	5,757	483,271	
2001	2	5	445	15,443	1,410,494	8,688,432	108,313	8,277,159	5,090	411,272	
2001	3	3	194	18,675	1,814,612	10,352,448	129,592	9,868,167	6,033	484,281	
2001	4	4	179	21,879	2,581,072	8,614,590	108,385	8,220,627	5,002	393,963	
2001	5	2	80	18,533	2,132,310	10,207,939	129,545	9,734,821	6,221	473,118	
2001	6	9	442	18,582	2,304,532	9,020,435	113,143	8,623,031	5,108	397,403	
2001	7	4	229	25,166	3,699,952	10,827,949	134,381	10,363,817	5,910	464,132	
2001	8	7	356	30,668	4,563,406	9,536,280	117,333	9,118,025	5,232	418,255	
2001	9	2	129	23,952	3,295,333	10,962,856	134,577	10,483,864	5,930	478,992	
2001	10	6	300	34,211	5,224,368	10,044,348	123,661	9,622,201	5,224	422,147	
2001	11	6	135	30,020	3,980,195	11,405,232	141,459	10,922,148	6,033	483,084	
2001	12	11	465	22,135	2,819,446	10,205,080	125,437	9,796,611	5,030	408,469	
2002	1	13	240	19,061	2,878,312	11,549,875	141,555	11,100,795	5,609	449,080	
2002	2	25	293	18,752	2,776,494	10,453,831	130,673	10,063,893	4,739	389,938	
2002	3	14	609	21,721	3,363,417	12,256,238	153,593	11,792,149	5,682	464,090	

## 各種データ（月次）

5の3

年 月		就職促進給付 続き		教育訓練給付		高齢雇用継続給付					
		広域求職活動費		受給者数	支給金額	支給総額	基本給付金		再就職給付金		
		支給 人員	支給 額				受給者 数	支給額	受給者 数	支給額	
人	千円	人	千円	千円	人	千円	人	千円			
2002	4	9	317	27,566	4,905,967	10,576,045	132,815	10,212,813	4,511	363,232	
2002	5	10	377	24,475	4,187,305	12,337,636	158,109	11,929,178	5,339	408,458	
2002	6	7	534	22,845	4,021,694	10,823,062	136,458	10,497,254	4,120	325,808	
2002	7	5	184	32,937	6,020,033	12,944,273	162,303	12,566,081	4,867	378,191	
2002	8	5	279	40,515	7,754,502	11,153,332	138,665	10,846,057	3,884	307,275	
2002	9	6	340	32,018	5,608,471	12,706,692	158,915	12,363,883	4,358	342,809	
2002	10	13	851	44,716	7,808,540	11,528,644	144,573	11,243,622	3,610	285,022	
2002	11	5	351	36,964	5,974,711	12,861,464	162,937	12,552,088	4,006	309,377	
2002	12	6	510	32,782	5,632,267	11,351,545	143,003	11,105,593	3,137	245,952	
2003	1	1	161	25,899	4,719,992	12,868,995	161,659	12,597,976	3,468	271,019	
2003	2	7	466	27,285	5,249,406	11,450,259	146,400	11,226,929	2,836	223,330	
2003	3	9	469	32,943	6,552,121	13,078,583	167,915	12,825,797	3,238	252,785	
2003	4	8	447	38,152	7,794,979	10,576,045	148,350	11,365,570	2,603	204,061	
2003	5	1	99	36,853	7,820,748	12,337,636	170,512	12,862,610	3,011	221,709	
2003	6	5	215	38,917	8,337,270	10,823,062	151,625	11,708,040	2,282	173,195	
2003	7	9	523	52,192	11,205,523	12,944,273	172,607	13,411,883	2,325	179,717	
2003	8	2	103	61,304	13,348,390	11,153,332	149,668	11,660,179	1,804	139,099	
2003	9	2	44	40,284	7,927,355	12,706,692	171,130	13,164,257	1,727	134,056	
2003	10	11	476	56,686	10,218,326	11,528,644	155,736	11,895,689	1,446	110,536	
2003	11	2	156	43,886	7,702,427	12,861,464	168,470	12,673,411	1,413	107,481	
2003	12	4	238	30,839	4,690,227	11,351,545	154,821	11,617,899	1,240	94,362	
2004	1	3	231	21,687	3,115,504	12,868,995	171,347	12,737,099	1,204	85,333	
2004	2	2	58	21,341	3,214,939	11,450,259	155,944	11,358,919	1,014	72,146	
2004	3	6	313	27,688	4,414,005	13,078,583	177,986	12,774,346	1,061	74,939	
2004	4	7	471	33,629	6,215,683	11,196,838	155,705	11,138,058	871	58,781	
2004	5	2	133	25,901	4,489,007	12,113,982	172,978	12,058,792	903	55,191	
2004	6	8	380	16,446	1,583,122	11,168,506	159,783	11,135,110	591	33,396	
2004	7	5	397	17,717	1,365,491	12,489,701	179,195	12,454,418	617	35,283	
2004	8	3	118	21,941	1,582,721	11,174,140	159,731	11,145,013	510	29,127	
2004	9	9	328	17,116	1,226,072	12,232,605	176,231	12,201,846	527	30,759	
2004	10	12	744	23,596	1,933,304	11,035,596	159,679	11,009,619	453	25,977	
2004	11	8	253	21,869	1,596,264	12,049,454	177,030	12,022,151	489	27,302	
2004	12	5	297	15,264	986,811	10,952,151	161,155	10,930,779	396	21,372	
2005	1	3	73	11,859	868,610	11,906,100	175,820	11,880,583	474	25,517	
2005	2	11	457	11,330	820,123	10,572,286	159,511	10,551,967	359	20,319	
2005	3	6	295	13,955	1,107,112	11,996,178	182,816	11,970,748	480	25,431	



## 各種データ（月次）

5の4

年 月		就職促進給付 続き		教育訓練給付		高齢雇用継続給付				
		広域求職活動費		受給者数	支給金額	支給総額	基本給付金		再就職給付金	
		支給 人員	支給 額				受給者 数	支給額	受給 者数	支給額
人	千円	人	千円	千円	人	千円	人	千円		
2005	4	3	176	13,908	1,239,685	10,377,938	159,288	10,359,963	338	17,975
2005	5	3	91	11,784	930,165	11,329,335	177,886	11,307,501	432	21,834
2005	6	5	200	11,682	856,189	10,389,805	163,935	10,372,420	345	17,385
2005	7	2	59	13,310	1,001,696	11,260,115	177,027	11,241,883	385	18,232
2005	8	2	51	18,611	1,436,912	10,346,791	162,882	10,329,616	359	17,176
2005	9	6	186	13,514	931,514	11,008,371	174,372	10,989,731	401	18,639
2005	10	2	58	17,994	1,364,773	10,057,301	161,166	10,041,401	346	15,899
2005	11	5	315	17,432	1,179,112	10,717,710	173,256	10,699,375	402	18,335
2005	12	0	0	11,980	757,489	9,766,900	158,465	9,750,430	344	16,470
2006	1	2	179	9,197	642,938	10,491,231	170,304	10,473,324	387	17,907
2006	2	5	143	8,868	619,484	9,412,545	156,483	9,396,002	356	16,543
2006	3	8	356	10,786	847,590	10,374,695	174,676	10,355,750	393	18,944
2006	4	4	198	11,589	985,654	8,946,754	151,712	8,931,166	346	15,587
2006	5	1	57	9,726	774,924	9,814,598	170,427	9,796,684	387	17,914
2006	6	2	76	9,498	719,302	8,926,043	155,828	8,910,301	355	15,743
2006	7	5	231	11,001	892,623	9,821,181	169,365	9,803,848	384	17,334
2006	8	4	161	16,085	1,307,648	8,878,624	154,451	8,863,993	318	14,631
2006	9	3	171	11,479	795,291	9,583,033	167,961	9,566,438	363	16,595
2006	10	4	227	16,483	1,233,197	8,814,145	156,319	8,799,981	306	14,164
2006	11	3	173	16,134	1,053,562	9,468,978	170,178	9,453,558	335	15,420
2006	12	3	82	11,488	703,768	8,718,041	157,638	8,705,036	293	13,006
2007	1	6	336	8,466	579,887	9,396,644	170,136	9,381,252	325	15,392
2007	2	4	162	7,726	558,222	8,576,044	159,910	8,563,585	260	12,460
2007	3	3	177	9,307	739,103	9,558,921	180,926	9,542,786	339	16,135
2007	4	3	112	10,323	918,330	8,393,564	160,507	8,381,755	256	11,809
2007	5	2	48	8,626	706,544	9,511,874	186,833	9,496,504	335	15,371
2007	6	5	275	7,863	604,212	8,753,464	172,479	8,742,496	242	10,968
2007	7	4	307	9,456	784,523	9,846,470	191,711	9,831,678	322	14,792
2007	8	1	87	12,426	947,021	9,115,073	178,915	9,102,440	265	12,632
2007	9	1	81	9,284	666,173	9,521,876	187,376	9,507,811	299	14,065
2007	10	2	99	13,695	1,020,742	9,347,480	186,598	9,334,317	267	13,163
2007	11	3	158	15,380	950,767	9,729,304	197,656	9,713,951	337	15,352
2007	12	3	96	10,726	644,246	9,221,594	187,458	9,208,007	297	13,587
2008	1	1	112	8,195	563,289	9,805,874	198,267	9,790,736	328	15,138
2008	2	1	82	7,654	523,780	9,278,931	192,620	9,264,511	302	14,420
2008	3	2	110	9,093	697,735	10,023,417	211,578	10,007,593	340	15,824

各種データ（月次）

5の5

年 月		就職促進給付 続き		教育訓練給付		高齢雇用継続給付					
		広域求職活動費		受給者数	支給金額	支給総額	基本給付金		再就職給付金		
		支給 人員	支給 額				受給者 数	支給額	受給者 数	支給額	
人	千円	人	千円	千円	人	千円	人	千円			
2008	4	1	58	10,373	888,189	9,198,601	194,146	9,183,830	310	14,770	
2008	5	1	88	7,978	592,354	9,911,655	214,627	9,895,697	344	15,958	
2008	6	1	26	7,552	509,090	9,729,434	209,761	9,713,696	336	15,738	
2008	7	5	184	10,997	776,742	10,670,357	227,045	10,653,358	361	16,998	
2008	8	2	102	13,846	899,326	9,919,127	210,164	9,902,844	337	16,283	
2008	9	2	58	12,391	779,871	10,582,391	224,799	10,565,406	349	16,985	
2008	10	5	411	15,548	1,011,889	10,348,392	219,994	10,330,782	378	17,611	
2008	11	1	80	12,735	521,249	10,700,267	229,153	10,683,649	360	16,618	
2008	12	4	296	9,428	367,674	10,430,862	220,706	10,413,674	359	17,188	
2009	1	2	62	7,640	326,151	11,147,126	236,252	11,130,625	353	16,501	
2009	2	4	314	6,398	256,633	10,656,491	227,939	10,640,138	345	16,354	
2009	3	3	87	8,980	493,305	11,526,221	248,625	11,509,065	346	17,156	
2009	4	3	98	10,305	577,971	10,771,138	232,610	10,753,975	362	17,163	
2009	5	3	104	8,190	312,655	11,441,411	251,025	11,425,232	349	16,179	
2009	6	3	133	9,440	308,876	11,528,725	248,109	11,511,088	380	17,637	
2009	7	8	517	11,568	407,793	12,424,364	265,012	12,408,130	338	16,235	
2009	8	4	189	14,129	525,948	11,607,437	245,920	11,592,740	308	14,698	
2009	9	10	456	12,228	392,132	12,185,019	257,949	12,169,191	333	15,828	
2009	10	10	801	14,787	522,274	11,665,315	248,127	11,651,005	310	14,311	
2009	11	6	330	14,678	458,855	12,224,628	263,445	12,209,982	310	14,647	
2009	12	3	162	11,224	324,009	11,780,395	251,574	11,766,823	277	13,573	
2010	1	3	81	9,073	300,695	12,266,601	261,136	12,253,651	268	12,950	
2010	2	6	223	7,455	247,492	11,814,190	252,910	11,801,157	276	13,033	
2010	3	4	133	10,521	455,647	12,719,943	275,308	12,706,676	288	13,268	
2010	4	4	103	11,152	527,340	11,921,485	257,459	11,909,479	254	12,007	
2010	5	1	44	8,093	297,372	12,407,938	273,011	12,395,799	285	12,139	
2010	6	5	153	8,988	289,764	12,498,387	269,121	12,487,111	246	11,276	
2010	7	5	276	10,070	359,771	13,393,846	284,640	13,381,195	281	12,652	
2010	8	6	295	13,047	473,872	12,624,413	267,514	12,612,929	260	11,484	
2010	9	2	142	11,868	390,255	13,328,553	284,671	13,317,343	250	11,210	
2010	10	3	66	12,769	461,820	12,372,778	266,335	12,360,507	276	12,271	
2010	11	6	290	14,119	474,570	13,397,556	289,631	13,386,599	249	10,957	
2010	12	1	57	9,716	293,122	12,612,604	270,643	12,601,367	247	11,237	
2011	1	3	119	8,136	281,571	13,477,160	287,719	13,466,438	232	10,722	
2011	2	1	55	6,640	244,769	12,769,133	276,477	12,758,751	239	10,382	
2011	3	2	118	9,572	481,691	13,915,157	302,663	13,903,563	254	11,594	

## 各種データ（月次）

5の6

年 月		就職促進給付 続き		教育訓練給付		高年齢雇用継続給付				
		広域求職活動費		受給者数	支給金額	支給総額	基本給付金		再就職給付金	
		支給 人員	支給 額				受給者 数	支給額	受給 者数	支給額
		人	千円	人	千円	千円	人	千円	人	千円
2011	4	2	96	8,948	466,656	12,904,534	280,241	12,895,262	216	9,272
2011	5	9	461	7,837	305,803	13,995,384	311,361	13,986,217	215	9,167
2011	6	12	451	9,106	288,021	13,473,704	295,165	13,464,183	226	9,521
2011	7	16	540	9,927	339,769	14,788,322	319,239	14,779,736	200	8,586
2011	8	13	772	13,211	470,951	13,743,037	295,145	13,733,787	212	9,250
2011	9	14	475	11,647	375,499	14,874,682	314,918	14,865,407	195	9,275
2011	10	12	554	13,193	470,863	14,047,383	292,731	14,039,092	190	8,291
2011	11	19	627	13,650	450,732	15,152,634	317,470	15,144,234	178	8,400
2011	12	14	447	9,096	277,789	13,998,713	291,747	13,989,956	195	8,757
2012	1	13	548	7,839	279,590	15,060,198	312,345	15,053,263	151	6,936
2012	2	19	679	7,487	265,948	13,924,728	293,530	13,916,227	188	8,501
2012	3	23	834	10,307	534,938	15,183,682	321,447	15,176,943	156	6,739

雇用保険 各種データ (月次)

6 の 1

年 月		育児休業給付				介護休業給付		日雇労働求職者給付	
		支給総額	基本給付金		職場復帰給付金		受給者数	支給額	支給総額
			受給者数	支給額	受給者数	支給額			
		千円	人	千円	人	千円	人	千円	千円
1996	4	1,649,389	16,894	1,505,820	2,891	143,569	*	*	2,381,595
1996	5	1,995,839	20,680	1,821,541	3,204	174,298	*	*	2,703,722
1996	6	1,448,019	15,052	1,302,153	2,338	145,866	*	*	2,067,991
1996	7	1,747,268	17,812	1,535,702	3,093	211,566	*	*	2,225,851
1996	8	1,613,594	15,993	1,410,111	2,656	203,483	*	*	2,396,375
1996	9	1,699,720	16,741	1,488,264	2,697	211,456	*	*	2,232,554
1996	10	2,205,585	18,937	1,677,547	6,910	528,038	*	*	2,238,826
1996	11	1,946,313	17,783	1,571,301	4,893	375,012	*	*	2,194,174
1996	12	1,874,245	17,905	1,599,276	3,532	274,969	*	*	1,931,343
1997	1	1,976,019	19,401	1,742,207	3,052	233,812	*	*	3,567,137
1997	2	1,910,576	18,696	1,688,789	2,750	221,787	*	*	2,023,197
1997	3	2,163,145	20,727	1,891,796	3,479	271,349	*	*	2,153,351
1997	4	2,069,924	19,909	1,786,168	3,616	283,756	*	*	2,462,834
1997	5	2,196,470	21,389	1,900,682	3,684	295,788	*	*	2,576,526
1997	6	1,883,420	18,746	1,630,897	2,942	252,523	*	*	2,226,274
1997	7	1,990,617	18,734	1,693,041	3,534	297,576	*	*	2,344,556
1997	8	1,889,386	17,834	1,619,441	3,099	269,945	*	*	2,262,714
1997	9	1,999,873	18,732	1,700,942	3,431	298,931	*	*	2,373,771
1997	10	2,647,026	21,974	2,013,025	7,722	634,001	*	*	2,316,127
1997	11	2,045,568	17,987	1,618,353	5,135	427,215	*	*	2,208,357
1997	12	2,291,179	21,279	1,947,779	4,257	343,400	*	*	1,904,578
1998	1	2,238,410	21,543	1,954,344	3,473	284,066	*	*	3,483,212
1998	2	2,144,045	20,506	1,884,632	2,996	259,413	*	*	2,019,580
1998	3	2,498,928	23,489	2,159,812	4,061	339,116	*	*	2,173,388
1998	4	2,434,454	22,706	2,094,578	4,052	339,876	*	*	2,360,744
1998	5	2,329,744	22,351	1,993,736	3,868	336,008	*	*	2,540,867
1998	6	2,248,606	21,572	1,943,328	3,402	305,278	*	*	2,252,760
1998	7	2,225,655	20,685	1,871,362	3,950	354,293	*	*	2,239,157
1998	8	2,152,710	20,061	1,845,624	3,314	307,086	*	*	2,287,216
1998	9	2,226,736	20,466	1,887,250	3,626	339,486	*	*	2,265,441
1998	10	2,929,294	23,939	2,217,904	8,293	711,390	*	*	2,133,765
1998	11	2,342,649	20,371	1,858,810	5,741	483,839	*	*	2,116,134
1998	12	2,556,605	23,312	2,157,028	4,691	399,577	*	*	1,923,090
1999	1	2,451,074	23,079	2,126,611	3,825	324,463	*	*	2,997,777
1999	2	2,429,516	23,012	2,139,866	3,300	289,650	*	*	1,933,807
1999	3	2,810,246	26,143	2,425,974	4,425	384,272	*	*	2,279,514

## 雇用保険 各種データ (月次)

6の2

年 月		育児休業給付					介護休業給付		日雇労働求職者給付
		支給総額	基本給付金		職場復帰給付金		受給者数	支給額	支給総額
			受給者数	支給額	受給者数	支給額			
		千円	人	千円	人	千円	人	千円	千円
1999	4	2,815,981	25,895	2,422,330	4,544	393,651	*	*	2,190,298
1999	5	2,451,420	23,472	2,100,216	3,959	351,204	*	*	2,484,848
1999	6	2,355,073	22,153	2,006,994	3,744	348,079	*	*	2,133,496
1999	7	2,366,890	21,477	1,979,730	4,210	387,160	387	51,300	2,009,201
1999	8	2,472,964	22,148	2,090,683	3,998	382,281	459	71,198	2,169,907
1999	9	2,497,324	22,637	2,120,109	4,008	377,215	434	64,318	2,066,927
1999	10	3,076,800	24,800	2,337,407	8,576	739,393	409	59,813	1,989,524
1999	11	2,720,246	22,981	2,134,821	6,671	585,425	342	52,184	2,088,604
1999	12	2,714,794	24,156	2,268,439	5,058	446,355	300	44,979	1,763,477
2000	1	2,730,087	25,139	2,358,043	4,310	372,044	320	53,882	2,867,832
2000	2	2,779,358	25,553	2,417,199	3,897	362,159	323	52,605	1,911,447
2000	3	3,040,793	27,594	2,610,817	4,803	429,976	330	49,353	2,096,236
2000	4	2,866,076	25,691	2,421,851	4,876	444,225	272	43,492	1,932,198
2000	5	3,001,436	27,572	2,566,275	4,868	435,161	313	48,021	2,458,141
2000	6	2,834,511	26,515	2,429,014	4,225	405,497	342	52,438	2,077,589
2000	7	2,607,507	23,747	2,208,167	4,334	399,340	299	47,112	1,995,432
2000	8	2,855,643	25,564	2,405,618	4,573	450,025	335	51,005	2,239,904
2000	9	2,750,158	24,766	2,332,178	4,356	417,980	335	53,184	1,991,174
2000	10	3,416,016	27,243	2,582,140	9,345	833,876	358	54,636	2,134,385
2000	11	3,088,226	26,146	2,451,129	7,220	637,097	309	49,153	2,106,308
2000	12	3,191,323	28,001	2,656,463	5,852	534,860	340	53,316	1,776,198
2001	1	3,010,172	27,688	2,617,584	4,443	392,587	283	44,666	2,822,558
2001	2	3,315,476	28,053	2,935,849	4,033	379,626	327	54,338	1,837,787
2001	3	4,292,299	30,826	3,825,076	5,213	467,223	394	78,961	1,952,920
2001	4	4,463,498	29,033	4,003,073	4,986	460,424	314	69,355	1,919,523
2001	5	4,986,988	32,582	4,499,482	5,329	487,506	413	101,433	2,562,432
2001	6	4,416,673	28,831	3,996,047	4,344	420,626	362	91,674	1,961,663
2001	7	4,421,167	28,108	3,934,562	4,978	486,605	363	90,994	2,036,537
2001	8	4,697,334	29,212	4,141,319	5,022	556,015	432	106,186	2,163,936
2001	9	4,312,793	26,406	3,759,692	4,598	553,101	408	98,492	1,737,776
2001	10	5,985,326	32,524	4,652,217	10,538	1,333,109	457	120,271	2,099,178
2001	11	5,246,551	29,494	4,178,296	8,007	1,068,256	394	102,095	1,904,929
2001	12	5,210,470	30,590	4,362,168	6,001	848,301	386	97,994	1,712,882
2002	1	5,302,141	31,914	4,543,767	5,005	758,374	338	89,406	2,668,016
2002	2	5,169,844	31,104	4,447,421	4,378	722,423	358	96,889	1,706,078
2002	3	5,650,740	32,755	4,717,365	5,487	933,374	345	92,110	1,807,947

## 雇用保険 各種データ (月次)

6の3

年 月		育児休業給付				介護休業給付		日雇労働求職者給付	
		支給総額	基本給付金		職場復帰給付金		受給者数	支給額	支給総額
			受給者数	支給額	受給者数	支給額			
		千円	人	千円	人	千円	人	千円	千円
2002	4	5,860,353	33,517	4,791,817	6,003	1,068,536	312	77,050	1,996,730
2002	5	6,187,751	35,869	5,046,405	6,025	1,141,347	349	91,771	2,211,695
2002	6	5,163,893	30,233	4,212,382	4,719	951,511	328	85,066	1,717,304
2002	7	5,616,208	31,814	4,488,940	5,701	1,127,268	377	95,333	1,939,005
2002	8	5,454,478	30,457	4,351,783	5,325	1,102,695	332	87,361	1,890,008
2002	9	5,267,126	29,805	4,241,997	5,083	1,025,128	409	101,568	1,760,835
2002	10	7,251,607	35,471	5,107,023	11,482	2,144,584	482	125,459	1,863,896
2002	11	6,066,195	31,396	4,460,120	8,513	1,606,076	421	110,462	1,704,396
2002	12	5,908,554	32,785	4,704,272	6,412	1,204,282	388	98,009	1,519,592
2003	1	6,051,769	35,213	5,046,212	5,396	1,005,558	340	89,766	2,612,767
2003	2	5,787,835	33,633	4,836,011	4,878	951,824	354	93,125	1,547,471
2003	3	6,179,065	35,060	5,020,869	5,856	1,158,195	396	103,461	1,710,794
2003	4	6,380,974	35,463	5,103,733	6,556	1,277,241	324	81,383	1,832,365
2003	5	6,624,068	37,673	5,348,805	6,395	1,275,263	396	97,599	1,904,687
2003	6	5,652,546	32,779	4,596,360	5,078	1,056,186	342	82,592	1,676,156
2003	7	6,026,840	34,082	4,814,696	6,041	1,212,144	391	103,091	1,772,310
2003	8	5,708,931	31,856	4,547,544	5,586	1,161,387	379	98,815	1,703,215
2003	9	5,860,334	32,852	4,695,837	5,567	1,164,497	401	106,651	1,761,653
2003	10	7,712,630	37,557	5,399,859	12,208	2,312,771	476	121,544	1,731,180
2003	11	6,095,660	31,226	4,420,665	8,741	1,674,995	370	94,335	1,572,592
2003	12	6,392,353	35,366	5,067,926	6,911	1,324,427	402	100,788	1,334,501
2004	1	6,594,994	38,040	5,425,774	5,997	1,169,220	391	104,036	2,383,441
2004	2	6,135,106	35,321	5,060,638	5,330	1,074,468	361	90,369	1,407,194
2004	3	7,145,209	40,114	5,768,434	6,864	1,376,775	435	110,842	1,679,848
2004	4	6,912,476	38,611	5,554,740	6,888	1,357,736	379	97,029	1,592,330
2004	5	6,634,088	38,099	5,375,929	6,297	1,258,158	365	88,981	1,753,066
2004	6	6,420,058	37,337	5,233,948	5,690	1,186,110	447	117,252	1,536,217
2004	7	6,411,795	36,043	5,093,012	6,362	1,318,783	472	124,472	1,456,496
2004	8	6,342,935	35,676	5,089,676	5,930	1,253,259	394	103,873	1,588,600
2004	9	6,383,565	36,141	5,146,925	5,850	1,236,640	448	113,602	1,491,086
2004	10	7,890,452	38,818	5,566,287	12,216	2,324,165	467	123,044	1,406,899
2004	11	7,346,568	38,060	5,412,716	9,993	1,933,853	418	110,136	1,441,387
2004	12	7,037,267	39,103	5,583,806	7,538	1,453,460	437	113,286	1,192,853
2005	1	7,045,402	40,871	5,845,718	6,123	1,199,684	352	93,162	2,007,099
2005	2	6,530,385	38,062	5,441,174	5,330	1,089,211	390	98,532	1,221,218
2005	3	7,822,129	44,393	6,389,322	7,204	1,432,807	417	106,805	1,412,709

雇用保険 各種データ（月次）

6の4

年 月		育児休業給付				介護休業給付		日雇労働求職者給付	
		支給総額	基本給付金		職場復帰給付金		受給者数	支給額	支給総額
			受給者数	支給額	受給者数	支給額			
		千円	人	千円	人	千円	人	千円	千円
2005	4	7,304,347	41,094	5,853,802	7,277	1,450,545	374	95,449	1,215,112
2005	5	7,564,538	43,356	6,104,820	7,087	1,459,718	446	107,323	1,656,769
2005	6	6,938,445	40,341	5,617,584	6,184	1,320,862	508	116,616	1,302,513
2005	7	6,632,468	37,443	5,241,636	6,545	1,390,832	494	112,317	1,237,956
2005	8	7,157,620	39,878	5,653,051	6,890	1,504,569	550	125,100	1,409,882
2005	9	6,996,795	38,968	5,521,065	6,734	1,475,730	557	130,259	1,261,593
2005	10	8,471,050	41,567	5,884,994	13,155	2,586,056	593	139,133	1,212,345
2005	11	7,834,320	40,194	5,659,541	11,020	2,174,779	536	115,696	1,211,314
2005	12	7,544,162	42,537	6,030,555	7,794	1,513,608	495	114,937	1,014,449
2006	1	7,433,430	43,500	6,137,938	6,612	1,295,492	475	101,068	1,750,707
2006	2	7,384,658	43,813	6,172,821	5,855	1,211,838	497	115,560	1,002,078
2006	3	8,280,359	49,100	6,791,091	7,420	1,489,268	557	117,768	1,131,872
2006	4	7,403,665	44,896	6,039,380	6,881	1,364,284	421	87,643	1,048,404
2006	5	7,980,575	49,780	6,484,386	7,321	1,496,189	565	122,574	1,323,295
2006	6	7,249,378	46,190	5,962,228	6,084	1,287,150	507	110,541	1,077,517
2006	7	6,851,706	41,844	5,509,455	6,411	1,342,252	491	114,615	1,060,635
2006	8	7,406,666	44,876	6,013,570	6,567	1,393,096	539	121,551	1,155,721
2006	9	7,063,573	43,057	5,769,999	6,263	1,293,574	550	125,341	997,470
2006	10	9,562,364	47,965	6,448,318	15,476	3,114,047	576	129,845	1,078,542
2006	11	8,755,110	46,124	6,157,978	12,740	2,597,132	551	122,513	1,041,470
2006	12	8,400,275	49,259	6,699,529	8,861	1,700,746	596	136,332	873,235
2007	1	7,990,938	49,306	6,679,144	6,982	1,311,794	543	123,946	1,491,479
2007	2	7,988,474	49,273	6,714,817	6,433	1,273,656	597	137,134	915,553
2007	3	8,954,534	54,597	7,430,825	7,874	1,523,709	623	134,869	975,110
2007	4	8,326,313	51,713	6,865,452	7,664	1,460,861	453	98,786	929,970
2007	5	9,221,593	58,745	7,610,200	8,375	1,611,393	632	138,031	1,277,615
2007	6	7,723,749	50,237	6,476,211	6,227	1,247,537	589	125,117	911,020
2007	7	7,891,327	48,971	6,453,280	7,192	1,438,047	536	119,372	1,019,325
2007	8	8,404,885	50,635	6,832,578	7,563	1,572,306	622	129,996	1,115,211
2007	9	7,549,167	46,089	6,185,998	6,549	1,363,169	577	131,011	886,979
2007	10	14,473,412	57,541	7,800,060	18,584	6,673,353	729	164,699	1,080,987
2007	11	12,965,290	52,577	7,049,731	14,697	5,915,559	641	136,411	1,005,325
2007	12	11,216,080	55,098	7,475,414	9,599	3,740,667	603	137,257	871,788
2008	1	10,739,402	57,134	7,740,365	7,801	2,999,038	527	114,534	1,468,862
2008	2	11,052,525	59,065	8,060,875	7,408	2,991,650	620	141,079	925,455
2008	3	11,378,933	59,839	8,169,681	8,270	3,209,253	591	130,509	955,581

## 雇用保険 各種データ (月次)

6の5

年 月		育児休業給付					介護休業給付		日雇労働求職者給付
		支給総額	基本給付金		職場復帰給付金		受給者数	支給額	支給総額
			受給者数	支給額	受給者数	支給額			
		千円	人	千円	人	千円	人	千円	千円
2008	4	11,715,966	62,466	8,324,733	8,771	3,391,233	534	112,400	1,004,563
2008	5	12,211,535	67,370	8,705,975	8,946	3,505,560	633	132,153	1,120,958
2008	6	10,453,976	58,339	7,476,931	7,221	2,977,045	631	134,231	918,690
2008	7	11,057,219	58,198	7,664,053	8,363	3,393,166	676	143,748	988,461
2008	8	10,587,507	55,075	7,400,546	7,596	3,186,961	595	131,140	985,918
2008	9	10,905,058	56,971	7,649,729	7,682	3,255,329	665	141,389	1,016,795
2008	10	18,004,606	65,341	8,833,175	21,678	9,171,431	791	166,516	987,286
2008	11	14,437,390	55,559	7,415,998	16,527	7,021,391	630	142,367	889,740
2008	12	13,008,806	62,724	8,503,890	11,267	4,504,917	684	151,605	796,646
2009	1	12,938,808	67,922	9,278,058	9,335	3,660,750	634	140,765	1,459,657
2009	2	11,966,280	64,156	8,731,122	7,969	3,235,158	621	134,697	835,324
2009	3	13,904,616	72,884	9,971,805	10,063	3,932,811	633	136,303	911,347
2009	4	13,696,034	72,421	9,668,894	10,075	4,027,140	541	110,815	922,995
2009	5	13,086,313	72,575	9,295,394	9,427	3,790,918	620	130,174	1,007,174
2009	6	12,234,898	68,142	8,778,770	8,307	3,456,128	627	128,089	876,913
2009	7	12,582,778	66,412	8,730,044	9,304	3,852,735	703	147,060	857,579
2009	8	11,861,860	61,523	8,267,234	8,324	3,594,626	601	126,869	859,802
2009	9	12,113,336	62,933	8,439,836	8,450	3,673,500	635	128,770	884,001
2009	10	20,457,449	71,687	9,665,147	24,701	10,792,301	779	165,326	880,996
2009	11	17,389,509	64,815	8,697,521	19,781	8,691,987	638	140,319	826,835
2009	12	14,620,865	70,283	9,536,509	12,584	5,084,356	651	138,008	693,208
2010	1	13,883,319	73,589	10,006,882	9,869	3,876,436	625	135,070	1,165,751
2010	2	13,186,910	71,022	9,630,764	8,733	3,556,146	575	124,237	702,792
2010	3	16,040,253	83,782	11,430,221	11,522	4,610,032	710	139,053	827,305
2010	4	15,334,191	81,912	10,895,871	11,103	4,438,320	602	127,411	787,822
2010	5	14,490,237	81,053	10,297,202	10,329	4,193,036	659	135,816	864,467
2010	6	14,101,970	75,359	10,193,310	9,221	3,908,660	690	136,903	741,110
2010	7	14,717,332	71,156	10,548,884	9,903	4,168,447	664	143,135	723,601
2010	8	15,848,613	70,758	11,626,451	9,729	4,222,161	712	146,648	760,940
2010	9	16,287,409	70,348	12,029,126	9,529	4,258,283	777	165,518	742,700
2010	10	26,165,517	77,277	14,078,619	27,619	12,086,899	774	168,087	709,003
2010	11	25,109,508	75,835	14,347,586	24,235	10,761,922	763	158,678	719,281
2010	12	21,624,331	80,622	15,993,429	13,456	5,630,902	695	145,969	611,572
2011	1	20,984,768	82,299	16,875,988	9,716	4,108,781	675	150,547	1,085,476
2011	2	21,104,127	82,138	17,382,932	8,350	3,721,195	652	141,840	658,182
2011	3	24,663,407	92,816	20,173,203	9,983	4,490,204	718	153,529	756,561



雇用保険 各種データ（月次）

6の6

年 月		育児休業給付				介護休業給付		日雇労働求職者給付	
		支給総額	基本給付金		職場復帰給付金		受給者数	支給額	支給総額
			受給者数	支給額	受給者数	支給額			
		千円	人	千円	人	千円	人	千円	千円
2011	4	23,642,200	90,853	19,486,888	8,989	4,155,313	600	131,337	686,061
2011	5	24,249,360	95,240	19,971,464	8,944	4,277,896	729	148,164	943,308
2011	6	21,804,213	84,505	17,956,186	7,731	3,848,027	672	142,093	714,207
2011	7	20,318,329	76,130	16,688,061	7,120	3,630,268	644	135,133	685,581
2011	8	21,277,060	82,137	18,510,110	4,996	2,766,950	739	152,878	792,655
2011	9	19,247,486	79,176	17,884,658	2,013	1,362,829	719	149,782	733,310
2011	10	23,254,293	85,415	19,444,268	5,223	3,810,025	814	166,975	702,115
2011	11	21,928,135	83,639	18,994,060	3,861	2,934,075	793	165,398	696,404
2011	12	21,403,315	89,421	20,528,777	1,149	874,538	735	162,517	574,949
2012	1	21,366,495	91,554	21,003,625	447	362,870	678	144,406	1,093,823
2012	2	21,687,379	93,248	21,520,089	209	167,289	691	149,388	680,635
2012	3	22,933,695	99,154	22,892,063	59	41,632	670	131,882	684,573

---

JILPT 資料シリーズ No.119

雇用保険業務統計分析

発行年月日 2013年5月10日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 有限会社 太平印刷

---

©2013 JILPT

\* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)